

福利厚生事務の手引  
(第4次改訂版)

平成28年4月

公立学校共済組合広島支部

## 略語表

法	地方公務員等共済組合法
施行令	地方公務員等共済組合法施行令
施行規則	地方公務員等共済組合法施行規則
施行規程	地方公務員等共済組合法施行規程
運用方針	地方公務員等共済組合法運用方針
施行規程運用方針	地方公務員等共済組合法施行規程運用方針
定款	公立学校共済組法定款
運営規則	公立学校共済組合運営規則(巻末に掲載)
貸付規程	公立学校共済組合貸付規程(巻末に掲載)
貸付支部細則	公立学校共済組合貸付規程広島支部施行細則(巻末に掲載)
☒運営規則	一般財団法人広島県教育職員互助組合運営規則
☒組合員規則	一般財団法人広島県教育職員互助組合員に関する規則
☒退職医療規程	一般財団法人広島県教育職員互助組合退職医療給付に関する規程
年金施行令	国民年金法施行令
年金施行規則	国民年金法施行規則
自賠法	自動車損害賠償保障法

(注) 巻末に資料として掲載していない運営規則、貸付規程、貸付規程及び貸付支部細則以外の法規に係る条文については、地方公務員共済六法、下記のホームページ、又はインターネット等で参照してください。

(注) 一般財団法人広島県教育職員互助組合の様式については、互助組合のホームページからダウンロードしてください。

### ホームページアドレス

共済組合本部	<a href="http://www.kouritu.go.jp/index.html">http://www.kouritu.go.jp/index.html</a>
互助組合	<a href="http://www.gojo.or.jp">http://www.gojo.or.jp</a>

## 目 次

§ 1	事務手続早見表	§ 1-001
§ 2	短期給付一覧表	
1	共済組合 短期給付一覧表	§ 2-001
2	互助組合 給付事業等一覧表	002
§ 3	組合員	
1	組合員の範囲	§ 3-001
§ 4	標準報酬の決定・改定に係る手続き（共済組合）	
1	標準報酬制の概要	§ 4-001
2	定時決定	006
3	資格取得時決定	009
4	随時改定	010
5	育児休業等終了時改定	012
6	産前産後休業等終了時改定	016
7	3才未満の子を養育している場合の標準報酬月額の特例	018
8	標準期末手当等（標準賞与）	025
9	標準報酬関係の提出書類（所属所，組合員）	027
§ 5	掛金等に係る手続き	
1	掛金（保険料）・負担金の概要	§ 5-001
2	掛金（保険料）・負担金の免除に係る手続き	010
§ 6	広島県教職員に採用されたとき	
1	組合員の資格取得	§ 6-001
2	組合員になったときの手続	003
	・新採用のときの提出書類	
	・任期付職員・再任用職員（フルタイム）として採用のときの提出書類	
	・他の共済組合から転入したときの提出書類	
	・県外の公立学校等（他支部）から転入したときの提出書類	
	・臨時的任用者が組合員になったときの提出書類	
	・継続して任用されたとき	
3	組合員証等	006
4	給付金の振り込み	007
§ 7	被扶養者認定及び取消し	
1	被扶養者の対象となる親族の範囲	§ 7-001

2	主として組合員の収入により生計を維持している人の判定	§ 7-003
3	被扶養者の申告	008
4	被扶養者の収入判定事例	014
5	被扶養者申告書等の提出先	017
6	被扶養者が後期高齢者医療制度の被保険者になったとき	018
7	被扶養者証等の検認（資格確認）	019
8	国民年金第3号被保険者（被扶養配偶者）に係る届出手続	020
9	国民年金第3号被保険者資格喪失手続	021

## § 8 組合員及び被扶養者に異動が生じたとき

1	組合員が所属所を異動したとき	§ 8-001
2	組合員又は被扶養者の氏名が変わったとき	002
3	組合員又は被扶養者の住所が変わったとき	002
4	組合員証等の再交付を求めるとき	002

## § 9 病気になったとき又は負傷したとき

1	組合員証を使用して診療を受けたとき	～請求行為を必要としない給付～
(1)	療養の給付・家族療養の給付	§ 9-001
(2)	訪問看護療養費・家族訪問看護療養費	007
(3)	入院時食事療養費	007
(4)	高齢者の医療制度	008
(5)	高額療養費	009
(6)	特定疾病に係る高額療養費	013
(7)	保険外併用療養費の給付	014
(8)	柔道整復師（接骨院）の施術を受けたとき	015
(9)	他の法令による療養との調整	015
2	組合員証等の使用ができなかったとき	～請求行為を必要とする給付～
(1)	療養費・家族療養費	016
ア	診療等の費用を全額支払ったとき	
イ	国外で療養を受けたとき	
ウ	治療用装具を購入したとき	
エ	小児用弱視等の治療眼鏡を購入したとき	
オ	四肢のリンパ浮腫治療のための弾性着衣等を購入したとき	
カ	医師の同意を得て、あんま・マッサージ・はり・きゅうの施術を受けたとき	
(2)	移送費・家族移送費	019
(3)	義肢等製作費助成（互助組合）	020
(4)	治療見舞金（互助組合）	020
3	長期療養者見舞金	021
4	交通事故等にあつたとき（第三者による加害行為）	022

§ 1 0 欠勤・休業等で給料が減額又は無給になったとき

- 1 育児休業をとったとき
  - (1) 掛金等免除申請書の提出 . . . . . § 10-001
  - (2) 育児休業手当金の請求 . . . . . 001
  - (3) 貸付金の償還猶予を受けるとき . . . . . 007
- 2 介護休暇を取得したとき . . . . . 008
  - ・介護休業手当金, ㊤介護休暇手当金
- 3 療養・休職のため給料が支給されないとき . . . . . 013
  - ・傷病手当金・同附加金, ㊤傷病手金
- 4 欠勤等により給料が支給されないとき . . . . . 018
  - ・休業手当金

§ 1 1 結婚したとき . . . . . § 11-001

- ・結婚手当金の請求

§ 1 2 出産したとき . . . . . § 12-001

- 給付金の請求
- ・出産費・家族出産費, 同附加金
  - ・出産手当金

§ 1 3 災害にあったとき

- 1 給付金の請求 . . . . . § 13-001
  - ・災害見舞金, ㊤災害見舞金
- 2 災害対策事業 . . . . . 004
  - ・見舞金

§ 1 4 組合員でなくなったとき（死亡した場合を除く。）

- 1 組合員の資格喪失 . . . . . § 14-001
- 2 組合員でなくなったときの手続 . . . . . 001
  - ・組合員が退職したときの提出書類
  - ・組合員の資格を有する臨時的任用職員（年金受給権者を除く）が組合員の資格を喪失したときの提出書類
  - ・任期付職員（年金受給権者を除く）が組合員の資格を喪失したときの提出書類
  - ・年金受給権者（組合員の資格を有する臨時的任用職員, 任期付職員, 再任用職員を含む）が組合員の資格を喪失したときの提出書類
  - ・他の共済組合へ転出したときの提出書類
  - ・県外の公立学校等（他支部）へ転出したときの提出書類
- 3 ㊤退会給付金（特別退職給付金・特別返還金・生涯福祉給付金） . . . . . 003
- 4 退職後の医療保険制度 . . . . . 004

(1) 退職後に加入する医療保険制度	§ 14-006
(2) 退職後に受けることのできる短期給付	011
(3) ㊦退職医療制度	016
5 公的年金制度	019
6 離婚時の年金分割制度	022
7 公立学校共済組合『宿泊施設特別利用者証』の交付	026

## § 15 障害の状態になったとき又は障害により退職したとき

1 障害厚生年金	§ 15-001
2 障害基礎年金（国民年金）	006
3 障害手当金	007

## § 16 組合員が死亡したとき

1 組合員の資格喪失	§ 16-001
2 組合員が死亡したときの手続	001
3 給付金の請求	001
・埋葬料，同附加金	
・㊦死亡弔慰金，㊦遺児育英資金	
・㊦退会給付金（特別退職給付金・特別返還金・生涯福祉給付金）	
・弔慰金	
4 遺族厚生年金	006
5 遺族基礎年金（国民年金）	010

## § 17 被扶養者が死亡したとき

1 被扶養者取消しの手続	§ 17-001
2 給付金の請求	001
・家族埋葬料，同附加金	
・㊦家族死亡弔慰金	
・家族弔慰金	

## § 18 各種資金を必要とするとき

1 貸付けの要件・種類	
(1) 臨時に資金が必要なとき	§ 18-001
㊦ 一般貸付け，特別貸付け	
㊦ 一般資金貸付け	
(2) 住宅の新築・購入又は敷地の購入等で資金が必要なとき	001
㊦ 住宅貸付け	
(3) 住宅・敷地が非常災害を受け，資金が必要なとき	001
㊦ 住宅災害貸付け	
㊦ 住宅災害資金貸付け	

(4)	在宅介護構造の住宅の新築等で資金が必要なとき	・ ・ ・ ・ ・	§ 18-002
⊕	介護住宅貸付け		
(5)	入学又は修学で資金が必要なとき	・ ・ ・ ・ ・	002
⊕	教育貸付け		
⊕	特別資金貸付け		
(6)	組合員又は被扶養者が非常災害を受け、資金が必要なとき	・ ・ ・ ・ ・	003
⊕	災害貸付け		
(7)	医療を受けるため資金が必要なとき	・ ・ ・ ・ ・	003
⊕	医療貸付け		
⊕	特別資金貸付け		
(8)	結婚のため資金が必要なとき	・ ・ ・ ・ ・	003
⊕	結婚貸付け		
⊕	特別資金貸付け		
(9)	葬祭・墓地の取得等のため資金が必要なとき	・ ・ ・ ・ ・	003
⊕	葬祭貸付け		
⊕	特別資金貸付け		
(10)	海外研修又は海外赴任で資金が必要なとき	・ ・ ・ ・ ・	004
⊕	特別資金貸付け		
(11)	高額療養費の支払のため資金が必要なとき	・ ・ ・ ・ ・	004
⊕	高額医療貸付け		
(12)	出産に係る支払のため資金が必要なとき	・ ・ ・ ・ ・	004
⊕	出産貸付け		
(13)	公務に関して訴訟を起こされたとき	・ ・ ・ ・ ・	004
⊕	訴訟貸付け		
2	貸付けの制限・限度額及び利率	・ ・ ・ ・ ・	004
3	貸付申込書等の提出	・ ・ ・ ・ ・	009
4	貸付申込書の記入方法	・ ・ ・ ・ ・	009
5	貸付申込書の添付書類	・ ・ ・ ・ ・	010
6	貸付金の決定及び振込み	・ ・ ・ ・ ・	014
7	高額医療貸付けの概要		
(1)	申込みをするとき	・ ・ ・ ・ ・	015
(2)	償還するとき	・ ・ ・ ・ ・	015
8	出産貸付けの概要		
(1)	申込みをするとき	・ ・ ・ ・ ・	016
(2)	償還するとき	・ ・ ・ ・ ・	017
9	貸付金の償還	・ ・ ・ ・ ・	018
10	貸付金の償還猶予を受けるとき	・ ・ ・ ・ ・	030
11	貸付金の償還表		
(1)	共済組合の貸付賦金率表	・ ・ ・ ・ ・	032
(2)	互助組合貸付資金の償還月額表	・ ・ ・ ・ ・	032

12	貸付保険及び団体信用生命保険の適用を受けるとき	
(1)	貸付保険制度（強制適用）	§ 18-033
(2)	団体信用生命保険制度（任意加入）と申込み方法	034
(3)	債務返済支援保険制度（任意加入）と申込み方法	041
13	住宅資金借受け後の届出等をするとき	
(1)	工事等が完了したとき	044
(2)	敷地購入後、建築が完了したとき	044
(3)	行為の制限	044
14	借受人が転入・転出したとき	045
15	各種証明書を必要とするとき	046
	・貸付資格証明書	
	・貸付金残高証明書	
	・住宅貸付けの年末残高等証明書	

## § 19 厚生事業及び福祉事業

1	特定健診事業	§ 19-001
2	健診事業	002
3	健康づくり事業	003
	・メンタルヘルス相談等	・メンタルヘルス講演会等支援事業
	・こころとからだのリフレッシュセミナー	・リラクゼーションドック
	・健康管理視聴覚資料の貸出し	
4	一般事業	012
	・宿泊保養施設利用補助事業	・旅行商品特別割引
	・芸術・文化鑑賞招待事業	・プロ野球観戦招待事業
	・プロサッカー観戦招待事業	・ライフプラン支援
	・「福利ひろしま」の配付	・特典サービス
5	宿泊施設の利用について	013
6	宿泊保養施設の利用補助について	017
7	バカンスクーポン（JRの運賃割引）	021
8	旅行商品特別割引	023
9	互助組合の福祉施設の利用	024
	二川キャンプ場	

## § 20 勤労者財産形成貯蓄

## § 21 福祉保険制度及びアイリスプラン

1	福祉保険制度（ファミリー年金・傷病休職給付金・医療費支援制度）	§ 21-001
2	アイリスプラン	

§ 22 共済組合の直営病院

- 1 直営病院の概要 . . . . . § 22-001
- 2 中国中央病院の概要 . . . . . 002

§ 23 その他

- 1 遺族 . . . . . § 23-001
- 2 時効 . . . . . 003
- 3 支払未済の給付の受給者の特例 . . . . . 005
- 4 不服審査制度 . . . . . 005
- 5 組合員の資格喪失後の給付金からの控除 . . . . . 006
- 6 給付の制限 . . . . . 006
- 7 給付の決定 . . . . . 006
- 8 不正受給者からの費用の徴収 . . . . . 006
- 9 給付金明細書の交付 . . . . . 006
- 10 所属所及び給与支給機関 . . . . . 009
- 11 所属コード一覧表（市立大学・高等学校・幼稚園等） . . . . . 011

資料

- 1 公立学校共済組合運営規則 . . . . . 1
- 2 公立学校共済組合貸付規程 . . . . . 19
- 3 公立学校共済組合貸付規程広島支部施行細則 . . . . . 39

# § 1 事務手続早見表

は、互助組合の事務

こんな場合には		こんな手続を						
		提出書類	部数	提出者	提出先	提出期限	事務局の窓口	本文参考
1 組合員になったとき	1 新たに採用されたとき (1) 県費負担職員 (再任用職員(フルタイム) ・任期付職員含む。)	① 組合員資格取得届書	1	組 合 員	所属所長 ↓ 支 部 互助組合	速やかに	① } ② } 短期給付係 ③ } ④ } ⑤ 長期給付係 ⑥ 互助組合	§6-003
	(2) 市町費等負担職員 (例) ・市立大学 ・市立高校 ・市立幼稚園	② 被扶養者申告書(要件を備える人があるとき)	1					
		③ 人事異動通知書(辞令書)の写し [再任用職員・任期付職員の場合に必要]	1					
2 他の共済組合から転入したとき (例) ・市町村職員共済組合 ・地方職員共済組合 ・国家公務員共済組合 ・警察共済組合 ・広島市職員共済組合 (私立学校共済組合は除く。)	(2) 市町費等負担職員 (例) ・市立大学 ・市立高校 ・市立幼稚園	④ 口座番号入力通知書	1					
		⑤ 年金加入期間等報告書	1					
2 他の共済組合から転入したとき (例) ・市町村職員共済組合 ・地方職員共済組合 ・国家公務員共済組合 ・警察共済組合 ・広島市職員共済組合 (私立学校共済組合は除く。)	(2) 市町費等負担職員 (例) ・市立大学 ・市立高校 ・市立幼稚園	⑥ 互助組合加入申込書	1					
		① 組合員資格取得届書	1					
2 他の共済組合から転入したとき (例) ・市町村職員共済組合 ・地方職員共済組合 ・国家公務員共済組合 ・警察共済組合 ・広島市職員共済組合 (私立学校共済組合は除く。)	(2) 市町費等負担職員 (例) ・市立大学 ・市立高校 ・市立幼稚園	② 被扶養者申告書(要件を備える人があるとき)	1					
		③ 人事異動通知書(辞令書)の写し [市町費等負担職員の場合に必要]	1					
2 他の共済組合から転入したとき (例) ・市町村職員共済組合 ・地方職員共済組合 ・国家公務員共済組合 ・警察共済組合 ・広島市職員共済組合 (私立学校共済組合は除く。)	(2) 市町費等負担職員 (例) ・市立大学 ・市立高校 ・市立幼稚園	④ 口座番号入力通知書	1					
		⑤ 年金加入期間等報告書	1					
2 他の共済組合から転入したとき (例) ・市町村職員共済組合 ・地方職員共済組合 ・国家公務員共済組合 ・警察共済組合 ・広島市職員共済組合 (私立学校共済組合は除く。)	(2) 市町費等負担職員 (例) ・市立大学 ・市立高校 ・市立幼稚園	⑥ 互助組合加入申込書(互助組合加入市町の場合)	1					
		① 組合員資格取得届書	1					
2 他の共済組合から転入したとき (例) ・市町村職員共済組合 ・地方職員共済組合 ・国家公務員共済組合 ・警察共済組合 ・広島市職員共済組合 (私立学校共済組合は除く。)	(2) 市町費等負担職員 (例) ・市立大学 ・市立高校 ・市立幼稚園	② 被扶養者申告書(引き続き被扶養者の要件を備える人,新たに要件を備える人,又はすでに認定されている人で被扶養者の要件を欠く人があるとき)	1					
		③ 元の組合の組合員証・被扶養者証の写し	1					
2 他の共済組合から転入したとき (例) ・市町村職員共済組合 ・地方職員共済組合 ・国家公務員共済組合 ・警察共済組合 ・広島市職員共済組合 (私立学校共済組合は除く。)	(2) 市町費等負担職員 (例) ・市立大学 ・市立高校 ・市立幼稚園	④ 口座番号入力通知書	1					
		⑤ 人事異動通知書(辞令書)の写し [市町費等負担職員の場合に必要]	1					
2 他の共済組合から転入したとき (例) ・市町村職員共済組合 ・地方職員共済組合 ・国家公務員共済組合 ・警察共済組合 ・広島市職員共済組合 (私立学校共済組合は除く。)	(2) 市町費等負担職員 (例) ・市立大学 ・市立高校 ・市立幼稚園	⑥ 組合員転入届書	1					
		⑦ 年金加入期間等報告書	1					
2 他の共済組合から転入したとき (例) ・市町村職員共済組合 ・地方職員共済組合 ・国家公務員共済組合 ・警察共済組合 ・広島市職員共済組合 (私立学校共済組合は除く。)	(2) 市町費等負担職員 (例) ・市立大学 ・市立高校 ・市立幼稚園	⑧ 互助組合加入申込書	1					
		① 組合員資格取得届書	1					
2 他の共済組合から転入したとき (例) ・市町村職員共済組合 ・地方職員共済組合 ・国家公務員共済組合 ・警察共済組合 ・広島市職員共済組合 (私立学校共済組合は除く。)	(2) 市町費等負担職員 (例) ・市立大学 ・市立高校 ・市立幼稚園	② 被扶養者申告書(引き続き被扶養者の要件を備える人,新たに要件を備える人,又はすでに認定されている人で被扶養者の要件を欠く人があるとき)	1					
		③ 元の組合の組合員証・被扶養者証の写し	1					
2 他の共済組合から転入したとき (例) ・市町村職員共済組合 ・地方職員共済組合 ・国家公務員共済組合 ・警察共済組合 ・広島市職員共済組合 (私立学校共済組合は除く。)	(2) 市町費等負担職員 (例) ・市立大学 ・市立高校 ・市立幼稚園	④ 口座番号入力通知書	1					
		⑤ 人事異動通知書(辞令書)の写し [市町費等負担職員の場合に必要]	1					
2 他の共済組合から転入したとき (例) ・市町村職員共済組合 ・地方職員共済組合 ・国家公務員共済組合 ・警察共済組合 ・広島市職員共済組合 (私立学校共済組合は除く。)	(2) 市町費等負担職員 (例) ・市立大学 ・市立高校 ・市立幼稚園	⑥ 組合員転入届書	1					
		⑦ 年金加入期間等報告書	1					
2 他の共済組合から転入したとき (例) ・市町村職員共済組合 ・地方職員共済組合 ・国家公務員共済組合 ・警察共済組合 ・広島市職員共済組合 (私立学校共済組合は除く。)	(2) 市町費等負担職員 (例) ・市立大学 ・市立高校 ・市立幼稚園	⑧ 互助組合加入申込書	1					
		① 組合員資格取得届書	1					

こんな場合には		こんな手続を						
		提出書類	部数	提出者	提出先	提出期限	事務局の窓口	本文参考
3 県外の公立学校共済組合から転入したとき  〔県外の公立学校の教職員が、引き続き広島県の教職員に採用されたとき〕	① 組合員異動報告書	1	①所属所長 ② ③ } 組合員 ④	所属所長 ↓ 支 部 互助組合	速やかに	① } ② } 短期給付係 ③ } ④ } ⑤⑥長期給付係 ⑦互助組合	§6-004	
	② 元の支部の組合員証 (被扶養者証, 高齢受給者証)	1						
③ 被扶養者申告書(引き続いて被扶養者の要件を備える人, 新たに要件を備える人, 又はすでに認定されている人で被扶養者の要件を欠く人があるとき)	1							
④ 口座番号入力通知書	1							
⑤ 組合員転入届書	1							
⑥ 年金加入期間等報告書	1							
⑦ 互助組合加入申込書	1							
4 臨時的任用者の場合  〔1月の勤務日数が18日以上ある月が12月継続し, さらに13月日以降も継続して任用されたとき〕	① 組合員資格取得届雷	1	組 合 員	所属所長 ↓ 支 部	速やかに	① } ② } 短期給付係 ③ } ④ } ⑤長期給付係	§6-004	
	② 人事異動通知書(辞令書)の写し	1						
	③ 被扶養者申告書(要件を備える人があるとき)	1						
	④ 口座番号入力通知書	1						
	⑤ 年金加入期間等報告書	1						
5 組合員の資格を有している臨時的任用者が, 引き続き臨時的任用されたとき  〔再任用(フルタイム)職員・任期付職員を含む。〕	① 組合員資格継続届書	1	組 合 員	所属所長 ↓ 支 部	速やかに	短期給付係	§6-005	
	② 人事異動通知書(辞令密)の写し	1						
	③ 元の組合員証(被扶養者証, 高齢受給者証)	1						
6 公務員の年金受給権者が採用されたとき	① 組合員資格取得届書	1	組 合 員	所属所長 ↓ 支 部	速やかに	① } ② } 短期給付係 ③ } ④ } ⑤長期給付係	§6-003	
	② 人事異動通知書(辞令書)の写し	1						
	③ 被扶養者申告書(要件を備える人があるとき)	1						
	④ 口座番号入力通知書	1						
	⑤ 年金受給権者再就職届書及び年金証書(公務員の共済年金受給者に限る。)	1						

こんな場合には		こんな手続を						
		提出書類	部数	提出者	提出先	提出期限	事務局の窓口	本文参考
2 組合員が異動したとき	1 他の共済組合へ転出したとき (例)・市町村職員共済組合 ・地方職員共済組合 ・国家公務員共済組合 ・警察共済組合 ・広島市職員共済組合 (私立学校共済組合は除く。)	① 組合員異動報告書 ② 組合員証(被扶養者証, 高齢受給者証) ③ 組合員転出届書 ④ ㊦退会給付金請求書	1 1 1 1	①所属所長 ② ③ } 元組合員 ④	所属所長 ↓ 支 部 互助組合	速やかに	① } 短期給付係 ② } ③長期給付係 ④互助組合	§14-002
	2 県外の公立学校共済組合へ転出したとき (広島県の職員が, 引き続き他県の教職員に採用されたとき)	① 組合員異動報告書 ② 組合員転出届書 ③ ㊦退会給付金請求書	1 1 1	①所属所長 ② } 元組合員 ③	所属所長 ↓ 支 部 互助組合	速やかに	①短期給付係 ②長期給付係 ③互助組合	§14-002
	3 県内で異動したとき (1) 県費負担職員のみままで所属所を異動したとき	不要						
	(2) 市町費負担職員のみままで所属所を異動したとき	① 組合員異動報告書	1	新所属所長	支 部	速やかに	短期給付係	§8-001
	(3) 県費負担職員が市町費負担職員になったとき (組合員証番号を変更する。)	① 組合員異動報告書 ② 組合員証(被扶養者証, 高齢受給者証) ③ 口座番号入力通知書 ④ 互助組合加入申込書 (県, 互助組合加入市町の場合) ⑤ ㊦退会給付金請求書 (互助組合に加入していない市町に異動したとき。)	1 1 1 1 1	①新所属所長 ② } 組合員 ③ } ⑤	新所属所長 ↓ 支 部 互助組合  ※市町費負担職員になったときは当該の市町教育委員会の証明を要する。	速やかに	① } 短期給付係 ② } ③ } ④ } 互助組合 ⑤ }	§8-001
3 組合員及び被扶養者に関することで変更が生じたとき	1 給付金の受取口座を変更するとき	口座番号入力通知書	1	組 合 員	所属所長 ↓ 支 部	速やかに	短期給付係	§6-007
	2 住所又は氏名に変更があったとき	① 組合員証等記載事項変更申告書 ② 組合員証(被扶養者証, 高齢受給者証, 限度額適用認定証) ③ 国民年金第3号被保険者氏名届	1 1 1	組 合 員	所属所長 ↓ 支 部	速やかに	短期給付係	§9-002

こんな場合には		こんな手続を						
		提出書類	部数	提出者	提出先	提出期限	事務局の窓口	本文参考
		④ 国民年金被保険者住所変更届 ⑤ 年金手帳(③提出時のみ) ※住所のみを変更するときは、②、⑤を添付する必要はない。	1 1					
	3 組合員証(被扶養者証, 高齢受給者証)を紛失, 若しくは著しく損傷したとき	① 組合員証等再交付申請書 ② 組合員証(被扶養者証, 高齢受給者証)※紛失したときを除く。	1 1	組合員	所属所長 ↓ 支 部	速やかに	短期給付係	§8-002
4 被扶養者の要件を備える人又はすでに認定されている人で被扶養者の要件を欠く人が生じたとき	1 要件を備える人が生じたとき  ※結婚, 出産による場合は, 給付金請求書と併せて提出	① 被扶養者申告書 ② 認定要件を備えた日が確認できる書類 ③ その他(手引 § 7-009及び § 7-010頁を参照) ④ 国民年金第3号被保険者資格取得・種別変更・種別確認(3号該当)届	1 1 各1 1	組合員	ア 扶養手当が支給される場合 (7)所属所長が扶養手当の認定権者の場合 所属所長→支部  (イ)上記以外の場合 所属所長→上記(7)以外の扶養手当認定機関→支部  イ 扶養手当が支給されない場合 所属所長→支部	速やかに	短期給付係  ※要件を備えた日から30日以内に所属所長に提出されたときは, 要件を備えた日までさかのぼって認定します。	§7-008
	2 要件を欠く人が生じたとき	① 被扶養者申告書 ② 被扶養者証, 高齢受給者証 ③ 要件を欠く日が確認できる書類	1 1 1	組合員	所属所長 ↓ 支 部	速やかに	短期給付係	§7-010

こんな場合には		こんな手続を						
		提出書類	部数	提出者	提出先	提出期限	事務局の窓口	本文参考
		④ 国民年金第3号被保険者被扶養配偶者非該当届(収入超過もしくは離婚により被扶養配偶者ではなくなったとき)	1					
5 介護掛金が免除される時	1 国内に住所を有しなくなったとき	介護保険第2号被保険者資格喪失届書及び添付書類	1	組合員	所属所長	速やかに	経理貸付係	§5の2
	2 障害者支援施設等に入所したとき							
	3 国内に住所を有しなくなったのち、再度国内に住所を有するに至ったとき	介護保険第2号被保険者資格取得届書及び添付書類	1					
	4 障害者支援施設等を退所したとき							
6 結婚したとき	1 給付金を申請するとき (平成27年3月31日までの結婚が対象)	① 結婚手当金請求書 ② 結婚を証明する書類	1	組合員	所属所長 ↓ 支 部	速やかに	短期給付係	§11-001
	2 改姓したとき	① 組合員証等記載事項変更申告書 ② 組合員証, 被扶養者証	1 1	組合員	所属所長 ↓ 支 部	速やかに	短期給付係	§8-002
	3 配偶者を被扶養者として申告するとき	「IVの1の提出書類」欄を参照	各1					§7-001
7 出産したとき	1 給付金を請求するとき	① 出産費, 家族出産費, 同附加金, ④ 出産手当金請求書 ② 直接支払制度についての合意文書 ③ 費用の内訳を記した明細書等 ④ 証明願 (家族出産費を請求するとき, 家族の被扶養者認定日から出産日までの期間が6ヶ月以内の場合)	1 1 1 1	組合員	所属所長 ↓ 支 部 互助組合	速やかに	短期給付係 互助組合	§12-001
	2 子を被扶養者として申告するとき	「4の1の提出書類」欄を参照	各1	組合員	所属所長	速やかに	短期給付係	§7-001
	3 無給休職中に出産したとき	① 出産手当金請求書 ② 給与明細書の写し	1 1		支 部			§12-005
	4 1年以上組合員であった人が資格喪失後6ヶ月以内に出産したとき	「1 給付金を請求するとき」の①②③		組合員であった人	支 部	速やかに	短期給付係	§12-004

こんな場合には		こんな手続を						
		提出書類	部数	提出者	提出先	提出期限	事務局の窓口	本文参考
8 産前産後休業をとるとき	1 掛金免除の申出をするとき	産前産後休業掛金等免除申出書及び添付書類	1	組合員	所属所長 ↓ 支 部	産前産後休業取得決定後速やかに	経理貸付係	§5の2
		産前産後休業掛金等免除変更申出書及び添付書類	1			出産日確定後速やかに		
9 産前産後休業から育児休業を取得せずに勤務に復帰したとき	1 育児短時間勤務や育児部分休業等により報酬が低下したため、標準報酬の産前産後休業終了時改定の申出をするとき	① 標準報酬産前産後休業終了時改定申出書及び添付書類	1	組合員	所属所長 ↓ 支 部	勤務復帰後速やかに	経理貸付係	§4の9
		② 3歳未満の子を養育する旨の申出書及び添付書類	1					
10 育児休業をとるとき	1 掛金免除の申出をするとき	育児休業掛金等免除申出書及び添付書類	1	組合員	所属所長 ↓ 支 部	育児休業取得決定後速やかに	経理貸付係	§5の2
	2 給付金の請求をするとき	① 育児休業手当金請求書(休業期間中(初回)請求用)	1	組合員	所属所長 ↓ 支 部	速やかに	短期給付係	§10-001
		② 人事異動通知書(辞令書)の写し	1					
		③ 育児休業取得月の給与支給明細書の写し	1					
		【配偶者がともに育児休業を取得する場合】	④ 配偶者が育児休業を取得していることを証明する書類 ⑤ 配偶者であることを証明する書類(住民票等)					
3 育児休業期間(当該育児休業に係る子が満1歳又は1歳6か月に達する日までの期間)に変更があったとき	① 育児休業手当金変更請求書(休業期間変更・支給期間延長用) ② 人事異動通知書(辞令書)の写し ③ 支給期間延長の場合は、延長事由に該当することを証する書類 ④ 月の途中で育児休業復帰を行う場合は、育児休業復帰月の給与支給明細書の写し	1 1 1 1	組合員	所属所長 ↓ 支 部	速やかに	短期給付係	§10-006	
4 貸付金の償還猶予を	受けるとき	償還猶予申出書 ④ 償還猶予申出書	1	組合員	所属所長 ↓ 支 部	休業する前月20日	経理貸付係 互助組合	
	受けないとき	毎月償還申出書	1					

こんな場合には		こんな手続を						
		提出書類	部数	提出者	提出先	提出期限	事務局の窓口	本文参考
11 育児休業から勤務に復帰したとき (※その育児休業に係る3歳に満たない子を養育している場合)	1 育児短時間勤務や育児部分休業等により報酬が低下したため、標準報酬の育児休業等終了時改定の申出をするとき	① 標準報酬育児休業等終了時改定申出書及び添付書類 ② 3歳未満の子を養育する旨の申出書及び添付書類	1 1	組合員	所属所長 ↓ 支 部	勤務復帰後速やかに	経理貸付係	§4の9
	12 3歳未満の子を養育することとなったとき(産前産後休業又は育児休業取得中の場合を除く)	1 3歳未満の子を養育する場合の標準報酬月額の特例を受ける(子の養育前と比して標準報酬月額が下回る月について、年金給付の計算の基礎となる標準報酬月額を養育前の額とする)とき	3歳未満の子を養育する旨の申出書及び添付書類	1	組合員	所属所長 ↓ 支 部	速やかに	経理貸付係
13 病気になったとき、又は負傷したとき	1 保険医療機関等で診療を受けるとき	組合員証(被扶養者証, 高齢受給者証)	1	組合員 被扶養者	医療機関等		短期給付係	§9-002
	2 入院等により高額療養費の現物給付を受けるとき	① 公立学校共済組合限度額適用認定申請書	1	組合員 被扶養者	所属所長 ↓ 支 部	速やかに	短期給付係	§9-011
	3 緊急その他やむを得ない事情により組合員証等を使用しないで診療を受けたとき(国内の場合)	① 療養費(家族療養費)請求書	1	組合員 被扶養者	所属所長 ↓ 支 部	速やかに	短期給付係	§9-016
		② 診療報酬領収済明細書又は医療機関の発行する領収書及び診療報酬明細書の写し	1					
	4 あんま、マッサージ、はり、きゅうの施術を医師の指示により受けたとき	① 療養費(家族療養費)請求書 ② 医師の同意書 ③ 施術証明書兼施術料金領収明細書	1 1 1					§9-018
	5 治療用装具を購入したとき	① 療養費(家族療養費)請求書 ② 領収書 ③ 診断書・装具装着証明書	1 1 1					§9-017
	6 移送することを共済組合が必要と認めたとき	① 移送費・家族移送費請求書 ② 領収書 ③ 医師の意見書	1 1 1					§9-019
7 人工臓器等の装着又は血友病等の治療を受けたとき	① ④治療見舞金請求書 ② 医師の証明(初回請求時のみ、ただし心臓ペースメーカーは、その都度必要)	1	組合員	所属所長 ↓ 互助組合	速やかに	互助組合		

こんな場合には		こんな手続を						
		提出書類	部数	提出者	提出先	提出期限	事務局の窓口	本文参考
8 療養等のため給料が支給されないとき	① 傷病手当金・同附加金, ④傷病手当金請求書 ② 出勤簿の写し ③ 報酬支給額証明書及び給与明細書の写し(請求対象月に係る給与報酬が支給されたときに必要) ④ 生活能力等についての医師の意見書 ⑤ 日常生活等に関する申立書 (③, ④, ⑤は初回請求時及び必要とするときに必要)	1	組合員	所属所長 ↓ 支部 互助組合	速やかに	短期給付係 互助組合	§10-013	
		1						
		1						
		1						
9 欠勤等により給料が支給されないとき	① 休業手当金請求書 ② 出勤簿の写し ③ 支給要件に関する所属所長の証明書 ④ 給与明細書の写し	1	組合員	所属所長 ↓ 支部	速やかに	短期給付係	§10-017	
		1						
		1						
		1						
10 介護休暇を取得したとき	① 介護休業手当金, ④介護休業手当金請求書 ② 休暇簿の写し(初回請求時, 又は介護休暇期間に変更があったときに必要) ③ 出勤簿の写し ④ 給与明細書の写し	1	組合員	所属所長 ↓ 支部 互助組合	速やかに	短期給付係 互助組合	§10-008	
		1						
		1						
		1						
11 交通事故等により負傷し療養を受けたとき(第三者加害)	① 損害賠償申告書 ② 事故報告書 ③ 事故発生状況報告書 ④ 交通事故による加害者関係事項 ⑤ 確約書 ⑥ 治癒届 ⑦ その他(詳しくは手引 § 9-22頁を参照)	1	組合員	所属所長 ↓ 支部	速やかに	短期給付係	§9-022	
		1						
		1						
		1						
		1						
		1						
		1						
14 義肢等補装具を 購入, 修繕したとき	① 義肢等製作費助成請求書 ② 診断書 ③ 領収書	1	組合員	所属所長 ↓ 互助組合	速やかに	互助組合		
		1						
		1						
15 災害を受けたとき	組合員の住居又は家財が損害(1/5程度以上)を受けたとき, 又は床上浸水があったとき	① 災害見舞金, ④災害見舞金請求書	1	組合員	所属所長 ↓ 支部	短期給付係 互助組合	§13-001	
		② 被害状況等申立書	1					
		③ 家屋平面図(り災部分を朱書)	1					

こんな場合には		こんな手続を						
		提出書類	部数	提出者	提出先	提出期限	事務局の窓口	本文参考
		④ 家財被害状況内訳書 ⑤ り災部分等の写真 ⑥ その他(支部に確認してください)	1 1 1		互助組合			
16 各種資金を借りたいとき等 1 共済組合貸付金  ※すべての貸付金申込みについて「貸付事業における個人情報に関する同意書」・「借入状況等申告書」および「最新(直近)の給料明細書等の写し」の添付を要する。	(1) 一般貸付け 組合員が臨時に資金を必要とするとき	① 一般貸付申込書 ② 借用証書 ③ 必要額が確認できる書類 (貸付金額100万円以上のとき) ④ 辞令の写し(特別貸付けのみ)	各1	組合員	所属所長 ↓ 支部	毎月20日	経理貸付係	§18の1の(1)
	(2) 特別貸付け 再任用組合員又は育休任期付組合員が臨時に資金を必要とするとき	① 教育貸付申込書 ② 借用証書 ③ 合格通知書の写し又は入学許可書の写し ④ 必要額が確認できる書類						§18の1の(5)
	(3) 教育貸付け 組合員、被扶養者又は被扶養者でない子、孫若しくは弟妹が学校教育法に規定する大学等に入学するため資金を必要とするとき	① 教育貸付申込書 ② 借用証書 ③ 在学証明書(原本) ④ 必要額が確認できる書類						§18の1の(6)
	(4) 災害貸付け 組合員又は被扶養者が水震火災その他の非常災害を受けたため資金を必要とするとき	① 医療貸付申込書 ② 借用証書 ③ 医師の診断書						§18の1の(7)
	(5) 医療貸付け 組合員、被扶養者又は被扶養者でない配偶者、子、孫、弟妹若しくは父母(配偶者の父母を含む。)が医療を受けるため資金を必要とするとき							
	(6) 災害貸付け 組合員又は被扶養者が水震火災その他の非常災害を受けたため資金を必要とするとき							

こんな場合には		こんな手続を							
		提出書類	部数	提出者	提出先	提出期限	事務局の窓口	本文参考	
	(6) 結婚貸付け 組合員又は子が結婚するため 資金を必要とするとき	① 結婚貸付申込書 ② 借用証書 ③ 挙式申込受理書の写し又は仲人の 証明書等 ④ 必要額が確認できる書類	各1	組合員	所属所長 ↓ 支 部	毎月20日	経理貸付係	§18の1 の(8)	
	(7) 葬祭貸付け 組合員が被扶養者又は被扶養者 でない配偶者、子、孫、弟妹 若しくは父母(配偶者の父母を 含む。)の葬祭を行うため資金 を必要とするとき	① 葬祭貸付申込書 ② 借用証書 ③ 葬儀等対象者の死亡の事実及び 組合員との続柄が確認できる書類 ④ 葬儀又は法事等を行うことを明ら かにする書類及び必要額が確認でき る書類又は墓地の取得等に係る購入 費用及び購入日を確認できる書類						§18の1 の(9)	
	(8) 住宅貸付け ア 住宅の新築、増築、改築、 移築のため資金を必要とす るとき	① 住宅貸付申込書 ② 借用証書 ③ 敷地の登記事項証明書(本人名義 でない場合は工事承諾書の写しを添付) ④ 建築の確認済証等の写し ⑤ 住宅の平面図 ⑥ 工事請負契約書の写し ⑦ 増築、改築の場合は既存建物の 登記事項証明書							§18の1 の(2)
	イ 住宅の購入のため資金を 必要とするとき	① 住宅貸付申込書 ② 借用証書 ③ 住宅の平面図 ④ 売買契約書の写し ⑤ 住宅の登記事項証明書又は確認 済証等の写し ⑥ 敷地の登記事項証明書							

こんな場合には		こんな手続を						
		提出書類	部数	提出者	提出先	提出期限	事務局の窓口	本文参考
	ウ 敷地の購入のため資金を必要とするとき	① 住宅貸付申込書 ② 借用証書 ③ 売買契約書の写し ④ 敷地の登記事項証明書(農地の場合は農地転用許可書の写し又は受理証明書の写し) ⑤ 住宅新築工事に係る誓約書	各1	組合員	所属所長 ↓ 支 部	毎月20日	経理貸付係	§18の1 の(2)
	エ 住宅の借用のため資金を必要とするとき	① 住宅貸付申込書 ② 借用証書 ③ 賃貸借契約書の写し ④ 住宅の平面図						
	オ 敷地の借入のため資金を必要とするとき	① 住宅貸付申込書 ② 借用証書 ③ 賃貸借契約書の写し ④ 住宅新築工事に係る誓約書						
	カ 敷地の補修のため資金を必要とするとき	① 住宅貸付申込書 ② 借用証書 ③ 工事請負契約書の写し ④ 補修箇所の図面又は写真 ⑤ 市区町村、警察署、消防署等の所轄官公署が発行するり災事実証明書 ⑥ 敷地の登記事項証明書(本人名義でない場合は工事承諾書の写しを添付)						
	キ 住宅の修理のため資金を必要とするとき	① 住宅貸付申込書 ② 借用証書 ③ 工事請負契約書の写し ④ 住宅の登記事項証明書(本人名義でない場合は工事承諾書の写しを添付) ⑤ 修理箇所の図面又は写真						

こんな場合には		こんな手続を							
		提出書類	部数	提出者	提出先	提出期限	事務局の窓口	本文参考	
(9) 住宅災害貸付け 住宅又は住宅の敷地が水震火災その他の非常災害により損害を受け、新築等をするため資金を必要とするとき	① 住宅災害貸付申込書 ② 借用証書 ③ 住宅貸付けの申込事由に応じた添付書類 ④ リ災事実証明書	各1	組合員	所属所長 ↓ 支 部	毎月20日	経理貸付係		§18の1の(3)	
	(10) 介護住宅貸付け 介護の必要な人に配慮した構造を有する住宅及び介護機器の設置をするため資金を必要とするとき							① 介護住宅貸付申込書 ② 借用証書 ③ 在宅介護対応住宅の新築等に係る申立書 ④ 介護構造部分の内容及び必要額の確認できる書類 ⑤ 住宅貸付けの申込事由に応じた添付書類	§18の1の(4)
								(11) 高額医療貸付け 組合員又は被扶養者が高額療養費の支給の対象となる療養に係る支払のため資金を必要とするとき	① 高額医療貸付申込書 ② 保険医療機関等が発行する請求書の写し又は領収書の写し
	(12) 出産貸付け 組合員が出産費又は家族出産費の支給の対象となる出産に係る支払のため資金を必要とするとき				① 出産貸付申込書 ② 母子健康手帳の写し ③ 医師等の証明書 ④ 異常分娩又は人工中絶による場合は、医療機関等の請求書の写し又は領収書の写し				
2 住宅貸付けを借受け、工事等が完了したとき (1) 住宅の新築、増築、改築、移築の場合	① 完了報告書 ② 次のいずれかの書類 ・登記事項証明書(登記完了後)の原本 ・工事引渡書の写し	各1	組合員	支 部	貸付けを受けて6か月以内	経理貸付係		§18の13の(1)	
	(2) 住宅の修理の場合								① 完了報告書 ② 領収書の写し
	(3) 住宅及び敷地の購入の場合								① 完了報告書 ② 登記事項証明書(所有権登記後)の原本

こんな場合には		こんな手続を						
		提出書類	部数	提出者	提出先	提出期限	事務局の窓口	本文参考
	(4) 転入前の共済組合への返済(借替)の場合	① 完了報告書 ② 転入前の共済組合に支払った振込金受領書又は返付された借用証書の写し	各1	組合員	支部	貸付けを受けて6か月以内	経理貸付係	§18 <sup>13</sup> の(1)
	(5) 住宅及び敷地の借入れの場合	① 完了報告書 ② 領収書の写し						
	3 貸付資格証明書を必要とするとき	貸付予定資格証明願	各1	組合員	支部		経理貸付係	§18 <sup>15</sup>
	(1) 貸付資格証明書を必要とするとき	貸付資格証明願						
	(2) 貸付金残高証明書を必要とするとき	貸付金残高証明願						
(3) 住宅貸付けの年末残高等証明書を必要とするとき	住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明申請書							
2 互助組合貸付金  ※すべての資金貸付申込みについて貸付保険に係る個人情報の取扱いに関する同意書の添付を要する。	(1) 一般資金貸付け 組合員が臨時に資金(住宅又は土地の資金を除く。)を必要とするとき	① 貸付資金申込書 ② 資金借用証書	各1	組合員	所属長 ↓ 互助組合	毎月1日と10日	互助組合	
	(2) 特別資金貸付け	① 貸付資金申込書 ② 資金借用証書						
	ア 結婚 組合員、子、孫、弟妹が、結婚するために資金を必要とするとき	③ 挙式予約申込受理証明書、仲介の証明書等事実が確認できる書類 ④ 組合員との続柄が確認できる書類						
	イ 教育 組合員、子、孫、弟妹が、学校教育法規定の高等学校、専修学校、各種学校又は大学に、入学又は修学するために資金を必要とするとき	③ 入学許可書等の写し又は在学証明書等の入学又は修学の事実が確認できる書類 ④ 組合員との続柄が確認できる書類	各1	組合員	所属長 ↓ 互助組合	毎月1日と10日	互助組合	
	ウ 医療 組合員、子、孫、弟妹が、医療を受けるために資金を必要とするとき	③ 医師の診断書等事実が確認できる書類 ④ 組合員との続柄が確認できる書類						
	エ 葬祭 組合員、子、孫、弟妹が、父母の埋葬を行うために資金を必要とするとき	③ 死亡の事実が確認できる書類の写し ④ 組合員との続柄が確認できる書類						

こんな場合には		こんな手続を						
		提出書類	部数	提出者	提出先	提出期限	事務局の窓口	本文参考
	(3) 住宅災害資金貸付け 組合員が、水震火災その他の非常災害により住居に損害を受けて資金を必要とするとき	① 貸付資金申込書 ② 資金借用証書 ③ 罹災証明書等災害の事実が確認できる書類の写し ④ 工事請負契約書の写し、工事見積書の写し又は売買契約書の写し ⑤ 登記事項証明書 (本人名義でない場合は、住宅の名義人の工事承諾書) ⑥ 住宅の平面図(修理の場合は修理箇所の図面)又は写真	各1	組合員	所属所長 ↓ 互助組合	毎月1日と10日	互助組合	
	(4) 訴訟貸付け 組合員が、公務に関して訴訟を起こされたことにより資金を必要とするとき	① 貸付資金申込書 ② 資金借用証書 ③ 訴状の写し等公務に関する訴訟の事実が確認できる書類						
17 財形貯蓄をするとき	1 新規加入するとき	① 依頼書 ② 財形申込書 ③ 非課税貯蓄申告書 ④ 非課税貯蓄申込書 (一般財形貯蓄の場合は①②のみ)	1 1 1 1	契約者	契約者 ↓ 契約金融機関  ↓ 健康福利課 又は  契約者 ↓ 健康福利課	4月1日～4月15日 及び 8月21日～9月15日	福利調整係	
	2 積立額の変更をするとき	① 依頼書 ② 預入額変更申込書	1 1					
	3 氏名、住所、勤務先が変更したとき	異動申告書	1					
	4 非課税限度額の変更をするとき	① 依頼書 ② 限度額変更申告書	1 1					
	5 積立の中断・復活をするとき	① 依頼書 ② 中断申込書又は復活申込書	1 1					
	6 育児休業等による2年以上の積立中断で非課税措置を継続するとき	育児休業等の財産形成非課税貯蓄継続適用申告書	1					

こんな場合には		こんな手続を						
		提出書類	部数	提出者	提出先	提出期限	事務局の窓口	本文参考
	7 解約するとき	① 依頼書 ② 非課税貯蓄廃止申告書	1 1			積立中止しようとする月の前月15日まで		
	8 積立期間が満了するとき	① 依頼書 ② 非課税適用確認申告書	1 1					
	9 退職したとき	退職等申告書 (財形年金貯蓄の場合のみ)	1					
18 組合員でなくなったとき (死亡した場合を除く。)	1 共済組合 (1) 退職したとき	① 組合員異動報告書 ② 人事異動通知書の写し (市町教職員の場合のみ) ③ 組合員証 (被扶養者証, 高齢受給者証, 特定疾病療養受療証, 限度額適用認定証) ④ 退職届書	1 1 1 1	①所属所長 ② } ③ } 元組合員 ④ }	所属所長 ↓ 支 部	速やかに	① } ② } 短期給付係 ③ } ④長期給付係	§ 14-001
	(2) 任意継続組合員になることを希望するとき(退職の前日まで引き続き1年以上組合員であった人に限る。)	任意継続組合員申出書	1	元組合員	所属所長 ↓ 支 部	退職の日から起算して20日以内	短期給付係	§ 14-006
	(3) 組合員の資格を有する臨時的任用者が資格を喪失するとき	① 組合員異動報告書 ② 組合員証 (被扶養者証, 高齢受給者証) ③ 退職届書(組合員期間が1年以上ある人)	1 1 1	①所属所長 ② } ③ } 元組合員	所属所長 ↓ 支 部	速やかに	① } ② } 短期給付係 ③長期給付係	§ 14-001
	(4) 組合員(年金受給権者)が退職したとき	① 年金改定請求書	1	元組合員	所属所長 ↓ 支 部	速やかに	長期給付係	§ 14-02
	(5) 組合員期間が6ヶ月以上で組合員期間等が25年未満の日本国籍を有しない次の人 ア 年金等を受ける権利を有しない イ 日本国内に住所を有しない	① 脱退一時金請求書 ② パスポート(旅券)の写し ③ 一時金を受領する金融機関が確認できる書類	1 1 1	元組合員	公立学校 共済組合 理 事 長	出国後2年以内	長期給付係	
	2 互助組合 (1) 給付金の請求をするとき	④ 退会給付金請求書	1	元組合員	互助組合	速やかに	互助組合	

こんな場合には		こんな手続を							
		提出書類	部数	提出者	提出先	提出期限	事務局の窓口	本文参考	
	(2) 退職医療制度に加入するとき	④ 退職医療組合員申出書	1	元組合員	互助組合	退職の翌日から20日以内	互助組合		
19 組合員である間に初診日のある傷病により障害等級に該当する障害の状況になったとき ① 障害等級1～3級に該当するとき ② 障害等級1～2級に該当するとき ③ 組合員である間に初診日のある傷病が5年以内に治り、障害厚生年金が受けられない程度の障害の状態にあるとき(年金受給者は除く)	(1) 障害程度の事前認定を申請するとき	① 障害給付請求事由確認書 ② 病歴・就労状況等申立書 ③ 診断書 ④ その他	1 1 各1	組合員	所属所長 ↓ 支 部	速やかに	長期給付係		
	(2) 障害厚生年金を請求するとき	① 障害厚生年金決定請求書 ② 請求者及び加給年金対象者の生年月日及び続柄を確認できる市区町の証明書 ③ その他	1 1 1						§15の1
	障害基礎年金を請求するとき	① 障害厚生年金決定請求書 ② 請求者及び加給年金対象者の生年月日及び続柄を確認できる市区町の証明書 ③ その他	1 1						§15の2
	障害手当金を請求するとき	① 障害手当金決定請求書 ② 診断書 ③ その他	1 1 1						§15の3

こんな場合には		こんな手続を						
		提出書類	部数	提出者	提出先	提出期限	事務局の窓口	本文参考
20 死亡したとき	1 共済組合							
	(1) 組合員が死亡したとき (任意継続組合員を含む。) ア 組合員証等の返納	① 組合員異動報告書 ② 組合員証 (被扶養者証, 高齢受給者証)	1 1	①所属所長 ②被扶養者 (遺族)	支 部	速やかに	短期給付係	§16-001
	イ 被扶養者がいるとき	① 埋葬料(同附加金)請求書 ② 死亡の事実を証明する書類 (埋火葬許可書等の写し)	1 1	被扶養者	所属所長 ↓ 支 部			
	ウ 被扶養者がいないとき	① 埋葬料(同附加金)請求書 ② 死亡の事実を証明する書類 (埋火葬許可書等の写し) ③ 埋葬に要した費用の明細書及び 領収書	1 1 1	埋葬を 行った人	所属所長 ↓ 支 部			
	(2) 組合員が資格喪失後3月 以内に死亡したとき (任意継続組合員を含む。)	① 埋葬料請求書 ② 死亡の事実を証明する書類 (埋火葬許可書等の写し)	1 1	被扶養者 又は遺族	支 部	速やかに	短期給付係	§14-011
(3) 被扶養者が死亡したとき	① 被扶養者申請書 ② 被扶養者証, 高齢受給者証 ③ 家族埋葬料(同附加金)請求書 ④ 死亡の事実を証明する書類 (埋火葬許可書等の写し) ⑤ 国民年金第3号被保険者死亡届 (配偶者死亡のときのみ)	1	組 合 員	所属所長 ↓ 支 部	速やかに	短期給付係	§17-001	
(4) 組合員が非常災害により 死亡したとき	① 弔慰金請求書 ② 死亡の事実を証明する書類 (死亡診断書の写し等) ③ 遺族の順位が確認できる書類 ④ 事故報告書	1	遺 族	所属所長 ↓ 支 部	速やかに	短期給付係	§16-006	
(5) 被扶養者が非常災害によ り死亡したとき	① 家族弔慰金請求書 ② 死亡の事実を証明する書類 ③ 事故報告書	1	組 合 員	所属所長 ↓ 支 部	速やかに	短期給付係	§17-002	

こんな場合には		こんな手続を						
		提出書類	部数	提出者	提出先	提出期限	事務局の窓口	本文参考
21 任意継続組合員の資格を喪失するとき	(6) 遺族厚生年金 ア 組合員が死亡したとき イ 退職後に、組合員である間に初診日がある傷病により、初診日から5年を経過する日より前に死亡したとき ウ 障害等級の1級又は2級に該当する障害共済年金の受給権者が死亡したとき エ 老齢年金の受給権者又は組合員期間等が25年以上である人が死亡したとき	① 遺族厚生年金決定請求書 ② 住民票 ③ 死亡の事実及び請求者の生年月日並びに遺族の順位が確認できる書類 ④ 所得証明書等 ⑤ その他	1	遺族	所属所長 ↓ 支部	速やかに	長期給付係	§16の4
	(7) 遺族基礎年金 組合員が死亡したとき、18歳到達年度の末日までにある子、又は20歳未満の障害のある子がいるとき	上記と同じ	1	遺族	所属所長 ↓ 支部	速やかに	長期給付係	§16の5
	2 互助組合 (1) 組合員が死亡したとき	① 死亡弔慰金請求書 ② 死亡の事実を確認できる書類 ③ 遺族の続柄を確認できる書類 ④ ㊦退会給付金請求書	1 1 1 1	遺族	所属所長 ↓ 互助組合	速やかに	互助組合	
	(2) 組合員が死亡したときに、18歳以下で就学中の遺児があるとき	① 遺児育英資金請求書 ② 遺族確認書 ③ 在学証明書(小・中学校以外の学校へ就学のとき)	1 1 1	遺児				
	(3) 被扶養者が死亡したとき	① 家族死亡弔慰金請求書 ② 死亡の事実を証明する書類	1 1	組合員				
(1) 任意継続組合員となった日から起算して2年を経過したとき (2) 掛金を払込期日までに払い込まなかったとき	任意継続組合員証(被扶養者証、高齢受給者証を含む。)	1	組合員	支部	速やかに	短期給付係	§14-009	

こんな場合には		こんな手続を						
		提出書類	部数	提出者	提出先	提出期限	事務局の窓口	本文参考
	(3) 後期高齢者医療の被保険者となったとき							
	(4) 死亡したとき	① 任意継続組合員証(被扶養者証, 高齢受給者証を含む。) ② 「18 死亡したとき」の提出書類を参照	1	被扶養者 又は遺族				
	(5) 就職し, 就職先の健康保険等の被保険者となったとき	① 任意継続組合員証(被扶養者証, 高齢受給者証を含む。) ② 任意継続組合員資格喪失申出書 ③ 新しく交付された健康保険証等の写し	1 1 1	組合員				
	(6) 任意継続組合員でなくなる旨(国民健康保険等)に加入する場合)を申し出るとき	① 任意継続組合員証(被扶養者証, 高齢受給者証を含む。) ② 任意継続組合員資格喪失申出書	1 1					
22 福祉保険制度・アイリスプランに加入するとき	1 共済組合の福祉保険制度に加入するとき	本部より送付される加入申込書	1	組合員	本部	7月	健康管理係	§21の1
	2 アイリスプランに加入するとき	本部より送付される資料請求書	1	組合員	本部	11月	健康管理係	§21の2
23 福祉施設を利用するとき	1 二川キャンプ場	① 電話で仮予約をする ② 二川キャンプ場利用申込書	1	利用者	互助組合 (082)228-1386	早めに	互助組合	
	2 宿泊保養施設の利用補助を受けたいとき	宿泊保養施設利用補助券	1	組合員	所属所長	早めに	健康管理係	§19の6
	3 直営宿泊保養施設を利用するとき	電話により施設へ直接申込む		利用者	各施設	早めに		§19の5
	4 バカンスクーポンを利用するとき	バカンスクーポン購入申込書	1	組合員	所属所長 ↓ 取扱旅行会社	早めに	健康管理係	§19の7

## § 2 短期給付一覧表

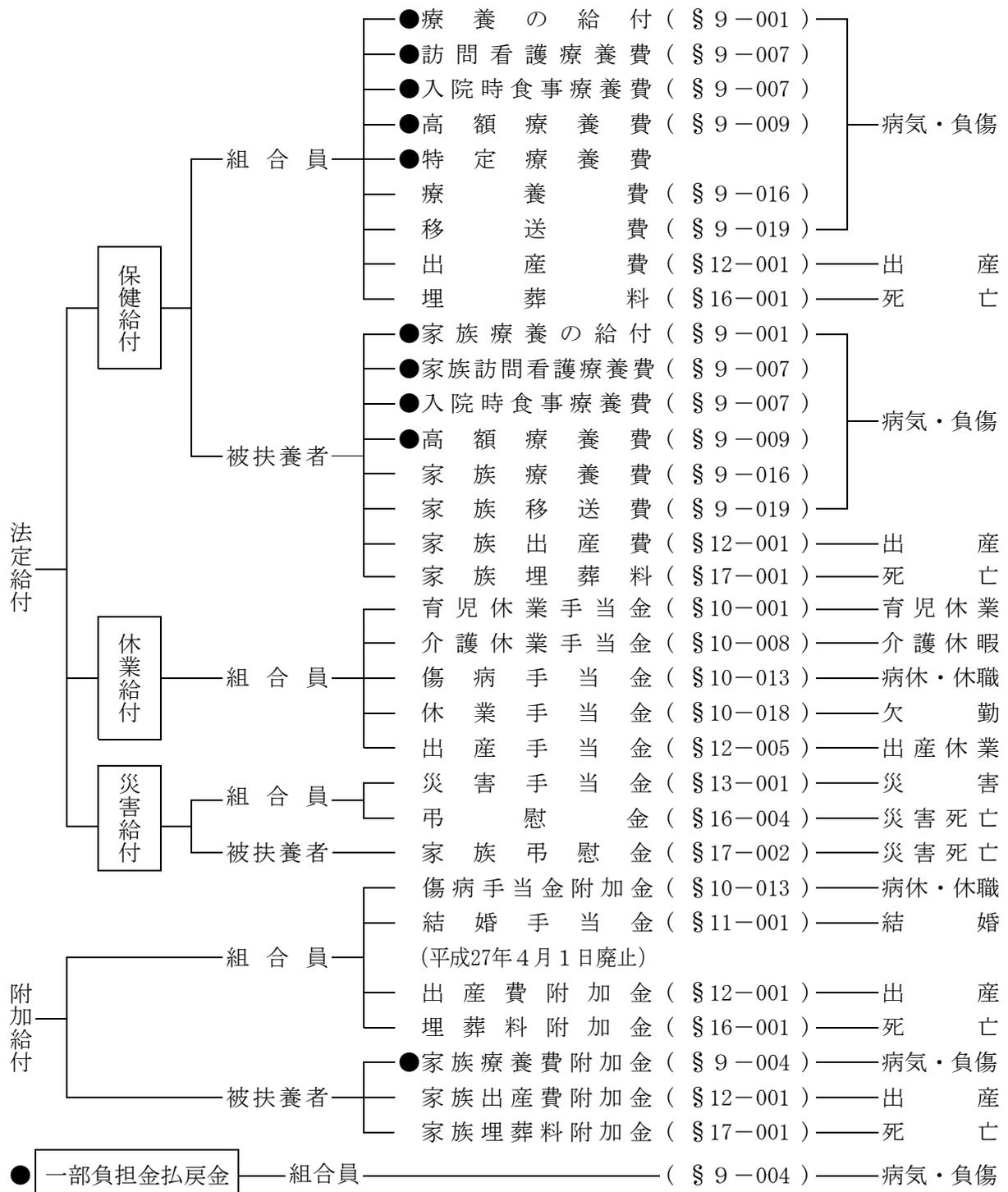
### § 2の1 共済組合 短期給付一覧表

共済組合では、次の給付を行っています。お問い合わせは、短期給付係までお願いします。

●印の付いている給付は「請求行為を必要としない給付」を示しています。

●印の付いていない給付は、「請求行為を必要とする給付」です。

短期給付を受ける権利は、その給付事由が生じた日から**2年間**行わないときは**時効**によって消滅します。支給要件に該当する方は、速やかに申請してください。



## § 2の2 互助組合 給付事業等一覧表

互助組合では、次の給付を行っています。お問い合わせは、給付係までお願いします。

組 合 員	● 医療給付金 (§ 9-004)	—— 病気・負傷
	義肢等制作費助成 (§ 9-020)	—— 病気・負傷
	治療見舞金 (§ 9-020)	—— 病 気
	介護休暇手当金 (§ 10-011)	—— 介護休暇
	傷病手当金 (§ 10-017)	—— 病休・休職
	出産手当金 (§ 12-004)	—— 出 産
	災害見舞金 (§ 13-003)	—— 災 害
	特別退職給付金 (§ 14-003)	} 退職・死亡・異動
	特別返還金 (§ 14-003)	
	生涯福祉給付金 (§ 14-003)	
	死亡弔慰金 (§ 16-003)	} 死 亡
	遺児育英資金 (§ 16-003)	
	被 扶 養 者	● 家族療養費 (§ 9-004)
出産手当金 (§ 12-004)		—— 出 産
家族死亡弔慰金 (§ 17-002)		—— 死 亡

(注) ●印の付いている給付は「請求行為を必要としない給付」を示しています。

## § 3 組合員

**組合員の範囲**（法第3条，第140条，第141条，第144条の2，法附則第31条，定款第21条，定款附則第7条）

### 《共済組合》

「1 組合員の範囲」に該当する人は，公立学校共済組合の組合員になり（強制加入），公立学校共済組合広島支部（以下「広島支部」という。）に所属することになります。

また，職員を退職後，一定の要件を満たしている人は，短期給付（医療）及び福祉事業の一部の適用が受けられる任意継続組合員に加入（任意加入）することができます。

### 1 組合員の範囲

- (1) 公立学校の教職員（大学，幼稚園（新幼保連携型認定こども園も含む），共同調理場に勤務する県費負担の学校栄養職員，任期付職員及び再任用職員（フルタイム）を含みます。）
- (2) 広島県教育委員会事務局及びその地方機関並びに教育機関の職員
- (3) 公立学校共済組合広島支部及び中国中央病院に勤務する職員
- (4) 常時勤務に服することを要しない地方公務員のうち，常時勤務に服することを要する地方公務員に定められている勤務時間以上勤務した日が18日以上ある月が，引き続いて12月を超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務を要することとされている人（臨時的任用職員等）
- (5) 地方公務員等共済組合法（以下「法」という。）第144条の2の規定により，任意継続組合員となった人

### 2 組合員の種別

- (1) 一般組合員…………… 次の(2)以下に掲げる人以外の組合員
- (2) 継続長期組合員…………… 法第140条の規定により引き続き長期給付に関する規定の適用を受ける組合員
- (3) 任意継続組合員…………… 法第144条の2第1項の規定により引き続き短期給付を受け，福祉事業を利用することができる組合員

### 《互助組合》

互助組合への加入は任意です。次の組合員の資格要件を満たしている人が加入できます。

### 組合員の資格（**互**運営規則第2条）

- (1) 公立学校共済組合広島支部（以下「広島支部」という。）に所属する共済組合員で給与の支給が県費負担の人
  - (2) 広島支部に所属する組合員のうち，給与が県費負担でない人で，その人の属する地方公共団体等が互助組合への加入を認めている場合
- (注) 加入承認に当たっては，当該地方公共団体等の共済組合員全員の加入を原則としています。

## § 4 標準報酬の決定・改定に係る手続き（共済組合）

### § 4の1 標準報酬制の概要

#### 1 標準報酬とは

平成 27 年 10 月からの被用者年金制度の一元化により、共済組合の短期給付事業、長期給付事業及び福祉事業等に係る掛金・負担金や、短期給付の給付金、長期給付の年金の算定の基礎が、「給料月額」から「標準報酬」に移行しました。

「標準報酬」は、組合員が受ける報酬（実際に受けた諸手当を含む）により決定します。組合員が受ける報酬は毎月異なりますが、掛金等の納付や各種給付の支給を迅速かつ適切に行うため、標準報酬は一定時点で決定又は改定し、一定期間適用する方法がとられています。

#### 2 標準報酬月額とは

「標準報酬の等級及び月額」は、組合員が地方公共団体等から受ける報酬月額を、後述 4 の「標準報酬等級表」にあてはめて決定します。

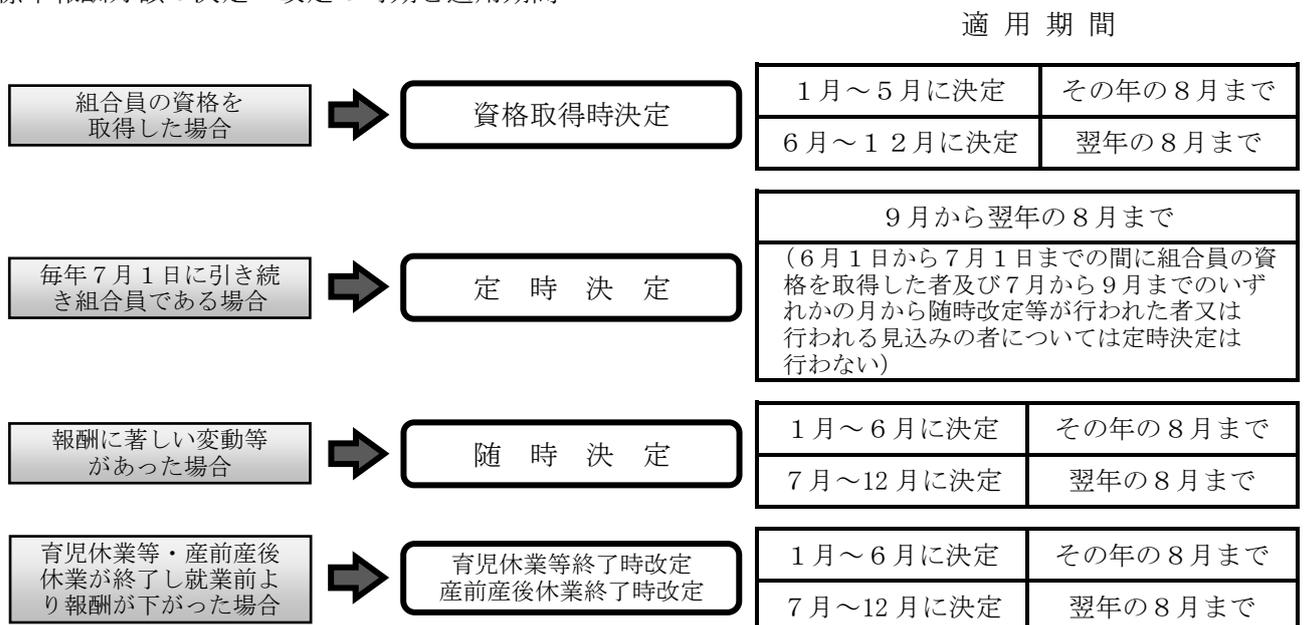
また、標準報酬月額の各等級に対応する「標準報酬日額」は標準報酬月額の 22 分の 1 に相当する金額（10 円未満の端数は四捨五入）となります。

#### 3 標準報酬月額の決定・改定のタイミングと適用期間

標準報酬月額は、新たに採用されたときなど組合員の資格を取得したときに行う「資格取得時決定」、毎年 7 月 1 日に組合員である者を対象に定期的に行う「定時決定」、報酬に著しい高低を生じたときに行う「随時改定」、育児休業等を終了した組合員が職場に復帰し、復帰後の報酬に基づき行う「育児休業等終了時改定」、産前産後休業を終了した組合員が職場に復帰し、復帰後の報酬に基づき行う「産前産後休業終了時改定」の 5 つのタイミングにより決定・改定を行います。

これらのタイミングにより決定・改定された標準報酬月額は、決定・改定した時期により、その適用期間が定められています。

#### ◇ 標準報酬月額の決定・改定の時期と適用期間



4 標準報酬等級表（平成 28 年 4 月 1 日現在）

標準報酬			報酬月額			1 等級 格 差	標準 報酬 日 額	
等 級		月 額	報酬月額		円			円
短期 給 付	長期 給付		円以上	円未満				
		厚生 年金	退職等 年 金	円				
1	1	1	98,000	~	101,000		4,450	
2	2	2	104,000	101,000	~	107,000	6,000	4,730
3	3	3	110,000	107,000	~	114,000	6,000	5,000
4	4	4	118,000	114,000	~	122,000	8,000	5,360
5	5	5	126,000	122,000	~	130,000	8,000	5,730
6	6	6	134,000	130,000	~	138,000	8,000	6,090
7	7	7	142,000	138,000	~	146,000	8,000	6,450
8	8	8	150,000	146,000	~	155,000	8,000	6,820
9	9	9	160,000	155,000	~	165,000	10,000	7,270
10	10	10	170,000	165,000	~	175,000	10,000	7,730
11	11	11	180,000	175,000	~	185,000	10,000	8,180
12	12	12	190,000	185,000	~	195,000	10,000	8,640
13	13	13	200,000	195,000	~	210,000	10,000	9,090
14	14	14	220,000	210,000	~	230,000	20,000	10,000
15	15	15	240,000	230,000	~	250,000	20,000	10,910
16	16	16	260,000	250,000	~	270,000	20,000	11,820
17	17	17	280,000	270,000	~	290,000	20,000	12,730
18	18	18	300,000	290,000	~	310,000	20,000	13,640
19	19	19	320,000	310,000	~	330,000	20,000	14,550
20	20	20	340,000	330,000	~	350,000	20,000	15,450
21	21	21	360,000	350,000	~	370,000	20,000	16,360
22	22	22	380,000	370,000	~	395,000	20,000	17,270
23	23	23	410,000	395,000	~	425,000	30,000	18,640
24	24	24	440,000	425,000	~	455,000	30,000	20,000
25	25	25	470,000	455,000	~	485,000	30,000	21,360
26	26	26	500,000	485,000	~	515,000	30,000	22,730
27	27	27	530,000	515,000	~	545,000	30,000	24,090
28	28	28	560,000	545,000	~	575,000	30,000	25,450
29	29	29	590,000	575,000	~	605,000	30,000	26,820
30	30	30	620,000	605,000	~	635,000	30,000	28,180
31			650,000	635,000	~	665,000	30,000	29,550
32			680,000	665,000	~	695,000	30,000	30,910
33			710,000	695,000	~	730,000	30,000	32,270
34			750,000	730,000	~	770,000	40,000	34,090
35			790,000	770,000	~	810,000	40,000	35,910
36			830,000	810,000	~	855,000	40,000	37,730
37			880,000	855,000	~	905,000	50,000	40,000
38			930,000	905,000	~	955,000	50,000	42,270
39			980,000	955,000	~	1,005,000	50,000	44,550
40			1,030,000	1,005,000	~	1,055,000	50,000	46,820
41			1,090,000	1,055,000	~	1,115,000	60,000	49,550
42			1,150,000	1,115,000	~	1,175,000	60,000	52,270
43			1,210,000	1,175,000	~	1,235,000	60,000	55,000
44			1,270,000	1,235,000	~	1,295,000	60,000	57,730
45			1,330,000	1,295,000	~	1,355,000	60,000	60,450
46			1,390,000	1,355,000	~	1,355,000	60,000	63,180

※標準報酬月額各等級に対応する「標準報酬日額」は、標準報酬月額の 22 分の 1 に相当する金額。

【参考】標準報酬等級表の下限については、法改正により、平成28年10月から、現行の第1級（標準報酬月額98,000円）が第2級になり、報酬月額93,000円未満が第1級（標準報酬月額88,000円）になる見込みです。

## 5 報酬とは

標準報酬の算定の基礎となる「報酬」は、組合員が受ける給料、手当等の名称に関係なく、地方公共団体等から労働の対償として受けるすべてのものをいいますが、手当のうち期末手当、勤勉手当や臨時に受けたり、3か月を超える期間ごとに受けたりするものは除きます。

また、報酬はその性質に応じて「固定的給与」と「非固定的給与」に区分されます。給料表の給料月額や給料の調整額、教職調整額、扶養手当、住居手当、通勤手当など勤務実績に関係なく、月等を単位として一定額が継続して支給される報酬のことを「固定的給与」といい、時間外勤務手当や休日勤務手当など勤務実績に応じて支給される報酬のことを「非固定的給与」といいます。この「固定的給与」及び「非固定的給与」の区分については、各地方公共団体の条例等に基づく給与支給の実態に鑑み、給与支給機関が個別に判断することになります。

なお、前月分の勤務実績により当月支払われる時間外勤務手当や休日勤務手当などは、当月に支払われる報酬に含むこととなります。例えば、3月の勤務実績による時間外勤務手当が4月に支給される場合は、4月の報酬になります。

### ◇ 報酬の分類（例）

区 分		報酬となるもの(※1)	報酬とならないもの
通貨で支給されるもの	固定的給与	基本給(給料表の給料月額)・給料の調整額・教職調整額(※2)・給料の特別調整額(管理職手当)・初任給調整手当・扶養手当・地域手当・特地勤務手当(これに準ずる手当を含む)・へき地手当(これに準ずる手当を含む)・広域異動手当・住居手当・単身赴任手当・義務教育等教員特別手当・定時制通信教育手当・産業教育手当・農林漁業普及指導手当・通勤手当など	3か月を超える期間ごと(年3回以下)に支給される賞与(期末手当・勤勉手当)実費弁償的なもので出張旅費・赴任旅費・災害派遣手当(※4)労務の対償とされない年金共済組合からの給付金国から支給される在勤手当退職手当(退職金)など 公務員に対し勤務先(所屬庁)から支給される児童手当
	非固定的給与	特殊勤務手当(※3)・時間外勤務手当・休日勤務手当・夜間勤務手当・宿日直手当・管理職員特別勤務手当・寒冷地手当など	
現物で支給されるもの	固定的給与	食事(食券)・職員宿舍・通勤定期券(回数券)・被服(勤務服でないもの)など	
	非固定的給与	不定期な業務等に提供される食事・宿舍など	

(※1) 固定的給与・非固定的給与の判断は手当等の名称にかかわらず、当該手当の支給の実態や各地方公共団体の給与条例等の規定に基づき判断する。

(※2) 教職調整額の支給を受けない教育職員の給料月額の特例等による加算額を含む。

(※3) 特殊勤務手当のうち、勤務実績に直接関係なく月等を単位として一定額が継続して支給されるものは固定的給与に該当する。

(※4) 災害派遣手当には武力攻撃災害等派遣手当、新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当等を含む。

#### (1) 支払基礎日数について

支払われる報酬の算定の基礎となる日数を「支払基礎日数」といい、原則として標準報酬を

算定する際、支払基礎日数が17日未満の場合は、その月は除くこととされています。

支払基礎日数は、欠勤や無給休職の期間があることにより、報酬の全部が支給されない場合、当該報酬を含めて報酬月額を算定することが適当かどうか判断するための基準として設けられています。

「支払基礎日数」を計算するときは、支払われる報酬の算定の基礎となった日数となりますので、必ずしも実際に出勤した日数とは一致しません。

したがって、月給者の場合の支払基礎日数は、その月の暦日数から各地方公共団体の給与条例等に定められている週休日（勤務時間を割り振らない日、通常の場合は土曜日及び日曜日）及び欠勤等の日数を除いた日数になります。（祝日法による休日及び年末年始の休日は、勤務時間が割り振られていますが、勤務を要しない日とされており、これらの休日は支払基礎日数に含めることとなります。）

例えば、4月の欠勤日数4日分が5月（5月の勤務時間が割り振られている日数が22日の場合）の報酬で減額される場合、5月の支払基礎日数は22日から4月の欠勤日数4日を差し引いた18日となります。

なお、複数の日に時間を単位として欠勤した場合は、それらの時間数の合計が一日当たりの正規の勤務時間を超えていても、欠勤したそれぞれの日に係る給料の一部が支給されることとなりますので、支払基礎日数に含めることとなります。

$\begin{aligned} \text{当月の支払基礎日数} &= \text{当月の勤務が割り振られた日数} - \text{前月の欠勤等の日数} \\ &\quad \downarrow \\ &\quad \text{(週休日を除き、祝日・年末年始の} \\ &\quad \text{休日を含む)} \end{aligned}$
---

#### ※ 育児短時間勤務者の取扱い

地方公務員の育児休業等に関する法律第10条第1項第3号若しくは第4号に掲げる勤務の形態により勤務する者又は同項第5号の規定により1月あたりの勤務を要する日数17日未満とされた者に係る報酬の支払基礎日数の取扱いについては「[§ 4](#)」の5「育児休業等終了時改定」を参照してください。

### (2) 算定基礎月について

標準報酬の算定の基礎となる報酬の支払基礎日数が17日以上を「算定基礎月」といいます。

なお、「算定基礎月」から除かれる月は、報酬が支払われた月の支払基礎日数が17日未満となった場合になります。例えば、育児休業等終了時改定の算定において、月の途中で復帰し、復帰した月の育児休業期間の減額分が翌月の報酬で精算されている場合で、精算のあった月の報酬の支払基礎日数が17日未満である場合は、当該月を算定基礎月から除くこととなります。

### (3) 休職等により報酬の全部又は一部が支給されない場合の取扱いについて

欠勤や無給休職により報酬の全部又は一部が支給されない場合、その月を算定基礎月から除いて報酬月額を算定します。

なお、定時決定における算定基礎月のすべて（4月・5月・6月のすべて）が報酬の全部が支給されない期間がある、又は各月とも報酬の一部が支給されない期間がある場合は、報酬の

全部又は一部が支給されないこととなった事由が発生する直前の標準報酬の月額により定時決定を行います。

休職等の種類は、各地方公共団体の給与条例等によりますが、病気等による欠勤・休職のほか、育児休業、介護休業、修学部分休業、高齢者部分休業、自己啓発等休業、配偶者同行休業、大学院就学休業、職員団体への専従などがあります。

なお、地方公務員の育児休業等に関する法律第 10 条に規定する育児短時間勤務及び同法第 19 条に規定する部分休業は、育児休業等終了時改定や産前産後休業終了時改定の際の算定の基礎となることから、「報酬の一部が支給されない」には該当しません。

(留意点)

- ① 懲戒処分等により給料の一部が減額されて支払われる場合も報酬の一部が支給されない場合と同様の取扱いになります。
- ② 職員団体への専従職員について、当該職員団体から月額報酬及び期末・勤勉手当相当額並びに諸手当（通勤手当、時間外勤務手当、住宅等の現物給与）が支給されている場合であっても、当該職員に係る標準報酬は、職員団体への専従職員となった直前の標準報酬の月額をもって、その者の専従職員となったことによる休職の期間中の標準報酬の月額とします。

#### (4) 通勤手当の取扱いについて

通勤手当が複数月（支給単位期間）分として一括して支給される場合には、1 か月あたりの金額を算出して各月の報酬に算入します。当該通勤手当を支給単位期間で除して各月分として算定された額に 1 円未満の端数が生じたときは、当該支給単位期間中における末月以外の月分として算定される額に係る端数金額はこれを切り捨て、切り捨てた額は当該支給単位期間中における末月分として算定される額に加算します。（当該末月分として算定された額に加算した後の額に 1 円未満の端数があるときは、これを切り上げます。）

また、定期券、回数券、乗車証その他の有価物により現物支給されている場合も報酬に含まれ、報酬への算入方法は上記の取扱いと同様の取扱いになります。

なお、定期券代などの通勤手当については、消費税を含めた金額で算定します。

#### (5) 寒冷地手当の取扱いについて

寒冷地手当は、毎年 11 月から翌年 3 月までの各月の年 5 回支給されることから、標準報酬月額算定の基礎となる「報酬」に含まれることとなります。この報酬に含まれる（加算する）寒冷地手当の額は、定時決定を行う際は 7 月 1 日前の 1 年間に受けた寒冷地手当の総額の 12 分の 1 の額となり、4 月から 6 月までの各月の報酬月額に加算（端数処理後）して算定することとなります。

また、新たに採用された者や寒冷地以外の勤務地から寒冷地に勤務することとなった者などについては、同様の事情にある者に支給された寒冷地手当の総額を 12 で除して得た額とするなど、取扱いが異なります。

なお、寒冷地手当は非固定的給与として取り扱うこととされているため、随時改定の対象とはなりませんが、異動等の場合は標準報酬月額を異動した日の属する月から見直すこととしています。（異動を伴わない寒冷地手当の額の変動は、世帯等の区分が変更になった場合が想定されます。）

## 6 標準報酬の算定事務

標準報酬の算定は給与支給機関が行い、算定基礎届を共済組合に提出します。共済組合は給与支給機関から受けた基礎届を確認し、組合員の標準報酬月額を決定します。

なお、給与支給機関では算定した標準報酬月額等に基づき、掛金等を給与から控除し、また負担金等の額を算定し共済組合に払い込みます。

※ 標準報酬月額算定の根拠となる報酬額の算定は給与支給機関で行うため、組合員又は所属所において、報酬額の算定について疑義が生じた場合は、給与支給機関に照会してください。

給与支給機関において、報酬額の算定に係る制度的な取扱いについて疑義が生じた場合は、広島支部の担当部署（経理貸付係）に照会してください。

## 7 標準報酬の組合員への通知

共済組合は、組合員の標準報酬を決定・改定したときは組合員に通知しますが、原則、給与支給機関が発行する給与明細書に記載することにより通知する方法をとっています。給与明細書の記載が困難な機関については、標準報酬決定・改定通知書を給与支給機関を経由して、所属する組合員に配布しています。

## § 4の2 定時決定

### 1 定時決定とは

共済組合は、組合員が実際に受ける報酬と、既に決定されている標準報酬月額との間に大きな差が生じないように、毎年7月1日において、現に組合員である者の4月から6月までの3か月の報酬の平均により、標準報酬月額を決定します。この決定は毎年定期的実施することから、「定時決定」といいます。

定時決定は7月に行われ、これにより決定された標準報酬月額は、原則として、その年の9月から翌年の8月までの適用になります。

### 2 定時決定の対象となる人

原則として、毎年7月1日に組合員である者が対象となります。（休業中・休職中や欠勤している組合員も含まれます。）

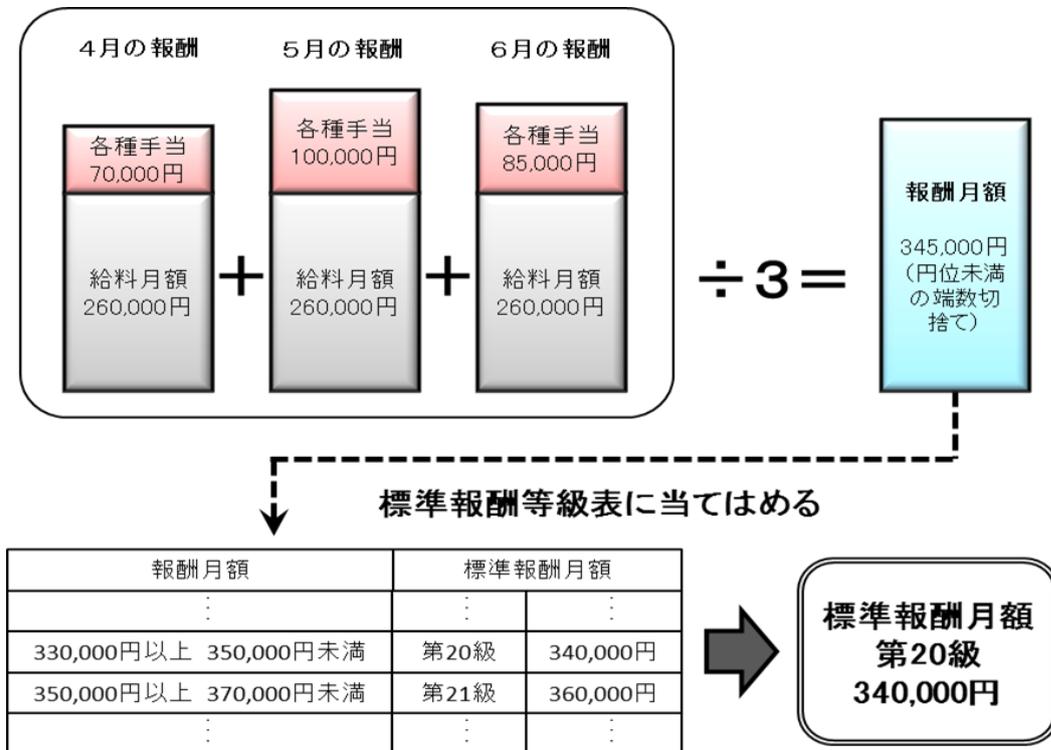
ただし、6月1日から7月1日までの間に組合員資格を取得した者、7月から随時改定・育児休業等終了時改定・産前産後休業終了時改定により改定が行われる者、8月又は9月から随時改定・育児休業等終了時改定・産前産後休業終了時改定により改定を行う予定のある者は、その年の定時決定の対象とはなりません。（4月から6月までの間に固定的給与に変動があった場合や、育児休業等や産前産後休業から職場復帰し、復帰後の勤務形態が育児短時間勤務や育児部分休業となっている場合等）

### 3 定時決定の算定

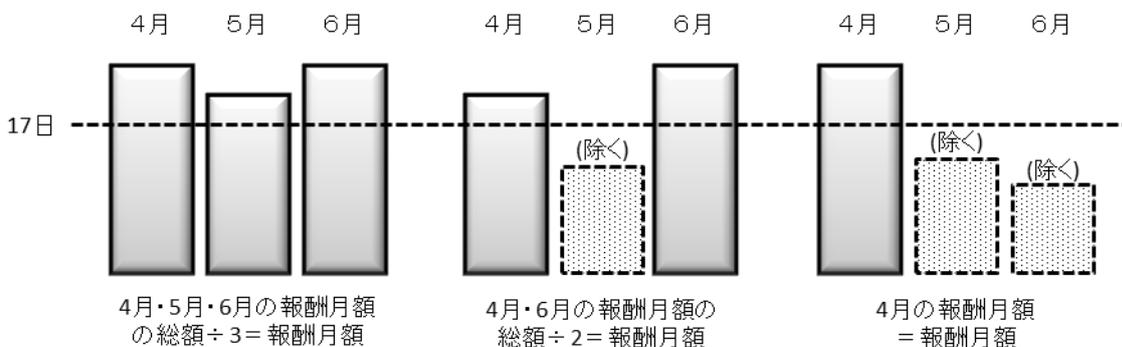
定時決定は、毎年7月1日において、現に組合員である者の同日前3月間（同日に継続した組合員であった期間に限るものとし、かつ、報酬支払の基礎となった日数（支払基礎日数）が17日未満である月があるときは、その月を除く。）に受けた報酬の総額をその期間の月数（算定基礎月）で除して得た額を「報酬月額」として、標準報酬を決定します。

なお、3月間の報酬の総額をその期間の月数で除して得た額に円未満の端数が生じた場合は、切り捨てとなります。

◇ 定時決定のイメージ



◇ 報酬月額の求め方



4 特別な算定方法（保険者算定）

組合員の報酬月額の算定が困難であるときや著しく不当であるときは、同様の職務に従事する職員の報酬月額その他の事情を考慮して共済組合が適当と認めて算定する額をその組合員の報酬月額として標準報酬月額を決定することになります。

(1) 算定が困難なとき

育児休業や病気休職などの休職等により4月・5月・6月の3か月間に報酬をまったく受けていない場合など、法第43条第5項の規定による通常の方法により算定することが困難であるときは、休職等の事由が発生する直前の標準報酬の月額により定時決定を行います。

(2) 著しく不当であるとき

業務の性質上、基本的に4月から6月が繁忙期若しくは閑散期にあたり、他の期間に比べて時間外勤務手当などが多く支給されることにより、4月・5月・6月の3か月間の平均により算定した標準報酬月額が、前年の7月から当年の6月までの1年間の報酬の平均（報酬の支払基礎日数が17日未満である月があるときは、その月は除く。）により算定した標準報酬月額と2等級以上の差が生じることが例年発生すると見込まれる（※注）ときは、保険者算定により、1年間の報酬の平均により標準報酬月額を算定することができます。

ただし、この取扱いは、当該所属所の申立書、組合員の同意書等を共済組合に提出した上で、共済組合が認めた場合に限られます。（この場合の手続きについては、別途通知します。）

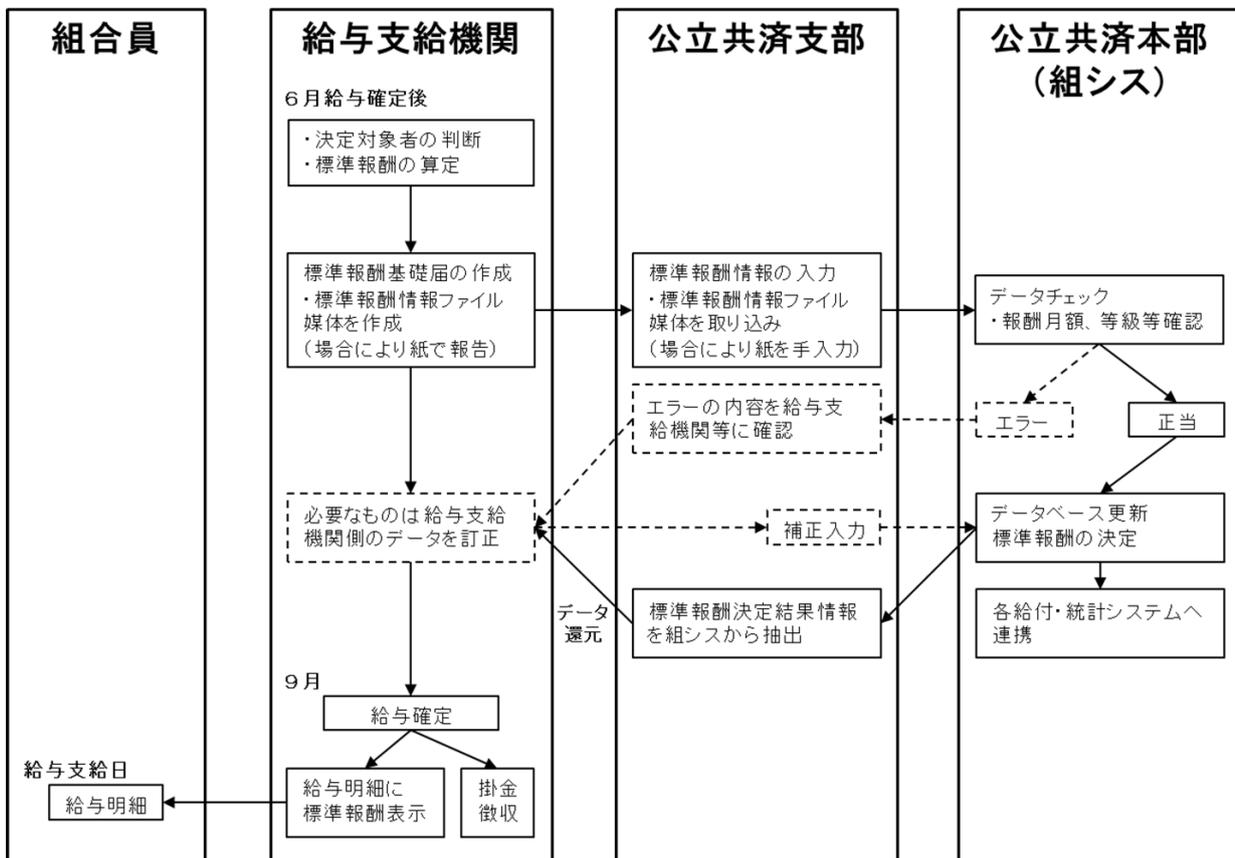
（※注）業務の性質上、2等級以上の差が例年発生することが見込まれる場合に限られますので、今年の4月から6月までは多忙な業務に従事していたが、来年はどうなるかわからないというような理由の場合は該当しません。

5 定時決定の事務処理

【参考】 のとおり、給与支給機関及び広島支部で事務処理を行いますので、組合員及び所属所の手続きは必要ありません。（前述4の「特別な算定方法（保険者算定）」（2）を除く）

※ 給与支給機関から所属所等に対し、事務処理について指示があった場合は、そちらに従ってください。

【参考】 定時決定の事務処理の流れ



## § 4の3 資格取得時決定

### 1 資格取得時決定とは

組合員の資格を新たに取得したときは、その資格を取得した日の現在の報酬の額により標準報酬を決定します。この決定を「資格取得時決定」といいます。

資格取得時決定により決定された標準報酬月額は、組合員の資格を取得した日からその年の8月31日（6月1日から12月31日までの間に組合員の資格取得した者については、翌年の8月31日）まで適用されます。

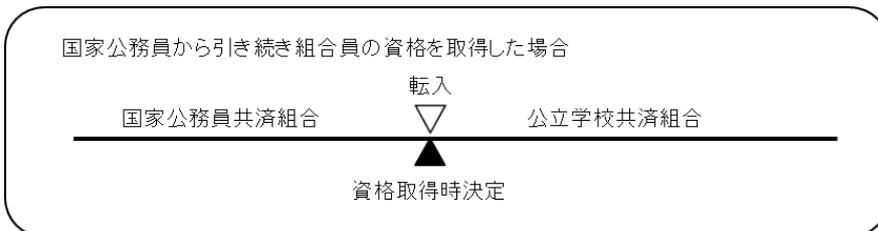
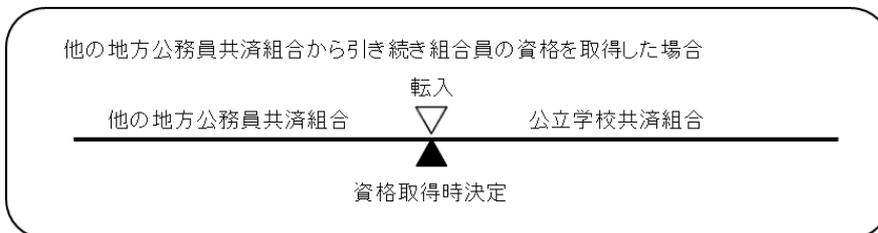
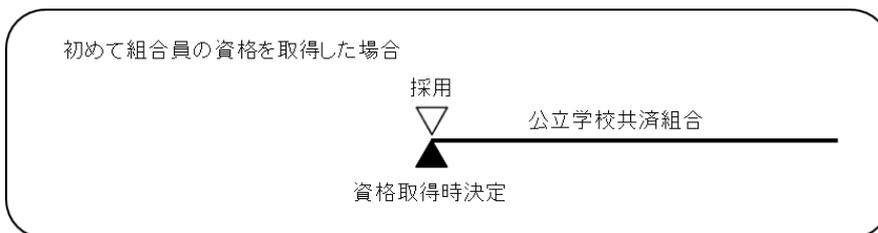
決定の時期	適用期間
その年の1月から5月	その年の8月まで、又は随時改定等が実施されるまで
その年の6月から12月	翌年の8月まで、又は随時改定等が実施されるまで

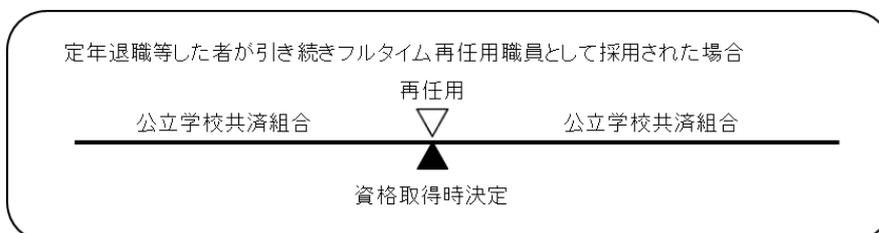
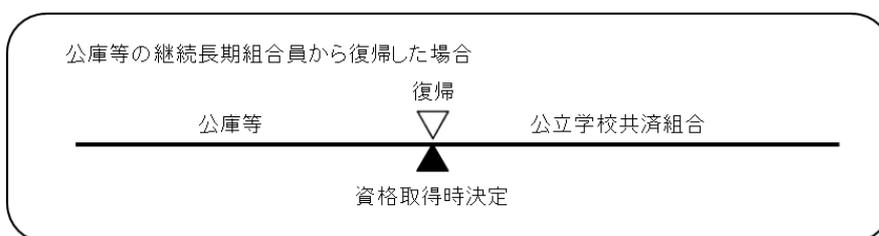
### 2 資格取得時決定の対象となる人

資格取得時決定の対象者は、新たに組合員の資格を取得した者が対象になりますが、次の場合も資格取得時決定の方法により標準報酬を決定します。

- ① 他の地方公務員共済組合から転入した場合
- ② 国家公務員共済組合から引き続き採用された場合
- ③ 公庫等の継続長期組合員から職場復帰した場合
- ④ 定年退職等により退職し、地方公務員法第28条の4第1項の規定により採用された場合（フルタイム再任用職員）

#### ◇ 具体例





### 3 資格取得時決定の算定

資格取得時決定は、資格を取得した日の現在の報酬月額を、標準報酬月額表に当てはめて決定します。ここでいう「資格を取得した日の現在の報酬」は次のように取り扱うこととなっています。

○ 月額により支給される場合

その者が月の初日に資格を取得したならば受けるべき報酬及び同様の職務に従事する職員の報酬等を考慮した額となります。

月の途中で資格を取得した場合は、扶養手当や住居手当など月の初日に資格を取得したならば受けることができたであろう手当も含めて算定します。

### 4 資格取得時決定の事務処理

定時決定と同様、給与支給機関及び広島支部で事務処理を行いますので、組合員及び所属所の手続きは必要ありません。

※ 給与支給機関から所属所等に対し、事務処理について指示があった場合は、そちらに従ってください。

## § 4 の 4 随時改定

### 1 随時改定とは

組合員の標準報酬月額は原則として毎年定期的に行われる定時決定により決定し、9月から翌年の8月までの1年間適用されますが、昇給・昇格や異動などにより、報酬の額が著しく高低を生じた場合は、実際に受けている報酬の月額と決定されている標準報酬月額との間に隔たりが生じることになります。このような隔たりを解消するために標準報酬月額を改定することを「随時改定」といいます。

「随時改定」は、固定的給与に変動があり、既に決定又は改定されている標準報酬月額の等級と、変動後の報酬月額による標準報酬月額の等級に2等級以上の差がある場合に実施します。なお、この変動があった月から3か月間（各月とも、報酬支払の基礎となった日数が17日以上でなければならない。）継続していることが必要であり、その3か月目を著しく高低を生じた月とし、その翌月（4か月目）から改定します。

※ 実際に変動があった月ではなく、4か月目に改定が行われますので、ご注意ください。

なお、随時改定は、固定的給与の変動があることが条件になります。昇給・昇格による変動、勤務地の異動に伴う地域手当や通勤手当等の変動、扶養手当の増減等は固定的給与の変動になりますが、時間外勤務手当などの勤務実績に応じた手当（非固定的給与）のみの変動は該当しません。

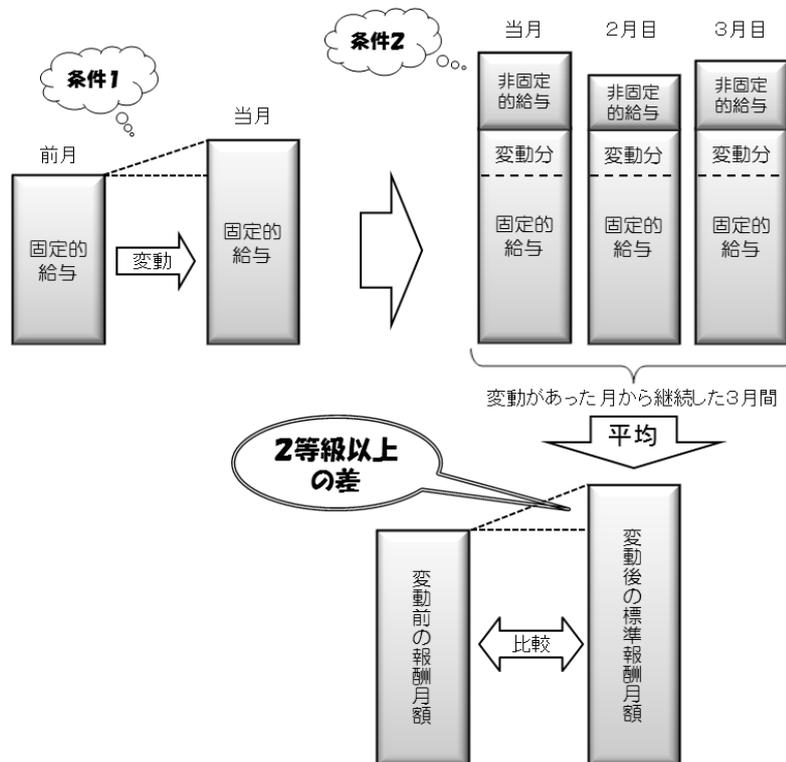
※ 固定的給与については、「§ 4」の1 標準報酬制の概要」の「5 報酬とは」を参照してください。

## 2 随時改定の要件

随時改定は、次の2つの条件をすべて満たしたときに実施します。

【条件1】 昇給・降給等により前月に対し当月の固定的給与に変動があること。

【条件2】 変動があった月から継続した3月間（各月とも支払基礎日数が17日以上なければならない）に受けた報酬の総額を3で除して得た額（報酬平均額）を報酬月額として算定した標準報酬の等級と従前標準報酬の等級に2等級以上の差があること



### ◇ 随時改定の実施の判断

固定的給与	増↑	増↑	増↑	減↓	減↓	減↓
非固定的給与	増↑	減↓	減↓	減↓	増↑	増↑
報酬月額 (報酬平均額)	2等級以上の 増↑	2等級以上の 増↑	2等級以上の 減↓	2等級以上の 減↓	2等級以上の 減↓	2等級以上の 増↑
随時改定の実施	実施	実施	実施しない	実施	実施	実施しない

※ 固定的給与の変動により随時改定を行うという趣旨から、固定的給与の増減と報酬平均額の増減の変動が同じときに随時改定が行われます。

### 3 特別な場合（2等級以上の差がないときに行う随時改定）

随時改定は原則として2等級以上の差が生じたときに行いますが、標準報酬月額には上下限があるため、報酬が大幅に変動しても2等級以上の差が生じない場合があります。その場合は、2等級以上の差がなくても随時改定を行います。

（例）最高等級の1つ下の等級に該当する者に、大幅な昇給があった場合

1つ上の等級が最高等級のため、2等級以上の差が生じませんが、随時改定を行います。

### 4 随時改定の事務処理

定時決定と同様、給与支給機関及び広島支部で事務処理を行いますので、組合員及び所属所の手続きは必要ありません。

※ 給与支給機関から所属所等に対し、事務処理について指示があった場合は、そちらに従ってください。

## § 4の5 育児休業等終了時改定

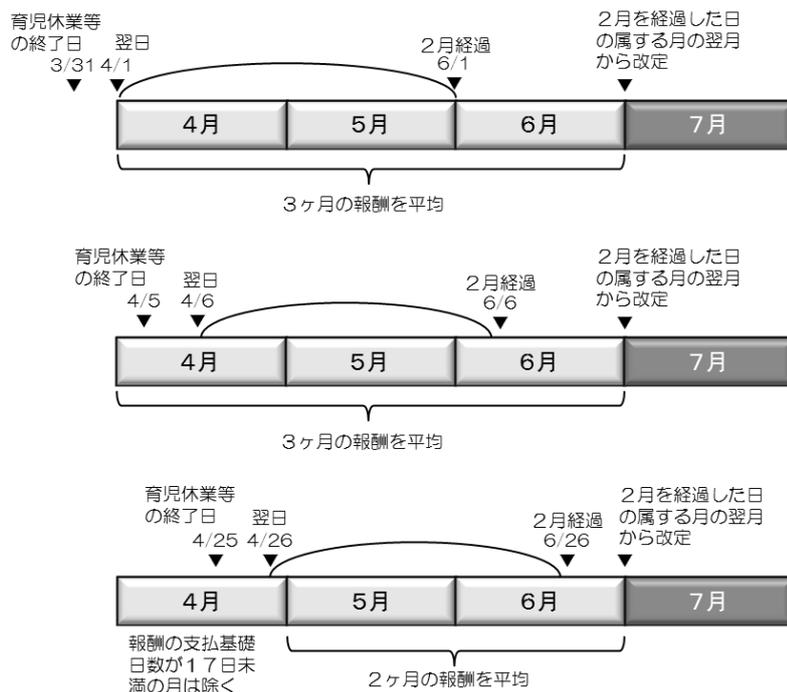
### 1 育児休業等終了時改定とは

育児休業等を終了した組合員が育児休業等を終了した日において、その育児休業等に係る3歳に満たない子を養育（子と同居し監護することをいう、以下同じ）する場合、共済組合に申出をしたときは、育児休業等終了日の翌日が属する月以後3月間（報酬支払の基礎となった日数が17日未満である月は除きます。）に受けた報酬の総額をその期間の月数で除して得た額を報酬月額として、標準報酬を改定します。

※ 育児休業終了後、勤務に復帰した場合が対象となりますので、育児休業等終了日の翌日に産前産後休業を開始している組合員は、この対象からは除外されます。

改定された標準報酬は、育児休業等の終了日の翌日から起算して2月を経過した日の属する月の翌月からその年の8月31日（7月から12月までのいずれかの月から改定されたものについては、翌年の8月31日）までの適用となります。

（例）



◇ 育児休業等終了時改定の時期等

育児休業等終了日	終了日の翌日が属する月以後3月	改定期期	適用期間
12月31日～1月30日	1月・2月・3月	4月	その年の8月31日まで
1月31日～2月27日	2月・3月・4月	5月	
2月28日～3月30日	3月・4月・5月	6月	
3月31日～4月29日	4月・5月・6月	7月	翌年の8月31日まで
4月30日～5月30日	5月・6月・7月	8月	
5月31日～6月29日	6月・7月・8月	9月	
6月30日～7月30日	7月・8月・9月	10月	
7月31日～8月30日	8月・9月・10月	11月	
8月31日～9月29日	9月・10月・11月	12月	
9月30日～10月30日	10月・11月・12月	1月	その年の8月31日まで
10月31日～11月29日	11月・12月・1月	2月	
11月30日～12月30日	12月・1月・2月	3月	

(留意点)

- ① 育児休業等終了後、組合員からの申出「標準報酬育児休業等終了時改定申出書」が必要となります。ただし、申出がない場合でも、復職時調整により給料表の級号給や固定的給与に変動があった場合や育児短時間勤務などへの勤務形態の変更は随時改定の対象となりますが、随時改定の場合は2等級以上の差が要件となります。(下記「育児休業等終了時改定と随時改定の違い」を参照)

なお、復職時調整により報酬が上がった場合でも、申出があれば育児休業等終了時改定を行います。

【育児休業等終了時改定と随時改定の違い】

	育児休業等終了時改定	随時改定
平均報酬月額算定の基礎となる期間	育児休業等終了日の翌日が属する月以後の3ヶ月間(固定的給与の変動がなくても改定可能)	固定的給与に変動があった月以後の3ヶ月間
支払基礎日数	支払基礎日数が17日未満の月があるときは、その月を除いて報酬の平均額を算出する	支払基礎日数が17日未満の月が1月でもあるときは行わない
改定に必要な等級差	1等級でも改定	原則として2等級以上の差が生じることが条件
改定月	育児休業等終了日の翌日が属する月から起算して4ヶ月目から改定	固定的給与に変動があった月から起算して4ヶ月目から改定
改定のタイミング	組合員からの申し出に基づき改定を行う	組合員の意思に関係なく、随時改定に該当した場合、給与支給機関は速やかに共済組合に届出を行う

- ② 育児休業等を終了した日の翌日の属する月以後3ヶ月間の報酬の平均額により算定した標準報酬月額の等級が、現在の標準報酬月額の等級と比べて1等級以上の差があるときに改定できます。

③ 報酬の支払基礎日数が17日未満の月がある場合、その月を除いて平均額を算出しますが、3か月とも17日未満の場合には改定できません。

④ 地方公務員の育児休業等に関する法律第10条第1項第3号若しくは第4号に掲げる勤務の形態により勤務する者など1月あたりの勤務を要する日数が17日未満とされた者については、当該承認された勤務形態により勤務した日数が、当該勤務形態により当該月の初日から末日までの間に勤務するとした場合に勤務を要することとなる日数に4分の3を乗じて得た日数（1未満の端数があるときは、これを切り上げる。）に相当する日数以上となる場合は、当該月の報酬の支払基礎日数を17日以上とみなします。（例えば月曜日から水曜日までの週3日勤務が勤務形態で1月に要する勤務日数が12日の場合は、9日以上勤務していれば、その月の報酬の支払基礎日数を17日以上とみなして報酬月額を算出することになります。）

a 月の初日に復帰し、週3日勤務の育児短時間勤務の場合

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
	育児休業	育児休業	育短	育短	育短	週休日
5	6	7	8	9	10	11
週休日			育短	育短	育短	週休日
12	13	14	15	16	17	18
週休日			育短	育短	育短	週休日
19	20	21	22	23	24	25
週休日			育短	育短	育短	週休日
26	27	28	29	30	31	
週休日			育短	育短	育短	

① 承認された勤務形態(水・木・金勤務)による月の初日から末日までの勤務を要する日数→15日

② ①の日数×3/4(端数切上げ)の日数→12日

この場合、勤務した日数が12日以上であれば算定基礎月に含めることとなります。

b 月の中途に復帰し、週3日勤務の育児短時間勤務の場合

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
			育児休業	育児休業	育児休業	週休日
5	6	7	8	9	10	11
週休日	育児休業	育児休業	育児休業	育児休業	育児休業	週休日
12	13	14	15	16	17	18
週休日	育児休業	育児休業	育短	育短	育短	週休日
19	20	21	22	23	24	25
週休日			育短	育短	育短	週休日
26	27	28	29	30	31	
週休日			育短	育短	育短	

① 承認された勤務形態(水・木・金勤務)による月の初日から末日までの勤務を要する日数→15日

② ①の日数×3/4(端数切上げ)の日数→12日

この場合、勤務した日数が12日以上であれば算定基礎月に含めることとなりますが、物理的に不可能です。したがって、この月は算定基礎月に含みません。(勤務が可能な日数(9日)の3/4以上ではありません。仮にこの者が9日間出勤した場合の報酬を算定基礎月に含めることは本来の1月分の報酬を算定する趣旨を鑑みると適当ではないからです。)

c 月の中途から勤務形態を変更した場合(部分休業から週3日勤務の育児短時間勤務に変更①)

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
			部分休業	部分休業	部分休業	週休日
5	6	7	8	9	10	11
週休日	部分休業	部分休業	部分休業	部分休業	部分休業	週休日
12	13	14	15	16	17	18
週休日			育短	育短	育短	週休日
19	20	21	22	23	24	25
週休日			育短	育短	育短	週休日
26	27	28	29	30	31	
週休日			育短	育短	育短	

支払基礎日数が、部分休業と育児短時間勤務を併せて17日以上かどうか判断します。

この場合、勤務した日数は17日以上となりますので算定基礎月に含めます。

d 月の中途から勤務形態を変更した場合(部分休業から週3日勤務の育児短時間勤務に変更②)

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
			部分休業	部分休業	部分休業	週休日
5	6	7	8	9	10	11
週休日	部分休業	部分休業	育短	育短	育短	週休日
12	13	14	15	16	17	18
週休日			育短	育短	育短	週休日
19	20	21	22	23	24	25
週休日			育短	育短	育短	週休日
26	27	28	29	30		
週休日			育短	育短		

① まず、部分休業と育児短時間勤務を併せた勤務日数を算定します。→16日(17日未満)

② 承認された勤務形態(水・木・金勤務)による月の初日から末日までの勤務を要する日数→14日

③ ②の日数×3/4(端数切上げの日数)→11日

この場合、勤務した日数は部分休業を含めると16日ですが、育児短時間勤務により勤務した日数は11日で、育児短時間勤務により月の初日から末日まで勤務を要する日数の3/4以上勤務していますので、算定基礎月に含めます。

e 月の中途から勤務形態を変更した場合(週3日勤務の育児短時間勤務からフルタイム勤務に変更)

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
			育短			週休日
5	6	7	8	9	10	11
週休日	育短	育短	育短			週休日
12	13	14	15	16	17	18
週休日	育短	育短	育短			週休日
19	20	21	22	23	24	25
週休日	フルタイム	フルタイム	フルタイム	フルタイム	フルタイム	週休日
26	27	28	29	30		
週休日	フルタイム	フルタイム	フルタイム	フルタイム		

① まず、育児短時間勤務とフルタイム勤務を併せた勤務日数を算定します。→16日(17日未満)

② 承認された勤務形態(月・火・水勤務)による月の初日から末日までの勤務を要する日数→13日

③ ②の日数×3/4(端数切上げの日数)→10日

この場合、育児短時間勤務とフルタイム勤務の合計勤務日数は16日となりますので算定基礎月には含めません。次に育児短時間勤務による勤務日数が、月の初日から末日までに承認された日数の3/4以上かどうか見ますと、7日ですので、この判断でも算定基礎月に含めません。したがって、この月は算定基礎月に含めないこととなります。

⑤ シフト制の育児短時間勤務のため、1月当たりの勤務を要する日数が定まっていない場合は、任命権者が承認した勤務の日に基づくものとします。

⑥ 部分休業(1日の勤務時間の一部(2時間を超えない範囲内に限る)について勤務しない)の勤務形態により勤務している場合、部分休業の取得状況が毎月異なることが想定されます。このような場合は固定的給与の変動になることから、随時改定の対象となります。したがって、まず、育児休業等が終了した日の翌日の属する月以後3月間の報酬により育児休業等終了時改定の算定を行い、育児休業等が終了した日の翌日の属する月の翌月以降、固定的給与の変動があれば、変動があった月以後3月間の平均により随時改定に該当するかどうか算定します。(実際には育児休業等終了時改定以降は2等級以上の差が生じないと想定されますので随時改定の実施はあまりないと思われます。)

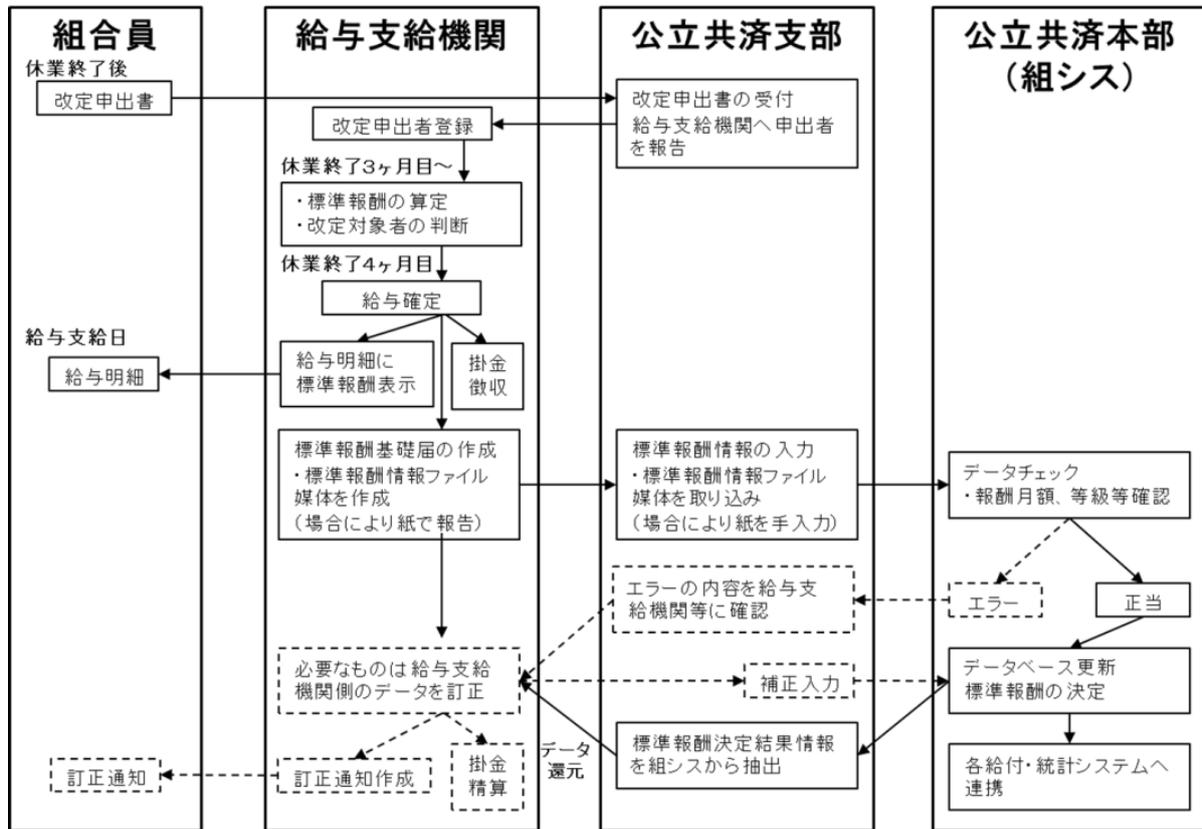
なお、育児短時間勤務の勤務形態の変更も随時改定の対象となります。

## 2 育児休業等終了時改定の事務処理

【参考】のとおり、定時決定等と異なり、組合員が、「標準報酬育児休業等終了時改定申出書」を、広島支部に提出する必要があります。

書類の様式等、詳細は、「§ 4の9 標準報酬関係の提出書類（所属所、組合員）」を参照してください。

【参考】育児休業等終了時改定の事務の流れ



## § 4の6 産前産後休業等終了時改定

### 1 産前産後休業終了時改定とは

産前産後休業を終了した組合員が当該産前産後休業を終了した日において、当該産前産後休業に係る子を養育する場合、共済組合に申出をしたときは、産前産後休業終了日の翌日が属する月以後3月間（報酬支払の基礎となった日数が17日未満である月は除きます。）に受けた報酬の総額をその期間の月数で除して得た額を報酬月額として、標準報酬を改定します。

ただし、産前産後休業終了日の翌日に育児休業等を開始している組合員は、この対象からは除外されます。

改定された標準報酬は、産前産後休業の終了日の翌日から起算して2月を経過した日の属する月の翌月からその年の8月31日（7月から12月までのいずれかの月から改定されたものについては、翌年の8月31日）までの適用となります。

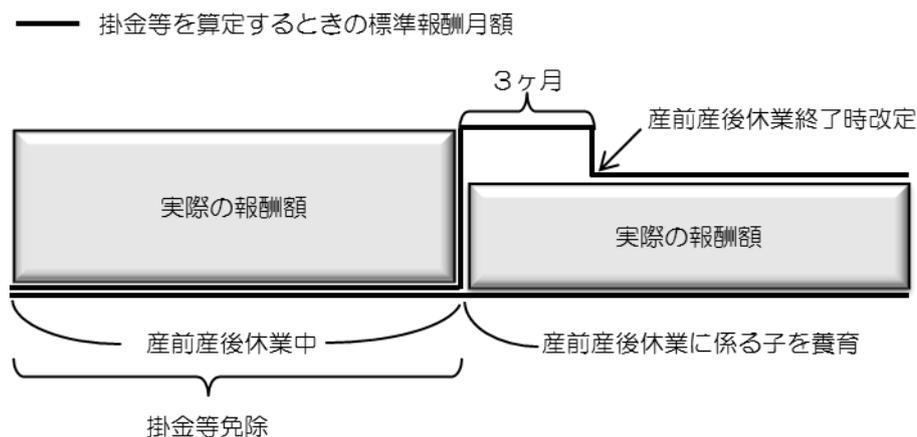
これは、産前産後休業終了後、育児休業の承認を受けずに職場に復帰し、復帰後の勤務形態が育児短時間勤務等により報酬が低下する場合が想定されます。

（留意点）

- ① 産前産後休業終了時改定には、組合員からの申出「標準報酬産前産後休業終了時改定申出書」が必要となります。

- ② 産前産後休業終了時の翌日の属する月以後3月間の報酬の平均額により算定した標準報酬月額等級が、現在の標準報酬月額等級と比べて1等級以上の差があるときに改定できます。
- ③ 報酬の支払基礎日数が17日未満の月がある場合、その月を除いて平均額を算出しますが、3か月とも17日未満の場合には改定できません。
- ④ 地方公務員の育児休業等に関する法律第10条第1項第3号若しくは第4号に掲げる勤務の形態により勤務する者など1月あたりの勤務を要する日数が17日未満とされた者については、当該承認された勤務形態により勤務した日数が、当該勤務形態により当該月の初日から末日までの間に勤務するとした場合に勤務を要することとなる日数に4分の3を乗じて得た日数（1未満の端数があるときは、これを切り上げる。）に相当する日数以上となる場合は、当該月の報酬の支払基礎日数を17日以上とみなします。（例えば月曜日から水曜日までの週3日勤務が勤務形態で1月に要する勤務日数が12日の場合は、9日以上勤務していれば、その月の報酬の支払基礎日数を17日以上とみなして報酬月額の平均額を算出することになります。）

◇ 産前産後休業終了時改定のイメージ



2 産前産後休業等終了時改定の事務処理

該当する場合は、組合員が、「標準報酬産前産後育児休業等終了時改定申出書」を、広島支部に提出する必要があります。

書類の様式等、詳細は、「[§ 4](#)の9 標準報酬関係の提出書類（所属所，組合員）」を参照してください。

## § 4 の 7 3歳未満の子を養育している場合の標準報酬月額の特例

### 1 制度の概要

3歳未満の子※1を養育（子と同居し監護することをいう、以下同じ）し、又は養育していた組合員又は組合員であった者が、共済組合に申出をしたときは、その標準報酬の月額が当該子を養育することとなった日の属する月の前月（基準月）の標準報酬の月額※2（以下「従前標準報酬月額」という。）を下回る月については、従前標準報酬月額を、当該下回る月の厚生年金給付における平均標準報酬月額及び退職等年金給付における給付算定基礎額の計算の基礎となる標準報酬の月額とみなします。

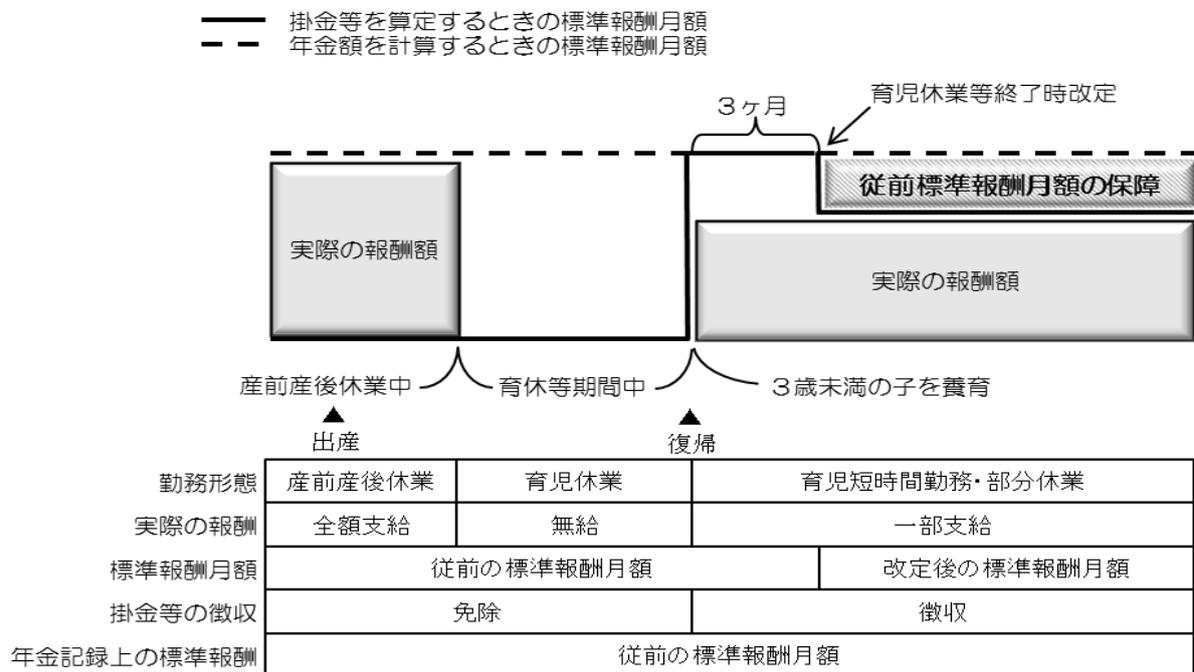
本特例は、子が3歳に到達する日の「翌日の属する月の前月」までの間に、従前標準報酬月額と比較して、標準報酬月額が下回る期間がある場合に適用されます。下回った原因は問われませんので、育児短時間勤務・部分休業でない場合でも、標準報酬月額が下回れば適用になります。

ただし、掛金・保険料が免除されている産前産後休業中又は育児休業中の期間は、この特例の対象になりません。

なお、この特例は、報酬が低くなったことにより将来の厚生年金保険給付や退職等年金給付が低くなることを避けるための措置であることから、短期給付の算定の基礎となる標準報酬月額に対する適用はありません。

また、この特例を適用するために追加の掛金・保険料の負担は必要ありません。

#### ◇ 3歳未満養育特例のイメージ（育児短時間勤務・部分休業者の例）



※1 本特例は標準報酬制移行月（平成27年10月）からの適用となるため、「3歳未満の子」とは、平成24年11月1日以降に生まれた子になります。（平成24年10月31日生まれの子の場合、3歳に到達する日（平成27年10月30日）の「翌日の属する月の前月」は、平成27年9月になります。）

また、「子」とは、申出者の実子又は養子である必要があるため、実子でない配偶者の子で、養子でない場合は適用外になります。

なお、被扶養者となっていない子であっても、要件を満たす場合には適用となります。

※2 子を養育することとなった日の属する月の前月（基準月）が平成27年9月以前であり、基準月に当共済組合を含む地方公務員共済組合員であった者については、基準月が標準報酬制移行前になるため、「『基準月の掛金の標準となった給料月額（基本給+教職調整額+給料の調整額、給料の減額措置又は遡及改定があった場合は、減額・改定後の額。以下同じ）×手当率（1.25）』の額を標準報酬等級表に当てはめた額」を、「従前標準報酬月額」とみなして、特例を適用します。

★ 3歳未満の子と同居しており、下の式に当てはまれば、「3歳未満の子を養育する旨の申出書」（以下「申出書」という。）の提出対象となります。

（掛金（保険料）の免除となる産前産後休業、育児休業中の者は除く）

子を養育することとなった日（子の生年月日等）の前月  
（基準月）の標準報酬月額（従前標準報酬月額※）

>

現在の標準報酬月額

※ 基準月が平成27年9月以前の場合は、「基準月の掛金の標準となった給料月額×手当率（1.25）」を、標準報酬等級表にあてはめて算出します。

基準月が平成27年10月以降の場合は、基準月の標準報酬月額をそのまま当てはめます。

○ 育児短時間勤務・部分休業を行っていない者でも、対象になり得る。

○ 性別にかかわらず、対象になり得る。

夫婦で組合員であり、子を片方の扶養にして、夫婦で子と同居している場合は、産休・育児中でなく、上の式に当てはまりさえすれば、夫婦両方とも対象になる。

★ 子を養育することとなった日の前月（基準月）が平成27年9月以前の場合は、要注意！！

従前標準報酬月額を、「基準月の掛金の標準となった給料月額×手当率（1.25）」の額を基に算定するため、実際の手当額が給料月額の25%を下回る者の場合、育児短時間勤務や部分休業をしていなくても、現在の標準報酬月額が従前標準報酬月額を下回り、申出書の提出対象となる場合があります。

※ 子を養育することとなった日の前月（基準月）が平成27年10月以降の場合は、基準月の標準報酬月額をそのまま従前標準報酬月額として、現在の標準報酬月額と比較しますので、子を養育することとなった後に、固定的給与が大幅に減少する等により標準報酬月額が下がらない限り、申出書の提出対象とはなりません。

## 2 特例の期間

子を養育することとなった日※3（厚生労働省令若しくは総務省令で定める事実が生じた日※4）の属する月から次のア～カの事由に該当するに至った日の翌日の属する月の前月までとなります。（掛金・保険料が免除されている産前産後休業※5中又は育児休業中の期間を除く。）

ただし、標準報酬制移行月（平成27年10月）からの適用となるため、平成27年9月以前に養育の期間がある場合でも、特例期間の開始は平成27年10月からとなります。

ア 当該子が3歳に達したとき。

- イ 当該組合員若しくは当該組合員であった者が死亡したとき、又は当該組合員が退職したとき。
- ウ 当該子以外の子を養育することとなったときその他これに準ずるものとして厚生労働省令若しくは総務省令で定めるものが生じたとき。
- エ 当該子が死亡したときその他当該組合員が当該子を養育しないこととなったとき。
- オ 当該組合員が当該子以外の子について、掛金・保険料が免除となる育児休業等を開始したとき。
- カ 当該組合員が当該子以外の子について、掛金・保険料が免除となる産前産後休業を開始したとき。

※3 「養育することとなった日」とは、実子においては当該子の生年月日、養子においては養子縁組の成立した日をいいます。

※4 「厚生労働省令若しくは総務省令で定める事実が生じた日」とは、①～③に至った日をいいます。

- ① 3歳に満たない子を養育する者が新たに組合員の資格を取得したこと。
- ② 育児休業等を終了した日の翌日が属する月の初日が到来したこと。
- ③ 当該子以外の子に係る厚生年金給付における平均標準報酬額及び退職等年金給付における給付算定基礎額の計算の基礎となる標準報酬の月額の特例を受ける期間の最後の月の翌月の初日が到来したこと。

※5 掛金・保険料が免除されている産前産後休業

出産日（出産日が出産予定日より後の場合は出産予定日）以前42日（多胎妊娠は98日）から出産日後56日までの間で、妊娠または出産を理由として休業している期間をいいます。

### 3 必要となる手続き

組合員本人からの申出（「3歳未満の子を養育する旨の申出書」等の提出）が必要となります。申出がない場合は、特例を受けることはできません。書類の様式等、詳細は、「§4」の9 標準報酬関係の提出書類（所属所、組合員）」を参照してください。

### 4 留意事項

#### (1) 遡及適用を行う期間

特例の適用にあたっては、2年間の遡及適用を認めます。

「従前標準報酬月額を下回る月」として特例が適用されるのは、当該申出が行われた日の属する月の前月にあつては、当該申出が行われた日の属する月の前月までの2年間のうちにあるものに限りません。（ただし、標準報酬制移行前の月は、特例の適用になりません。）

#### (2) 当該子を養育することとなった日の属する月の前月（基準月）において、当共済組合の組合員でない場合

- ① 基準月、又は基準月前1年間以内において、地方公務員共済組合員（地方職員共済組合、公立学校共済組合、市町村職員共済組合、警察共済組合等）又は国家公務員共済組合員であった月があれば、そのうちの直近の月が基準月となります。国家公務員共済組合員であった場合は、基準月の標準報酬月額が従前標準報酬月額となります。
- ② 基準月、又は基準月前1年間以内に、①の組合員であった期間がなく、厚生年金の（第1

号) 被保険者期間又は私立学校教職員共済組合の加入者であった場合の取扱いは未定です  
で、後日通知します。

- ③ 基準月、又は基準月前1年間以内に、①、②のいずれの期間もない場合は、本特例の対象  
になりません。

(3) 3歳未満の子を複数養育している場合の取扱い

ア 標準報酬制移行日(平成27年10月1日)時点で、複数の子を養育している場合(例1)  
原則、後の子を対象として、従前標準報酬月額と、移行日時点の標準報酬月額を比較して  
判定します。

**※ 先の子の従前標準報酬月額の方が高い場合は、高い方の従前標準報酬月額が保障されます。  
(保障期間は、後の子が3歳に到達するまでとなります。)**

イ 先の子について本特例が適用されており、先の子が3歳に達する前に、後の子が生まれた  
場合(例2)

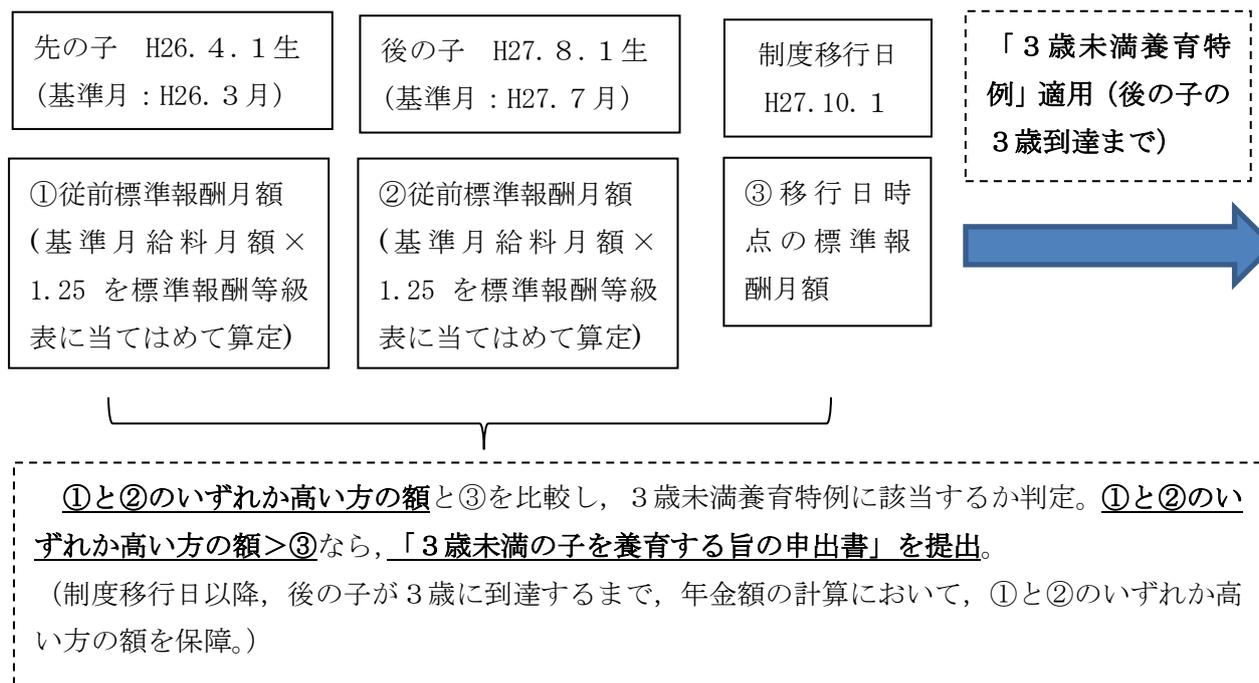
先の子が3歳に達する前に、次の①～③の事由が発生した場合は、その時点で、先の子の  
3歳未満養育特例の適用が終了となります。「3歳未満の子を養育しない旨の届出書」の提  
出が必要)

- ① 後の子を養育することとなった時点(後の子の出生又は養子縁組)  
② 先の子を養育しなくなった時点(i～iiiをいう)  
i 先の子の死亡  
ii 先の子との養子縁組解消  
iii 先の子と別居したとき(単身赴任を含む)  
③ 掛金・保険料の免除となる産前産後休業・育児休業を開始した時点(i又はiiをいう)  
i 後の子の掛金・保険料等免除となる産前産後休業・育児休業を取得  
ii 先の子の掛金・保険料等免除となる育児休業を再取得

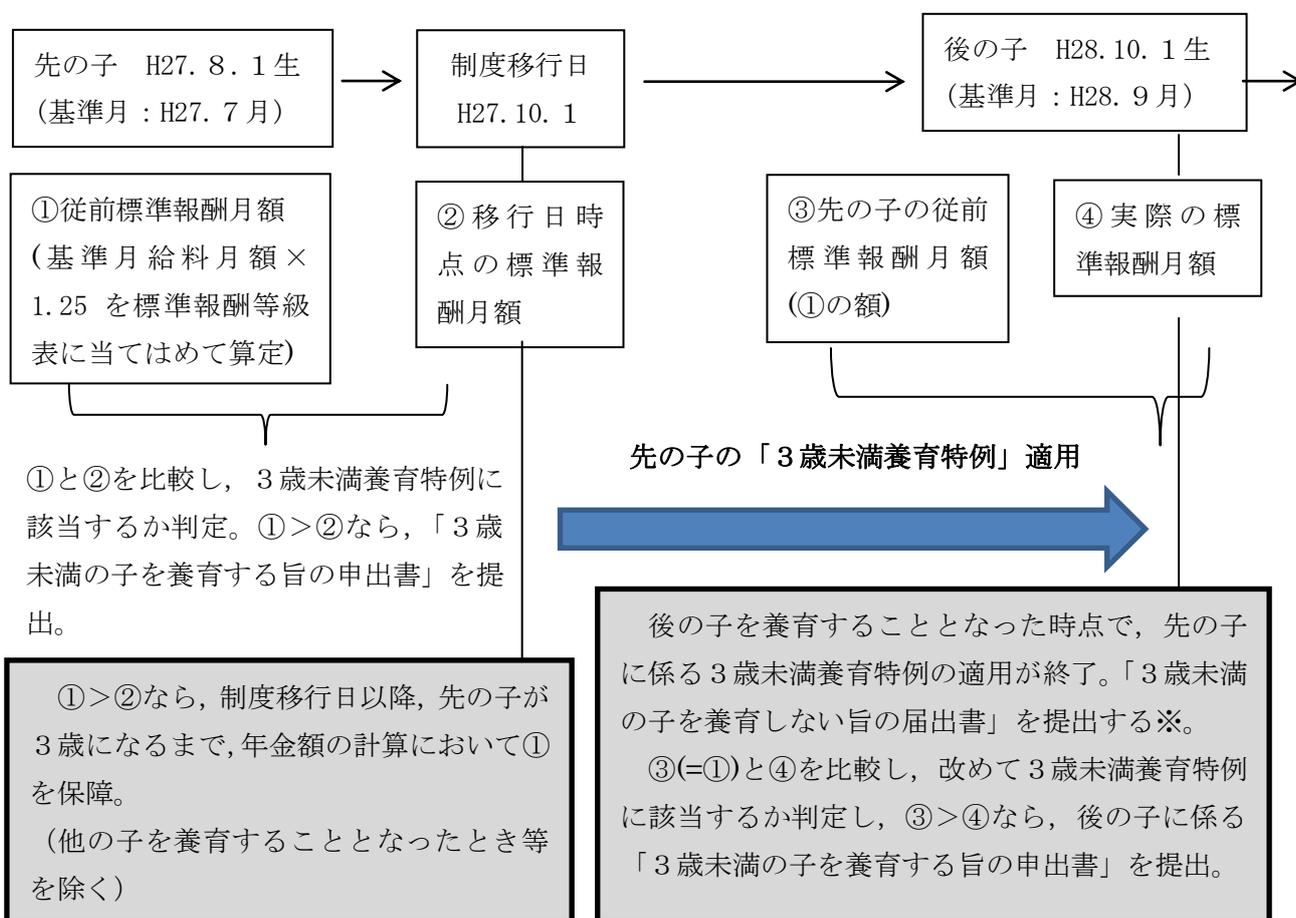
後の子を養育することとなった時点(産休・育休取得の場合は、後の子が3歳に達する前  
に職務復帰した時点)で、後の子を養育することとなった日の前月を基準月として、改めて  
判定します。

**※ 後の子の基準月において、先の子の3歳未満養育特例が適用されている場合は、先の子の  
従前標準報酬月額が、後の子にも引き続いて保障されます。**

【例1】移行日時時点で、3歳未満の複数の子を有している場合



【例2】先の子について本特例の適用対象であり、先の子が3歳に達する前に、後の子が生まれたとき(産休・育休を取得しない場合)



※ 先の子が3歳に達した後で後の子を養育することとなった場合は、「3歳未満の子を養育しない旨の届出書」の提出は不要。

(4) 前の子の育児休業終了後、引き続き、次の子に係る、掛金・保険料の免除対象とならない産前産後の休業（産前8週から取得する「産前産後休暇」等）を取得する場合の取扱い

ア 前の子の基準月が標準報酬制移行後（平成27年10月以降）の場合

次の理由から、手続きは不要と見込まれます。

育児休業終了時に、子の養育を開始した前月の標準報酬月額と比較して、報酬月額が下回る可能性があり（育児休業終了時に復職時調整による昇給等がない等）、かつ、育児休業終了後、掛金・保険料の免除対象となる産前産後休業までの間に、掛金・保険料の免除対象とならない月がある場合でも、標準報酬月額の改定は、報酬が低下した状態が3か月継続した場合に行われるため、育児休業が終了した月（＝掛金・保険料の免除対象とならない）は、従前標準報酬月額が適用されると見込まれるため。

イ 前の子の基準月が標準報酬制移行前（平成27年9月以前）の場合

育児休業終了時点の標準報酬月額が、基準月の従前標準報酬月額と同じか、上回っている場合は、手続きは不要です。

育児休業終了時点の標準報酬月額が、基準月の従前標準報酬月額を下回っている場合は、次のとおり取り扱ってください。

① 掛金・保険料の免除とならない産前産後休業期間が月をまたぐとき（例3）

掛金・保険料が免除とならない月が発生し、その月について、本特例が適用されますので、i～iiiの書類を提出していただくことになります。

i 前の子に係る「3歳未満の子を養育する旨の申出書」（適用年月日は育休終了日の翌日）

ii 前の子に係る「3歳未満の子を養育しない旨の届出書」

※ 養育しないこととなった日は、掛金・保険料の免除となる産前産後休業開始日（単胎妊娠の場合は出産日以前42日）となります。出産日が確定してからの提出でも結構です。

iii 次の子に係る「3歳未満の子を養育する旨の申出書」（次の子が3歳に達する前に職務復帰した場合、その時点で提出）

※ 前の子の従前標準報酬月額が次の子に引き継がれるため、提出対象となります。

例3 出産日 H28. 4. 20（単胎妊娠）

月	1月	2月	3月～
育休・産休期間		25日（産前8週） 育児休業 （育休終了）	10日（産前6週） 産前産後休業（掛金等免除）
掛金等免除	有	無（3歳養育特例の適用有）	有（3歳特例適用無）

〔参考〕掛金・保険料の免除となる産前産後休業は、「出産日（出産日が出産予定日より後の場合は出産予定日）以前42日（多胎妊娠は98日）から出産日後56日までの間で、妊娠または出産を理由として休業している期間」に限られ、その産前産後休業を開始した日の属する月から、その産前産後休業が終了する日の翌日の属する月の前月までの期間は、掛金・保険料免除となります。

育児休業期間については、育児休業が終了した日の翌日の前月までが掛金・保険料免除となります。

② 掛金等の免除とならない産前産後休業期間が月をまたがないとき（例4）

掛金・保険料の免除月が引き続くため、前の子の育児休業終了時点で、「3歳未満の子を養育する旨の申出書」を提出する必要はありません。

例4 出産日 H28. 4. 4（単胎妊娠）

月	1月	2月		3月～
育休・産休期間	育児休業	9日（産前8週） （育休終了）	産前産後休業（掛金等免除なし）	23日（産前6週） 産前産後休業（掛金等免除）
掛金等免除	有	有（3歳養育特例の適用無）		有

## § 4 の 8 標準期末手当等（標準賞与）

### 1 標準期末手当等（標準賞与）とは

期末手当等についても、毎月の標準報酬と同様に掛金等や長期給付（年金）の算定の基礎となります。

この掛金等の算定の基礎となる期末手当等を「標準期末手当等（標準賞与）」といい、組合員が期末手当、勤勉手当その他政令で定める手当を受けた月において、その月に組合員が受けた期末手当等の額に基づき、1,000 円未満の端数を切り捨てたうえで標準期末手当等（標準賞与）の額を決定します。

なお、標準期末手当等（標準賞与）には上限額が設けられています。

◇ 標準期末手当等（標準賞与）の上限（平成 28 年 4 月 1 日現在）

掛金等の種別	事業	標準期末手当等(標準賞与)		
		上限	金額	備考
短期給付掛金 介護掛金 福祉事業掛金	短期給付 福祉事業	上限	5,730,000 円	その年度における期末手当等の額の累計額
厚生年金保険料 退職等年金分掛金	厚生年金保険給付 退職等年金給付	上限	1,500,000 円	1 月あたりの上限

(例 1)

	実支給額	標準期末手当等(標準賞与)	
		厚生年金保険料 退職等年金分掛金	短期給付掛金等
夏季期末手当等	200 万円	150 万円	200 万円
冬季期末手当等	400 万円	150 万円	373 万円

(例 2)

	実支給額	標準期末手当等(標準賞与)	
		厚生年金保険料 退職等年金分掛金	短期給付掛金等
夏季期末手当等	600 万円	150 万円	573 万円
冬季期末手当等	600 万円	150 万円	0 円

(留意点)

- ① 標準期末手当の額は「組合員が期末手当等を受けた月」において決定することとされていることから、その決定については、原則として組合員の資格を喪失した日以後に支給される期末手当等の額に基づく標準期末手当等の額の決定は行いません。
- ② 「期末手当等を受けた月」であっても当該月が組合員期間の計算の基礎とならない月である場合は、標準期末手当等の額の決定は行いません。

- ③ 期末手当等の支給の基準日後から実際の支給日以前に他の組合の組合員に異動した場合におけるその者の基準日に係る標準期末手当等の額は、その者の異動前の組合において決定します。
- ④ 同一の期末手当等の支給日において数種類の期末手当等が支給される場合には、その合計額をもって「期末手当等の額」として取り扱い、標準期末手当等の額を決定します。
- ⑤ 同一の月における期末手当等の額が1,000円未満の場合には、標準期末手当等の額の決定は行いません。
- ⑥ 同一の月に支給日が異なる期末手当等が2回支給される場合であって、これらの合計額が同月において既に決定している標準期末手当の額と1,000円以上の差があるとき（標準期末手当等の額が決定されていない場合には1,000円以上となる時）は、当該額に基づき、2回目の期末手当等の支給日において標準期末手当等の額について再決定（標準期末手当等の額が決定されていない場合には、決定）します。

この取扱いは、同一の月に支給日が異なる期末手当等が3回以上支給される場合においても同様です。
- ⑦ 標準期末手当等の額を決定した月後に当該期末手当等の額の基礎となった期末手当等の増額や減額が行われた場合には、当該月に遡って標準期末手当等の額を再決定します。

この取扱いは、組合員の資格喪失後に増額又は減額が行われる場合においても同様です。
- ⑧ 派遣休職等の理由により本来支給されるべき給与が支給されない場合であっても、その間他から期末手当等に相当する給与が支給される時は、当該期末手当等に相当する給与の額に基づいて標準期末手当等の額を決定します。

## 2 標準期末手当等（標準賞与）の額の決定の事務処理

定時決定と同様、給与支給機関及び広島支部で事務処理を行いますので、組合員及び所属所の手続きは必要ありません。

※ 給与支給機関から所属所等に対し、事務処理について指示があった場合は、そちらに従ってください。

## § 4の9 標準報酬関係の提出書類（所属所，組合員）

名 称	提出必要時	関係箇所	書類の様式・記入例
① 標準報酬育児休業等終了時改定申出書	育児休業終了後，勤務復帰した際に，報酬が低下するとき(注1，2) ※勤務復帰時に，その育児休業に係る3歳に満たない子を養育している場合に限る	§ 4の5	様式集参照
② 標準報酬産前産後休業終了時改定申出書	産前産後休業終了後，育児休業を取得せず勤務復帰した際に，報酬が低下するとき(注1) ※引き続き育児休業取得の場合は，提出不要	§ 4の6	様式集参照
③ 3歳未満の子を養育する旨の申出書	3歳未満の子を養育することとなり，子を養育することとなった日の属する月の前月の標準報酬の月額（従前標準報酬の月額）と比較して，子が3歳に到達する日の翌日の前月までの間に標準報酬月額が下回ることが見込まれるとき（掛金・保険料が免除されている産前産後休業中又は育児休業中の期間にある者を除く）(注3)	§ 4の7	様式集参照
④ 3歳未満の子を養育しない旨の届出書	③を提出したのち，子が3歳に到達する前に，次のi～iiiに該当したとき(注3) i 他の子を養育することとなったとき ii 当該子を養育しなくなった（当該子との別居を含む） iii 掛金・保険料の免除となる産前産後休業又は育児休業を開始したとき		
⑤ 特別な算定方法(保険者算定)を希望する場合の所属所長の申立書，組合員の同意書等	定時決定において，4～6月の3月平均により算定した標準報酬月額が，前年の7月から当年の6月までの1年間の報酬の平均により算定した標準報酬月額と2等級以上の差が生じることが例年発生すると見込まれるため，年間平均による算定を希望するとき(注4)	§ 4の2	別途通知

(注1) 書類①，②の提出対象者の判断基準は，下記1のとおりです。

(注2) 育児休業終了後，引き続き産前産後休業を取得する場合は，改定の対象となりませんので，提出不要です。

(注3) 書類③，④の提出対象者，提出時期及び添付書類は，下記2のとおりです。

(注4) 「⑤特別な算定方法(保険者算定)を希望する場合の所属所長の申立書，組合員の同意書等」を提出する場合の取扱いは，別途通知します。

### 1 「①標準報酬育児休業等終了時改定申出書」及び「②標準報酬産前産後休業終了時改定申出書」の提出対象者の判断基準について

育児休業終了時改定及び産前産後終了時改定は，基本的に，休業終了後報酬が低下した場合を

想定した制度であり、報酬が上がった場合でも、申出があれば改定を行うことができるというものであることから、①と②の申出書の提出者の判断基準は、次のとおりとなります。

#### 【基本的な考え方】

(1) 職務復帰後、職務復帰前より報酬が低下する場合は、原則、改定申出書を速やかに提出する。

(2) 職務復帰後、職務復帰前より報酬が上昇する場合は、原則、改定申出書の提出は不要。

※ 本人の希望により、1の場合に改定申出書を提出しないことも、2の場合に改定申出書を提出することもできる。

#### 【判断基準】

(1) 育児短時間勤務者及び育児部分休業取得者で、職務復帰時に、その育児休業に係る3歳未満の子を養育※している場合は、原則、改定申出書を速やかに提出する。

ただし、標準報酬月額を基に算定される給付の額を低下させたくない等の特段の事情がある場合は、本人の希望により、改定申出書を提出しないこともできる。

※「子を養育する」とは、子と同居し監護することをいい、子を被扶養者にするかどうかは問われません。

(2) (1)のほか、育児休業から復帰し、その育児休業に係る3歳未満の子を養育している場合で、復帰前と比較して報酬が下がることが見込まれる者は、(1)と同様とする。

(3) 職務復帰時に報酬が増加する者（復職時調整によるもの等）は、原則、申出書の提出は不要。

（随時改定の要件を満たす場合は、申出書を提出しなくても標準報酬月額が改定されるため）

ただし、随時改定の要件を満たしていない場合で、標準報酬月額を基に算定される給付の額を増加させたい等の特段の事情がある場合は、本人の希望により、改定申出書を提出することもできる。

(4) 産前産後休業終了後、育児休業を取得せず業務に復帰した場合は、(1)～(3)と同様とする。

## 2 「③3歳未満の子を養育する旨の申出書」及び「④3歳未満の子を養育しない旨の届出書」の提出時期及び添付書類について

### (1) 3歳未満の子を養育する旨の申出書

#### ア 提出時期

① 掛金・保険料が免除される産前産後休業又は育児休業を取得している者

子が3歳に到達する日の翌日の前月までに当該休業が終了し、職務に復帰した時点

※ 産前産後休業終了後、引き続き育児休業を取得する場合は、職務に復帰していないので、提出不要です。

※ 子が3歳に到達する日の属する月の前月末まで育児休業を取得し、翌月（子が3歳に到達する日の属する月）に職務復帰する場合は、提出不要です。

※ 育児休業取得後、引き続き次の子について掛金・保険料の免除となる産前産後休業（産前6週）を取得した時は、前の子に係る特例の期間が終了するため、提出不要です。

※ 育児休業終了後、引き続き次の子について掛金・保険料の免除対象とならない産前産後の休業（産前8週から取得する「産前産後休暇」等）を取得する場合の取扱いは、**§4**の7の「4 留意事項」（4）のとおりです。

② ①を取得しない者 養育開始時点

③ 3歳未満の子を養育する者で、共済組合員の資格を新たに取得した者（①以外）

#### 資格取得時点

※ 子を養育することとなった日の属する月の前月（基準月）前1年間以内に、公務員共済組合の組合員期間がある者に限ります。（§4の7の「4 留意事項」（2））

- ④ 3歳未満の子と別居（単身赴任を含む）していたが、同居することとなった者と同居することとなった時点

イ 添付書類 … 次の①、②を添付。（写しを提出する場合は、所属所長の原本証明が必要）

- ① 申出者との身分関係が確認できる書類：**戸籍謄(抄)本又は戸籍記載事項証明書**（申出者・子の続柄が確認できるもので、発行後3か月以内のもの。本籍地の記載がないもの）

※ 次の場合は省略可。

- i 当支部で実子・養子を被扶養者として認定している場合
- ii 当支部に当該子に係る育児休業等掛金等免除申出書又は育児部分休業等掛金免除申出書を提出した場合
- iii 当支部に当該子に係る育児休業手当金を申請している場合
- iv 当支部に当該子に係る産前産後休業掛金免除申出書を提出した際に、子の出生を証明する書類（出生届受理証明書等）を添付した場合

- ② 養育開始日および同居が確認できる書類：**住民票**（申出者・子の記載があるもので、発行後3か月以内のもの。本籍地及び**マイナンバー(個人番号)の記載がないもの**）

※ 他の手続きのために、当支部に、提出時から3か月以内に発行された住民票を既に提出している場合は省略可。

※ 本籍地や個人番号の記載された住民票が組合員から所属所に提出された場合は、記載箇所を塗りつぶす等消した上で写しをとり、写しに原本証明を付して共済組合に提出するとともに、当該住民票の原本を組合員に返却してください。

★ ①、②の両方が必要となる理由

住民票だけでは申出者との身分関係が確認できない場合があるため、両方の書類の提出が必要となります。

（例）実子ではない配偶者の子と同居しているが、当該子と申出者が養子縁組をしていない場合は、当該子は申出者の実子・養子のいずれでもないため、本特例の適用外となります。この場合でも、住民票には「子」として記載されるため、「戸籍謄(抄)本又は戸籍記載事項証明書」の提出により、申出者との身分関係を確認する必要があります。

## （2）3歳未満の子を養育しない旨の届出書

ア 提出が必要となる者

3歳未満の子を養育する旨の申出書を提出したのち、子が3歳に到達する前に、下記の「イ 提出時期」に該当した者

イ 提出時期

- ① 他の子を養育することとなった時点（他の子の出生又は養子縁組）
- ② 当該子を養育しなくなった時点（i～iiiをいう）
  - i 当該子の死亡
  - ii 当該子との養子縁組解消
  - iii 当該子と別居したとき（単身赴任を含む）
- ③ 掛金・保険料の免除となる産前産後休業・育児休業を開始した時点（i又はiiをいう）

- i 他の子の掛金・保険料等免除となる産前産後休業・育児休業を取得
  - ii 当該子の掛金・保険料等免除となる育児休業を再取得
- ウ 添付書類 … 不要

★ 「3歳未満の子を養育する旨の申出書」の添付書類について、子を被扶養者として認定している、又はその子について育休掛金等免除申請を行っていても、住民票は省略できません。

「3歳未満の子を養育する旨の申出書」の添付書類は、①戸籍謄(抄)本又は戸籍記載事項証明書と、②住民票(マイナンバー記載なし)の2種類があります。このうち、次の場合は、**①のみ**添付を省略できます。

- i 当支部で実子・養子を被扶養者として認定している場合
- ii 当支部に当該子に係る育児休業等掛金等免除申出書又は育児部分休業等掛金免除申出書を提出した場合
- iii 当支部に当該子に係る育児休業手当金を申請している場合
- iv 当支部に当該子に係る産前産後休業掛金免除申出書を提出した際に、子の出生を証明する書類(出生届受理証明書等)を添付した場合

しかし、上記の場合でも、**②住民票の添付が必要**になります。(原本又は所属所長の原本証明を付した写しのいずれか)

住民票の添付を省略できるのは、「当共済組合に、『3歳未満の子を養育する旨の申出書』の提出時から3か月以内に発行された住民票を、共済組合の他の手続きのために既に提出している場合」のみです。添付を省略する場合は、どの手続きで共済組合に住民票を提出したかを、申出書に明記してください。(任命権者に提出した場合でも、省略できません。)

## § 5 掛金等に係る手続き

### § 5の1 掛金（保険料）・負担金の概要

《共 済 組 合》

#### 1 費用負担の原則と負担割合

共済組合の事業に要する費用は、組合員と、事業主である地方公共団体等が負担することになります。費用の負担割合は、次のとおりです。

				組合員負担	事業主負担	地方公共団体負担
共	短期給付に要する費用	短 期 給 付		1 / 2	1 / 2	
		福 祉 事 業		1 / 2	1 / 2	
済	長期給付に要する費用	長期給付	基 礎 年 金	1 / 4	1 / 4	2 / 4
			厚生年金保険	1 / 2	1 / 2	
			退 職 等 年 金	1 / 2	1 / 2	
		公務による障害・遺族年金			1 / 1	
		追 加 費 用（注）			1 / 1	
合	事務費（福祉事業に係る事務を除く。）			1 / 1		

(注)追加費用とは

共済組合は、昭和37年12月1日に地方公務員等共済組合法が施行されて以降、長期給付（年金）に必要とする資金を、共済組合員の掛金（保険料）と、使用者である地方公共団体の負担金によって積み立てていますが、施行日前の組合員期間を有する者で、施行日以後も組合員期間を有し、共済年金の受給資格を持つ者の長期給付については、資金の積み立てを行っていなかった施行日前の組合員期間も算定の基礎となります。このため、施行日前の組合員期間に係る長期給付の資金として必要な額を、使用者である地方公共団体に負担を求めているものです。

#### 2 掛金（保険料）率及び負担金率

短期、長期、福祉事業及び介護保険に要する費用に充てるための掛金（保険料）率及び負担金率は、次ページの表のとおりです。

##### 【表の見方】

- ※ 事業主が負担するものには網掛けを付しています。（厚生年金の保険料は組合員と事業主が折半で負担）
- ※ 育児休業期間中（最長で、育児休業を開始した日の属する月から当該育児休業に係る子が3歳に達する日の翌日の属する月の前月まで）及び産前産後休業期間中において、掛金（保険料）・負担金の免除の対象となるものを太枠で囲っています

組合員種別ごとの掛金(保険料)・負担金の割合等(平成28年4月1日現在)

(単位：千分率)

			一般組合員	特別職組合員	職員団体専従	共済組合職員	任意継続組合員	備考
短期	掛金	標準報酬月額	43.1	43.1	43.1	43.1	※4	後期高齢者医療保険の被保険者は※5
		標準期末手当等					86.2	
	負担金	標準報酬月額	43.1	43.1	43.1	43.1	—	
		標準期末手当等					—	
	育休・介護 公的負担	標準報酬月額	0.41	0.41	—	—	—	
		標準期末手当等					—	
福祉 ※1	掛金	標準報酬月額	1.41	1.41	1.41	1.41	—	
		標準期末手当等					—	
	負担金	標準報酬月額	1.41	1.41	1.41	1.41	—	
		標準期末手当等					—	
介護 ※2	掛金	標準報酬月額	5.42	5.42	5.42	5.42	※4	
		標準期末手当等					10.84	
	負担金	標準報酬月額	5.42	5.42	5.42	5.42	—	
		標準期末手当等					—	
厚生 年金 ※3	保険料	標準報酬月額	172.78	172.78	172.78	172.78	—	組合員と事業主が折半で負担
		標準期末手当等					—	
	基礎年金 公的負担	標準報酬月額	37.7	37.7	—	—	—	地方公共団体が負担
		標準期末手当等					—	
退職等 年金	掛金	標準報酬月額	7.5	7.5	7.5	7.5	—	
		標準期末手当等					—	
	負担金	標準報酬月額	7.5	7.5	7.5	7.5	—	
		標準期末手当等					—	
経過的 長期	公務等給 付負担金	標準報酬月額	0.187	—	—	0.187	—	
		標準期末手当等					—	
追加費用率 (標準報酬月額)				厚生年金	経過的長期	} 地方公共団体が負担		
			義務	53.5	6.5			
			その他	31.8	3.8			

※1 福祉掛金・負担金は、短期掛金・負担金と一緒に徴収している。

※2 介護掛金・負担金は、介護保険第2号被保険者について徴収する。

介護保険第2号被保険者は、40歳以上65歳未満の組合員である。ただし、①国内に住所を有しなくなったとき、②障害者支援施設等に入所したときは、介護保険第2号被保険者の資格を喪失するため、掛金・負担金を徴収しない。(当支部に届出が必要)

※3 70歳以上の組合員は厚生年金の被保険者資格を喪失するため、厚生年金保険料及び基礎年金公的負担は徴収しない。

※4 任意継続組合員については、標準報酬月額のみ適用となる。

※5 後期高齢者医療制度の被保険者とされる組合員については、短期給付に係る掛金・負担金の標準報酬月額・標準期末手当等に対する割合は3.03（千分率）。（後期高齢者医療制度の被保険者とされる特別職も同率）

（注）

1 育児休業期間中における掛金及び負担金免除の対象は以下のとおりである。免除の期間は、最長で、育児休業を開始した日の属する月から当該育児休業に係る子が3歳に達する日の翌日の属する月の前月までとなる。

また、平成26年4月から、産前産後休業期間中における掛金及び負担金も免除される。免除の期間は、出産日（出産日が出産予定日より後の場合は出産予定日）以前42日（多胎妊娠は98日）から出産日後56日までとなる。

【掛金】短期・福祉・介護・退職等年金

【負担金】短期・福祉・介護・退職等年金

【保険料】厚生年金保険

2 フルタイム再任用職員は一般組合員に含まれる。

### 3 毎月の給与から控除される掛金（保険料）・負担金の算定

毎月の給与から控除される掛金（保険料）・負担金は、その月に適用される標準報酬月額を基準に算定します。標準報酬月額が遡って変更された場合は、変更された標準報酬月額を基準に算定し、掛金（保険料）・負担金の精算を行います。

【任意継続組合員の掛金の算定】

§14の4の（1）「退職後に加入する医療保険制度」を参照してください。

### 4 毎月の給与から控除される掛金（保険料）・負担金の徴収

#### （1）掛金（保険料）・負担金の徴収期間

組合員の資格を取得した日の属する月にその資格を喪失したときを除き、組合員の資格を取得した日の属する月から、その資格を喪失した日の属する月の前月までの各月を徴収します。

#### （2）組合員の資格を取得した日の属する月にその資格を喪失したとき（同月得喪）の場合

短期、福祉、介護の掛金・負担金は徴収しますが、厚生年金保険の保険料・基礎年金公的負担、退職等年金掛金・負担金、公務等給付負担金については、月末に加入している年金制度において掛金（保険料）等を徴収するため、その月に更に組合員の資格を取得したとき、又は他の共済組合で長期給付に相当する給付を行う組合員、厚生年金保険の第1号被保険者若しくは国民年金の被保険者（国民年金第2号被保険者を除く）の資格を取得したときは、その喪失した資格に係るその月の掛金（保険料）・負担金は徴収しません。

詳細は、次頁の図を参照してください。

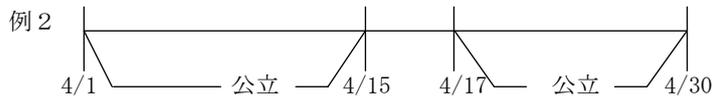
※ 次ページの図において

（短期）・・・短期、福祉、介護掛金・負担金

（長期）・・・厚生年金保険の保険料・基礎年金公的負担、退職等年金掛金・負担金、公務等給付負担金

例1  (○は徴収, ×は非徴収)

4/1 取得 (短期) ○ (長期) × 4/15 喪失・取得 (加入制度分) ○ (加入制度分) ○

例2 

4/1 取得 (短期) ○ (長期) × 4/15 喪失 4/17 取得 (短期) × (長期) ○

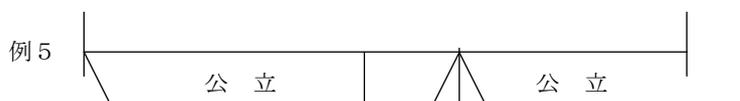
例3 

4/1 取得 (短期) × (長期) × 4/15 喪失・取得 (短期) ○ (長期) ○

制度内において同一月内に他の組合(国を含む)に異動した場合は、異動後の組合において短期掛金、厚生年金保険料、退職等年金掛金等を徴収します。

例4 

4/1 取得 (短期) × (長期) - 4/15 喪失・取得 (短期) ○ (長期) ○

例5 

4/1 取得 (短期) ○ (長期) ○ 5/1 喪失・取得 (短期) × (長期) × 5/15 取得 (短期) ○ (長期) -

### (3) 介護掛金・負担金の徴収

#### ア 徴収対象組合員

介護保険第2号被保険者である組合員から徴収します。

※ 介護保険第2号被保険者とは、市区町村の区域内に住所を有する40歳以上65歳未満の公的医療保険の加入者をいいます。

#### イ 徴収の始期及び終期(次頁「介護掛金徴収対象月例」参照)

- ・始期…40歳の誕生日の前日の属する月
- ・終期…組合員資格を喪失した日(退職日の翌日)の属する月の前月、または、65歳の誕生日の前日の属する月の前月

#### ウ 徴収適用除外者

①国内に住所を有しなくなったとき(例:海外日本人学校へ派遣されたとき)、②障害者支援施設等に入所したときは、介護保険第2号被保険者の資格を喪失しますので、介護掛

金・負担金が免除になります。

手続きについては、「**§ 5**の2 掛金（保険料）・負担金の免除に係る手続き」を参照してください。

[介護掛金徴収対象月例]（短期掛金には福祉掛金を含む）

- ・ 40歳未満の人で4月1日組合員資格取得の場合

4月1日組合員資格取得

▽

	4月分	5月分
短期掛金	○	○
介護掛金	—	—

- ・ 組合員で10月2日が40歳の誕生日である人の場合→介護保険第2号被保険者資格取得日＝10月1日

10月1日介護保険第2号被保険者資格取得日

↓

10月2日（40歳誕生日）

▼▽

	8月分	9月分	10月分	11月分
短期掛金	○	○	○	○
介護掛金	—	—	○	○

→10月分から介護掛金の徴収対象月となる

- ・ 組合員で10月1日が40歳の誕生日である人の場合→介護保険第2号被保険者資格取得日＝9月30日

9月30日介護保険第2号被保険者資格取得日

↓

10月1日（40歳誕生日）

▼▽

	8月分	9月分	10月分	11月分
短期掛金	○	○	○	○
介護掛金	—	○	○	○

→9月分から介護掛金の徴収対象月となる

- ・ 組合員で10月1日が65歳の誕生日である人の場合→介護保険第2号被保険者資格喪失日＝9月30日

//

（※介護保険第1号被保険者資格取得日＝9月30日）

9月30日介護保険第2号被保険者資格喪失日

↓

10月1日（65歳誕生日）

▼▽

	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分
短期掛金	○	○	○	○	○	○
介護掛金	○	○	○	—	—	—

8月分までが介護掛金の対象月となる ←

- ・介護保険第2号被保険者の組合員で3月31日退職の場合

3月31日退職  
▽

	2月分	3月分	4月分
短期掛金	○	○	—
介護掛金	○	○	—

3月分までが介護掛金の対象月となる ←

#### (4) 掛金（保険料）・負担金の免除

##### ア 育児休業中の組合員

広島支部に申出を行うことにより、育児休業を開始した日の属する月から、その育児休業が終了する日の翌日の属する月の前月まで、短期掛金・負担金、福祉掛金・負担金、介護掛金・負担金、厚生年金保険料及び退職等年金掛金・負担金が免除されます。

ただし、免除の期間は、最長で、当該育児休業に係る子が3歳に達する日の翌日の属する月の前月までとなります。

手続きについては、「**§ 5**」の2 掛金（保険料）・負担金の免除に係る手続き」を参照してください。

##### イ 産前産後休業中の組合員

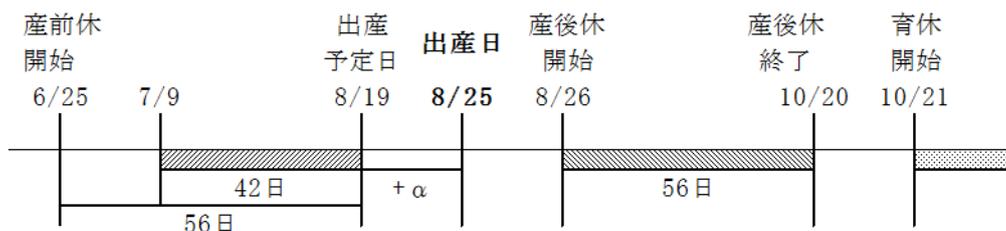
広島支部に申出を行うことにより、産前産後休業(注)を開始した日の属する月から、その産前産後休業が終了する日の翌日の属する月の前月まで、短期掛金・負担金、福祉掛金・負担金、介護掛金・負担金、厚生年金保険料及び退職等年金掛金・負担金が免除されます。手続きについては、「**§ 5**」の2 掛金（保険料）・負担金の免除に係る手続き」を参照してください。

※「産前産後休業」とは

出産日（出産日が出産予定日より後の場合は出産予定日）以前42日（多胎妊娠は98日）から出産日後56日までの間で、妊娠または出産を理由として休業している期間をいいます。

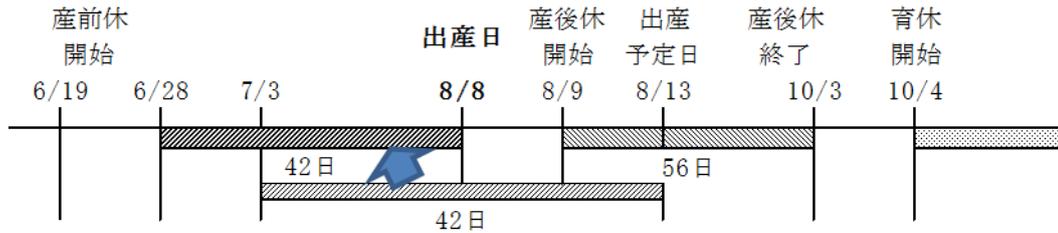
#### 【産前産後休業に係る掛金（保険料）・負担金免除の具体例】

##### ① 実際の出産日が出産予定日より遅くなった場合



〈免除期間〉産前産後休業：7月～9月 育児休業：10月～

② 実際の出産日が出産予定日より早くなった場合



〈免除期間〉産前産後休業：6月※～9月 育児休業：10月～

※ 6月については、出産予定日に基づく当初の申出では免除対象ではなかったが、出産日が早くなったことにより遡って免除対象期間になる。

5 期末手当等から控除される掛金（保険料）・負担金の算定

組合員が、期末手当、勤勉手当その他政令で定める手当を受けた月に係る標準期末手当等の額を基準に算定します。標準期末手当等の額が遡って変更された場合は、変更された標準報酬月額を基準に算定し、掛金（保険料）・負担金の精算を行います。

6 期末手当等から控除される掛金（保険料）・負担金の徴収

毎月の給与と同様、組合員の資格を取得した日の属する月から、その資格を喪失した日の属する月の前月までの期間について徴収します。したがって、組合員資格を喪失した月以後に期末手当等が支給された場合は、掛金（保険料）・負担金は徴収しません。（ただし、退職前に支給された期末手当等に係る標準期末手当等の額が遡って変更された場合は、退職後であっても、掛金（保険料）・負担金の精算を行います。）

【掛金（保険料）・負担金免除期間中等の取扱い】

① 期末手当等の支給日が、子の3歳の誕生日前である場合の取扱い

- i 期末手当等の支給日及び支給日の属する月の末日が、両方とも育児休業又は産前産後休業による免除期間中である場合は、当該支給日に支給された期末手当等に係る掛金（保険料）・負担金は徴収しません。
- ii 期末手当等の支給日は育児休業又は産前産後休業による免除期間中であるが、支給日の属する月の末日が免除期間中でない場合は、当該支給日に支給された期末手当等に係る掛金（保険料）・負担金を徴収します。
- iii 期末手当等の支給日は育児休業又は産前産後休業による免除期間中ではないが、支給日の属する月の末日が育児休業又は産前産後休業による免除期間中である場合は、当該支給日に支給された期末手当等に係る掛金（保険料）・負担金は徴収しません。

② 期末手当等の支給日が、子の3歳の誕生日後である場合の取扱い

育児休業による免除期間ではないため、期末手当等が支給された場合には、掛金（保険料）・負担金を徴収します。

## 7 掛金（保険料）・負担金の納付

### （1）掛金（厚生年金保険料の組合員負担分を含む）

任意継続組合員以外の組合員については、給与支給機関が、組合員に支給する給与から控除し、組合員に代わって、広島支部に納付することになっています。

ただし、給与支給機関が給与から控除できない場合（無給休職者等）については、組合員が直接広島支部に納付する必要があります。広島支部から組合員に振込依頼書（入金票）を送付しますので、その月の末日までに納付してください。

#### 【臨時的任用職員の取扱い】

共済組合の資格を取得した臨時的任用職員のうち、組合員期間が1か月以上ある人については給与から控除されますが、1か月未満の人については給与から控除されませんので、組合員が、広島支部から送付する払込依頼書（入金票）により、その月の末日までに納付することになります。

#### 【任意継続組合員の取扱い】

任意継続掛金及び介護掛金を、組合員自身が広島支部に納付する必要があります。「任意継続組合員申出書」で選択した方法により、期限までに広島支部に納付してください。（§ 14の4の（1）「退職後に加入する医療保険制度」を参照してください。）

### （2）負担金（厚生年金保険料の事業主負担分、基礎年金公的負担、公務等給付負担金を含む）

給与支給機関が、広島支部の指定する口座に納付します。

## 《互助組合》

互助組合の諸事業に要する費用は、組合員の掛金及びこれから生じる利息収益等で賄われています。

## 1 掛 金

### （1）掛金の額等（互組合員規則第11条）

組合員は、次の掛金を毎月納入しなければなりません。

掛金の算定基準は、給料の月額（教職調整額・給料の調整額を含む。）です。

ア 事業掛金……………給料月額の6/1000

イ 被扶養者掛金……………1人当たり月額200円（上限800円）

ウ 生涯福祉掛金…………給料月額 $\frac{2}{1000}$

エ 退職医療掛金…………給料月額 $\frac{2}{1000}$

ただし、次に掲げる期間の属する月の掛金については納入しないことができます。

- (ア) 育児休業の期間
- (イ) 休職の期間のうち、有給の期間を除いた期間
- (ウ) 介護休暇のため給与の減額を受けた期間
- (エ) 在外教育施設派遣教員に同行する配偶者である教員の給与が支給されない期間
- (オ) 産前産後休業の期間

**(2) 掛金の納入方法 (㊦組合員規則第12条)**

掛金は、組合員の給与支給機関が組合員の給料その他の給与から控除して、これを組合員に代わって互助組合へ払い込みます。

**(3) 掛金を納入すべき期間**

互助組合に加入した日の属する月から組合員でなくなった日の属する月の前月までとします。

**(4) 社会保険料控除対象額**

事業掛金の10%及び被扶養者掛金

## § 5 の 2 掛金（保険料）・負担金の免除に係る手続き

### 《 共 済 組 合 》

#### 1 育児休業・産前産後休業に係る掛金（保険料）・負担金の免除の手続き

下表のとおりとなります。いずれも、組合員が記入し、所属所長の証明を受けて、添付書類とともに提出してください。

提出必要時	提出書類	様式・記入例
①育児休業取得時	①育児休業等掛金等免除申請書	様式集参照
②育児休業期間変更時	②育児休業等掛金等免除変更申請書	
③産前産後休業取得時	③産前産後休業掛金等免除申請書	
④産前産後休業期間変更時	④産前産後休業掛金等免除変更申請書	

（注1）「①育児休業等掛金免除申出書」は、育児休業の初日の属する月の末日までに提出する。

（注2）「②育児休業等掛金免除変更申出書」は、申出後から当該子が3歳に達する日までの間に育児休業期間を変更した場合に提出する。

（注3）「③産前産後休業掛金等免除申出書」は、出産前に、出産予定日に基づくものを提出し、出産日が確定した段階で、「④産前産後休業掛金等免除変更申出書」を提出してください。（出産予定日と出産日が同じであった場合は、④の提出は不要です。）

【添付書類】※写しを提出する場合は、所属所長の原本証明が必要です。

- ① 育児休業等掛金等免除申出書、② 育児休業等掛金等免除変更申請書  
事実を証明する書類（育児休業辞令の写し等）
- ③ 産前産後休業掛金等免除申出書
  - ア 産前産後休暇を取得していること及びその期間がわかる書類（休暇簿の写し等）
  - イ 子の出産予定日及び出産予定人数を証明する書類（母子手帳の写し、妊娠証明書等）
- ④ 産前産後休業掛金等免除変更申出書
  - ア 産前産後休暇を取得していること及び変更後の期間がわかる書類（休暇簿の写し等）
  - イ 子の出産日及び出産人数を証明する書類（母子手帳の写し、出生届受理証明書等）

#### 2 介護掛金・負担金の免除に係る手続き

40歳以上65歳未満の組合員及び被扶養者は介護保険第2号被保険者となっていますが、下表の喪失事由に該当するときは、介護保険第2号被保険者の資格を喪失し、介護掛金・負担金が免除になります。

また、喪失事由に該当したのち、下表の資格取得事由に該当した場合は、再び介護保険第2号被保険者となるため、介護掛金・負担金を徴収するようになります。

喪失又は取得事由に該当する場合には、下表の書類を提出してください。

区分	事 由	提出書類	様式・記入例
喪失	ア 国内に住所を有しなくなったとき (例：海外日本人学校へ派遣されたとき)	⑤介護保険第2号被 保険者資格喪失届書	様式集参照
	イ 障害者支援施設等に入所したとき		
取得	ア 国内に住所を有するに至ったとき	⑥介護保険第2号被 保険者資格取得届書	
	イ 障害者支援施設等を退所したとき		

【添付書類】 ※写しを提出する場合は、所属所長の原本証明が必要です。

- ① 介護保険第2号被保険者資格喪失届書・事由ごとに、ア又はイの書類
  - ア 国外へ転出の届日が記載された住民票の写し
  - イ 障害者支援施設等への入所日が記載された施設の発行した通知等の写し
- ② 介護保険第2号被保険者資格取得届書・事由ごとに、ア又はイの書類
  - ア 国内へ転入の届日が記載された住民票の写し
  - イ 障害者支援施設等からの退所日が記載された施設の発行した通知等の写し

## § 6 広島県教職員に採用されたとき

### § 6の1 組合員の資格取得（法第39条）

《共 済 組 合》

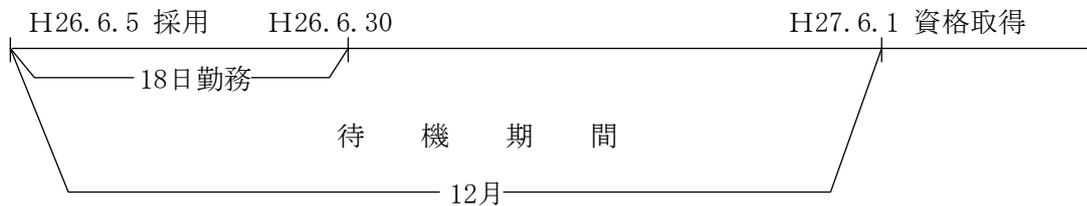
#### 1 常勤の職員，任期付職員及び再任用（フルタイム）職員

その職員となった日から組合員の資格を取得します。

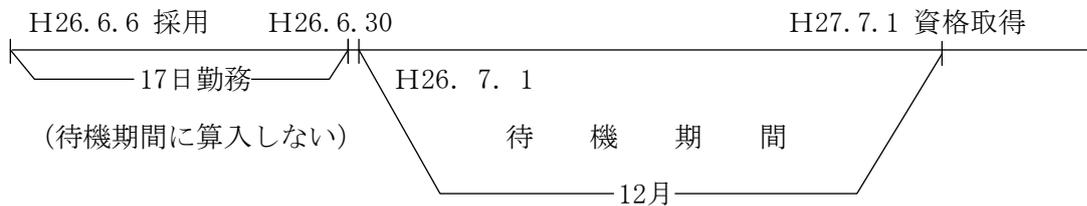
#### 2 産休補助教職員及び育児休業補助教職員等の臨時的任用職員

常時勤務に服することを要する地方公務員について定められている勤務時間以上（注）勤務した日が18日以上ある月（以下「待機期間」といいます。）が引き続き12か月を超えるに至った人で，さらに引き続き臨時的任用職員として勤務する場合，13か月目の初日に資格を取得します。

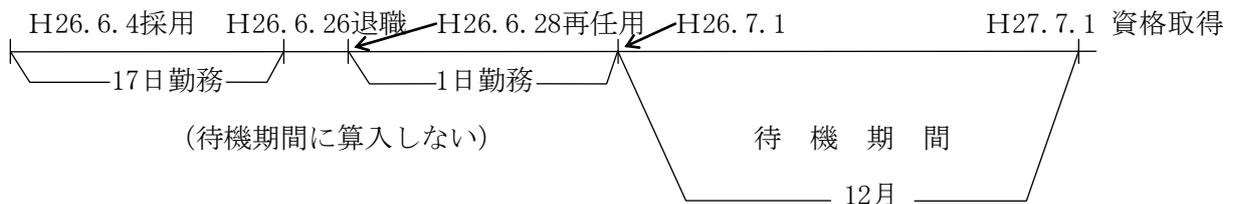
（例1）平成27年6月1日 資格取得者



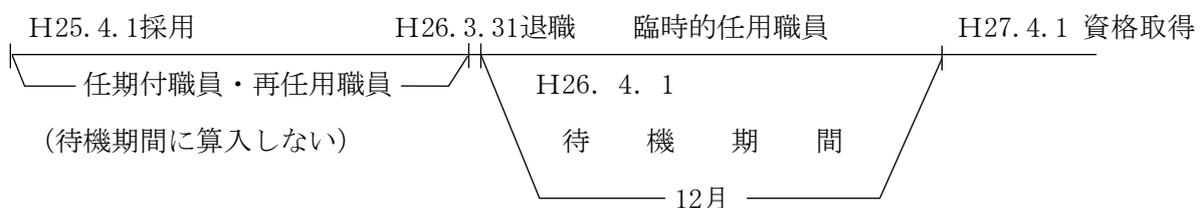
（例2）平成27年7月1日 資格取得者



（例3）平成27年7月1日 資格取得者



（例4）次の場合の任期付職員・再任用職員（フルタイム）としての任用期間は，待機期間には含まれません。



(注)「勤務した日」には、週休日を含みません。祝日、年次有給休暇等給与支給対象日は「勤務した日」に含みます。

### 3 任意継続組合員

組合員期間が引き続いて1年と1日以上ある人が退職した場合は、申出により退職の日の翌日から任意継続組合員の資格を取得します。

\* § 14-006頁の「公立学校共済組合の任意継続組合員になる」を参照してください。

#### 《互 助 組 合》

1 次の職員となった人は、職員となった日から組合員となることができます。(互)運営規則第2条)

ア 県費負担職員

イ 市町等の地方公共団体が互助組合への加入を認めている市町費等負担職員

2 組合員が退職したときは、申出により退職の日の翌日から退職医療組合員となることができます。

(互)運営規則第45条の1)

\* § 14-016頁の「退職医療制度」を参照してください。

**§ 6**の2 組合員になったときの手続（施行規程第91条, 第93条, 第94条,  
運営規則第11条, 第12条, 第17条の2）

1 新採用のときの提出書類

(1) 組合員資格取得届書

市町費負担職員が組合員の資格を取得したときは、資格取得届書に人事異動通知書（辞令書）の写し（所属所長の原本証明のあるもの）を添付してください。

(2) 被扶養者申告書

親族に被扶養者の要件を備える人があるときに提出してください。

\* § 7-008頁の「§ 7」の3 被扶養者の申告」を参照してください。

(3) 口座番号入力通知書

(4) 年金加入期間等報告書

(5) 広島県教育職員互助組合加入申込書

ア 県費負担職員（互組合員規則第3条関係）

イ 市町費負担職員（互組合員規則第3条関係）

2 任期付職員・再任用職員（フルタイム）として採用のときの提出書類

(1) 組合員資格取得届書

(2) 人事異動通知書（辞令書）の写し（所属所長の原本証明のあるもの）

(3) 被扶養者申告書

親族に被扶養者の要件を備える人があるときに提出してください。

\* § 7-008頁の「§ 7」の3 被扶養者の申告」を参照してください。

(4) 口座番号入力通知書

(5) 年金加入期間等報告書（再任用者（フルタイム）は提出不要。）

(6) 年金受給権者再就職届書及び年金証書（公務員の共済年金受給者に限る。退職後、引き続き再任用者（フルタイム）となった場合は提出不要。）

(7) 広島県教育職員互助組合加入申込書

ア 県費負担職員（互組合員規則第3条関係）

イ 市町費負担職員（互組合員規則第3条関係）

3 他の共済組合から転入したときの提出書類

(1) 組合員資格取得届書

市町費負担職員の場合は、資格取得届書に人事異動通知書（辞令書）の写し（所属所長の原本証明のあるもの）を添付してください。

(2) 被扶養者申告書

他の共済組合から引き続いて被扶養者の要件を備える人があるとき、又は新たに要件を備え

る人があるとき、また既に認定されている人で被扶養者の要件を欠く人があるときは提出してください。(引き続き被扶養者の認定を申告する場合は、被扶養者申告書に元の共済組合の被扶養者証・高齢受給者証の写しを添付してください。写しがない場合は、新規に認定申告するための手続きと同様の書類が必要になります。)

- (3) 口座番号入力通知書
- (4) 組合員転入届書
- (5) 年金加入期間等報告書
- (6) 広島県教育職員互助組合加入申込書
  - ア 県費負担職員 (互)組合員規則第3条関係)
  - イ 市町費負担職員 (互)組合員規則第3条関係)

#### 4 県外の公立学校等(他支部)から転入したときの提出書類

- (1) 組合員異動報告書
- (2) 元の支部の組合員証(被扶養者証・高齢受給者証を含む。)
- (3) 被扶養者申告書

他の支部から引き続いて被扶養者の要件を備える人があるとき、又は新たに要件を備える人があるとき、また既に認定されている人で被扶養者の要件を欠く人があるときは提出してください。(被扶養者申告書に元の支部の被扶養者証・高齢受給者証の写しを添付してください。)

- (4) 口座番号入力通知書
- (5) 組合員転入届書
- (6) 年金加入期間等報告書
- (7) 広島県教育職員互助組合加入申込書 (互)組合員規則第3条関係)

#### 5 臨時的任用者が組合員になったときの提出書類

- (1) 組合員資格取得届書
- (2) 人事異動通知書(辞令書)の写し

ア 組合員資格取得日前後の引き続くすべての任用期間に係るもの(所属所長の原本証明のあるもの)

イ 産休補助教職員の場合は、任用期限が確認できる人事異動通知書(辞令書)、任用期限通知書等の書類の写し。(人事異動通知書の写しは所属所長の原本証明のあるもの)

- (3) 被扶養者申告書

親族に被扶養者の要件を備える人があるときに提出してください。

\* §7-008頁の「§ 7」の3 被扶養者の申告」を参照してください。

- (4) 口座番号入力通知書

(5) 年金加入期間等報告書

(6) 年金受給者再就職届書及び年金証書（公務員の共済年金受給者に限る。）

## 6 継続して任用されたとき

組合員の資格を取得した際の有効期限（辞令の任用期限）以降も引き続き任用された人は、次の書類を提出してください。

(1) 組合員資格継続届書

(2) 人事異動通知書（辞令書）の写し（引き続き任用された期間に係るもので、所属所長の原本証明のあるもの）

(3) 組合員証（被扶養者証）

## § 6の3 組合員証等

### 1 組合員証等

広島支部の組合員（任意継続組合員を含む。）及び被扶養者になると、給付等を受ける資格の証明書として、組合員に**公立学校共済組合員証・被扶養者証**、**任意継続組合員証・任意継続組合員被扶養者証**、又は**高齢受給者証等**（以下「組合員証等」という。）を交付します。

組合員証等は、保険医療機関等で病気や負傷の診療を受ける場合に提出すれば、保険給付を受けることができます。また、組合員証等を提示することによって、共済組合の福祉施設を利用することもできます。

このように重要なものですから、紛失しないように、保管の場所を一定にするなど、日ごろから十分に注意してください。

なお、共済組合では、法令に基づいて組合員証等の検認を行い、使用の厳正に努めます。

### 2 組合員証等の交付申請手続

#### (1) 組合員証及び被扶養者証

新たに組合員となった人は、手続をすることによって組合員証が交付されます。また、被扶養者がある場合は、被扶養者証も交付されます。

\* § 6-003頁の「組合員になったときの手続」・ § 7-001頁の「被扶養者の認定及び取消し」を参照してください。

#### (2) 任意継続組合員証及び任意継続組合員被扶養者証

任意継続組合員証及び任意継続組合員被扶養者証については、 § 14-006頁の「公立学校共済組合の任意継続組合員になる」を参照してください。

#### (3) 高齢受給者証

高齢受給者証は、組合員又は被扶養者の人が満70歳に達する日の属する月の月末までに共済組合から交付しますので、申請手続は必要ありません。

## § 6の4 給付金の振り込み

共済組合の短期給付金及び互助組合の給付金を給付するときは、組合員が指定した金融機関の組合員名義の口座へ振り込みます。次の要領により手続を行ってください。

### 1 口座の設定手続

- (1) 「口座番号入力通知書」(様式集 § 6-005頁)を提出してください。毎月の10日までに受理した場合は、翌月から振り込みが可能になります。
- (2) 全ての金融機関(単一漁協を除く。)を設定することができますが、広島銀行以外の金融機関への振込については、既定の振込手数料が必要です。事務費(納付する手数料)の軽減のため、広島銀行本・支店口座の設定にご協力ください。
- (3) 口座番号が7桁に満たない場合はその桁を空白とせず先頭から「0」を記入してください。
- (4) ゆうちょ銀行の場合は、金融機関コードはすべて「9900」とし、支店コード欄は通帳見開きページの下段に印刷してあります店番コード3桁を記入します。口座番号欄は、通帳見開きページの下段に印刷してあります口座番号7桁を記入します。

### 2 口座の変更手続

- (1) 「口座番号入力通知書」を提出してください。各月の10日までに受理した場合は、当月から振り込みが可能になります。
- (2) 変更前の口座は、すぐに解約しないでください。変更した口座へ振り込みが可能となったことを確認してから解約してください。

### 3 給付金の振込日

給付金の振込日は毎月末日です。

ただし、12月は28日、3月は30日です。金融機関が休業日の場合は直前営業日となります。

### 4 その他

- (1) 個人情報に関わるものです。取扱いには十分注意してください。
- (2) 「口座番号入力通知書」は共済組合・互助組合共通様式です。口座の設定・変更手続共に共済組合へ提出すれば、互助組合へ提出する必要はありません。
- (3) 「口座番号入力通知書」は連記式になっています。他の組合員の口座番号との記入誤り等がないように十分注意してください。
- (3) 婚姻等により改姓した場合は、口座番号入力通知書の提出は不要です。
- (4) 療養に要した費用についての給付金は、医療機関受診月の3～4か月後に振り込みます。したがって、退職後4～5か月以内は解約しないでください。
- (5) 請求が必要な給付金については、毎月10日までに共済組合が受け付けたものを当月末に、11日以降に受け付けたものを翌月末に給付します。

## § 7 被扶養者の認定及び取消し（法第2条第1項第2号, 施行令第3条, 運用方針第2条関係, 法第55条, 施行規程第94条）

### 共済組合の被扶養者

主として組合員の収入により生計を維持し、組合員と一定の身分関係にある人は、被扶養者として認定することができます。被扶養者として認定された人は、一定の給付を受けることができます。

被扶養者としての認定要件は、給与条例等に規定されている扶養親族の認定要件とは一部異なっています。このことにより、扶養手当を受給している場合でも被扶養者として認定できない場合があります。

被扶養者として認定されるためには、給与条例による扶養親族（扶養手当）の手続とは別に共済組合へ被扶養者の認定申告を行う必要があります。

### § 7の1 被扶養者の対象となる親族の範囲

被扶養者の対象となる親族の範囲は次のとおりです。

ただし、後期高齢者医療の被保険者（75歳以上又は65歳以上75歳未満で後期高齢者医療広域連合の障害認定を受けた人）は、除きます。

#### (1) 組合員との同居・別居を問わない親族

- ア 組合員の配偶者（届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある人を含む。）
- イ 子（実子及び養子をいう。）
- ウ 父母（実父母及び養父母をいう。）
- エ 孫（実子の実子、実子の養子、養子の実子及び養子の養子をいう。）
- オ 祖父母（実父母の実父母、実父母の養父母、養父母の実父母及び養父母の養父母をいう。）
- カ 弟妹（実父母の子である弟妹及び養父母の子である弟妹をいう。）

#### (2) 組合員と同居している次の親族

- ア 三親等内の親族で前記(1)に掲げる以外の人（組合員の兄姉、伯父母、叔父母、甥、姪、配偶者の父母、配偶者の子等）

※ ただし、兄姉について、組合員との同一世帯要件が廃止されます。（平成28年10月1日施行）

- イ 組合員と事実上婚姻関係にある配偶者の父母及び子（その配偶者の死亡後におけるその父母及び子を含む。）

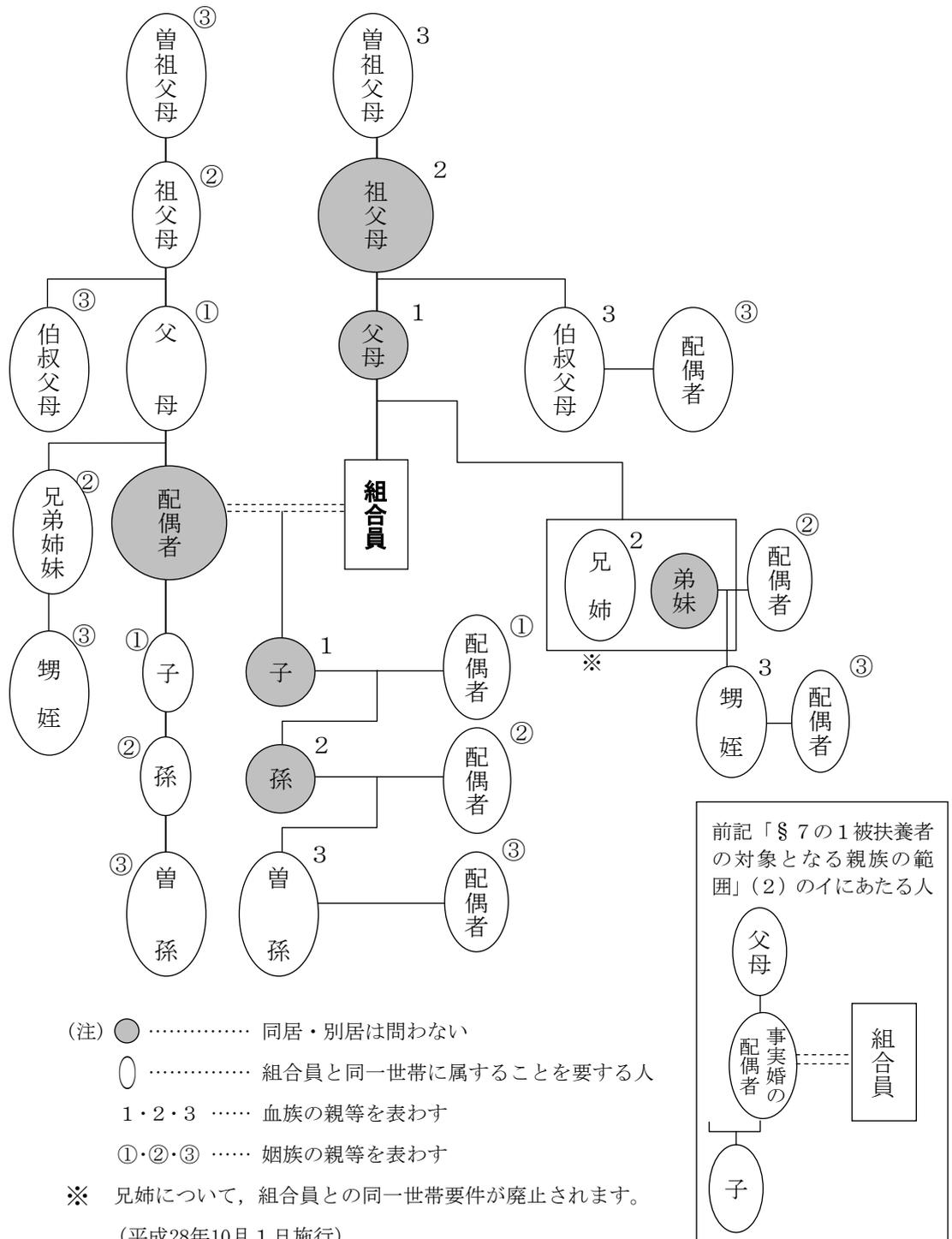
#### ※ 同居に準じて取り扱う場合

(2)について、今まで同居し扶養関係のあった人が、次に掲げる事情により一時的に別居となった場合には、組合員と同居していることとして取り扱います。

- ア 組合員の転勤等やむを得ない事由により、同居をする意志がありながら別居を余儀なくされる場合

- イ 身体障害者福祉法に規定する身体障害者授産施設に入所している場合
- ウ 知的障害者福祉法に規定する知的障害者更生施設及び知的障害者授産施設に入所している場合
- エ 施設の性格，入所する人の状態等に照らし，個別具体的な事例に即して，一時的な別居であると認められる場合

被扶養者の範囲（親等図）



## § 7の2 主として組合員の収入により生計を維持している人の判定

### 1 生計維持関係について

「主として組合員の収入により生計を維持している人」の認定にあたっては、認定を受けようとする人の収入、生計維持の実態、扶養義務者の収入等を総合的に判定します。

認定を受けようとする人が無収入又は所得限度額内の収入であっても、組合員が被扶養者の生計を維持していない場合や、主たる扶養義務者が組合員以外にあり、その扶養義務者に扶養能力がある場合は認定できません。

具体的には、次に該当する人は、被扶養者として認定できません。

- (1) 組合員以外の人一般職の職員の給与等に関する法律（以下「一般職給与法」という。）第11条第1項の規定に相当する給与条例の規定による扶養手当又はこれに相当する手当を地方公共団体、国その他から受けている場合
- (2) 組合員が他の人と共同して扶養するとき、社会通念上その組合員が主たる扶養者でない場合
- (3) 恒常的な収入が年額130万円（障害年金受給者及び60歳以上の公的年金受給者は180万円）以上あると見込まれる場合
- (4) 他の共済組合の組合員又は健康保険の被保険者（任意継続組合員を含む。）の場合
- (5) 組合員と別居している親族（配偶者・子・父母・祖父母・弟妹・孫）について、組合員の援助額が対象者の全収入額（対象者の収入額と組合員及びその他の人の送金による収入の合計）の3分の1未満の場合

### 2 被扶養者の収入判定

公立学校共済組合の被扶養者の収入は、暦年（1月から12月まで）又は年度ではなく、認定申告時以後将来に向かっての1年間の恒常的な収入見込み額の総額（給与所得、年金所得、事業所得等）をいいます。

#### (1) 収入限度額

恒常的な収入の限度額は次のとおりです。

区 分	右以外の人	障害年金受給者及び 60歳以上の公的年金受給者
年額（12か月の累計）	130万円	180万円
月 額	108,334円（130万÷12）	15万円（180万÷12）
日 額	3,612円（130万÷360）	5,000円（180万÷360）

#### (2) 所得の取扱い

被扶養者の収入判定は、給与条例等に規定されている扶養親族の収入判定や、所得税法上の所得とは異なり、次のように取り扱っています。

## ア 給与所得

12か月における恒常的な給与収入の総額をいいます。したがって、所得税法上非課税となる通勤手当や1年に数回支給されるボーナスも給与所得に含みます。

## イ 年金，遺族扶助料

年間における年金の総支給額をいいます。

年金には、国民年金、厚生年金、共済年金、農業者年金、恩給、企業年金及び生命保険会社等の個人年金が含まれます。なお、所得税法上は非課税になる遺族（厚生・共済）年金、障害（厚生・共済）年金、遺族扶助料等も収入に含めます。

## ウ 事業所得，資産所得等

事業所得又は資産所得等は、確定申告書及び収支内訳書を参照し、総収入額から次にあげる社会通念上明らかに当該所得を得るために必要と認める経費に限り、その実額を控除した額を収入とします。

必要経費として認められるもの	必要経費として認められないもの
地代・家賃，荷造運賃，光熱水費，旅費交通費，通信費，修繕費，消耗品費，給料・賃金，外注工費，減価償却費，雑費，専従者給与等	公租・公課，広告宣伝費，接待交際費，損害保険料，福利厚生費，貸倒金，火災保険料，借入金 の支払利子，手形を割り引いたときの割引料，各種引当金・準備金等

## エ 株等の譲渡収入

### (ア) 株等の「株」とは

株式の他に、債券、投資信託、FX、先物取引などが該当します。ちなみに不動産は対象外です。

### (イ) 被扶養者における株等の譲渡収入とは

$\text{譲渡収入} = (\text{譲渡価額} - \text{取得価額})$  です。売却手数料は、譲渡収入から必要経費として差し引くことは認められません。

### (ウ) 株等の譲渡収入のある被扶養者の認定について

株等の譲渡収入については、事業所得者と同様、年間で判断することとし、譲渡収入が認定基準年額を超過した場合、被扶養者としての要件を欠くこととなります。

また、取消日及び再認定日についても、事業所得者と同様に、確定申告を行った日となります。

(エ) 株等の譲渡収入の確認方法

株等の譲渡収入については、確定申告の際に使用する書類など1年間の取引結果がわかるものを提出していただき、収入確認を行います。

(オ) 新規認定対象者が株等を保有している場合について

新規の被扶養者認定対象者が株等を保有している場合は、**認定しようとする前年の譲渡収入**により、認定の可否を判断します。

(カ) 株等の譲渡収入が認定基準年額を超過したため、被扶養者としての要件を欠いた者を再認定する場合について

**認定基準年額を超過して以降、1年間で認定基準年額を超過しなかった場合**、再認定できます。(事業所得者と同様の扱い。)

(キ) 保有している株等をすべて譲渡した場合について

保有している株等をすべて譲渡した場合は、一時的な所得とみなし、すべて譲渡した日以降は株等に係る収入についてはないものとして取り扱います。

ただし、**すべての株等を譲渡することが、1年間で複数回行われた場合は、一時的な所得とはみなしません。**

(ク) 株等を保有し続けている場合の譲渡収入について

株等を保有し続けている間に譲渡収入が発生する場合は、その取引回数に関係なく被扶養者の収入とします。

(ケ) 他の所得との通算について

株等を保有している被扶養者の株等の譲渡収入がマイナスとなり、当該被扶養者に他の所得があった場合は、事業所得者と同様に、株等の譲渡収入については0（ゼロ）として通算します。

(コ) 繰越損失の取扱いについて

株等の譲渡収入などで損失があり、**翌年度以降に繰越しできる損失については、考慮することなく、あくまで当年の譲渡収入で判断します。**

(サ) 特定口座で源泉徴収ありを選択し株等を取引する場合（本人の確定申告不要）について

特定口座で源泉徴収ありを選択し、株等を取引する場合は、翌年1月に各証券会社等から発行される「**特定口座年間取引報告書**」により収入確認します。なお、対象者が特定口座のみで取引を行っており、株等の譲渡収入が年間基準額を超えることが判明した場合の認定取消日は、当該特定口座年間取引報告書を受領した日になります。

オ その他被扶養者の収入に含める所得の例

- ・ 原爆被爆者に対して支給される健康管理手当等（介護手当を除く）

- ・ 雇用対策法に基づき職業訓練校に入校した人に支給される訓練手当
- ・ 日本学術振興会特別研究員に支給される研究奨励金
- ・ 傷病手当金や労働災害等による休業補償
- ・ 青年海外協力隊への派遣者に支給される現地生活費
- ・ 全国中小企業団体中央会新卒者就職応援プロジェクト事業で支給される技能習得助成金
- ・ 司法修習生が修習資金として奨学金の貸与を受ける場合（自活できる程度の奨学金の貸与であるため）
- ・ その他

### 3 主たる扶養者の取扱い

被扶養者として認定しようとする人に組合員以外の扶養義務者がいる場合には、扶養義務者の収入額、同居別居の別、扶養の実態等を総合的に判定します。

#### (1) 夫婦が共同して子を扶養している場合

ア 原則として、年間収入（前年分の年間収入）の多い人の被扶養者とします。

イ 被扶養者とすべき人の人数にかかわらず、被扶養者を分けて認定することはできません。

ウ 組合員が育児休業を取得したとき

(ア) 双方が組合員である場合、又は配偶者が他の支部の組合員や他の共済組合の組合員である場合等で、扶養手当又はそれに相当する手当が支給されるときは、当該支給を受ける者に認定替えとなります。

(イ) 配偶者が民間企業に勤めている場合は、育児休業を取得した組合員の被扶養者として認定を継続できます。（ただし、扶養手当又はそれに相当する手当が組合員以外に支給されているときは認定替えとなります。）

エ 組合員より配偶者の収入が多い場合、双方の年間収入が同程度（収入の差額が、年間収入額が多い方のその額に対して1割以内）であるときに限り、組合員の被扶養者として認定できます。（ただし、扶養手当又はそれに相当する手当が組合員以外に支給されているときは認定替えとなります。）

上記により認定替えが生じたときは、事実の発生により判断し、被扶養者の取消年月日を決定します。

例1 共同扶養者双方（夫婦）が給与収入のみであり、年間の所得が源泉徴収票において確認できたときは、2月1日付けで取消しとします。

例2 組合員の年間の所得は源泉徴収票において確認し、配偶者の所得は確定申告をもって確認するときは、確定申告を行った日で取消しとします。

## (2) 組合員の父母の認定

父母のどちらかを被扶養者として認定する場合、夫婦相互扶助の観点から、両者の収入限度額の合算額以上となると認定できません。また、組合員の兄弟姉妹の扶養能力等を確認の上、認否を判定します。

例えば、父母を被扶養者として認定する場合の所得限度額は、次のような取扱いとなります。

### 《父母の収入判定》

#### 例 1

	収入額・収入限度額	認定の可否
父 62歳 公的年金 170万円 他の所得 30万円	200万円 > 180万円	× 父は、所得限度額以上のため認定できません。
母 58歳 公的年金 なし 他の所得 30万円	30万円 < 130万円	○ 母は、収入限度額未満であり父母の収入限度額も合算額未満であるので認定できます。
父母の収入合算額	230万円 < 310万円	

#### 例 2

	収入額・収入限度額	認定の可否
父 66歳 公的年金 210万円 他の所得 0円	210万円 > 180万円	× 父は、収入限度額以上のため認定できません。
母 65歳 公的年金 170万円 他の所得 0円	170万円 < 180万円	× 母は、収入限度額未満であるが、父母の収入の合算額が収入限度額以上のため認定できません。
父母の収入合算額	380万円 > 360万円	

#### 例 3

	収入額・収入限度額	認定の可否
父 56歳 公的年金 なし 他の所得 120万円	120万円 < 130万円	○ 父は、収入限度額未満であり父母の収入限度額の合算額未満であるので認定できます。
母 67歳 公的年金 120万円 他の所得 0円	120万円 < 180万円	○ 母は、収入限度額未満であり父母の収入限度額も合算額未満であるので認定できます。
父母の収入合算額	240万円 < 310万円	

### (3) 兄弟姉妹の認定

父母及び他の兄弟姉妹の扶養能力の有無, 同居別居の状況等を確認の上, 認否を判定します。

※ 兄弟について, 組合員との同一世帯要件が廃止されます。(平成28年10月1日施行)

### (4) 祖父母, 孫, 甥姪, 叔伯父, 叔伯母, 姻族等の認定

配偶者, 直系血族, 三親等以内の親族及び兄弟姉妹の扶養能力の有無, 同居別居の状況等を確認の上, 認否を判定します。

### (5) 組合員と別居している親族(配偶者・子・父母・祖父母・弟妹・孫)の認定

主として組合員の収入により生計を維持していること(生計維持関係)を確認の上, 認否を判定します。組合員の援助額が対象者の全収入額(対象者の収入額と組合員及びその他の人の送金による収入の合計)の3分の1以上の額であるときは, 主として組合員が生計を維持していると考えます。最終的には, 組合員の収入, 他の扶養義務者の有無, 生計維持の実態等, 諸事情を総合的に判断して認否を判定します。

## § 7 の 3 被扶養者の申告

組合員は, 次のいずれかに該当する場合は被扶養者申告書(施規様式第15号)により, 速やかに所属所長を通じて共済組合に(任意継続組合員は共済組合に直接)届け出なければなりません。

#### (1) 新たに組合員となったときに被扶養者の要件を備える人がいるとき

※ 他支部・他共済からの転入者で, 被扶養者がいる場合も, 被扶養者認定申告書の提出が必要です。

#### (2) 新たに被扶養者の要件を備える人が生じたとき

#### (3) 被扶養者がその要件を欠くに至ったとき

### 1 被扶養者の認定

#### (1) 認定日

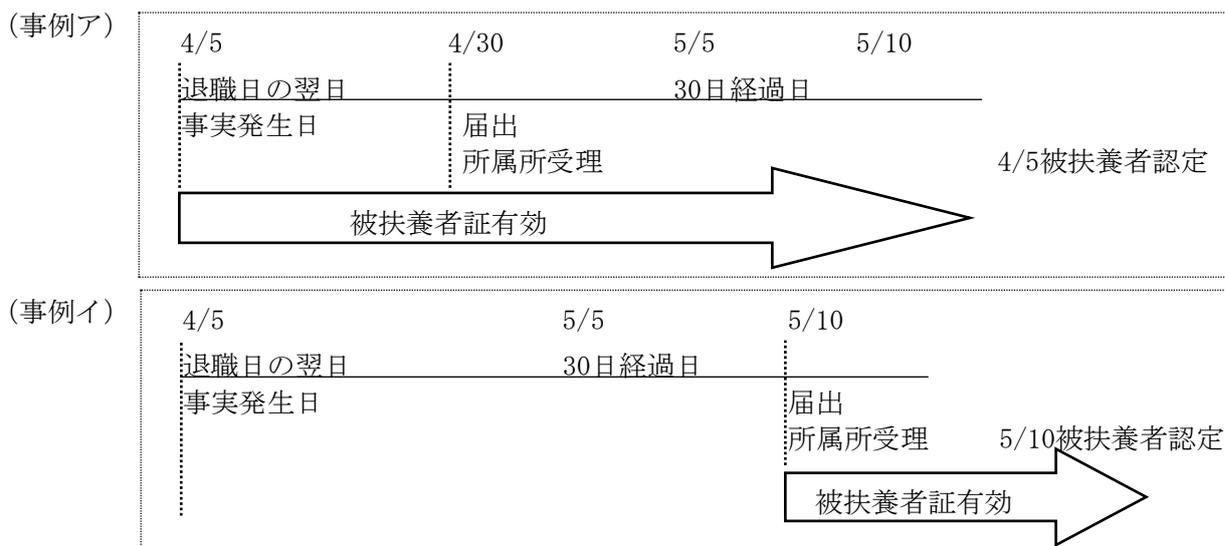
新たに被扶養者の要件を備える人が生じたときは, その事実が生じた日を認定日として, 被扶養者申告書を提出することができます。(事例ア)

ただし, その申告書の届出が, 扶養事実の生じた日から30日を超えて提出された場合は, 所属所長が受理した日が認定日となります。(事例イ)

なお, 扶養手当を受けている人の認定の場合, 被扶養者の要件を備えた日とは, 扶養手当の支給開始日ではなく, あくまで事実発生日(誕生日, 婚姻日, 退職の翌日, 同居日等)になりますので注意してください。

(ア) 「30日」の起算日は扶養事実の生じた日の翌日です。ただし、期間が午前零時から始まる場合は扶養事実の生じた日を起算日とします。(例えば、民間会社を退職して無職となった配偶者については、健康保険の被保険者資格喪失日(退職日の翌日)が扶養事実発生日となり、その日が起算日となります。)

(イ) 確定申告により、収入限度額以内を確認した場合に、確定申告を行った日が確認できない場合には、確定申告受付期間の末日が事実発生年月日となります。



## (2) 被扶養者認定申告に必要な書類

次の書類を被扶養者申告書(様式集 § 7-001頁・記入例 § 7-003頁参照)に添付して申請してください。

ただし、他支部・他共済からの転入者で、異動前に認定を受けていた被扶養者を引き続き認定する場合は、異動前に交付されていた被扶養者証の写しを添付すれば次の書類の添付は必要ありません。

○必要とするもの △場合によって必要とするもの

被扶養者の区分 提出書類等	扶養手当を受給している場合	扶養手当を受給していない場合		
		年間所得が130万円未満の人	所得がない場合	年間所得が180万円未満の公的年金受給者(60歳以上)又は障害年金受給者
被扶養者申告書 (様式集 § 7-001頁)	○	○	○	○
給与支給機関の給与事務担当者の確認 (被扶養者申告書)	○			
扶養事実申立書 (様式集 § 7-009頁)		○	○	○
組合員との続柄を明らかにする証明書/内縁関係にある配偶者にあつては、所属所長の証明書等 【注1】		○	○	○
組合員との同居を明らかにする証明書		△	△	△

所得に関する市区町村長の証明書		○	○【注2】	○
最新の年金額が明らかな年金決定(改定)通知書・年金振込通知書の写し		△		○
認定要件を備えた日が確認できる書類【注3】	○	○	○	○
共同扶養に係る双方の所得証明書・源泉徴収票の写し等【注4】	△	△	△	△
その他の書類	△	△	△	△
国民年金第3号被保険者資格取得届	配偶者(20歳以上60歳未満)を被扶養者として認定するとき(様式集§7-011)			

【注1】 所属所長は、「本籍」又は「マイナンバー」の記載されている証明書等(戸籍記載事項証明書、戸籍謄本(抄本等)又は住民票等)が添付されている場合には、続柄等確認書(様式集§7-007)に必要事項を転記し、確認の私印を押印して、当該証明書等は速やかに組合員へ返却してください。

【注2】 扶養手当を受給していない場合の所得に関する市区町村長の証明書は、義務教育終了前の人は必要ありません。

【注3】 認定要件を備えた日が確認できる書類は、次のいずれかの書類を提出してください。

認定要件具備の事由	事実発生年月日が確認できるいずれかの書類
出生のとき	住民票記載事項証明書・出生届受理証明書等
結婚又は離婚のとき	戸籍記載事項証明書・婚姻届受理証明書等
退職のとき	退職辞令の写し・離職票の写し・雇用保険受給資格者証の写し等
雇用保険の基本手当受給満了のとき	雇用保険受給資格者証の写し
収入の逆転による扶養替えのとき	被扶養者として認定されていた医療保険の被扶養者資格喪失証明書・辞令の写し・給与明細書の写し等 ※ 夫婦とも公立学校共済組合の組合員である場合は、被扶養者申告書の余白に配偶者の氏名・所属所を記入してください
非常勤講師の任用期間終了	辞令の写し及び勤務条件説明書
その他	その他事実発生日が確認できる書類

【注4】 夫婦とも公立学校共済組合の場合は、収入確認書類の提出は必要ありません。(ただし、被扶養者申告書の余白に配偶者の氏名・所属所を記入してください。)

## 2 被扶養者の認定取消し

被扶養者がその要件を欠くに至ったときは、直ちに所属所長を経由して、共済組合へ取消しの手続きをしてください。届出が遅れた場合でも、事実発生年月日にさかのぼって認定が取消しになります。

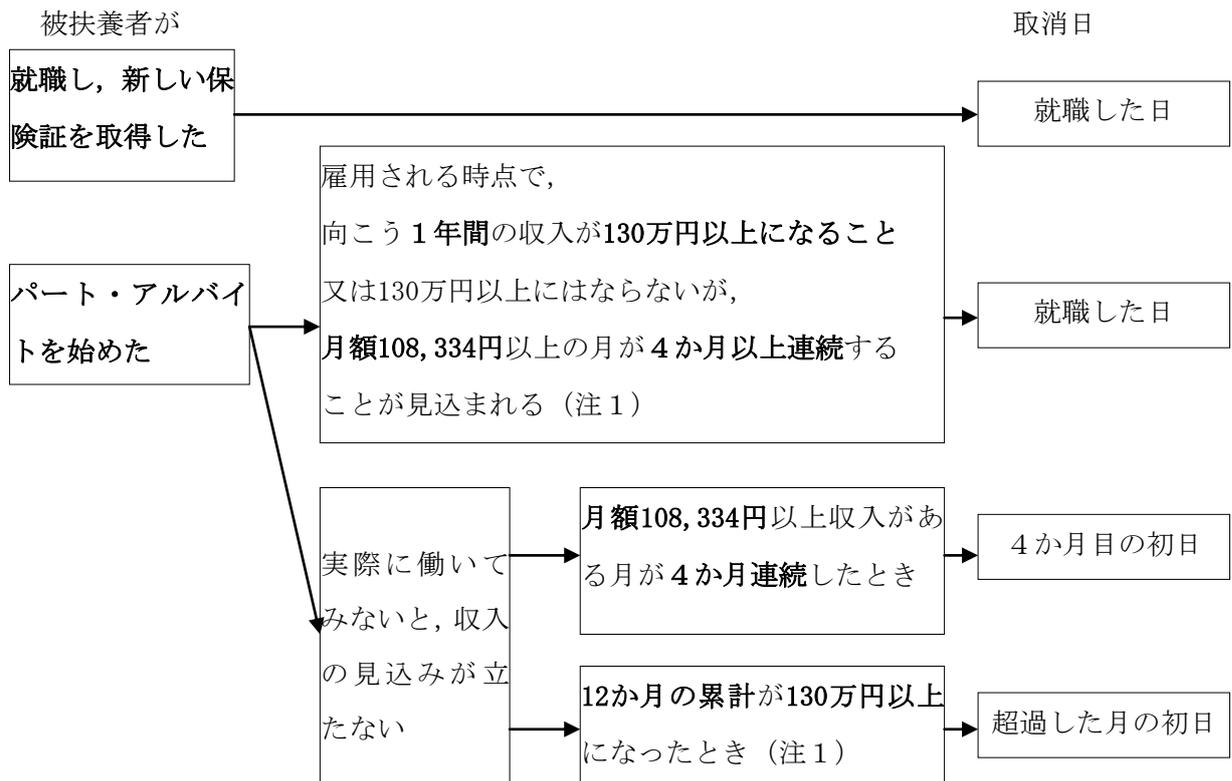
**被扶養者の要件を欠いている期間に医療機関等で治療を受けた場合は、共済組合が給付した医療費を返還していただくこととなります。** 思わぬ多額な出費に慌てることにもなりかねませんので、手続きが遅れることのないよう十分に注意してください。

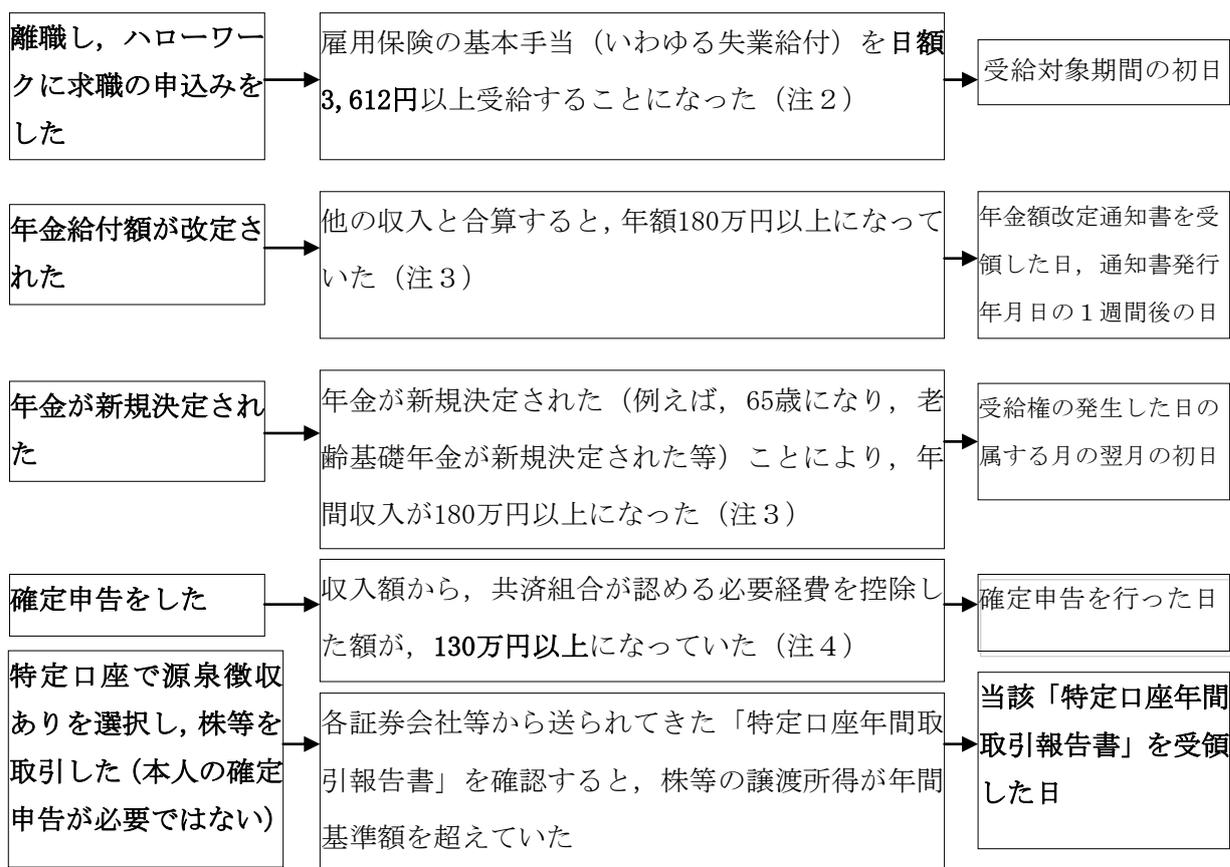
(1) 被扶養者の要件を欠くとき

- ア 他の保険制度の被保険者となったとき。
- イ 恒常的な収入が年額130万円以上になったとき。(雇用条件説明書等の書面により見込まれる場合を含む。)
- ウ 収入の不安定な人が4か月以上連続して月額108,334円以上になったとき。(雇用条件説明書等の書面により見込まれる場合を含む。)
- エ 収入の不安定な人が12か月(暦年ではありません)の収入の累計額が130万円以上に達したとき。(雇用条件説明書等の書面により見込まれる場合を含む。)
- オ 日額3,612円以上の雇用保険の基本手当(いわゆる失業給付)を受けるに至ったとき。
- カ 事業等の所得が確定申告により130万円以上になったことが判明したとき。
- キ 障害を支給事由とする公的年金等受給者又は60歳以上の公的年金受給者については、年金が新規決定されたことにより、年間収入が180万円以上となったとき。(取消日は、受給権の発生した日の属する月の翌月の初日)
- ク 扶養手当又はこれに相当する手当が組合員以外の人に支給されるとき。
- ケ 共同扶養者との収入の逆転が判明したとき。
- コ 結婚, 死亡, 離婚又は離縁等をしたとき。
- サ 組合員との同居を必要条件とされている親族(配偶者の父母等)が別居したとき。
- シ 社会通念上, 組合員がこの被扶養者にとって主たる扶養者でなくなったとき。

(2) 取消日

次は、被扶養者の認定取消日の主な事例のチャート図です。





（注1） 障害年金受給者及び60歳以上の公的年金受給者の収入限度額は、日額5,000円、月額15万円、年額（12か月の累計）180万円になります。収入には、通勤手当・ボーナスを含みます。

（注2） 失業給付の待機期間及び給付制限期間は、被扶養者として認定できます。

（注3） 年金には、企業年金や生命保険会社等の個人年金も含みます。ただし、年金収入といっても、個人年金しか受給していない場合の収入限度額は130万円です。

（注4） 共済組合が認める必要経費は、所得税法上認められる必要経費とは異なっています。租税公課・広告宣伝費・接待交際費・損害保険料等は必要経費として認められません。

#### その他の事例の取消日

認定取消事由	認定取消日
結婚し、配偶者の被扶養者となった	婚姻日
死亡	死亡日の翌日
離婚又は離縁	離婚又は離縁した日の翌日
事業収入が収入限度額以上になったときで、確定申告した日が確認できない場合	確定申告受付期間の初日

### (3) 被扶養者取消申告に必要な書類

被扶養者申告書（様式集 § 7-011）、該当被扶養者の被扶養者証及び認定取消日を確認できる次の書類を添付して提出してください。

認定取消事由	事実発生日を確認できる書類
就職し、新しい保険証の交付を受けたとき	新しく交付された保険証の写し
就職日以後向こう1年間の収入が限度額を超える見込みが立つとき	雇用条件のわかる書類（非常勤講師であれば、勤務条件説明書）
収入の不安定な人の12か月の収入額累計が130万円以上に達したとき	収入限度額を超えた月の前年同月分以後13か月分の給与支給明細書等
収入の不安定な人が4か月以上連続して108,334円を超えたとき	限度額を超えた月の前月分以後5か月分の給与支給明細書等
日額3,612円以上の雇用保険の基本手当を受給するとき	雇用保険受給資格者証の写し
事業等の所得が確定申告により130万円以上になったことが判明したとき	確定申告書及び収支内訳書の写し
公的年金額が180万円以上となったとき	年金額改定通知書の写し等
扶養手当又はこれに相当する手当が組合員以外の人に支給される時	新しく交付された保険証の写し等・扶養義務者の源泉徴収票の写し等
組合員との同居を必要条件とされている親族が別居したとき	別居した日が記載された住民票の写し等
その他	その他事実発生日を確認できる書類

### (4) 資格喪失証明書の交付

資格喪失証明書の希望「必要・不要」欄のいずれかに○を記入してください。

（国民健康保険加入等の場合、資格喪失証明書が必要となります。）

### (5) 国民年金資格区分の変更等手続

20歳以上60歳未満の配偶者が被扶養者の認定取消しとなり国民健康保険に加入する場合は、国民年金第1号の該当となります。年金加入期間に空白が生じないように、併せて手続が必要になります。

次の事由により被扶養者ではなくなった場合には、「国民年金第3号被保険者被扶養配偶者非該当届」の提出が必要です。

- ・ 収入超過、超過見込により被扶養配偶者ではなくなった場合（雇用保険の受給も含む）
- ・ 離婚により被扶養配偶者ではなくなった場合

また、死亡の場合は「死亡届（様式集 § 7-011頁）」の提出が必要です。

## § 7 の 4 被扶養者の収入判定事例

所得判定等する上で、特に次のことに注意して取り扱います。

### □ 被扶養者の収入に含めない収入

- ・ 退職手当又は不動産売却による一時的な収入
- ・ 雇用保険法による特例一時金及び高年齢求職者給付金
- ・ 出産手当金
- ・ 奨学金
- ・ 個人年金等の解約による一時的な収入
- ・ その他 等

### □ 被扶養者が雇用保険の基本手当を受給するとき

- ・ 雇用保険法による失業給付の待期期間及び給付制限期間は、失業給付の支給を受けていないので認定できます。
- ・ 雇用保険の基本手当の日額が3,612円（130万円÷360日）以上の場合は、基本手当の給付日数にかかわらず受給期間中は被扶養者として認定できません。その受給期間中は国民健康保険に加入することになります。



※ 要件具備の日（4月1日）から、30日以上経過した5月3日に被扶養者申告書が受理されているため、5月3日から認定となります。

※ この例の場合、4月30日までに被扶養者申告書を所属所に提出し、受理されていれば、4月1日から認定となります。

□ 給与収入を得ることになった被扶養者の認定及び認定取消しの例

(1) 雇用された時点で認定取消しとなるとき

ア 向こう1年間の収入が130万円以上になると見込まれるとき

イ 新しく健康保険証の交付を受けたとき

ウ 月額108,334円以上の収入で4か月以上連続して雇用されることが見込まれるとき

エ 3か月以下の雇用期間が雇用されていない期間をはさんで数度ある場合は、12か月の収入の累計が130万円以上となったとき（その月の初日）

(2) 雇用された時点では認定が継続するとき

ア 月額108,334円以上であっても雇用期間が3か月以下の期間であることが明らかであるアルバイト及びパート勤務等（以下「アルバイト等」という。）は、収入の累計額が130万円未満である間は認定できます。

ただし、同じ条件で雇用期間が引き続き延長された場合は、4か月目の初日に認定取消しとなります。

イ 月の収入が変動する場合、月の収入が限度額（108,334円）未満であることが恒常的に見込まれるときは、一時的に月の収入が限度額以上となっても、12か月の累計が130万円以上となるまでの間は認定できます。（具体的には、月額108,334円以上の収入がある月が4か月以上連続しなければ、12か月の累計が130万円以上となるまでの間は認定できます。）

※ 再度の認定

不安定収入の人が、12か月の収入累計超過又は月の限度額を4か月連続超過により認定取消しとなった後、再度認定できるのは、雇用条件の変更等により向こう1年間の収入見込み額が限度額以内になることが確実と認められるときです。具体的には、月の収入限度額を4か月連続で下回った場合（事実発生日は4か月目の初日）又は、任期が定まっている場合は退職日の翌日をもって、再度認定することができます。（ただし、任期が定まっていない場合は、退職日の翌日ではなく、実際に月の収入限度額が4か月連続で下回った場合に、再度認定することができます。）

□ 非常勤講師の収入判定

勤務条件説明書により、採用時点から向こう1年間の収入の見込み額が立つ場合の収入見込み額の具体的な計算方法は、次のとおりです。

なお、勤務条件説明書の勤務時間数（週案作成時間数がある場合は、その時間を含める。）に時間単価と任用期間の週数を乗じて算出し、通勤手当が支給される場合は、その金額も含めます。

【事例】任用期間 平成26年4月7日から平成27年3月25日まで  
勤務時間数 10時間／週（週案作成時間1時間）  
時間単価 2,560円  
第二種報酬（いわゆる通勤手当の日額）95円 週あたり2日勤務

第一種報酬 @2,560×11時間×35週=985,600円・・・①

第二種報酬 @95×2×35週=6,650円・・・・・・・・②

①+②=992,250円

□ 被扶養者にパート収入がある場合の収入判定

○ パートやアルバイトなどの不安定収入の場合、年額（12か月の累計）及び月額収入により判定します。

- ・年額（12か月の累計）が130万円以上になったら超過した月の初日で取消し
- ・月額108,334円以上収入がある月が4か月連続すると、4か月目の初日で取消し

○ 収入には、通勤手当・ボーナスを含めます。

支給月	支給額 (円)					月々判定	備考	
	給与	通勤手当	賞与÷12		小計			累計
26年11月	85,000	5,000	10,000		100,000	100,000	○	賞与120,000
26年12月	90,000	5,000	10,000		105,000	205,000	○	
27年1月	95,000	5,000	10,000		110,000	315,000	×	
27年2月	115,000	5,000	10,000		130,000	445,000	×	
27年3月	90,000	5,000	10,000		105,000	550,000	○	
27年4月	95,000	5,000	10,000		110,000	660,000	×	
27年5月	100,000	5,000	10,000	10,000	125,000	785,000	×	賞与120,000
27年6月	105,000	5,000	10,000	10,000	130,000	915,000	×	
27年7月	115,000	5,000	10,000	10,000	140,000	1,055,000	×	27年7月1日で取消し
27年8月	100,000	5,000	10,000	10,000	125,000	1,180,000	×	
27年9月	90,000	5,000	10,000	10,000	115,000	1,295,000	×	
27年10月	91,000	5,000	10,000	10,000	116,000	1,411,000	×	

《パート収入・年2回ボーナス支給有の場合の判定例》

## § 7 の 5 被扶養者申告書等の提出先

### 1 認定申告する被扶養者に扶養手当が支給されている場合

#### (1) 所属所長が、扶養手当の認定権者になっている所属所

組合員→所属所→共済組合

《例》 県立学校、広島市以外の市町立の小学校、中学校及び共同調理場

#### (2) 上記以外の所属所

組合員→所属所→上記以外の扶養手当の認定機関→共済組合

(注) 扶養手当の扶養親族の届出書類だけでなく、被扶養者申告書にも事実発生日を確認できる書類をホッチキス等で留めてください。

### 2 認定取消しの申告をする場合及び認定申告する被扶養者に扶養手当が支給されていない場合

組合員→所属所→共済組合

## § 7 の 6 被扶養者が後期高齢者医療制度の被保険者になったとき

### 1 後期高齢者医療制度の被保険者

次のいずれかに該当する人は、後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者となり、公立学校共済組合の被扶養者であった場合は、その資格を喪失することになります。

- (1) 後期高齢者医療広域連合の区域内に住所を有する75歳以上の人
- (2) 後期高齢者医療広域連合の区域内に住所を有する65歳以上75歳未満の人であって、厚生労働省令で定めるところにより、政令で定める程度の障害の状態にある旨の当該後期高齢者医療広域連合の認定を受けた人

※ 後期高齢者医療広域連合とは、この制度を運営する都道府県単位の特別地方公共団体で、個別の問い合わせ先は、住所地管轄の市区町村役場になります。

### 2 事務手続

後期高齢者医療制度の被保険者の資格を取得する日までに、後期高齢者医療広域連合から「後期高齢者医療被保険者証」が交付されます。この「後期高齢者医療被保険者証」の資格取得日をもって、共済組合の被扶養者の資格を喪失することになります。

その場合、次の書類をそろえて、所属所を通じて共済組合に被扶養者証等を返納してください。

- (1) 75歳に達し、後期高齢者医療被保険者となった場合
  - ア 後期高齢者医療制度加入者の被扶養者証等の返納について (様式集 § 7-005頁)
  - イ 被扶養者証・高齢受給者証等
- (2) 一定の障害の状態にあることにより後期高齢者医療被保険者となった場合
  - ア 後期高齢者医療障害認定届書 (様式集 § 7-006頁)
  - イ 被扶養者証・高齢受給者証等
  - ウ 「後期高齢者医療被保険者証」の写し

### 3 後期高齢者医療保険料の軽減措置について

後期高齢者医療制度加入直前に、被扶養者であった場合、2年間は保険料の軽減措置がありません。

原則、この軽減措置を受けるための手続は必要ありませんが、市区町村から通知される保険料等を確認し、軽減措置されていない場合は、手続が必要です。手続に「公立学校共済組合被扶養者認定取消証明書」が必要であれば、共済組合に電話で連絡してください。

## § 7 の 7 被扶養者証等の検認（資格確認）（地方公務員等共済組合法施行規程第97条）

平成18年度より1年ごとに検認（被扶養者の資格確認）を行うこととされ、検認対象とする被扶養者の所得等を確認し、認定の継続が適正かどうかを確認することになっています。

この検認を受けない被扶養者証は無効となり使用できなくなります。

検認時には次の事項を確認します。関係書類の提出が必要になりますので、速やかに提出できるように各自で保管をしていただく必要があります。

### （1）被扶養者の収入の確認

- ・所得証明書，給与支給明細書の写し，雇用条件が分かる書類の写し，年金振込通知書の写し
- ・確定申告書及び収支内訳書の写し等

### （2）主たる扶養者の確認〔共同扶養義務者がいる場合〕

- ・扶養義務者の所得証明書（給与収入のみの場合は給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額の決定通知書の写し）等

### （3）同居が要件になっている場合の確認

- ・住民票の写し

### （4）別居の被扶養者への送金確認

- ・振込金（兼）受取書の写し，預金通帳の写し等

詳細については、毎年度所属所宛に送付する通知をご覧ください。

**§ 7 の 8 国民年金第 3 号被保険者（被扶養配偶者）に係る届出手续（国民年金法第 12 条第 6 項，第 9 項）**

組合員の配偶者で，被扶養者として認定される 20 歳以上 60 歳未満の人は，国民年金第 3 号被保険者の資格を取得して国民年金に加入することになっています。

この国民年金第 3 号被保険者の資格取得，種別変更及び種別確認の届出は，共济組合が代行することになっていますので，次に掲げる異動があった場合は共济組合へ，必要書類を提出してください。

なお，この届出が漏れると，将来受給する年金に影響する可能性があるため，ご注意ください。

※ 国民年金と被保険者の種別

国民年金とは，日本に居住する 20 歳以上 60 歳未満の全ての国民が加入する，公的年金制度の基礎となるものです。

第 1 号被保険者	第 2 号被保険者	第 3 号被保険者
国内に居住する自営業などの 20 歳以上 60 歳未満の人	公務員・会社員等の厚生年金の加入者	第 2 号被保険者の被扶養配偶者で 20 歳以上 60 歳未満の人

<届出手续>

異 動 内 容	提 出 書 類	手 続	被扶養配偶者の国民年金被保険者種別の異動
配偶者が被扶養者の認定要件を備えるに至ったとき（配偶者の離職，収入の減少，組合員との婚姻等）	・国民年金第 3 号被保険者資格取得・種別変更・種別確認（3 号該当）届	被扶養者申告書（施規様式第 15 号）と併せて提出してください。 被扶養者認定後，年金機構へ提出します。	第 1 号 } 第 2 号 } → 第 3 号
被扶養配偶者の年齢が 20 歳に達したとき	・国民年金第 3 号被保険者資格取得・種別変更・種別確認（3 号該当）届	該当したとき，速やかに提出してください。	無資格 → 第 3 号
新たに公立学校共济組合員となった者に，被扶養配偶者がいる場合	学生，自営業者から，職員に採用された組合員・再任用職員 民間サラリーマンから，職員に採用された組合員・現職から引き続いて採用された再任用職員 他の共济組合から転入した組合員	公立学校共济組合員資格を取得し，被扶養者認定の手続きをする際に，提出してください。	第 1 号 → 第 3 号
			第 3 号 → 第 3 号
			第 3 号 → 第 3 号

「国民年金第 3 号被保険者資格取得・種別変更・種別確認（3 号該当）届書」（以下「届書」）の記入にあたっては様式集 § 7-011～013 頁を参照してください。

## § 7 の 9 国民年金第 3 号被保険者資格喪失手続

組合員の配偶者が被扶養者の認定取消しとなった場合は、国民年金第 3 号被保険者の資格を喪失します。

次により手続を行ってください。

### 1 配偶者が被扶養者の認定取消しとなり国民健康保険に加入する場合

認定取消しとなった本人が、直接、住所地の市区町村に届出をしてください。

また、収入超過、超過見込（雇用保険の受給を含む）、離婚により認定取消しとなった場合は、被扶養者取消申告書の提出時に、国民年金第 3 号被保険者被扶養配偶者非該当届（様式集 § 7-011，第 3 号資格取得のときと同様の用紙）を併せて提出してください。

### 2 配偶者が就職等により社会保険等の資格を取得した場合

就職先で届出の手続を行ってください。

### 3 組合員が退職により国民健康保険に加入する場合

認定取消しとなった本人が、直接、住所地の市区町村に届出をしてください。

### 4 配偶者が死亡した場合

この場合には、共済組合から社会保険事務所に届出を行います。

次の書類を提出してください。

- 国民年金第 3 号被保険者死亡届（様式集 § 7-011 頁）

## § 8 組合員及び被扶養者に異動が生じたとき

### § 8の1 組合員が所属所を異動したとき（運営規則第11条）

#### 《共済組合》

次に該当した場合は、所属所から組合員異動報告書（様式集 § 8-001頁参照）を提出してください。

- 1 市町費負担の組合員が所属所を異動したとき。（異動後の所属所から提出）
- 2 県費負担の組合員が市町費負担の組合員になったとき。（異動前・異動後双方の所属所から提出）
- 3 市町費負担の組合員が県費負担の組合員になったとき。（異動前・異動後双方の所属所から提出）

※ 2又は3に該当するときは組合員証番号が変わります。異動後の所属所から組合員異動報告書に組合員証、被扶養者証、特定疾病療養受療証、高齢受給者証及び限度額認定証を添付して返納してください。また、異動することで、公立学校共済組合員の資格を欠いている期間に医療機関等で治療を受けた場合（組合員及び被扶養者ともに）は、共済組合が給付した医療費を返還していただくこととなります。思わぬ多額な出費に慌てることにもなりかねませんので、手続が遅れることのないよう十分に注意してください。

#### 《互助組合》（互）組合員規則第3条）

次に該当した場合は、互助組合加入申込書を提出してください。

- ・市町費負担の組合員が県費負担の組合員（様式集 § 8-001頁参照）になったとき、又は県費負担の組合員が互助組合に加入している市町費等負担の組合員（様式集 § 8-001頁参照）になったとき。

## **§ 8**の2 組合員又は被扶養者の氏名が変わったとき(施行規程第93条の2, 第95条第1項)

### 《共済組合》

組合員又は被扶養者の氏名を変更した場合は、次の書類を所属所長を経由して提出し、新しく組合員証等の交付を受けてください。

また、国民年金第3号被保険者(組合員の配偶者で被扶養者として認定されている20歳以上60歳未満の人)は、「国民年金第3号被保険者氏名変更届」(様式集 § 7-011頁)及び年金手帳を提出してください。

(1) 組合員証等記載事項変更申告書

(2) 交付を受けている組合員証, 被扶養者証, 特定疾病療養受療証, 任意継続組合員証, 高齢受給者証及び限度額認定証を添付してください。

## **§ 8**の3 組合員又は被扶養者の住所が変わったとき(施行規程第93条の2, 第95条第1項)

### 《共済組合》

組合員又は被扶養者の住所を変更した場合は、組合員証等記載事項変更申告書を所属所長を経由して提出してください。住居表示が変更された場合も同様の手続きを行ってください。(組合員証等は各自訂正してください。組合員証の添付は不要です。)

また、国民年金第3号被保険者(組合員の配偶者で被扶養者として認定されている20歳以上60歳未満の人)は、「国民年金第3号被保険者住所変更届」(様式集 § 8-007頁)を提出してください。

## **§ 8**の4 組合員証等の再交付を求めるとき(施行規程第96条)

### 《共済組合》

組合員証等を紛失、若しくは著しく損傷したときは、次の書類を所属所長を経由して提出することによって再交付されます。

#### 組合員証等再交付申請書

再交付申請書の「再交付申請の詳細な理由」欄には、「紛失」と記入するだけでなく、紛失その他の状況をできるだけ詳しく記入してください。

また、証が著しく損傷したときは、損傷した証を併せて返送してください。

なお、再交付された後に紛失していた組合員証等が発見された場合は、その組合員証等を直ちに広島支部へ返納してください。

## § 9 病気になったとき又は負傷したとき

### § 9の1 組合員証を使用して診療を受けたとき —請求行為を必要としない給付—

#### § 9の1の(1) 療養の給付・家族療養の給付（法第56条，運用方針第56条関係， 法第57条，運用方針第57条関係， 運営規則第8条，施行令第23条の3， 施行規則第2の3の2，健康保険法第74 条）

《共済組合》

### 1 療養の給付・家族療養の給付

組合員及び被扶養者の病気又は負傷を治療するため，保険医療機関等に組合員証（被扶養者証・任意継続組合員証・高齢受給者証）を提示して次の療養を受けたとき，療養の給付・家族療養の給付をします。ただし，組合員の公務による病気又は負傷は除きます。

- (1) 診察
- (2) 薬剤又は治療材料の支給
- (3) 処置，手術その他の治療
- (4) 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護
- (5) 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護

### 2 保険医療機関等

保険医療機関等とは，次の機関のことです。

- (1) 公立学校共済組合の直営病院（§ 22参照）
- (2) 契約医療機関又は契約薬局  
公立学校共済組合が契約している他の共済組合の経営する病院等
- (3) 保険医療機関又は保険薬局  
健康保険法第63条第3項第1号に規定する保健医療機関又は保険薬局で，都道府県知事が指定をうけた病院，診療所，医院，保険薬局又は訪問看護ステーション

### 3 保険医療機関にかかったときの医療費の窓口負担額

ア 70歳未満の組合員及び被扶養者

区 分	共済組合負担額 (療養の給付・ 家族療養の給付)	窓口負担額 (一部負担金)	自己負担限度額	
			入院・外来・調剤・訪問看護	
組合員	医療費の7割	医療費の3割	限度額なし※2	
被扶養者 (就学前を除く)				
被扶養者就学前	医療費の8割	医療費の2割		

イ 70～74歳（高齢受給者※4）の組合員及び被扶養者

区 分	共済組合負担額 (療養の給付・ 家族療養の給付)	窓口負担額 (一部負担金)	自己負担限度額	
			入 院	外来・調剤 訪問看護
現役並み 所得者※3	医療費の7割	医療費の3割	80,100円＋（医療費 －267,000円）×1% 【44,400円】※1	44,400円
一 般	一般は医療費の 8割, 低所得者は 9割＋（2割又は 1割のうち限度 額超分）	医療費の2割 <1割>※5	44,000円	12,000円
低所得者		医療費の1割	24,600円	8,000円
			15,000円	

※1. 【 】は同一医療機関において過去12月以内に限度額に達した入院月数が3月以上ある場合

※2. 窓口負担が高額となった場合は、限度額適用認定書等の交付を受けることができます（柔道整復師等の施術は対象外です。）申請手続きについては§9-011頁をご覧ください。

※3. 現役並所得者とは、標準報酬月額280,000円以上の者をいいます。

※4. 高齢受給者については、§9-008頁をご覧ください。

※5. 平成20年より、窓口負担額2割のうち、1割相当額を国が負担している為、実際の窓口負担額は1割相当額に軽減されていましたが、平成26年4月以降、70歳に到達する者（誕生日が昭和19年4月2日以降の者）について、70歳に達する日の属する月の翌月以降の診療分から順に軽減措置がなくなります（2割負担になります）

#### 4 療養の給付又は家族療養の給付の対象範囲

- (1) 病気、負傷の範囲は、健康保険法の取扱いに準ずるものとされており、一般に医師として診療の必要があると認められる病気又は負傷が対象となります。
- (2) 公務上又は通勤途上に原因する病気若しくは負傷については、地方公務員災害補償法に基づき、地方公務員災害補償基金から療養補償が行なわれるので給付の対象となりません。  
ただし、公務災害又は通勤災害に認定されるまでの間に、組合員証を使用して治療を受けることはやむを得ません。
- (3) 第三者の加害行為（交通事故等）に原因する病気又は負傷については、加害者がその責任において損害を償うべきものですから、原則として、給付の対象となりません。  
しかし、事故の状況によっては、組合員証を使用せざるを得ない場合があります。§ 9-022頁の「交通事故等にあったとき」を参照してください。

#### 5 給付の対象とならない医療費等

次のような医療費等は、共済組合の給付の対象とはなりません。

- ア 公務中、通勤途上での病気やけが
- イ 交通事故等、第三者の加害行為による病気やけが（§ 9-022頁参照）
- ウ 差額ベッド代
- エ 完全看護の実施下において、患者の症状により、又は治療に対する理解が困難な小児患者又は知的障害を有する患者の場合で、医師の許可を得て家族等が付き添ったときの費用
- オ 健康診断、人間ドック、予防注射、虫歯の予防処置
- カ 正常な出産
- キ 経済的な理由による人工妊娠中絶
- ク 美容整形手術（けがをした後の処置を除く）
- ケ 近視、遠視、斜視等の矯正及び歯の矯正
- コ カイロプラクティス（脊椎矯正療法）、整体
- サ 慢性的な肩こり、腰痛等の内科的要因により柔道整復師の施術を受けたとき
- シ その他保険診療の対象とならない医療費

#### 6 公費の医療助成を受けたとき

公費医療助成とは、国や地方公共団体が医療費の助成を行っているものです。法律等により公費医療助成制度（原爆医療費・結核予防法・乳児医療費等の法令に基づく給付）が受けられるときは、自己負担の全部又は一部を負担しなくてもよいことになっています。

助成内容や申請方法などは、居住地の区市町村等へお問い合わせください。

公費の医療助成を受けることが決定したとき、または受けたときは、地方公共団体等から交付された受療者証等の写しを提出してください。

※公費の医療助成を受けた場合は、助成金との二重給付を予防するため助成相当額に係る給付は行いません。給付金の公平・公正な給付のため御理解をお願いします。また、医療助成の取り消しがあった場合は、速やかに共済組合まで御連絡ください。

## 7 附加給付等（法第54条，法附則第17条，定款第26条，定款附則第10項～第13項）

### （1）一部負担金払戻金・家族療養費附加金・家族訪問看護療養費附加金

医療費の窓口負担（高額療養費が支給される場合は，窓口負担額から高額療養費を給付した残りの額）が下記の金額を超えるときに給付されます。

請求手続きは不要です。原則として，受診月の3～4か月後に自動給付されます。 公費負担医療により窓口負担額が全額免除をされたときには給付されません。また，第三者加害行為による受診の場合は給付が制限されます。なお，保険給付の対象とならない医療費等（§9-003頁）や入院時食事療養費の標準負担額は対象になりません。

平成27年10月診療分から	一部負担金払戻金及び 家族療養費附加金の 自己負担限度額	合算高額療養費の 自己負担限度額
上位所得者 (標準報酬月額53万円以上)	50,000円	100,000円
一般所得者 (標準報酬月額53万円未満)	25,000円	50,000円

※100円未満の端数切り捨て

## 8 任意継続組合員

任意継続組合員については，「組合員」とあるのは「任意継続組合員」と読み替えて適用されます。

### 《互助組合》(互)運営規則第10条及び第17条)

#### 1 支給要件

傷病により共済組合から療養を受けたとき。

- |                        |
|------------------------|
| (1) 組合員の療養等……………医療給付金  |
| (2) 被扶養者の療養等……………家族療養費 |

#### 2 給付額

次により算定した額（100円未満切捨て）が支給されます。

一般の療養等

$$\left( \text{自己負担額} - \text{共済組合給付額} - 2,500 \text{円} \right) \times \frac{1}{2} = \text{医療給付金} \cdot \text{家族療養費}$$

《共済組合・互助組合》 共通事項

給付例

1 組合員の場合・外来 (一般所得者・標準報酬月額28万円以上53万円以下)

組合員本人が同一医療機関に1か月に2回通院し、総医療費200,800円かかった場合

200,800円	
140,560円	60,240円
7割	3割
療養の給付(現物給付)	窓口負担額 60,240円

- ・ 共済組合 一部負担金払戻金 (25,000円を控除した額)

$$60,240円 - 25,000円 = \underline{35,200円} \text{ (100円未満切捨て)}$$

- ・ 互助組合 医療給付金 (共済組合給付後の自己負担額から2,500円を控除した額の $\frac{1}{2}$ の額)

$$(25,040円 - 2,500円) \times \frac{1}{2} = \underline{11,200円} \text{ (100円未満切捨て)}$$

- ・ 実質自己負担額 60,240円 - (35,200円 + 11,200円) = 13,840円

2 組合員の場合・外来 (上位所得者・標準報酬月額53万円以上79万円以下)

組合員本人が同一医療機関に1か月に2回通院し、総医療費200,800円かかった場合

200,800円	
140,560円	60,240円
7割	3割
療養の給付(現物給付)	窓口負担額 60,240円

- ・ 共済組合 一部負担金払戻金 (50,000円を控除した額)

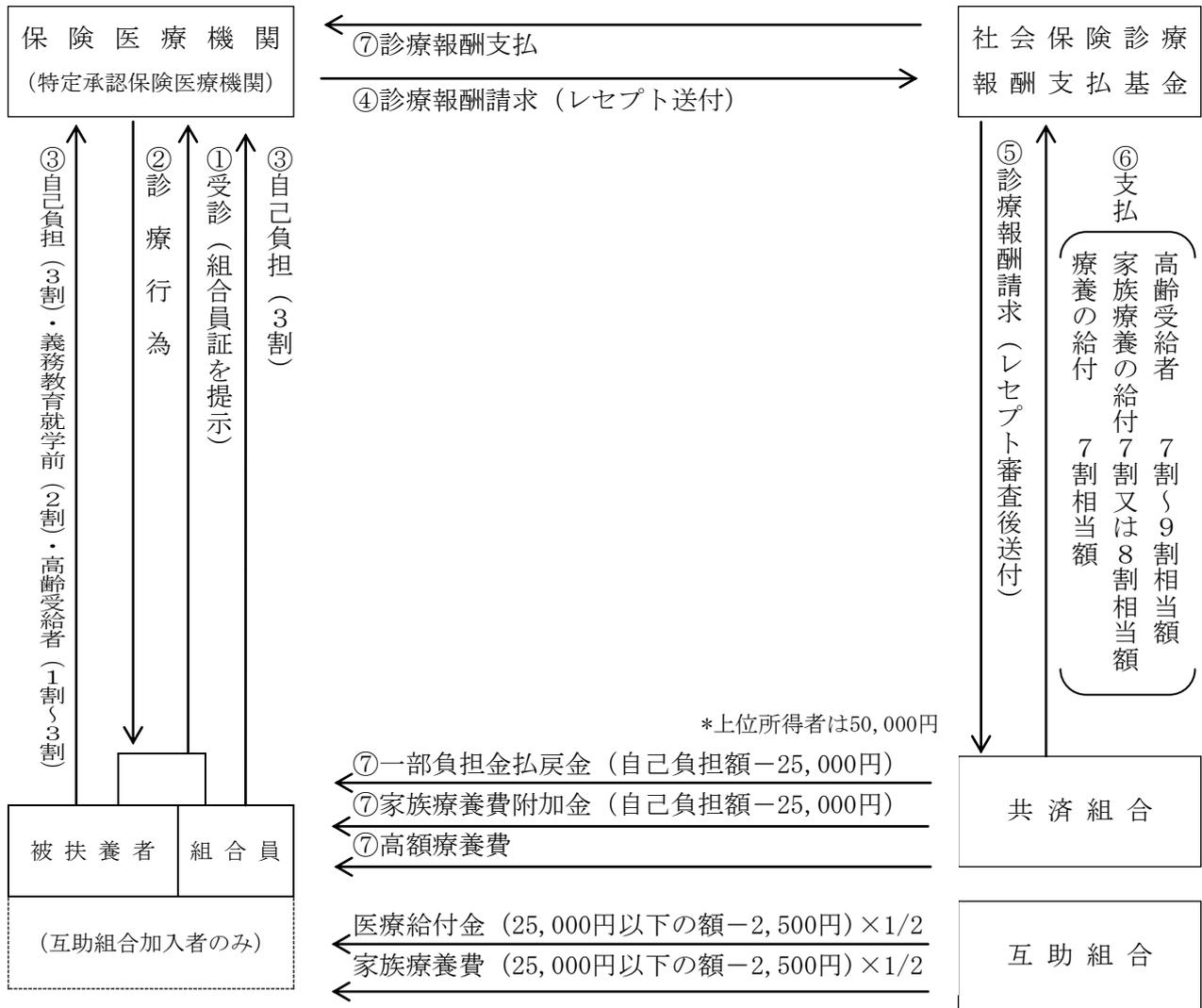
$$60,240円 - 50,000円 = \underline{10,200円} \text{ (100円未満切捨て)}$$

- ・ 互助組合 医療給付金 (共済組合給付後の自己負担額から2,500円を控除した額の $\frac{1}{2}$ の額)

$$(50,040円 - 2,500円) \times \frac{1}{2} = \underline{23,700円} \text{ (100円未満切捨て)}$$

- ・ 実質自己負担額 60,240円 - (10,200円 + 23,700円) = 26,340円

(参考) 療養の給付等の事務処理経路は、次のとおりです。



※ 保険医療機関で診療を受けたレセプトは、原則2か月後に保険医療機関から共済組合へ請求されます。

したがって、一部負担金払戻金等の諸給付は、診療月から3～4か月以後の毎月末日（金融機関が休日のときは直前の営業日）に組合員の指定口座へ送金します。

## § 9 の 1 の ( 2 ) 訪問看護・家族訪問看護療養費（法第58条の2，法第59条の3）

### 《共済組合》

#### 1 支給要件

訪問看護・家族訪問看護とは、組合員又は被扶養者が末期癌，難病，重度障害者等（主治医がみとめたもの）により，居宅において指定訪問看護事業者（都道府県知事が指定したもの）から指定訪問看護を受けた場合のことをいいます。

訪問看護療養費，家族訪問看護療養費とは，次の訪問看護（家族訪問看護）療養費の負担割合のことをいい，その費用は共済組合が指定訪問看護事業者へ支払います。また，組合員及び被扶養者の一部負担金（自己負担額）については，§ 9-002頁の保険医療機関にかかったときの医療費の窓口負担額を参照ください。

## § 9 の 1 の ( 3 ) 入院時食事療養費（法第57条の3，運用方針第57条の2関係）

### 《共済組合》

#### 1 支給要件

組合員又は被扶養者が病気等により保険医療機関等に入院し，食事療養を受けたとき，法令等で定められた一定額（標準負担額）のみを支払えば，残りの部分は入院時食事療養費（被扶養者は家族療養費）として共済組合が負担し，その費用は共済組合が保険医療機関等へ支払います。

$$\begin{array}{l} \text{入院時食事療養費} \\ \text{(共済組合が負担)} \end{array} = \begin{array}{l} \text{基 準 額} \\ \text{(法によって定められた額)} \end{array} - \begin{array}{l} \text{食事療養標準負担額} \\ \text{(自己負担額)} \end{array}$$

#### 2 食事療養標準負担額（自己負担額）

平成28年4月から，食事療養標準負担額（自己負担額）について，次のとおり見直しとなります。

～平成28年3月まで	平成28年4月～	平成30年4月～
一食につき260円	一食につき360円	一食につき460円
(食材費相当額のみを負担)	(食材費相当額に加えて調理費相当額も負担)	

※「指定難病」「小児慢性特定疾病」の認定を受けている方は260円のまま据え置かれます。

低所得者Ⅱ	入院日数90日以内	210円
	入院日数90日以上	160円
低所得者Ⅰ（所得が一定基準未満の70歳以上の方）		100円

※組合員の市町村民税が非課税（低所得者）に該当する場合は，標準負担額減額認定の申請が必要です。（§ 9-012頁参照）

※低所得者Ⅰとは，組合員が住民税非課税等のとき，および世帯全員の所得金額がない等（年金収入80万円以下等）のとき。

## § 9 の 1 の (4) 高齢者の医療制度

### 1 高齢受給者

#### (1) 対象者

70歳以上75歳未満の者（ただし、65歳以上の後期高齢者医療制度の対象となる者を除く）

#### (2) 費用の負担

対象となる組合員又は被扶養者が保険医療機関等で診察を受けるときに、組合員証（被扶養者証）と一緒に当組合が発行する高齢受給者証を提示すると、窓口での負担割合が2割、一定以上所得者については3割になります。組合員が70歳未満のとき、高齢受給者であるその被扶養者の窓口での負担割合は組合員の標準負担月額にかかわらず一律に2割となります。

#### (3) 適用期間

70歳に達した月の翌月（誕生日が月の初日の場合にはその月）から、75歳の誕生日の前日まで。

組合員及び被扶養者の窓口負担割合

組 合 員			被扶養者 (70～74歳高齢受給者)
年齢	所得区分	窓口負担割合	窓口負担割合
70歳未満		3割	2割（1割）
70～74歳 高齢受給者	現役並み所得者	3割	3割
	一般所得者	2割	2割（1割）

※一部負担金の軽減特例措置により、平成20年4月から実質の窓口負担額は「1割」相当額となっていました。平成26年4月1日以降（平成26年5月診療分）は、以下のとおりとなっています。

- 平成26年3月31日以前に70歳に達した者（誕生日が昭和14年4月2日から昭和19年4月1日までの者）は引き続き、一部負担金等の軽減措置により、実質の窓口負担額は「1割」となります。
- 平成26年4月1日以降に70歳に達する者（誕生日が昭和19年4月2日以降の者）については、70歳に達する日の属する月の翌月以後の診療分から、窓口負担額は「2割」となります。

（注）現役並み所得者とは、標準報酬月額280,000円以上の組合員

### 2 高齢受給者証の発行

高齢受給者証が使用できるのは、70歳に達する日（70歳の誕生日の前日、誕生日が月の初日の者は誕生月）が属する月の翌月からです。対象となる組合員及び被扶養者については、70歳に達する月の下旬に、所属所（任意継続組合員の場合は届け出の住所）へ負担割合の記載された「高齢受給者証」を送付します。また、70歳以上75歳未満の被扶養者を新たに認定するときは、その認定手続きの際に、高齢受給者証を発行します（高齢受給者証発行のための申請書は不要です。）

## § 9 の 1 の (5) 高額療養費

### 1 支給要件および支給額 (法第62条2, 施行令第23条の3の3)

組合員又は被扶養者が同一月に、それぞれ一つの保険医療機関等 (通院・入院・歯科・薬剤別) で受けた療養に係る自己負担額が著しく高額であるときは、自己負担額から高額療養費算定基準額 (自己負担限度額) を控除した額を、高額療養費として給付します。

請求手続きは不要です。原則として、受診月の3~4か月後に自動給付されます。

なお、保険給付の対象とならない医療費等や、入院時食事療養費・入院時生活療養費の標準負担額は高額療養費の対象になりません。

### 2 給付額

#### (1) 70歳未満の自己負担限度額

所得区分		標準報酬月額	自己負担限度額
上位Ⅰ	ア	83万円以上	252,600円+ (医療費-842,000) × 1% 【多数回該当 140,100円】
上位Ⅱ	イ	53万円以上83万円未満	167,400円+ (医療費-558,000) × 1% 【多数回該当 93,000円】
一般Ⅰ	ウ	28万円以上53万円未満	80,100円+ (医療費-267,000) × 1% 【多数回該当 44,400円】
一般Ⅱ	エ	26万円以下	57,600円 【多数回該当 44,400円】
低所得	オ	低所得者 (市町村民税非課税)	35,400円 【多数回該当 24,600円】

【年間多数回該当】 同一世帯で過去12か月以内に3月以上の高額療養費の支給を受けている場合の4月目以降の自己負担限度額

【単独算定】 同一月における患者ごと、医療機関ごと、入院・外来ごとの窓口負担額を一件としてそれぞれ自己負担限度額を超えた場合

【世帯合算】 同じ月に、一つの保健医療機関で自己負担額が21,000円以上の人が複数ある場合

#### (2) 70~74歳 (高齢受給者) の組合員及び被扶養者

所得区分	掛金の標準となる額	一月当たりの自己負担限度額	
		個人単位 (外来のみ)	世帯単位 (入院含む)
①現役並所得者	標準報酬月額が 28万円以上	44,400円	80,100円+ (医療費-267,000) × 1% 【多数回該当 44,400円】
②一般所得者	(①, ③, ④以外)	12,000円	44,400円
③低所得者Ⅱ	市町村民税非課税者	8,000円	24,600円
④低所得者Ⅰ	組合員とその扶養家族すべての収入から必要経費・控除額を除いた後の所得がない場合	8,000円	15,000円

【年間多数回該当】 同一世帯で過去12か月以内に3月以上の高額療養費の支給を受けている場合の4月目以降の自己負担限度額

【個人単位外来】同一月における高齢受給者の外来すべての窓口負担額を高齢受給者個人ごとに合計した額が、自己負担限度額を超えた場合

【世帯単位】同一月における高齢受給者の入院・外来等すべての窓口負担額を世帯単位で合計した額が自己負担限度額を超えた場合

### ＜給付例＞ 組合員の標準報酬月額が28万円以上53万円未満（適用区分ウ）の場合

組合員本人が30日間入院し、医療費総額100万円の場合

#### ・限度額認定証を使用しなかった場合

療養の給付 7割 700,000円 (共済組合負担額)	300,000円 (組合員の窓口負担額) 3割			
	高額療養費 212,570円	62,400円 (一部負担金払戻金・ 共済組合)	11,200円 (医療給付金・互助)	13,830円 (最終自己負担額)

※受診月から3～4か月以後に高額療養費，一部負担金払戻金，医療給付金（互助）が，組合員の口座に振り込まれます。

#### ・限度額認定証を使用した場合

912,570円 (共済組合負担額)		②87,430円 (組合員の窓口負担額)		
療養の給付 7割 700,000円	高額療養費 212,570円	62,400円 (一部負担金払戻金・ 共済組合)	11,200円 (医療給付金・互助)	13,830円 (最終自己負担額)

①高額療養の現物給付

①+②=300,000円 (3割)

※受診月から3～4か月以後に一部負担金払戻金，医療給付金（互助）が，組合員の口座に振り込まれます。

①限度額適用認定証を医療機関へ提示することで，窓口での支払いが不要となります。

(医療機関が共済組合へ直接請求します→高額療養の現物給付)

②限度額適用認定証を使用した時に，組合員が窓口で支払うことになる額です。

※限度額適用認定証については § 9-011頁を参照ください。

※入院時食事療養費の標準負担額や差額ベット代等の保険適用外の費用は自己負担となります。

### 3 任意継続組合員

任意継続組合員は，「組合員」とあるのは「任意継続組合員」と読み替えて適用されます。

#### 4 限度額適用認定証

70歳未満の者（組合員及び被扶養者）が高額な診療を受けた場合、医療機関等の窓口で「公立学校共済組合限度額適用認定証」（以下「限度額適用認定証」という。）を提示することにより、窓口での支払いが高額療養費に相当する額を支払わずに済みます（高額療養費の現物給付化）

##### （1）該当者

70歳未満の組合員及び70歳未満の被扶養者として認定されている者

##### （2）「限度額適用認定証」の発行について

「限度額適用認定証」が必要となった場合は、「限度額適用認定申請書」（様式集 § 9-001頁）に必要事項を記入し、所属所経由で短期給付係に提出してください。

##### （3）①発行年月日

申請のあった日の属する月の初日

##### ②有効期限

「限度額適用認定証」は交付日の属する月の初日から1年間とします。

##### ③「限度額適用認定証」の再度申請が必要な場合

- ・有効期限に達した日以降に引き続き「限度額適用認定証」が必要な場合
- ・給与改定等により、標準報酬月額に変更があった場合

※適用区分が変更となる標準報酬月額の変更があった場合には、有効期限に達していない場合でも、限度額適用認定証の再度申請が必要となります。

標準報酬月額	区分表記
83万円以上	ア
53万円以上83万円未満	イ
28万円以上53万円未満	ウ
28万円未満	エ
低所得者（市町村民税非課税）	オ

##### （4）「限度額適用認定証」の返却について

次に該当したときは「限度額適用認定証」は返却してください。

- ① 組合員の資格を喪失したとき
- ② 被扶養者が認定を取消しされたとき
- ③ 適用区分欄に表示された区分に該当しなくなったとき

（適用対象者が70歳に達する月の翌月に至ったときを含む）

- ④ 「限度額適用認定証」の有効期限に達したとき又は退院等により有効期限前に、「限度額適用認定証」が不要になったとき
- ⑤ 適用対象者が後期高齢者医療制度の被保険者となったとき（65歳以上75歳未満で一定の障害について広域連合の認定を受けた者）

## 5 限度額適用・標準負担額減額認定証

組合員の市町村民税が非課税（低所得者）に該当する場合は、入院時食事療養費の標準負担額の減額認定申請手続きができます。（§ 9-007頁参照）

なお、入院されている方が被扶養者であった場合でも、組合員の市町村民税が非課税（低所得者）に該当することが必要です。

該当する人は、次の書類を提出し共済組合の認定を受けてください。共済組合が認定したときは、「標準負担額減額認定証」を交付しますので保険医療機関等に提示してください。

### 申請手続

- (1) 「標準負担額減額認定申請書」（様式集 § 9-003頁）
- (2) 当該年度（申請月が4月から7月にあつては前年度）の市町村民税非課税証明書
- (3) 入院期間が90日を超える場合は、入院期間が証明できる書類

※ 食事療養に係る標準負担額は、高額療養費、一部負担金払戻金、家族療養費附加金の支給対象とはなりません。

## § 9の1の(6) 特定疾病に係る高額療養費

### 1 支給要件

特定疾病とは、費用が著しく高額な治療を長期間継続しなければならない疾病として、厚生労働大臣が定めた次の疾病をいいます。

- ア 人工腎臓（人工透析治療）を実施している慢性腎不全
- イ 血漿分画製剤を投与している先天性血液凝固Ⅷ因子障害及び先天性血液凝固第Ⅸ因子障害（血友病）
- ウ 抗ウイルス剤を投与している後天性免疫不全症候群（H I V感染を含み、厚生労働大臣が定めるものに限る。）

特定疾病に係る療養を受けるときは、共済組合の認定を受け「特定疾病療養受療証」の交付を受けることが必要です。

特定疾病に係る高額療養費とは、同一月に一つの保険医療機関等で療養に係る費用が10,000円以上の場合、10,000円を控除した額のことをいい、この費用は共済組合が保険医療機関等へ支払います。

### 2 一部負担金

- (1) 上記1アに該当する場合、標準報酬月額により一部負担金の額が異なります。

上位所得者 (標準報酬月額が530,000円以上)	一般 (標準報酬月額が530,000円未満)
20,000円	10,000円

- (2) 上記1イまたはウに該当する場合、同一月に一つの保険医療機関等で療養に係る費用のうち10,000円までとなります。

### 3 特定疾病の療養を受ける場合の認定手続

- (1) 「特定疾病療養認定申請書」(運規様式第8号の1の2・様式集 § 9-004頁)に医師の証明等を受けて、所属所長を経由して共済組合へ提出してください。認定と同時に特定疾病療養受療証が交付されます。
- (2) 特定疾病療養受療証の交付を受けた組合員が任意継続組合員となった場合には、新たに特定疾病療養受療証を交付します。この場合、元の特定疾病療養受療証は所属所へ返納してください。
- (3) 特定疾病療養受療証は、療養が終ったとき、組合員資格を喪失したとき若しくは被扶養者でなくなったとき又は後期高齢者医療制度の適用となったときは、広島支部へ返納してください。

### 4 任意継続組合員

任意継続組合員は、「組合員」とあるのは、「任意継続組合員」と読み替えて適用されます。

## § 9 の 1 の (7) 保険外併用療養費の給付

### 1 支給要件

現在の医療保険制度では、一連の診察の中に保険が適用されない技術・医薬費・医療機器等が含まれると、原則としてその診療全体が保険給付外となり全額自己負担となります。ただし、保険医療機関等で表 1 の厚生労働大臣の定める評価療養又は選定療養を受けた場合に、療養の基礎的な部分（通常療養の給付と変わらない範囲）の療養等に対して保険適用が認められます。この保険適用が認められる部分を「保険外併用療養費」といい、自己負担割合は表 2 のとおりです。

表 1

(1) 評価療養	保険適用前の先進医療や新薬など、将来的な保険適用を前提としつつ、保険適用の可否について評価中の療養。
ア	先進医療
イ	医薬品、医療機器、再生医療等製品の治験に係る診療
ウ	薬事法承認後で保険収載前の医薬品、医療機器、再生医療等製品の使用
エ	薬価基準収載医薬品の適応外使用 (用法・用量・効能・効果の一部変更の承認申請がなされたもの)
オ	保険適用医療機器、再生医療等製品の適応外使用 (使用目的・効能・効果等の一部変更の承認申請がなされたもの)
(2) 選定療養	個室の病室、予約診療、紹介状なしの大学病院受診等保険で認められる内容以上の医療行為など、患者本人が希望して受ける療養
ア	特別の療養環境（差額ベッド）
イ	歯科の金合金等
ウ	金属床総義歯
エ	予約診療
オ	時間外診療
カ	大病院の初診
キ	小児う触の指導管理
ク	大病院の再診
ケ	180日以上入院
コ	制限回数を超える医療行為

表 2

対象者		療養・ 家族療養の給付	一部負担金 (自己負担額)
組合員及び被扶養者	70～74歳	平成26年3月31日以前に 70歳に達している人	8割  1割 (残り1割は 指定公費負担)
		平成26年3月31日以降に 70歳に達する人	8割  2割
		現役並所得者	7割  3割
		70歳未満	7割 (義務教育就学前は8割)  3割 (義務教育就学前は2割)

注 1 75歳の誕生日から、後期高齢者医療制度の適用に移行します。

注 2 現役並所得者とは、標準報酬月額が280,000円以上の者をいいます。

### 2 一部負担金（自己負担額）

一部負担金（自己負担額）については、§ 9 の 1 の (1) 療養の給付・家族療養の給付、§ 9 の 1 の (5) 高額療養費と同様に、給付の範囲内で共済組合及び互助組合から給付があります。

## § 9の1の(8) 柔道整復師（接骨院）の施術を受けたとき

### 1 支給要件

組合員又は被扶養者が骨折、脱臼、打撲、捻挫等（※）について、組合員証を提示して柔道整復師による施術を受けたとき、その療養に要した費用のうち次の負担割合の療養費・家族療養の給付を共済組合が柔道整復師会へ支払います。

また、組合員及び被扶養者の一部負担金（自己負担額）については§ 9-002頁の「保健医療機関にかかったときの医療費の窓口負担額」の表のとおりとなります。

※急性または亜急性（急性に準ずる）による症状の場合のみ。

※骨折及び脱臼については、応急手当の場合を除き、医師の同意が必要です。

### 2 一部負担金（自己負担額）

一部負担金（自己負担額）については、§ 9の1の(1)療養の給付・家族療養の給付、§ 9の1の(5)高額療養費と同様に、給付の範囲内で共済組合及び互助組合から給付があります。

### 3 任意継続組合員

任意継続組合員は、「組合員」とあるのは「任意継続組合員」と読み替えて適用されます。

## § 9の1の(9) 他の法令による療養との調整

### 公費負担制度

国及び地方公共団体（以下「地方公共団体等」といいます。）では、法律または条例等により、原爆医療・公害疾病・結核・精神障害・乳幼児・身体障害等について、様々な医療制度（以下「公費負担医療」といいます。）を実施しています。組合員又は被扶養者が、この公費負担医療を受けている場合は、窓口負担額の全額又は一部を地方公共団体等が助成するため、共済組合では、給付の調整を行い、重複支給を避ける必要があります。公費負担医療の認定を受けたときは、医療受給者証の写しを速やかに共済組合に提出してください。

なお、認定が中止または期間満了等により終了した場合は、共済組合に連絡してください。

## § 9の2 組合員証等の使用ができなかったとき —請求行為を必要とする給付—

### § 9の2の(1) 療養費・家族療養費（法第58条，運用方針第58条関係）

組合員又は被扶養者が，次の理由により「組合員証」等を使用できず療養の費用の全額を支払った場合は，共済組合が必要と認めたときに限り，療養費（被扶養者にあつては家族療養費）として給付を受けられます。支給額は，保険診療による換算，または一定の基準により計算されますので実際の支払額と異なることがあります。

#### ア 診療等の費用を全額支払ったとき

##### (ア) 支給要件

- a 受傷したとき，周辺に保険医療機関がないため，やむを得ず保険医療機関以外の医療機関で治療を受けたとき。
- b やむを得ない事情で，組合員証を持っていなかった場合。
- c 資格認定期間中に，病気やケガをしたとき。

##### (イ) 支給額

健康保険法の療養に要する費用の額の算定方法で定められた診療報酬点数表により算定した額とします。

##### (ウ) 提出書類

- a 療養費・家族療養費請求書（様式第61号・様式集 § 9-006頁） 1部
- b 診療報酬領収済明細書（様式集 § 9-011, 012, 013頁）又は医療機関の発行する領収書（原本）に診療報酬明細書（レセプト）の写しを添付したもの 1部

##### (エ) 請求上の注意

請求書の「組合員証を使用しなかった理由」欄には，その内容を詳細に記入してください。

#### イ 国外で療養を受けたとき

(ア) 国外で療養を受けた場合，療養費等は国内における健康保険の例により算定されます。

##### (イ) 提出書類

- a 療養費・家族療養費請求書（様式第61号・様式集 § 9-006頁） 1部
- b 国外用診療内容明細書（様式集 § 9-014～015（歯科以外），020～021頁（歯科）） 1部
- c 領収明細書（様式集 § 9-018～019頁） 1部
- d 領収書（原本） 1部
- e 海外に渡航した事実を証する書類の写し（パスポート，航空券などの写し） 1部
- f 調査に関わる同意書（様式集 § 9-022頁） 1部

##### (ウ) 請求上の注意

- a 外国に旅行する場合は，事前に「国外用診療内容明細書」「領収明細書」を持参してください。

なお、国によってはこの明細書が使用できないこともあります。その場合には診療内容のわかる明細書等を添付してください。

- b 請求書の添付書類が、外国語で記載されている場合は、日本語の翻訳文書を添付してください。翻訳文書には、翻訳者の氏名及び住所を記入、押印してください。

#### ウ 治療用装具を購入したとき

##### (ア) 支給対象

治療上必要な治療用装具（関節用装具、コルセット、サポーター等）の装着を医師が必要と認め、製作者に作成させた治療用装具の購入

##### (イ) 支給額

障害者自立支援法に基づく「補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準」に定められた装具の価格を基準として共済組合が算定した額とします。

##### (ウ) 提出書類

- a 療養費・家族療養費請求書（様式第61号・様式集 § 9-006頁） 1部
- b 診断書・装具装着証明書（様式集 § 9-023頁） 1部
- c 領収書（原本） 1部

（領収書内に装具の内訳が記載されていないときは、内訳書を添付してください。）

#### エ 小児用弱視等の治療眼鏡を購入したとき

##### (ア) 支給対象

9歳未満の小児の弱視、斜視及び先天白内障術後の屈折矯正の治療用として用いる眼鏡及びコンタクトレンズ。（ただし、斜視の矯正等に用いるアイパッチ及びフレネル膜プリズムについては対象外です。）

##### (イ) 提出書類

- a 療養費・家族療養費請求書（様式第61号・様式集 § 9-006頁） 1部
- b 治療用眼鏡等を作成又は購入した際の領収書（原本） 1部
- c 保険医の治療用眼鏡等の作成指示書の写し 1部
- d 患者の検査結果 1部

#### オ 四肢のリンパ浮腫治療のための弾性着衣等を購入したとき

##### (ア) 支給要件

リンパ節郭清術を伴う悪性腫瘍（悪性黒色腫、乳腺をはじめとする腋窩部のリンパ節郭清を伴う悪性腫瘍、子宮悪性腫瘍、子宮附属器悪性腫瘍、前立腺悪性腫瘍及び膀胱をはじめとする泌尿器系の骨盤内のリンパ節郭清を伴う悪性腫瘍）の術後に発生する四肢のリンパ浮腫治療のために、医師の指示に基づき購入した弾性着衣等。（弾性包帯については、弾性ストッキング、弾性スリーブ及び弾性グローブを使用できないと医師が認める場合に限る。）

(イ) 提出書類

- a 療養費・家族療養費請求書（様式第61号・様式集 § 9-006頁） 1部
- b 弾性着衣等 装着指示書（様式集 § 9-024頁） 1部
- c 領収書（原本） 1部

カ 医師の同意を得て、あんま・マッサージ・はり・きゅうの施術を受けたとき

(ア) 支給要件

あんま、マッサージ、はり、きゅうの施術は、医療上必要があると認められるもので医師の同意を得たときに、次の期間が支給の対象となります。

- a あんま及びマッサージの場合（筋麻痺、関節拘縮等）
  - (a) 医師の同意書に記載してある加療期間内。3月を超える場合は改めて同意書等を必要とします。
  - (b) 変形徒手矯正術に係る医師の同意書の有効期間内（1月以内）。1月を超える場合は改めて同意書を必要とします。
- b はり及びきゅうの場合（神経痛、リウマチ、頸腕症候群、五十肩、腰痛症、頸椎捻挫後遺症）

医師の同意書に記載してある加療期間内。3月を超える場合は改めて同意書等を必要とします。

(イ) 支給額

厚生労働大臣が定めた基準によって共済組合が算定した額とします。

(ウ) 提出書類

- a 療養費・家族療養費請求書（様式第61号・様式集 § 9-006号） 1部
- b 医師の同意書（様式集 § 9-025頁） 1部
- c 施術証明書兼施術料金領収明細書（様式集 § 9-026頁） 1部

**§ 9 の 2 の ( 2 ) 移送費・家族移送費**（法第58条の3，第59条の4，施行規定第108条の2，第110条の3，第174条，運営規則第21条）

**1 支給要件**

組合員又は被扶養者が療養の給付又は家族療養の給付に係る療養を受けるため、病院又は診療所に移送された場合において共済組合が必要と認めたとき支給されます。

移送費及び家族移送費の支給要件は、次のいずれにも該当する場合です。

- (1) 移送の目的である療養（入院）が保険診療として適切であること。
- (2) 当該療養の原因である負傷・疾病により病状が重篤である人又は重傷者等で歩行不能又は歩行が著しく困難であること。
- (3) 医師の指示によるもので、緊急その他やむを得ないものと認められること。

**2 支給対象外**

- (1) 歩行不能か否かは医師の診断に基づく病状により判断し、単に病院まで遠距離であるため交通機関を利用した場合は、支給の対象とはなりません。
- (2) 単なる通常の療養のための通院等は、一時的、緊急的とは認められず、支給の対象とはなりません。

**3 支給額**

実際に移送に要した費用の額を基準として共済組合が査定した額とします。

支給の対象となる費用は次のとおりです。

- (1) 移送のために患者が自動車、汽車、電車等の交通機関を利用した場合の運賃
- (2) 移送のために人を雇って患者を担架で運んだ場合等の賃金、手当等
- (3) 移送のための運転手等について宿泊を必要とした場合の宿泊料
- (4) 移送の途中において医師、看護婦の付添いを必要とした場合の旅費、日当、宿泊料等（家族等の付添いに要した費用は、対象外）

**4 申請書類**

- (1) 移送費・家族移送費請求書（様式第61号・様式集 § 9-006頁） 1部
- (2) 医師の意見書（移送を必要と認めた理由，移送の方法及び経路等）
- (3) 移送に要した費用の額に関する証明書

**§ 9 の 2 の (3) 義肢等製作費助成《互助組合》(㊦義肢等製作費助成事業事務取扱要領)**

**1 助成要件**

組合員が傷病等により義肢等補装具を装着しなければならなくなったときの購入費用又は修繕費用を助成します。

**2 助成額**

助成対象補装具等	助成額
1 義手	1 会計年度 10万円まで (実費の範囲内)
2 義足	
3 義眼	
4 車椅子	
5 松葉杖	
6 人工乳房	

**3 提出書類**

ア 義肢等製作費助成請求書 (互助組合ホームページをご覧ください。)

\* 次ページの記入例にあるように本人名義の送金口座を記入してください。

イ 診断書 (互助組合ホームページをご覧ください。)

ウ 領収書

**§ 9 の 2 の (4) 治療見舞金《互助組合》(㊦運営規則第11条)**

**1 支給要件**

組合員が人工臓器等の装着又は血友病等の治療を受けているときは、組合員に治療見舞金が支給されます。ただし、心臓ペースメーカーは、装着等に係る施術時に支給されます。

**2 支給額**

支給対象疾病等	支給額
1 人工肛門	年額 5万円
2 人工膀胱	
3 心臓ペースメーカー	
4 慢性腎疾患による人工透析	
5 血友病	
6 心臓人工弁	
7 原発性肺高血圧症	

### 3 提出書類

(互) 治療見舞金請求書（互助組合ホームページをご覧ください。） 1部

ア 請求書への医師の証明は、初回の請求時のみ必要です。ただし、心臓ペースメーカーは、その都度必要です。

イ 人工肛門装着者については、請求書提出の都度パウチ等人工肛門装着に必要な品の領収書（写も可）の添付が必要です。

## § 9 の 3 長期療養者見舞金（㊦長期療養者見舞金事業実施要領）

### 《互助組合》

#### 1 支給要件

傷病のため、引き続いて3か月以上病気休暇、療養又は病気休職している組合員の早期回復と職場復帰を願い、見舞金を支給します。（1病気休職等期間中及び1会計年度中につき、1回を限度とする。）

#### 2 見舞金額

1万円

#### 3 提出書類

長期療養者見舞金請求書（互助組合ホームページをご覧ください。）

※支給要件に該当したときは、早めに請求してください。

## § 9 の 4 交通事故等にあったとき（第三者による加害行為）

（法第50条、運用方針第50条、民法第724条、自賠法第19条）

### 1 損害賠償の請求権

交通事故や食中毒・暴行など第三者の加害行為により組合員又は被扶養者が被害にあったときは、その治療費は加害者が損害賠償として負担することになっていますので、組合員証は使用できません。

しかし、その治療費を直ちに加害者に負担させることが困難な事情にあるときは、組合員証を使用することによって、共済組合が加害者に代って治療費等を一時立替えて給付し、その後共済組合はその給付した価額の限度内で、加害者に対して請求を行うこととなります。

したがって、加害者に対する損害賠償（給付した価額の限度内）の請求権は共済組合が取得（代位取得）することとなります。そのため、第三者加害行為による傷病について医療機関にかかる際は共済組合への報告が必要です。医療機関から届く診療報酬明細書により、共済組合が第三者加害行為を知った際は、所属所へ確認を行う場合があります。

### 2 一般的事項

(1) 共済組合は、加害者に代って一時立替えた治療費等を、後日加害者に対して請求しますが、組合員が不用意な示談で請求権の全部又は一部を放棄したり免除したりしたときには、立替えた治療費等の全部又は一部を組合員に請求する場合があります。示談をするときには、治療費を除いた示談を締結してください。

(2) 交通事故で被害を受けたとき、次の事項に注意してください。

ア 速やかに警察に連絡する。

警察に届けなかったときは、自賠責保険金等の請求のときに、事故の立証ができません。

イ 医師の診断を受ける。

その場で痛みがなくても、後日、頭や首などに痛みが出てくる場合があります。

ウ 加害者の氏名・住所等を確認する。

「運転免許証」によって加害者の氏名、住所を確認し、「自賠責保険証明書」によってその車の保有者、証書番号、保険会社名、勤務先、電話番号などをメモしてください。

エ 共済組合に連絡する。

医療機関で組合員証を使用する場合は、直ちに連絡してください。

オ 相手の主張に安易に同意したり、その場で示談したりしないでください。また、治療が終了するまでは、示談を急がないでください。

カ 組合員の公務遂行中及び通勤途上における第三者の行為によって生じた傷病については、公務災害又は通勤災害に認定され、地方公務員災害補償法に基づく療養補償等の補償を受けることができるため、組合員証は使用できません。

しかし、公務災害等に認定されるかどうかははっきりしないときなどやむを得ない事情

がある場合には、一時的に組合員証を使用（共済組合が治療費の一時立替払）することができるため、事前に広島支部へ相談してください。

### 3 提出書類

※提出する前に、広島支部へ連絡してください。

- (1) 損害賠償申告書(様式集 § 9-027～028頁)
- (2) 事故報告書(様式集 § 9-029～030頁)
- (3) 事故発生状況報告書(様式集 § 9-031～032頁)
- (4) 交通事故による加害者関係事項(様式集 § 9-033～034頁)
- (5) 確約書（加害者側から確約書が作成してもらえないときは、その理由などを申し立てた書類を被害者側で作成して提出してください。）(様式集 § 9-035～036頁参照)
- (6) 同意書（様式集 § 9-037頁）
- (7) 交通事故証明書（自動車安全運転センター発行・写しでも可）  
【治癒したとき】（「治癒」とは完全治癒だけでなく症状固定等も含まれます。）
- (8) 治癒届（様式集 § 9-038頁）  
【示談を結んだとき】
- (9) 示談書の写し
- (10) その他損害保険会社等から求められた書類

## § 10 欠勤・休業等で給料が減額又は無給になったとき

### § 10の1 育児休業をとったとき

#### (1) 掛金免除申請書の提出

##### 《共済組合》

§ 5の2 掛金（保険料）・負担金の免除に係る手続きを参照してください。

##### 《互助組合》（互）組合員規則第11条第1項第1号）

育児休業の初日の属する月から，終了する日の属する月までの期間に係る掛金は，徴収されません。  
なお，書類を提出する必要はありません。

#### (2) 育児休業手当金の請求（法第70条の2, 71条，施行令第24条，施行規程第115条の2, 第174条, 運営方針第70条関係, 第71条関係, 運営規則第21条, 施行規程運営方針第115条の2関係）

##### 《共済組合》

#### 1 支給要件

組合員が育児休業，介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第2条第1項，又は地方公務員の育児休業等に関する法律第2条第1項の規定により育児休業を取得した場合，育児休業手当金が支給されます。

ただし，雇用保険法の規定による育児休業給付を受けることができる組合員については，共済組合からの支給は行えませんので，公共職業安定所（ハローワーク）等で育児休業給付の手続きをしてください。

#### 2 支給期間

育児休業に係る子が1歳に達する日（1歳の誕生日の前日）まで支給されます。

ただし，組合員と，その配偶者がともに育児休業を取得する場合には，1歳2か月に達する日まで最長1年（誕生日と産後休暇期間を含みます。）支給されます（法第70条の2第2項）。

なお，1歳時点で，次の表に掲げる延長事由に該当する場合には，1歳6か月に達する日まで，延長して支給されます。

《支給延長事由及び請求書に添付する確認事項》

延長事由		請求書に添付する確認事項
ア	育児休業の申出に係る子について、保育所等（注1）での保育実施を希望し、申込みを行っているが、その子が1歳に達する日後の期間について当面その実施が行われない場合（注2）	・市町村が発行した保育所等の入所不承諾の通知書など、当面保育所等において保育が行われない事実を証明する書類（証明書の発行が行われない場合は、別に定める所属所長の証明書）様式集 § 10-032頁
イ	養育を行っている配偶者が死亡したとき	・世帯全員について記載された住民票の写し ・母子健康手帳の写し
ウ	養育を行っている配偶者が負傷、疾病又は身体上若しくは精神上的の障害により育児休業の申出に係る子を養育することが困難な状態になったとき	・保育を予定していた配偶者の状態についての医師の診断書等 ・母子健康手帳の写し
エ	養育を行っている配偶者が婚姻の解消その他の事情により育児休業の申出に係る子と同居しないこととなったとき	・世帯全員について記載された住民票の写し ・母子健康手帳の写し
オ	養育を行っている配偶者が6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）以内に出産する予定であるか又は産後8週間を経過しないとき	・母子健康手帳の写し

（注1）「保育所等」とは保育所（児童福祉法第39条第1項に規定するものに限る。）、認定こども園（※）及び家庭的保育事業等（※）（※児童福祉法第24条第2項に規定するものに限る。）を含みます。

（注2）アについては、育児休業に係る子が1歳に達する日の翌日（1歳の誕生日）までを保育所等の入所日として、1歳に達する日（1歳の誕生日の前日）までに申込みを行ったが保育が実施されない場合が該当します。

### 3 給付の対象日

育児休業期間のうち日曜日及び土曜日を除いた日が給付の対象になります。

正規の勤務日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日に当たっても支給されます。ただし、これらの日が日曜日及び土曜日であるときは対象になりません。

### 4 算定方法及び支給額

1月ごとに計算し支給されます。支給額は、平成28年4月現在、育児休業開始日から180日（※1）に達するまでの間の給付は、標準報酬日額の100分の67に相当する金額（以下「給付日額」という。）の、1月の給付対象休業日数分、育児休業開始日から181日以降の給付は、標準報酬日額の100分の50に相当する金額（以下「給付日額」という。）の、1月の給付対象休業日数分です。

ただし、給付日額には給付上限額があり、上限額を上回る場合は、上限額で給付されます（§ 10-005

頁)。

※180日とは、育児休業開始日から180日目までのことをいい、給付対象日数が180日ではありません。

(例) 平成28年5月1日に育児休業を開始した場合

育児休業開始から180日目：平成28年10月27日 ⇒ 給付対象休業日数は129日

月	5月	6月	7月	8月	9月	～10月27日	計
日数	31日	30日	31日	31日	30日	27日	180日
給付対象休業日数	22日	22日	21日	23日	22日	19日	129日

### 1 支給額の計算式

#### (1) 標準報酬日額の計算

$$\text{標準報酬日額} = \text{標準報酬月額} \times \frac{1}{22} \quad (\text{10円未満四捨五入})$$

#### (2) 育児休業開始から180日までの給付

$$\text{給付日額} = \text{標準報酬日額} \times \frac{67}{100} \quad (\text{円未満切捨て}) \quad \text{【給付上限額あり】}$$

( § 10-005頁参照)

$$\text{給付月額} = \text{給付日額} \quad \text{【上限額以上の場合に上限額】} \times \text{給付対象休業日数}$$

#### (3) (2)の期間以後の給付

$$\text{給付日額} = \text{標準報酬日額} \times \frac{50}{100} \quad (\text{円未満切捨て}) \quad \text{【給付上限額あり】}$$

$$\text{給付月額} = \text{給付日額} \quad \text{【上限額以上の場合に上限額】} \times \text{給付対象休業日数}$$

#### (注) 平成27年9月以前の給付について

平成27年9月以前の給付については、標準報酬日額ではなく給料日額（給料月額×1/22（10円未満四捨五入））を用います。

給付日額は給料日額の50/100（育児休業開始から180日までは67/100）に相当する金額に1.25（特別職は1）を乗じて得た額が支給されます。

ただし、給付日額が給付上限相当額（2 給付上限額( § 10-005頁)参照)を超えるときは、給付上限相当額を給付日額とします。

## 2 計算例

【事例】 育児休業に係る子の生年月日：平成27年12月3日

育児休業開始：平成28年1月29日（育児休業開始から180日目：平成28年7月26日）

手当金請求期間：平成28年1月29日から平成28年12月2日（子が1歳に達する日の前日）

標準報酬月額： 第18等級 300,000円

※手当金請求全期間中の給付上限額を（67%）：12,982円，給付上限額（50%）：9,688円として計算しています。

### 計算1：給付月額の算出（例：平成28年7月分）

#### (1) 標準報酬日額の計算

$$\text{標準報酬日額} = \text{標準報酬月額} 300,000\text{円} \times 1/22 \text{ (10円未満四捨五入)} \div 13,640\text{円}$$

#### (2) 育児休業開始から180日目までの給付【給付率67%】（平成28年7月1日～平成28年7月26日）

$$\text{給付日額} = \text{標準報酬日額} 13,640\text{円} \times 67/100 \text{ (円未満切捨て)}$$

$$\rightarrow 9,138\text{円} \quad (\leq \text{給付上限額} 12,982\text{円})$$

$$\text{給付額} = \text{給付日額} 9,138\text{円} \times \text{給付対象休業日数} 18\text{日} = 164,484\text{円} \dots \textcircled{1}$$

#### (3) (2)の期間以後の給付【給付率50%】（平成28年7月27日～平成28年7月31日）

$$\text{給付日額} = \text{標準報酬日額} 13,640\text{円} \times 50/100 \text{ (円未満切捨て)}$$

$$\rightarrow 6,820\text{円} \quad (\leq \text{給付上限額} 9,688\text{円})$$

$$\text{給付額} = \text{給付日額} 6,820\text{円} \times \text{給付対象休業日数} 3\text{日} = 20,460\text{円} \dots \textcircled{2}$$

$$\text{平成28年7月分の給付月額} \quad (\textcircled{1} + \textcircled{2}) = 164,484\text{円} + 20,460\text{円} = 184,944\text{円}$$

### 計算2：育児休業手当金給付予定額の算出（※実際は平成28年8月1日以後の給付上限額変更によって変わる可能性があります。）

《事例の給付対象休業日数》

給付率	67/100							50/100					計	
	1/29-31	2月	3月	4月	5月	6月	7/1-26	7/27-31	8月	9月	10月	11月		12/1-2
日数	3日	29日	31日	30日	31日	30日	26日	5日	31日	30日	31日	30日	2日	
給付対象休業日数	1日	21日	23日	21日	22日	22日	18日	3日	23日	22日	21日	22日	2日	221

#### (1) 育児休業開始から180日目までの給付【給付率67%】（平成28年1月29日～平成28年7月26日）

$$\text{給付額} = \text{給付日額} 9,138\text{円} \times \text{給付対象休業日数} 128\text{日} \text{ (1+21+23+21+22+22+18)} = 1,169,664\text{円} \dots \textcircled{3}$$

#### (2) 181日以降の給付【給付率50%】（平成28年7月27日～平成28年12月2日）

$$\text{給付額} = \text{給付日額} 6,820\text{円} \times \text{給付対象休業日数} 93\text{日} \text{ (3+23+22+21+22+2)} = 634,260\text{円} \dots \textcircled{4}$$

$$\text{育児休業手当金給付予定額} \quad (\textcircled{3} + \textcircled{4}) = 1,169,664\text{円} + 634,260\text{円} = 1,803,924\text{円}$$

### 3 給与報酬等との調整

育児休業手当金の支給期間に当該支給期間に係る給与報酬（給料＋各種手当）の全部又は一部を受けるとする場合には、育児休業手当金の日額として算定された金額から育児休業手当金の支給対象日について受ける給与報酬に相当する金額を差し引いた額を給付します。調整方法の詳細については、介護休業手当金の調整（§10-009頁）と同様となります。

### 4 給付上限額

給付日額の上限額は、平成27年8月1日現在育児休業開始より180日までは12,982円、181日以後は9,688円で、雇用保険法の給付水準に準じて、毎年8月1日に改正される予定です。平成26年度以降の各支給期間中の上限相当額は次のとおりです。

育児休業期間	給付日額上限額（単位：円）	
	育児休業開始180日まで	左記期間以後
平成26年4月1日～平成26年7月31日	13,001	9,702
平成26年8月1日～平成27年7月31日	12,973	9,681
平成27年8月1日～平成28年7月31日（注）	12,982	9,688

注）平成27年10月より標準報酬制が導入されましたが、給付日額上限額に変更はありません。

## 5 請求方法

### (1) 育児休業手当金請求書（初回請求用）の提出

育児休業開始が平成27年9月30日以前の場合は様式第67号の1【平成27年9月30日以前請求用】

育児休業開始が平成27年10月1日以降の場合は様式第67号の1

（裏面に所属機関の長又は給与事務担当者の証明を必ず受けること。）

育児休業を取得したときは、「育児休業手当金請求書（初回請求用）」（様式集 §10-023頁）を提出してください。一度の請求で、承認された育児休業手当金給付対象期間の全期間（原則その子が1歳に達するまでの間）に対しての請求となります。請求書には、人事異動通知書（辞令書）の写し（所属所長の原本証明必要）、給与支給明細書の写し（所属所長の原本証明必要）を必ず添付してください。

裏面もありますので、必ず両面印刷をしてご使用ください。

請求書の提出先は、所属所を通じて、給与支給機関（各教育委員会等）を経由して共済組合へ提出してください。

（例）県費負担教職員（県立学校・県教育委員会事務局等を除く。）の場合

組合員 → 所属所 → 給与支給担当機関県教育委員会教職員課職員給与室 → 共済組合

(添付書類)

- ア 育児休業取得に係る人事異動通知書の写し (所属所長の原本証明必要)
- イ 給与支給明細書の写し (所属所長の原本証明必要)
- ウ 配偶者が育児休業を取得していることを証明する書類 (配偶者がともに育児休業を取得している場合)
- エ 配偶者であることを証明する書類 (住民票等, 配偶者がともに育児休業を取得している場合)

(注) 育児休業開始日かつ請求期間の初日が平成27年9月30日以前の場合  
請求期間の初日が平成27年9月30日以前の場合の請求については、様式集 § 10-027頁の「育児休業手当金請求書 (初回請求用) 【平成27年 9月30日以前請求用】」を用います。

(2) 育児休業手当金請求書 (休業期間変更・支給期間延長用) (様式第67号の1-2) の提出

(1)で請求した育児休業期間 (原則その子が満1歳に達するまでの間) に変更 (延長や短縮等) があつた場合、又は満1歳時点で「2 支給期間」に記載の支給延長事由に該当し、延長期間分の手当金を請求する場合は、「育児休業手当金請求書 (休業期間変更・支給期間延長用)」を提出してください。  
なお、短縮の変更の場合、請求書の提出が遅れると手当金の過払いとなることがあります。この場合、過払い分については返還していただくこととなりますので、速やかに提出してください。

(添付書類)

- ア 休業期間変更の場合
  - (ア) 人事異動通知書の写し (所属所長の原本証明必要)
  - (イ) 月の途中で育児休業復帰を行う場合は、育児休業復帰月の給与支給明細書の写し (所属所長の原本証明必要)
- イ 支給期間延長の場合  
支給延長事由に該当していることを証明する書類  
( § 10-002頁《支給延長事由及び請求書に添付する確認事項》参照)

(提出先)

- ア 休業期間変更の場合

**【月の途中で育児休業復帰を行う場合】**

所属所を通じて、給与支給機関 (各教育委員会等 (県立学校・県教育委員会事務局等を除く。)) を経由して公立学校共済組合広島支部へ提出してください。

**【育児休業復帰を行わない場合】**

所属所を通じて、直接公立学校共済組合広島支部へ提出してください。

- イ 支給期間延長の場合

所属所を通じて、直接、公立学校共済組合広島支部へ提出してください。

## 6 支給方法

原則として、支給対象月の翌月の末日（金融機関が休日のときは直前の営業日）に、指定口座に振り込みます（初回請求時に、請求書・添付書類等に不備がある場合や育児休業開始月の翌月10日（10日が休日のときは休前日）までに共済組合に到達していない場合は、支給が遅れることがありますのでご注意ください。）。

### (3) 貸付金の償還猶予を受けるとき

§ 18-030頁の「貸付金の償還猶予を受けるとき」を参照してください。

## § 10 の 2 介護休暇を取得したとき

《共済組合》介護休業手当金…………… § 10-008項

《互助組合》介護休暇手当金…………… § 10-011項

《共済組合》介護休業手当金（法70条の3， 71条， 施行令第24条， 施行規程第115条の3， 第115条の4， 第174条， 運用方針第70条の3関係， 71条関係， 運営規則第21条）

### 1 支給要件

1回の介護休暇期間が2週間以上の承認を受けた組合員に支給されます。

#### (1) 要介護家族の範囲

ア 組合員の配偶者（届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある人を含む。），父母，子及び配偶者の父母

イ 組合員と同居している次の人

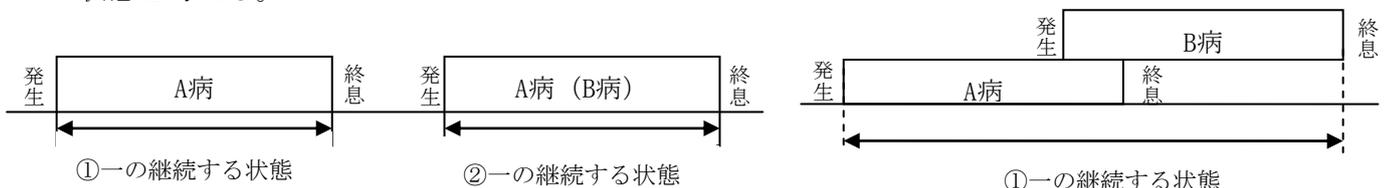
祖父母，孫，兄弟姉妹，父母の配偶者，配偶者の父母の配偶者，子の配偶者及び配偶者の子

#### (2) 支給期間

介護を必要とする一の継続する状態ごとに，介護休暇開始の日から起算して3月を超えない期間

\*介護を必要とする一の継続する状態とは

介護を必要とする状態が発生してから終息するまでを言い，他の病気を併発した場合は，一の状態と考える。



①②それぞれの期間に対して支給可能

通算した①の期間に対してのみ支給可能

#### (3) 適用除外

- ① 介護休暇の初回申請期間が2週間に満たないもの（①の場合，その後2週間以上の介護休暇を取得した場合も対象になりません。）
- ② 時間を単位として介護休暇を取得した日
- ③ 任意継続組合員

(注) 介護休暇の初回申請期間が2週間以上であれば，結果的に2週間未満となっても支給対象となります。

### 2 支給額

<平成27年10月以降>

標準報酬日額の40/100に相当する金額が日数に応じて支給されます。

(注) 給付日額が上限額を超える場合は上限額で算出する。

給付日額の上限額は、平成27年8月1日現在7,750円。(雇用保険法の給付水準に準じて、毎年8月1日に改正される予定。)

(算式)

標準報酬月額×1/22＝標準報酬日額（5円未満切捨て、5円以上切上げ）

標準報酬日額×40/100＝給付日額（円位未満四捨五入）ただし上限あり。

(給付日額－報酬日額) × 支給日数（1か月単位）＝1か月分の介護休業手当金支給額

(注) 3参照

- (注) 1 「支給日数」は、勤務を要しないと定められている日（週休日）は算入されません。  
 2 年末年始及び祝日については、給料が減額されないことから、支給対象外となります。  
 3 報酬の全部又は一部が支給される場合、支給額を調整します。

報酬日額の算出方法 (手当等の金額に乗じる率)		
区分	手当等の種類	算出に用いる率
日々の勤務に対して支給されると考えられるもの (日額等で支給されるもので、勤務しない日について減額して支給されるもの)	給料月額 給料の調整額 地域手当	勤務を要する日数分の1
日々とは関係なく支給されるもの (月額で支給されるもの)  <b>減額対象外の手当</b>	教職調整額 扶養手当 住居手当 単身赴任手当 特地域勤務手当  等	へき地勤務手当 産業教育手当 教員特別手当 通勤手当(※)  22分の1

※傷病手当金、休業手当金、出産手当金とは異なり、一定の期間を対象として支給される報酬に該当する通勤手当は介護休業手当金との調整を行いません。ただし、実際に支給を受ける報酬の額が日割り計算で算出されており、介護休業手当金の算定の基礎とする日を対象として算出されている場合は、介護休業手当金との調整を行います。

勤務しなかった期間に支払われた報酬の日額

$$A = ((\text{給料月額} + \text{給料の調整額} + \text{地域手当}) \times 1 \text{日} / \text{要勤務日数}) \times \text{勤務しなかった日数}$$

$$B = \text{減額する給与額}$$

【県費職員の場合】

$$\frac{(\text{給料月額} + \text{給料の調整額} + \text{これに対する地域手当}) \times 12 \text{月}}{7 \text{時間} 45 \text{分} \times 5 \text{日} \times 52 \text{週} - 7.75 \times 18 \text{日}} \text{ (円未満四捨五入)} \times \text{勤務しなかった時間数} \text{ (減額時間)}$$

$$C = (A - B) / \text{勤務しなかった日数} \quad * \text{ただし、} A < B \text{のときは、} A - B = 0 \text{とする。}$$

$$D = (\text{減額対象外の手当}) \times 1 / 22$$

$$E = C + D \quad (\text{円未満切捨て})$$

<平成27年9月まで>

給料日額の40/100に相当する金額が日数に応じて支給されます。

(注) 給付日額が上限額を超える場合は上限額で算出する。

給付日額の上限額は、平成27年8月1日現在7,750円。

(算式)

給料月額×1/22＝給料日額 (円位四捨五入)

給料日額×40/100×1.25＝給付日額 (円位未満切捨て) ただし上限あり。

(給付日額－教職調整額/22) ×支給日数 (1か月単位) = 1か月の介護休業手当金支給額

### 3 請求書類

介護休業手当金請求書 (様式第68号・様式集 § 10-033～038頁) 1部

- ・裏面に所属機関の長又は給与事務担当者の証明を必ず受けてください。
- ・平成27年9月以前と10月以降で請求書の様式が異なります。
- ・同一月について、共済・互助組合両方分 (給付内容1) と互助組合単独分 (給付内容2) の給付が発生する場合は、請求書は2部必要です。給付内容1の請求期間は、該当月初日から3か月期間満了日まで、給付内容2の請求期間は、3か月期間満了日の翌日から該当月末日もしくは休暇終了日のうち早い方となります。

(添付書類)

(1) 初回請求時のみ、休暇簿 (介護休暇用) の写し。ただし、介護休暇期間の変更があった場合は、変更期間について請求する時に、変更分の休暇簿の写し。

(2) 出勤簿の写し

(3) 所属所長の原本証明のある給与明細書の写し (請求期間が平成27年10月1日以降の場合)

\*給与明細書がシステムから再発行されない場合、給与等明細支払簿 (領収証書) の写しで構いません。給与明細書の内容と相違がないことを確認した上で、所属所長の原本証明を付して送付してください。給与等の支給がなく、明細書の発行自体がない場合は、その旨を請求書の余白に記載してください。

※県費負担教職員のうち、県立学校以外の職員の提出先は、各所属所から教職員課職員給与室です。

※毎月10日までに共済組合が受け付けたものを当月末に、11日以降に受け付けたものを翌月末に給付します。

## 《互助組合》介護休暇手当金（互運営規則第14条）

### 1 支給要件

組合員が介護休暇を受けたときに支給されます。

### 2 支給額

給料日額の $\frac{60}{100}$ に相当する金額から、共済組合又は公共職業安定所から介護休業給付があった場合及び給料の一部が支給された場合は、その金額相当額をそれぞれ控除した額が支給されます。

（給付日額の上限額は、共済組合の給付日額の上限額の50分の60）

### 3 支給期間

介護休暇開始の日から起算して6ヶ月を超えない期間。（共済組合が支給対象としていない2週間未満の介護休暇期間も対象になります。）

### 4 請求書類

（互）介護休暇手当金請求書（様式第68号）

この請求書は、共済組合と互助組合の共通様式です。1部を提出されると、共済組合と互助組合の両方に請求したことになります。ただし、同一月に共済・互助両方分（給付コード1）と互助組合単独分（給付コード2）の2つの給付が発生する場合は、請求書は2部必要です。互助組合単独分で請求するときの添付書類は、共済組合の介護休業手当金の場合と同様です。

参 考

**共済組合「介護休業手当金」と互助組合「介護休暇手当金」の給付形態**

注：各パターンとも，給料・手当が支給されていない場合。

報酬の全部又は一部が支給される場合，支給額を調整します。

1 Aパターン

要介護者が共済組合，互助組合とも給付対象家族の場合で，支給期間が3か月以内の場合

共済組合	標準報酬日額の40/100（上限あり）
互助組合	標準報酬日額の60/100（上限あり）－共済給付
3 か 月 以 内	

2 Bパターン

要介護者が共済組合，互助組合とも給付対象家族の場合で，支給期間が3か月を超え，6か月以内の場合

共済組合	標準報酬日額の40/100（上限あり）	互助組合	標準報酬日額の60/100（上限あり）
互助組合	標準報酬日額の60/100（上限あり）		
3 か 月		6 か 月 以 内	

3 Cパターン

要介護者が共済組合の給付対象外家族若しくは2週間未満の介護休暇期間の場合

互助組合	標準報酬日額の60/100（上限あり）
6 か 月 以 内	

## § 10 の 3 療養・休職のため給料が支給されないとき

《共済組合》傷病手当金・同附加金…………… § 10-013項

《互助組合》傷病手当金…………… § 10-017項

《共済組合》傷病手当金・同附加金（法第68条, 第71条, 施行令第23条の6, 第24条, 運用方針第68条  
関係, 第71条関係, 施行規則第2条の5, 施行規程第113条, 第174条）

### 1 支給要件

- (1) 組合員が公務（通勤）災害によらないで病気にかかり、又は負傷し、療養のため引き続き勤務に服することができないときは、勤務に服することができなくなった日以後3日を経過した日から通算して1年6月間（結核性の病気は3年間）支給されます。
- (2) 次のときは支給されません。
- ア 報酬日額が給付日額を上回ったとき。
  - イ 傷病手当金の受給中に出産手当金の支給を受けることになったときは、その期間内。
- (3) 年金との調整
- 老齢厚生年金、障害厚生年金、障害基礎年金又は障害手当金等を受けることになったときは、給付の調整により傷病手当金の全部又は一部が支給されません。

### 2 支給額

平均標準報酬日額の2/3に支給日数を乗じた額が支給されます。

（算式）

○支給開始日の属する月以前の継続した組合員期間が12月以上の場合

「傷病手当金支給開始日の属する月以前の直近の継続した12か月間の各月の標準報酬月額合計額」×1/12×1/22＝平均標準報酬日額（5円以上切上げ5円未満切捨て）

○支給開始日の属する月以前の継続した組合員期間が12月未満の場合

次の金額のうちいずれか少ない金額×1/22＝平均標準報酬日額（5円以上切上げ5円未満切捨て）

- ・「傷病手当金支給開始日の属する月以前の直近の継続した各月の標準報酬月額合計額」×1/月数
- ・支給開始日の属する年度の前年度9月30日における共済組合の平均標準報酬月額（平成27年度は9月30日における共済組合の平均標準報酬月額がないことから平成27年10月1日における組合の平均標準報酬月額（44万円）を用いる）

（注）平成28年8月31日以前に手当金の支給が始まる場合は、経過措置の適用の該当となる場合がありますので、短期給付係まで問い合わせてください。

平均標準報酬日額×2/3＝給付日額（50銭以上切上げ50銭未満切捨て）

（注）支給開始日以降、標準報酬月額が改定されても再算定は行ないません。また、復職後に同一傷病により再度、休職した場合であっても、支給開始時に算定した給付日額を用いることとなりま

す。

給付日額×支給日数（1か月単位）＝1か月分の傷病手当金支給額

（注）「支給日数」には、勤務を要しないと定められている日（週休日）は算入されません。

平成27年10月～平成28年3月分までの給付についてこれから請求される場合は次の算式にて支給されます。（その給付事由が生じた日の翌日から2年間で時効となり請求出来なくなります。）

（平成27年10月～平成28年3月分までの算式）

標準報酬月額×1/22＝標準報酬日額（5円以上切上げ5円未満切捨て）

（注）算定のもととなる標準報酬月額は支給月に属するものとなります。

標準報酬日額×2/3＝給付日額（50銭以上切上げ50銭未満切捨て）

給付日額×支給日数（1か月単位）＝1か月分の傷病手当金支給額

（注）「支給日数」には、勤務を要しないと定められている日（週休日）は算入されません。

但し、平成27年9月末までに退職した場合は、標準報酬制移行前の算式により支給されます。また、平成27年9月分までについて、これから請求される場合でも標準報酬制移行前の算式にて支給されます。

（標準報酬制移行前の算式）

給料×1/22＝給料日額（5円以上切上げ5円未満切捨て）

給料日額×2/3×1.25＝給付日額（50銭以上切上げ50銭未満切捨て）

給付日額×支給日数（1か月単位）＝1か月分の傷病手当金支給額

（注）・「給料」には、教職調整額及び給料の調整額を含みます。

・「支給日数」には、勤務を要しないと定められている日（週休日）は算入されません。

### 3 報酬との調整

給料報酬の全部または一部が支給されているときは、給付日額から報酬日額を控除した額が支給されます。

(算式)

$$\left( \begin{array}{l} \text{日々の勤務に対して支給} \\ \text{されると考えられるもの} \\ \text{の支給額の合計} \end{array} \right) \times \left( \frac{1}{\text{対象期間の間の} \\ \text{勤務を要する日数}} \right) + \left( \begin{array}{l} \text{日々とは関係なく支給さ} \\ \text{れるものの支給額の合計} \end{array} \right) \times 1/22 = \text{報酬日額}$$

(円未満切捨て)

(給付日額－報酬日額) × 支給日数 = 傷病手当金支給額

※月の中途に給与報酬の支給割合が変わるなどする場合は、短期給付係までお問い合わせください。

報酬日額の算出方法 (手当等の金額に乗じる率)		
区分	手当等の種類	算出に用いる率
日々の勤務に対して支給されると考えられるもの (日額等で支給されるもので、勤務しない日について減額して支給されるもの)	給料月額 給料の調整額 地域手当	勤務を要する 日数分の1
日々とは関係なく支給されるもの (月額で支給されるもの、一定期間を対象として支払われるもの)	教職調整額 扶養手当 住居手当 通勤手当 単身赴任手当 特地勤務手当 へき地勤務手当 産業教育手当 教員特別手当 等	22分の1

### 4 年金との調整

障害事由の年金や退職老齢年金等が支給される場合は給付日額から年金日額を控除した額が支給されます。

なお、報酬と障害事由の年金等の併給が可能となることから、両方が支給される場合は報酬日額と年金日額、いずれか高い額と調整することになります。

(算式)

- ・ 障害厚生年金等と調整する場合

$$\text{標準報酬日額} \times 2/3 - \text{年金日額 (年金の額} \times 1/264) = \text{給付日額}$$

- ・ 障害手当金と調整する場合

傷病手当金の請求累計額が障害手当金の支給額を超えた部分から支給されます。

## 5 支給開始後について

一度支給が始まると以後の期間について報酬日額が給付日額を上回り請求金額が0円だったとしても、休職等（休暇も含む）の期間内は、支給期間として算定され食いつすことになります。そのため無給休職に入るときには傷病手当金の支給が終わっている場合もあります。支給開始後に支給期間を残したまま復職した場合、出勤した期間については支給期間に含まれず繰り延べますが、同一の傷病が理由で再び休職等（休暇も含む）に入り、給料が満額支給されるなどやはり報酬日額が給付日額を上回るなど請求金額が0円の場合でも、勤務に服することが出来なかった日は支給期間として算定され食いつすことになります。

## 6 給付についての一般的事項

- (1) 傷病手当金は、要件を満たせば休暇の段階でも支給される場合があります。
- (2) 傷病手当金は、各月ごと請求してください。その都度、請求書中の「療養のため勤務ができないことに関する医師の証明」が必要です。
- (3) 毎月10日までに共済組合が受け付けたものを当月末に、11日以降に受け付けたものを翌月末に給付します。
- (4) 組合員の退職後、傷病手当金が支給される場合があります。

詳しくは、§14-012頁「退職後に受けることのできる短期給付」を参照してください。

## 7 傷病手当金附加金

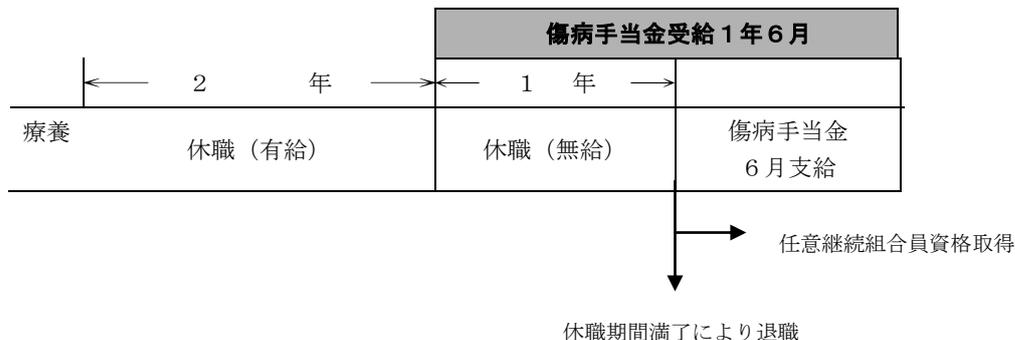
傷病手当金の支給期間が満了した日の翌日から6か月間の範囲において、引き続き勤務（労務）に服することができない期間、傷病手当金附加金が支給されます。（支給額は傷病手当金と同様）

ただし、この附加給付は、組合員（任意継続組合員は除く）の資格を有している人に限り給付されません。

### ●受給例

退職後、任意継続組合員に加入したときの傷病手当金附加金の例

- ・退職後、傷病手当金を6月支給（通算1年6月支給）附加金の支給はなし



## 8 請求書類

傷病手当金，傷病手当金附加金請求書（様式第64号・様式集 § 10-001頁） 1部

（平成27年9月末までに退職した場合，もしくは平成27年9月までの請求については，従前の様式を使用してください。）

※裏面の所属機関の長又は給与事務担当者の証明

- ・請求対象月に係る給料報酬の支給額が0円の場合

県費負担職員……………証明を受ける必要はありません。

市町費等負担職員……………請求しようとする月ごとに証明を受けてください。

- ・請求対象月に係る給料報酬が支給された場合

県費負担職員，市町費等負担職員ともに裏面ではなく，報酬支給額証明書にて請求しようとする月ごとに証明を受けてください。

（添付書類）

(1) 出勤簿の写し

(2) 日常生活等に関する申立書（初回請求時及び必要とするとき）（様式集 § 10-040頁）

(3) 生活能力等についての医師の意見書。（初回請求時及び必要とするとき）ただし，休職中のときは不要。（様式集 § 10-039頁）

※報酬支給額証明書が必要な場合は，県費負担教職員のうち，県立学校以外の職員の提出先は，各所属所から教職員課職員給与室となります。

### 《互助組合》傷病手当金 （㊤運営規則第12条）

#### 1 支給要件

組合員が共済組合から傷病手当金の給付を受けることになった期間に対して初回の1回のみ支給されます。

2 支給額 50,000円

#### 3 請求書類

（互）傷病手当金請求書（様式集 § 10-001頁）

この書類は，共済組合と互助組合の共通様式です。共済組合に提出されると互助組合に請求手続きをしたこととなります。

## § 10 の 4 欠勤等により給料が支給されないとき

《共済組合》休業手当金（法第70条，法第71条，施行令第24条，施行規程第115条，第174条，運用方針第70条関係，第71条関係，運営規則第21条，第24条）

### 1 支給要件

組合員が次の事由によって欠勤し，給料の支給が行われないときに，所定の期間について支給されます。ただし，傷病手当金又は出産手当金が支給されるときは，その期間内は支給されません。

なお，年次有給休暇等の適用により給料が支給される場合は該当しません。

- (1) 被扶養者の病気又は負傷（欠勤した全期間）
- (2) 組合員の配偶者又は1親等の親族（子の配偶者を除く。）で被扶養者でない人の病気又は負傷（所属所長が休業手当金の支給を必要と認めた期間（平成29年4月1日から14日へと変更））
- (3) 組合員の配偶者の出産（14日）
- (4) 組合員の公務によらない不慮の災害又は被扶養者の不慮の災害（5日）
- (5) 組合員の婚姻，配偶者の死亡又は2親等内の血族若しくは1親等の姻族で主として組合員の収入により生計を維持する人若しくはその他の被扶養者の婚姻若しくは葬祭（7日）
- (6) 学校教育法に規定する通信教育の面接授業（通信教育の面接授業に要する期間）

### 2 支給額

給付事由に該当する欠勤した期間1日について，標準報酬日額の50/100に相当する金額が支給されます。

（算式）

＜平成27年10月以降＞

標準報酬月額×1/22＝標準報酬日額（5円未満切捨て，5円以上10円切上げ）

標準報酬日額×50/100＝給付日額（円位未満四捨五入）

給付日額×支給日数（1か月単位）＝1か月分の休業手当金支給額

（注）・「支給日数」には，勤務を要しないと定められている日（週休日）は算入されません。

・報酬の一部又は全部が支給される場合，支給額を調整します。

報酬日額の考え方は介護休業手当金と同様です。ただし，通勤手当（一定の期間を対象として支給される報酬）については，休業手当金と調整を行います。

＜平成27年9月まで＞

給料日額の60/100に相当する金額が日数に応じて支給されます。

給料月額×1/22＝給料日額（円位四捨五入）

給料日額×60/100＝給付日額（円位未満切捨て）

給付日額×支給日数（1か月単位）＝1か月分の休業手当金支給額

（注）・「支給日数」には、勤務を要しないと定められている日（週休日）は算入されません。

・給料の一部又は全部が支給される場合、支給額を調整します。

### 3 請求書類

休業手当金請求書（様式第64号・様式集 § 10-013～014頁） 1部

・平成27年9月以前（様式集 § 10-021～022頁）と10月以降（様式集 § 10-017～018頁）で請求書の様式が異なります。

・裏面に所属機関の長又は給与事務担当者の証明を必ず受けること。

（添付書類）

(1) 支給要件に関する所属所長の証明書

(2) 出勤簿の写し

(3) 所属所長の原本証明のある給与明細書の写し

\*給与明細書がシステムから再発行されない場合、給与等明細支払簿（領収証書）の写しで構いません。給与明細書の内容と相違がないことを確認した上で、所属所長の原本証明を付して送付してください。給与等の支給がなく、明細書の発行自体がない場合は、その旨を請求書の余白に記載してください。

## § 1 1 結婚したとき

### 《共済組合》

結婚手当金結婚手当金を段階的に廃止します。平成27年4月1日以降に結婚した場合の給付はありません。

短期給付を受ける権利は、その給付事由が生じた日から2年間行わないときは時効によって消滅します。平成26年4月1日から平成27年3月31日の間に結婚された方で、支給要件に該当する方は、速やかに申請してください。

### 1 支給要件及び支給額

#### (1) 支給要件

組合員又は任意継続組合員が結婚したとき。

なお、届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあるとき（事実婚）も含まれます。

#### (2) 支給額

平成26年4月1日から平成27年3月31日の間に結婚した場合	40,000円
平成27年4月1日以降に結婚した場合	給付はありません

### 2 請求書類

結婚手当金請求書（様式集 § 11-001頁） 1部

（添付書類）

・婚姻等の事実を確認できる書類（戸籍謄本・抄本、婚姻受理証明書）

※添付書類の本籍地は消して提出してください。

※添付書類は写しでも構いませんが所属所長等の原本証明が必要です。

・事実婚の場合は、仲人、挙式場の支配人、所属所長等の証明書

### 3 請求書類

(1) 改姓、住所変更のときは、記載事項変更申告書（様式集 § 8-003頁）を提出してください。

(2) 婚姻等により改姓したときは、振込できないため、届出金融機関等の窓口で必ず名義変更してください。この場合は口座番号入力通知書の提出は不要です。

(3) 結婚手当金は、新姓名で請求してください。

## § 1 2 出産したとき

### 給付金の請求

《共済組合》出産費・家族出産費，同附加金…………… § 12-001頁

《互助組合》出産手当金…………… § 12-004頁

《共済組合》出産手当金…………… § 12-005頁

《共済組合》出産費・家族出産費，同附加金（法第63条，施行令第23条の4，運用方針第63条関係，第63条～第66条関係，定款第26条第1項，施行規程第111条，第174条，運営規則第21条）

#### 1 支給要件

組合員，被扶養者が出産したときに支給します。

「出産」とは，妊娠4か月以上の胎児の分娩をいい，正常分娩，異常分娩（流産，早産，死産等）の別なく対象となり，母体保護法に基づく妊娠4か月以上の胎児の人工妊娠中絶手術をした場合も含まれます。ただし，妊娠4か月以上の分娩であっても，胎児が4か月未満で死亡していれば，出産とは認められません。

この場合の妊娠4か月以上の分娩とは，受胎から分娩までの280日の標準日数を10等分して決められる妊娠日数の3月目(84日)を経過し，4月目(85日)に入った以後における分娩をいいます。

#### 2 支給額

出産費又は家族出産費として420,000円（産科医療補償制度の対象分娩でない場合は404,000円。以下同じ。）が支給されます。

#### 3 附加給付

出産費附加金又は家族出産費附加金として50,000円が支給されます。

#### 4 提出書類

(1) 直接支払制度<sup>\*</sup>を利用した場合〈共済組合への事前申請不要〉

出産費・家族出産費・同附加金請求書（様式第62号の2・様式集 § 12-003頁） 1部

直接支払制度についての合意文書（医療機関から交付）（写し可） 1部

費用の内訳を記した明細書（出産年月日，代理受取額等の記載があるもの）（写し可） 1部

## ※直接支払制度

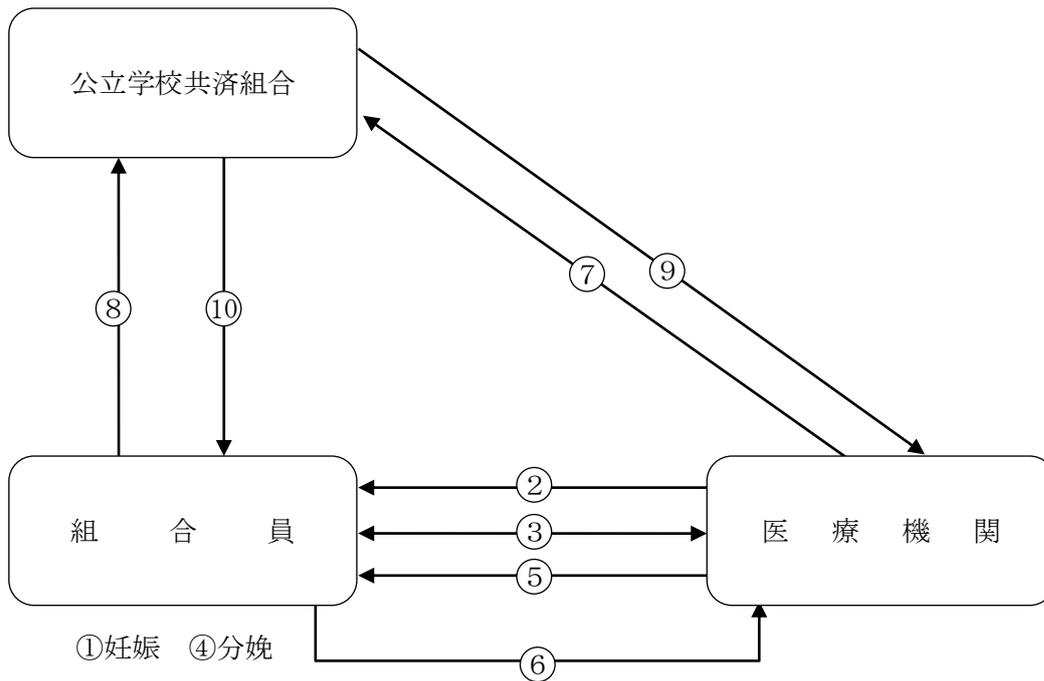
組合員と医療機関等が契約することにより、共済組合に事前に申請することなく、出産費・家族出産費を共済組合が医療機関等に直接支払います。

分娩費用が出産費・家族出産費を上回る場合は、その差額は組合員が医療機関等に支払います。

分娩費用が出産費・家族出産費を下回る場合は、その差額を請求により組合員に給付します。

附加金は直接支払制度に利用できないため、請求により組合員に給付します。

### 直接支払制度を利用した場合の事務の流れ



- ① 妊娠
- ② 直接支払制度についての説明
- ③ 直接支払制度利用の申請・受領契約締結（共済組合への事前申請は不要）
- ④ 分娩
- ⑤ 費用の内訳を記した明細書の交付等
- ⑥ 分娩費用が42万円を上回る場合には差額の支払い
- ⑦ 直接支払制度利用分の出産費・家族出産費の請求
- ⑧ 出産費等差額（分娩費用が42万円を下回る場合）及び附加金の請求
- ⑨ 直接支払制度利用分の出産費・家族出産費の支払い
- ⑩ 出産費等差額（分娩費用が42万円を下回る場合）及び附加金の給付

(2) 医療機関等に分娩費用全額を支払った場合〈共済組合への事前申請不要〉

出産費・家族出産費・同附加金請求書（様式第62号・様式集 § 12-001頁） 1部

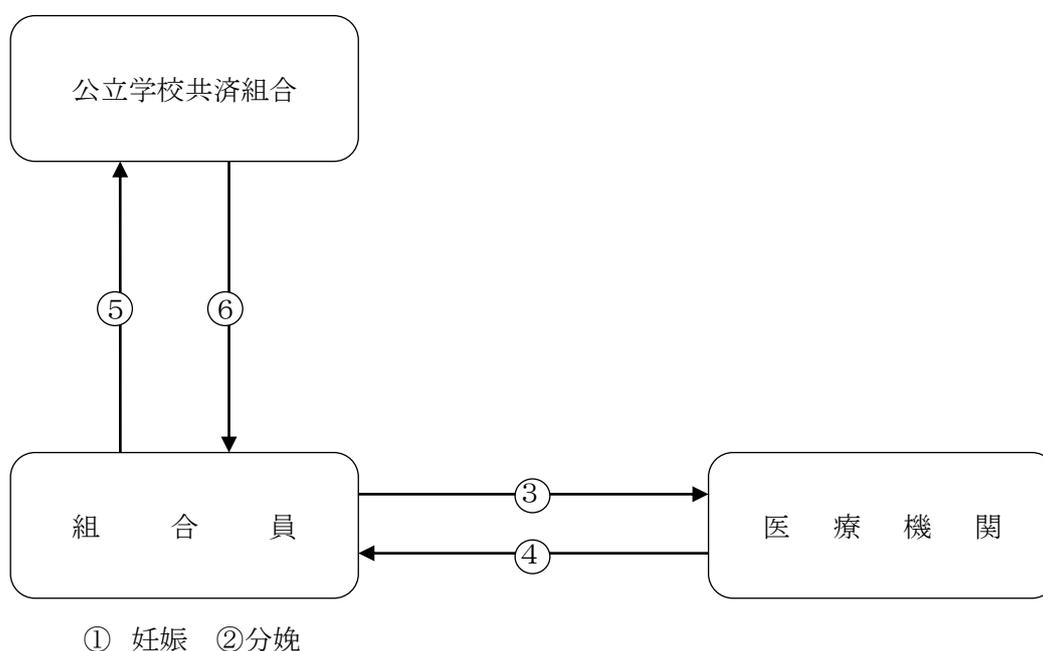
※医師又は助産師の証明が必要です。

領収書（産科医療補償制度加入機関のスタンプが押印されているもの）（写し可） 1部

直接支払制度を利用しないことの合意文書（写し可） 1部

証明願（認定日から出産日までの期間が6か月以内の被扶養者の家族出産費請求する場合のみ・様式集 § 12-005頁）

医療機関等に分娩費用全額を支払った場合の事務の流れ



- ① 妊娠
- ② 分娩
- ③ 分娩費用全額の支払い
- ④ 費用の内訳を記した明細書の交付等
- ⑤ 出産費・家族出産費及び附加金の請求
- ⑥ 出産費・家族出産費及び附加金の給付

(3) 受取代理制度を利用する場合〈共済組合への事前申請が必要〉

平成23年4月1日以降の適用対象小規模施設等（平成28年1月1日現在：広島県内2施設）での出産が対象になります。受取代理制度の利用を希望する場合は、共済組合への事前申請（出産予定日の2か月以内）が必要になりますので、事前に共済組合にご連絡ください。

### 3 給付についての一般的事項

- (1) 双生児以上を出産したときは、出産児数に応じた額が支給されます。
- (2) 組合員が退職後6月以内に出産した場合には、出産費が支給される場合があります。  
詳しくは、§14-011頁「退職後に受けることのできる短期給付」を参照してください。
- (3) 組合員の退職後に被扶養者が出産したときは、給付の対象になりません。
- (4) 被扶養者が、1年以上他の共済組合の組合員又は健康保険の被保険者であった場合、退職後6か月以内の出産のときは元の共済組合又は健康保険に出産費（出産育児一時金）を請求できるため、当共済組合に家族出産費を請求する場合には、重複支給を避けるために「証明願」（様式集§12-005頁）が必要となります。（直接支払制度を利用した場合は不要です。）
- (5) 任意継続組合員は、「組合員」とあるのを「任意継続組合員」に読み替えて適用されます。

#### 《互助組合》出産手当金（互運営規則第13条）

##### 1 支給要件

組合員又は被扶養配偶者が出産したとき。

##### 2 支給額

出産した子1人につき10,000円

##### 3 請求書類

（互）出産手当金請求書（様式第62号・様式集§12-001頁又は様式第62号の2・様式集§12-003頁）

この書類は、共済組合と互助組合の共通様式です。共済組合に提出されると互助組合にも請求手続きをしたこととなります。

《共済組合》 出産手当金（法第68条第8項、第69条、第71条、施行令第24条、運用方針第69条関係、第68条～第70条の3関係、71条関係、施行規程第114条、第174条、運営規則第21条）

## 1 支給要件

共済組合の出産手当金は休業給付です。

出産前後の期間については、特別休暇として給料が保障されていますので該当しませんが、次の場合は該当します。

無給休職期間中における出産

また、1年以上組合員であった者が退職後6月以内に出産した場合は支給されていましたが、平成19年4月1日から廃止されました。ただし、退職日の前日までに支給事由が発生している場合は支給します。

## 2 支給額及び支給期間

勤務に服することができなかった期間1日につき標準報酬日額（※）の2/3を乗じて得た金額を、出産の（予定）日以前42日（多胎妊娠の場合は98日）から出産の日後56日までの期間に対し支給します。

<平成28年4月1日以降>

○支給開始日の属する月以前の継続した組合員期間が12月以上の場合

「出産手当金支給開始日の属する月以前の直近の継続した12か月間の各月の標準報酬月額  
合計額」×1/12×1/22＝平均標準報酬日額（5円以上切上げ5円未満切捨て）

○支給開始日の属する月以前の継続した組合員期間が12月未満の場合

次の金額のうちいずれか少ない金額×1/22＝平均標準報酬日額（5円以上切上げ5円未満切捨て）

- ・「出産手当金支給開始日の属する月以前の直近の継続した各月の標準報酬月額の合計額」×1/月数
- ・支給開始日の属する年度の前年度9月30日における共済組合の平均標準報酬月額（平成27年度は9月30日における共済組合の平均標準報酬月額がないことから平成27年10月1日における組合の平均標準報酬月額（44万円）を用いる）

（注）平成28年8月31日以前に手当金の支給が始まる場合は、経過措置の適用の該当となる場合がありますので、短期給付係まで問い合わせてください。

平均標準報酬日額×2/3＝給付日額（50銭以上切上げ50銭未満切捨て）

（注）支給開始日以降、標準報酬月額が改定されても再算定は行ないません。

給付日額×支給日数（1か月単位）＝1か月分の出産手当金支給額

（注）・「支給日数」には、勤務を要しないと定められている日（週休日）は算入されません。

・報酬の一部が支給される場合、支給額を調整します。

報酬日額の考え方は介護休業手当金と同様です。ただし、通勤手当（一定の期間を対象として支給される報酬）については、出産手当金と調整を行います。

<平成27年10月1日以降>

標準報酬月額×1/22＝標準報酬日額

（5円未満の端数は切捨て、5円以上10円未満の端数は10円に切上げる）

給料日額×2/3＝給付日額（円位未満四捨五入）

給付日額×支給日数（1か月単位）＝1か月の出産手当金

（注）・「支給日数」には、勤務を要しないと定められている日（週休日）は算入されません。

・報酬の一部が支給される場合、支給額を調整します。

報酬日額の考え方は介護休業手当金と同様です。ただし、通勤手当（一定の期間を対象として支給される報酬）については、出産手当金と調整を行います。

<平成27年9月30日まで>

給料月額×1/22＝給料日額（円位四捨五入）

給料日額×2/3×1.25＝給付日額（円位未満四捨五入）

給付日額×支給日数（1か月単位）＝1か月の出産手当金

（注）・「支給日数」には、勤務を要しないと定められている日（週休日）は算入されません。

・給料の一部が支給される場合、支給額を調整します。

### 3 請求書類

出産手当金請求書（様式第64号・様式集 § 10-013～022頁） 1部

・出産について医師または助産師の証明を受けてください。

・裏面に所属機関の長又は給与事務担当者の証明を必ず受けてください。

・時期によって請求書の様式が異なります。

・所属所長の原本証明のある給与明細書の写し（請求期間が平成27年10月1日以降の場合）を添付してください。

\*給与明細書がシステムから再発行されない場合、給与等明細支払簿（領収証書）の写しで構いません。給与明細書の内容と相違がないことを確認した上で、所属所長の原本証明を付して送付してください。給与等の支給がなく、明細書の発行自体がない場合は、その旨を請求書の余白に記載してください。

## § 13 災害にあったとき

### § 13の1 給付金の請求

《共済組合》災害見舞金…………… § 13-001頁

《互助組合》災害見舞金…………… § 13-003頁

《共済組合》災害見舞金（法第73条、運用方針第73条関係、施行令第23条、施行規程第117条、第174条、運営規則第21条）

#### 1 支給要件及び支給額

組合員が、水震火災その他の非常災害により、その住居又は家財に損害を受けたときは、次表の損害の程度に応じて、災害見舞金が支給されます。

損 害 の 程 度	災害見舞金
1 住居及び家財の全部が焼失又は滅失したとき 2 住居及び家財に前記と同程度の損害を受けたとき	標準報酬月額×3月分
1 住居及び家財の $\frac{1}{2}$ 以上が焼失又は滅失したとき 2 住居及び家財に前記と同程度の損害を受けたとき 3 住居又は家財の全部が焼失又は滅失したとき 4 住居又は家財に前記と同程度の損害を受けたとき	標準報酬月額×2月分
1 住居及び家財の $\frac{1}{3}$ 以上が焼失又は滅失したとき 2 住居及び家財に前記と同程度の損害を受けたとき 3 住居又は家財の $\frac{1}{2}$ 以上が焼失又は滅失したとき 4 住居又は家財に前記と同程度の損害を受けたとき	標準報酬月額×1月分
1 住居又は家財の $\frac{1}{3}$ 以上が焼失又は滅失したとき 2 住居又は家財に前記と同程度の損害を受けたとき	標準報酬月額×0.5月分

(注) ①支給額に算定は、住居、家財をそれぞれ個別に適用して算定した月数を合算します。ただし、標準報酬の月額×3月分となる金額が最高限度額になります。

②平成27年9月以前の災害については「標準報酬月額」ではなく「給料」となります。

#### 2 給付についての一般的事項

- (1) 非常災害で損害を受けた場合には速やかに広島支部へ連絡してください。
- (2) 「水震火災その他の非常災害」には、洪水、津波、台風、豪雨、地震、地割れ、がけ崩れ、雪崩、たつまき、落雷、火災等の主として自然現象をいいますが、その他の予測しがたい事故も含みます。ただし、盗難は含みません。
- (3) 「住居」とは、現に組合員が生活の本拠として居住する建造物をいい、自宅、公舎、借家、借間の別は問いません。ただし、別棟の離れ屋、物置、納屋、塀等は住居に該当しません。

- (4) 「家財」とは、次に掲げる要件に該当するものをいいます。
- ・住居以外の社会生活上必要な一切の財産（山林、田畑、宅地、貸家等の不動産及び現金、預貯金、有価証券は含まない。）
  - ・生活の本拠である住居の内にある動産（長期間他家に預けたまま日常生活に使用していない物は対象外。）
  - ・組合員及び被扶養者の所有する物に限る。
  - ・自動車は、通勤用に限らず、日常使用するものであれば、「住居以外の社会生活上必要な一切の財産」に含まれる。
- (5) 損害の程度は、原則として住居又は家財を換価して判定するものですが、組合員と被扶養者が別居している場合はそれぞれの住居又は家財を換価して、その合算額を組合員の住居又は家財の額として計算します。
- (6) 集中豪雨によるがけ崩れ等のために立退命令を受け、住居の移転を要する場合も災害とみなし、支給の対象となります。
- (7) 同一世帯に組合員が二人以上いる場合は、それぞれの組合員に対して支給されます。
- (8) 浸水により家屋（家財を含む。）が損害を受け、その損害の程度の認定が困難な場合に限り、住居及び家財の損害を区分することなく、次の外形的標準により処理するものとします。

浸水の程度	災害見舞金
床上120cm以上	標準報酬月額×1月分
床上 30cm以上	標準報酬月額×0.5月分

- (9) 任意継続組合員の場合、「組合員」を「任意継続組合員」に読み替えて適用されます。

### 3 請求書類

※ 支給要件に該当すると思われるときは、請求する前に広島支部へ連絡してください。

弔慰金・家族弔慰金・災害見舞金・(互)災害見舞金請求書（様式第65号・様式集 § 13-001頁）

1部

（添付書類）

- (1) り災証明書（市区町、警察署、消防署等所轄官公署が発行したもの）
- (2) り災状況等報告書（様式集 § 13-005頁・記入例 § 13-006頁参照）
- (3) り災部分等の写真
- (4) 家財被害状況内訳書（様式集 § 13-007頁・記入例 § 13-008頁参照）
- (5) 家屋平面図（り災部分を朱書）
- (6) 修繕見積書（業者作成）

(7) 家屋の価値がわかる書類（固定資産税納税通知書など）

\* 災害理由や被害状況によって、提出書類が異なりますので、事前に共済組合に確認してください。

\* 請求書受理後に現地調査をさせていただく場合があります。

## 《互助組合》 災害見舞金（互運営規則第15条）

### 1 支給要件

組合員が水震火災その他非常災害により、その住居又は家財に損害を受け、共済組合から災害見舞金の給付を受けたときは、組合員に災害見舞金が支給されます。

### 2 支給額

- ① 共済組合から標準報酬月額 of 3月分災害見舞金が給付される時 . . . . . 30万円
- ② 共済組合から標準報酬月額 of 2.5～2月分災害見舞金が給付される時 . . . . . 18万円
- ③ 共済組合から標準報酬月額 of 1.5～0.5月分災害見舞金が給付される時 . . . . . 6万円
- ④ 共済組合から災害見舞金の給付がない場合で、次の要件に該当する時 . . . . . 3万円
  - ・ 平屋建の家屋で床上浸水の時
  - ・ 住居又は家財の5分の1の損害を受けた時

### 3 請求手続

（互）災害見舞金請求書（様式第65号・様式集 § 13-001頁）

この書類は、共済組合と互助組合の共通様式です。共済組合に提出されると互助組合に請求手続をしたこととなります。

## § 1 3 の 2 災害対策事業

共済組合では、保健事業として災害対策事業を実施し、見舞金を支給しています。

### 1 支給の対象者

- (1) 災害救助法が発動された地域内で被害を受け、短期給付の災害見舞金の支給を受ける人
- (2) 災害救助法が発動された地域外で、災害救助法が発動された事由と同一の事由で非常災害を受け、かつ、短期給付の災害見舞金の支給を受ける人

### 2 見舞金の額

対象となった組合員 1 人当たり 30,000 円（現金給付）。

### 3 支給の手続

災害見舞金の支給決定を受け、健康管理係が行います。

## § 14 組合員でなくなったとき（死亡した場合を除く）

### § 14の1 組合員の資格喪失

#### 《共済組合》

組合員（任期付職員・再任用職員（フルタイム）を含む。）が退職したときは、その翌日から組合員の資格を喪失します。

組合員の資格を有する臨時的任用者の場合も、任用期間満了日の翌日から組合員の資格を喪失します。

なお、組合員が資格を喪失することによって、その被扶養配偶者は国民年金第3号被保険者の資格を喪失します。

※ 手続については、§ 7-021頁の「国民年金第3号被保険者資格喪失手続」を参照してください。

#### 《互助組合》

組合員が退職したときは、その翌日から組合員の資格を喪失します。

また、他県、他の共済組合へ異動した場合も組合員の資格を喪失します。

### § 14の2 組合員でなくなったときの手続

#### 1 組合員が退職したときの提出書類

##### 《共済組合》

- (1) 組合員異動報告書（市町費負担職員の場合、退職した日が確認できる辞令の写し等を添付）
- (2) 組合員証（被扶養者証を含む）
- (3) 特定疾病療養受療証（交付を受けている人のみ）
- (4) 高齢受給者証（交付を受けている人のみ）
- (5) 限度額適用認定証（交付を受けている人のみ）
- (6) 年金に関する書類（§ 14-002頁及び§ 14-020頁を参照）

##### 《互助組合》

- (1) 退会給付金請求書（§ 14-003頁参照）
- (2) 退職互助事業に関する書類（§ 14-003頁の「退職医療制度」を参照）

#### 2 組合員の資格を有する臨時的任用職員（年金受給権者を除く）が組合員の資格を喪失したときの提出書類

##### 《共済組合》

- (1) 組合員異動報告書（任用期間の短縮及び延長があった場合は、その日を確認できる書類を添付）（市町費負担職員の場合、退職した日が確認できる辞令の写し等を添付）
- (2) 組合員証（被扶養者証・特定疾病療養受療証・高齢受給者証・限度額適用認定証等を含む）
- (3) 退職届書（組合員期間が1か月以上ある人）

### 3 任期付職員（年金受給権者を除く）が組合員の資格を喪失したときの提出書類

#### 《共済組合》

- (1) 組合員異動報告書（任用期間の短縮及び延長があった場合は、その日を確認できる書類を添付）（市町費負担職員の場合、退職した日を確認できる辞令の写し等を添付）
- (2) 組合員証（被扶養者証・特定疾病療養受療証・高齢受給者証・限度額適用認定証等を含む）
- (3) 退職届書

#### 《互助組合》

- ・ 退会給付金請求書（§14-003頁参照）

### 4 年金受給権者（組合員の資格を有する臨時的任用職員，任期付職員，再任用職員を含む）が組合員の資格を喪失したときの提出書類

#### 《共済組合》

- (1) 組合員異動報告（任用期間の短縮及び延長があった場合は、その日を確認できる書類を添付）
- (2) 組合員証（被扶養者証・特定疾病療養受療証・高齢受給者証・限度額適用認定証等を含む）
- (3) 年金決定・改定請求書等（その都度，共済組合より送付します）

#### 《互助組合》

- ・ 退会給付金請求書（§14-003頁参照）

### 5 他の共済組合へ転出したときの提出書類

#### 《共済組合》

- (1) 組合員異動報告書（市町費負担職員の場合，退職（転出）した日を確認できる辞令の写し等を添付）
- (2) 組合員証（被扶養者証・特定疾病療養受療証・高齢受給者証・限度額適用認定証等を含む）
- (3) 組合員転出届書

#### 《互助組合》

- ・ 退会給付金請求書（§14-003頁参照）

### 6 県外の公立学校等（他支部）へ転出したときの提出書類

#### 《共済組合》

- (1) 組合員異動報告書（市町費負担職員の場合，退職（転出）した日を確認できる辞令の写し等を添付）
- (2) 組合員証（被扶養者証・特定疾病療養受療証・高齢受給者証・限度額適用認定証等を含む）は転出先の支部へ提出
- (3) 組合員転出届書

#### 《互助組合》

- ・ 退会給付金請求書（§14-003頁参照）

## § 14 の 3 退会給付金（特別退職給付金・特別返還金・生涯福祉給付金）

### 《互助組合》

組合員が資格を喪失したときは、次の給付金が支給されます。

#### 1 特別退職給付金（互運営規則第20条）

##### （1）支給額

組合員期間中に納入した一般掛金の総額相当額から家族療養費及びリフレッシュ厚生計画事業附加金相当額を控除した額（平成16年3月31日時点で算定した額）の9割

##### （2）請求書類

退会給付金請求書

##### （3）その他

この給付金は、退職後、引き続いて退職医療制度に加入するときは基準掛金に充当することができます。

詳しくは、§ 14-016頁の「退職医療制度」を参照してください。

※ 平成16年4月1日以降の加入者は、特別退職給付金の給付はありません。

#### 2 特別返還金（互運営規則第50条，互組合員規則第11条）

##### （1）支給額

組合員期間中に納入した退職医療掛金（給料月額 $\times$ 2/1,000）の総額に相当する額。

##### （2）請求書類

退会給付金請求書

##### （3）その他

この給付金は、退職後、引き続いて退職医療組合員制度に加入するときは基準掛金に充当することができます。

#### 3 生涯福祉給付金（互運営規則第21条，互組合員規則第11条）

##### （1）支給額

組合員期間中に納入した生涯福祉掛金（給料月額 $\times$ 2/1,000）の総額に相当する額

##### （2）請求書類

退会給付金請求書

##### （3）その他

この給付金は、退職後、引き続いて退職医療組合員制度に加入するときは基準掛金に充当することができます。

## § 1 4 の 4 退職後の医療保険制度

組合員は、退職すると自動的に共済組合の組合員資格を喪失します。資格喪失後は、医療機関で組合員証等を使用することはできません。被扶養者についても同様です。

わが国では、国民皆保険制度をとっていますので、退職後もいずれかの保険制度に加入することになります。

### 1 退職後の医療保険

退職後に加入できる保険制度は、次の5種類のいずれかになります。

- ① 公立学校共済組合の一般組合員になる。(再任用(フルタイム)になったとき。)
- ② 再就職先の健康保険に入る。
- ③ 公立学校共済組合の任意継続組合員になる。
- ④ 国民健康保険に加入する。
- ⑤ 家族が加入する医療保険の被扶養者になる。

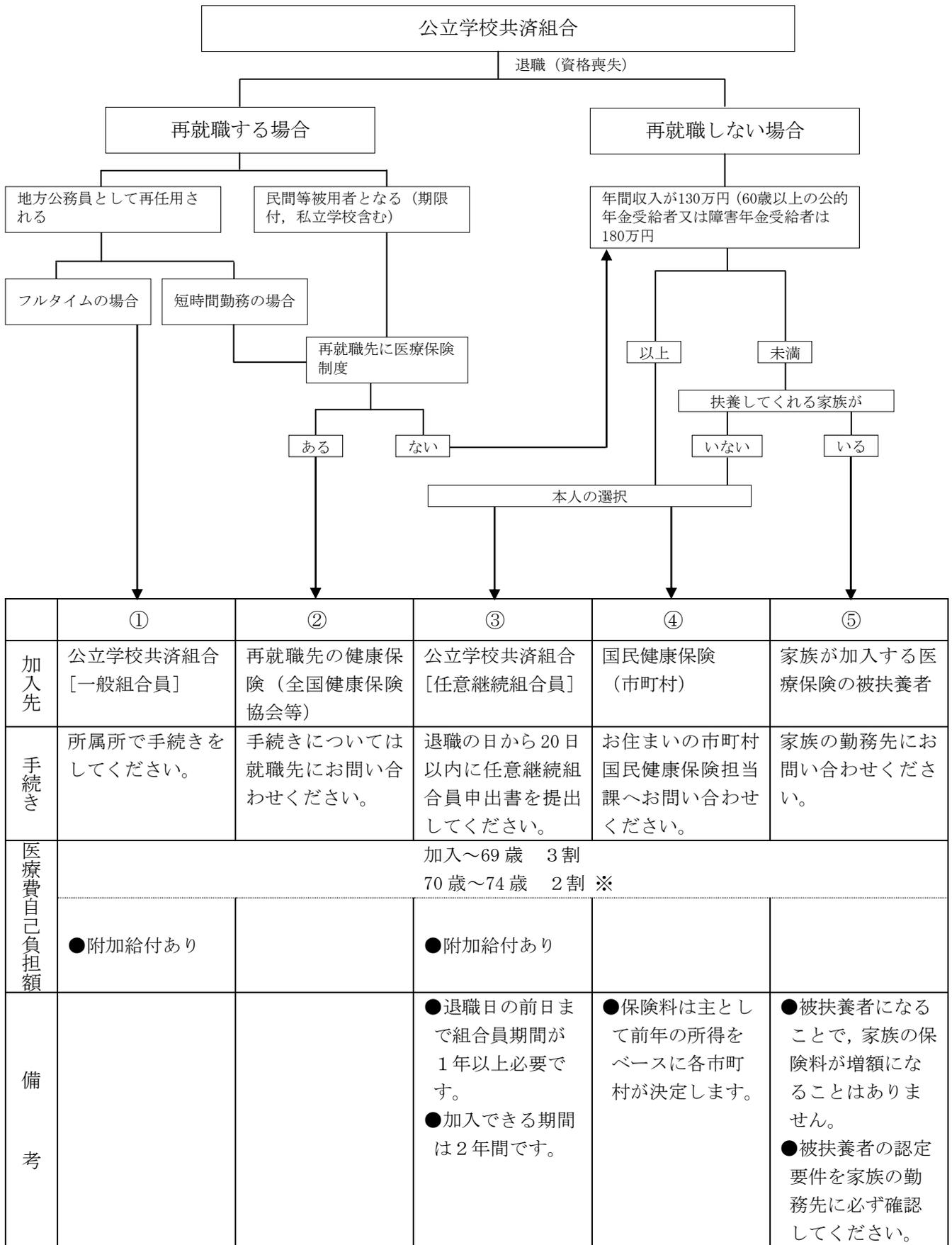
在職中は、加入手続や保険料の納付(給料からの控除)等勤務先の学校で行っていたものが、退職後は自分の責任で行うことになります。

退職後、自分の医療保険がどうなるか、図-1によって確かめましょう。

#### ◆任意継続組合制度と国民健康保険の比較

	任意継続組合員	国民健康保険												
加入資格	退職の日の前日まで引き続き1年以上組合員であった人	社会保険等に加入できない人すべてに加入の義務があります。												
加入期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・退職後2年間</li> <li>・退職後、日を空けて加入することはできません。</li> <li>・途中で脱退はできますが、再加入はできません。</li> </ul>													
掛金	退職時の標準報酬月額を基礎として算出します。 ◇平成27年度 最高掛金額 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>任継分</td> <td>486,168円</td> <td rowspan="2">計544,932円</td> </tr> <tr> <td>介護分</td> <td>58,764円</td> </tr> </table>	任継分	486,168円	計544,932円	介護分	58,764円	前年の所得に応じて市町村が決定します。 ※ 退職した年は、高いことが多い ◇平成27年度の県内最高額 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>医療分</td> <td>52万円</td> <td rowspan="3">計85万円</td> </tr> <tr> <td>支援分</td> <td>17万円</td> </tr> <tr> <td>介護分</td> <td>16万円</td> </tr> </table>	医療分	52万円	計85万円	支援分	17万円	介護分	16万円
任継分	486,168円	計544,932円												
介護分	58,764円													
医療分	52万円	計85万円												
支援分	17万円													
介護分	16万円													
給付内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療給付のほか</li> <li>・出産費、埋葬料、災害給付 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療給付のほか</li> <li>・出産育児一時金、埋葬料</li> </ul>												
被扶養者の扱い	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現職時に被扶養者であった人は、引き続き認定できます。</li> <li>ただし、被扶養者の要件を欠くときは、喪失の手続が必要です。また、新たに被扶養者の要件を具備したときは、認定の手続が必要です。</li> <li>・被扶養者は保険料がかかりません。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・加入は個人単位(被扶養者の概念なし)</li> <li>・保険料は増えます。(ただし、世帯割り制度等あり)</li> </ul>												

## 2 退職後の医療保険のしくみ (図-1)



※ 2割 (ただし、平成26年3月31日以前に70歳に達した者は1割)

## § 1 4 の 4 の ( 1 ) 退職後に加入する医療保険制度

退職した日の翌日から公立学校共済組合の組合員の資格がなくなります。

次は前頁 2 の「退職後の医療保険のしくみ」のうち、②～⑤についての概略です。

### 1 公立学校共済組合の任意継続組合員となる

退職の日の前日まで、引き続き 1 年以上組合員（注）であった人が、任意継続組合員となることを希望したときは、その旨を申し出て、掛金を払い込むことにより退職後 2 年間引き続き現職のときとほぼ同様な給付が受けられます。ただし、休業手当金、育児休業手当金、介護休業手当金は支給されません。また、任意継続組合員の資格を取得した後に新たに発生する傷病手当金、出産手当金は支給されません。他に宿泊事業、医療事業及び支部長が認めた保険事業の利用ができます。

ただし、払込期日までに掛金を払い込まなければ、任意継続組合員の資格を喪失することになります。

また、任意継続組合員期間中においては、いつでも任意継続組合員でなくなることを希望することができます。

（注）組合員には、任期付職員・再任用職員（フルタイム）及び臨時的任用職員を含みます。

#### (1) 申 出

退職の日から 20 日以内に「任意継続組合員申出書」を広島支部に提出した人は、任意継続組合員の資格を取得します。

〈提出書類〉

・「任意継続組合員申出書」

※組合員証（被扶養者証、高齢受給者証、限度額適用認定証を含む）は、組合員異動報告書に添付してください

※「任意継続組合員申出書」は、共済組合に請求してください

#### (2) 掛金額

##### ア 掛金算定方法

平成 27 年 10 月からの標準報酬制への移行に伴い、任意継続掛金の算定基礎額は、標準報酬月額に掛金率を乗じて得た額が 1 か月の掛金額になります。

$$\boxed{\text{退職時の標準報酬月額} \times \text{掛金率} = \text{掛金月額（円位未満切捨て）}}$$

##### 【掛金算定基礎額】

掛金算定基礎額は次の①から③のうち、いずれか低い額となります。

- ① 退職時の標準報酬月額
- ② 組合員期間が 15 年以上で、かつ 55 歳以上で退職（55 歳以上となった日以後初めての退職に限る）した人は①の標準報酬月額に 100 分の 70 をかけた額を標準報酬等級表にあてはめて算定した標準報酬月額
- ③ 公立学校共済組合員（任意継続組合員を除く）の毎年 1 月 1 日における平均標準報酬月額（平成 27 年度はみなし平均標準報酬月額：470,000 円）を適用。〔上限額〕

※ 平成 28 年度については、平成 28 年 1 月 1 日の平均標準報酬月額 440,000 円を用いる。

【掛金率】 (平成 28 年 4 月 1 日現在)

区 分	掛 金 率
任意継続掛金	1,000 分の 86.2
介護掛金 (40 歳以上 65 歳未満)	1,000 分の 10.84

【最高限度掛金月額】 (平成 28 年度：平均標準報酬月額)

任意継続掛金	$440,000 \times 0.0862 = 37,928$ 円
介護掛金 (40 歳以上 65 歳未満)	$440,000 \times 0.01084 = 4,769$ 円
合 計	42,697 円

#### イ 掛金の払込方法

払込期限内に掛金の振込みがない場合は資格喪失となりますので、可能な限り、払込み方法は、下表 1～3 の口座振替としてくださるようお願いいたします。

払 込 方 法	口 座 振 替 日 (平成 28 年 3 月 31 日退職の場合)
1 毎月口座振替	毎月 22 日に、翌月分の掛金を自動振替します。 ただし、平成 28 年 4 月・5 月の 2 か月分は、同年 4 月 20 日に自動振替します。
2 年 1 回口座振替 (12 月前納)	平成 28 年 4 月 20 日に自動振替します。
3 年 2 回口座振替 (6 月前納)	1 回目は、平成 28 年 4 月 20 日、2 回目は同年 9 月 23 日に自動振替します。

(注) 任意継続組合員申出書で指定された本人名義の預金口座から自動振替をしますが、振替日に引き落としができなかった場合は資格喪失となりますので、指定預金口座の残高には十分注意してください。

#### 【掛金前納による割引制度】

掛金の払込み方法を年 1 回口座振替または年 2 回口座振替により前納する場合は、次のような割引が適用されます。

《掛金額の比較事例》 (平成 28 年度：平均標準報酬月額を参考として算定)

掛金月額が最高の 42,697 円  $\left( \begin{array}{l} \text{任意継続掛金} \quad 37,928 \text{ 円} \\ \text{介護掛金} \quad 4,769 \text{ 円} \end{array} \right)$  の場合

区 分	割引額	納 付 年 額	
毎月払い	0 円	512,364 円	任意継続掛金 455,136 円 介護掛金 57,228 円
年 1 回払い	9,096 円	503,268 円	任意継続掛金 447,056 円 介護掛金 56,212 円
年 2 回払い	4,990 円	507,374 円	任意継続掛金 450,703 円 介護掛金 56,671 円

### (3) 掛金の口座振替・給付金の振込指定金融機関

任意継続組合員の掛金の口座振替及び給付金の振込口座として指定できるのは、広島県内に本店のある次の指定金融機関の本人名義の口座のみですので、ご注意ください。

※ 振込手数料の都合上、可能な限り、広島銀行を指定いただきますよう、ご協力をお願いいたします。

《指定金融機関》

普 通 銀 行	広島、もみじ
信 用 金 庫	広島、呉、しまなみ、広島みどり
信 用 組 合	広島市、広島県、広島商銀、両備、備後
労 働 金 庫	中国
農 業 協 同 組 合	広島県内の農業協同組合

### (4) 任意継続組合員証及び被扶養者証の交付

任意継続組合員申出書を提出することにより、新しく任意継続組合員証が交付されます。また、被扶養者がある場合は被扶養者証が交付されます。

### (5) 被扶養者について

被扶養者の認定要件は、現職中と同様です。

退職時に被扶養者となっている人は、任意継続組合員申出書に記入してください。

ただし、その後の認定・取消しについては、被扶養者申告書に被扶養者証と必要書類を添付して、直接、広島支部へ提出してください。

### (6) 諸給付の請求及びその手続

任意継続組合員となった人に係る諸給付の請求及び諸手続は、現職組合員の場合と同じ請求書、申告書を準用して取り扱います。所定の用紙は、広島支部ホームページからもダウンロードできます。なお、これらの書類は、直接、広島支部へ提出してください。

**(7) 資格が喪失する場合**

次に該当する場合は資格がなくなりますので、必ず事実発生日以降速やかに広島支部へ申し出てください。

事 由	資格喪失日	提 出 書 類
(ア) 任意継続組合員期間(2年)が満了したとき	満了した日の翌日	○ 任意継続組合員証(被扶養者証, 高齢受給者証, 限度額適用認定証を含む)
(イ) 任意継続組合員が死亡したとき	死亡した日の翌日	〃
(ウ) 後期高齢者医療の被保険者等になったとき	被保険者となった日	〃
(エ) 任意継続掛金を払込期日までに払い込まなかったとき	払込期日の属する月の翌月の初日	〃
(オ) 再就職により他の健康保険等の被保険者となったとき	被保険者となった日	○ 任意継続組合員証(被扶養者証, 高齢受給者証, 限度額適用認定証を含む) ○ 任意継続組合員資格喪失申出書(様式集 § 15-002 頁) ○ 新しく交付された健康保険証の写し等
(カ) 本人の意思により, 任意継続組合員でなくなることを共済組合に申し出たとき (国民健康保険に加入する若しくは家族が加入する医療保険の被扶養者になるとき)	広島支部がこの申出書を受理した日の属する月の翌月の初日	○ 任意継続組合員証(被扶養者証, 高齢受給者証, 限度額適用認定証を含む) ○ 任意継続組合員資格喪失申出書(様式集 § 15-002 頁)

## 2 再就職先の医療保険制度に加入する

### (1) 加入資格

就職したとき

### (2) 給付内容

医療費は本人・被扶養者とも7割が給付されます。

ただし、義務教育就学前は8割、高齢受給者（70歳以上75歳未満）は7～9割が支給されます。

(注) 手続等詳しいことは、再就職先で確認してください。

## 3 国民健康保険に加入する

### <給付内容>

医療費は本人・家族とも7割が給付されます。

ただし、義務教育就学前は8割、高齢受給者（70歳以上75歳未満）は7～9割が支給されます。

(注) 国民健康保険へ加入する場合、共済組合員の資格喪失証明書が必要です。必要とする場合は組合員異動報告書の備考欄「資格喪失証明書 要」に○を付してください。また、手続等の詳しいことは、住所地の市区町村の担当課で確認してください。

## 4 健康保険等の被扶養者となる

### <加入資格>

家族が加入している健康保険等の被扶養者として認定されること。

(注) 認定要件及び手続については、家族が加入している健康保険等で確認してください。

## § 14 の 4 の (2) 退職後に受けることのできる短期給付

### 《共済組合》

組合員が一定の要件を備えて退職したときは、次の給付を受けることができます。

#### 1 出産費

##### (1) 支給要件

1年以上組合員であった人が退職後6月以内に出産したときは、出産費が支給されます。

##### (2) 支給額

420,000円（産科医療補償制度の対象分娩でない場合は404,000円）が支給されます。

##### (3) 給付についての一般的事項

- ア 出産するまでの間に他の共済組合の組合員又は健康保険等の被保険者となったときは支給されません。
- イ 出産費附加金は支給されません。
- ウ 請求手続は、「出産費請求書（様式第62号又は様式第62号の2）」を直接、広島支部へ提出してください。
- エ 任意継続組合員は、「組合員」とあるのを「任意継続組合員」、「退職後6月以内」とあるのを「任意継続組合員の資格を喪失した日から起算して6月以内」に読み替えて適用されます。

#### 2 埋葬料

##### (1) 支給要件

組合員が退職後3月以内に死亡したときは、埋葬料が支給されます。

##### (2) 支給額

50,000円

##### (3) 給付についての一般的事項

- ア 埋葬料は、死亡の当時被扶養者であった人に対して支給されます。なお、被扶養者がいない場合は、実際に埋葬を行った人に対して上記の金額に相当する額の範囲内で、実際に埋葬に要した費用に相当する額が支給されます。
- イ 組合員であった人が資格喪失後死亡するまでの間、他の共済組合の組合員又は健康保険等の被保険者となったときは支給されません。
- ウ 埋葬料附加金は支給されません。
- エ 任意継続組合員は、「組合員」とあるのを「任意継続組合員」、「退職した日」とあるのを「任意継続組合員の資格を喪失した日の前日」、「給料」とあるのを「任意継続掛金の標準となつ

た額」にそれぞれ読み替えて適用されます。

オ 請求手続は、「埋葬料請求書（様式第63号・様式集 § 16-001頁）」を直接、広島支部に提出してください。

### 3 傷病手当金

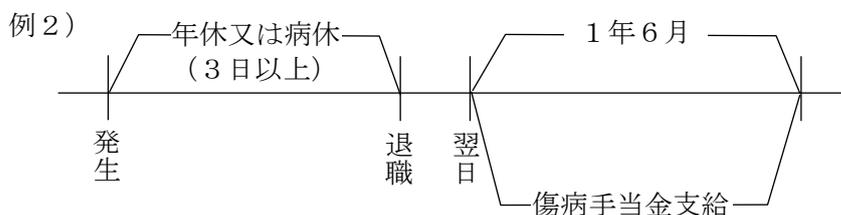
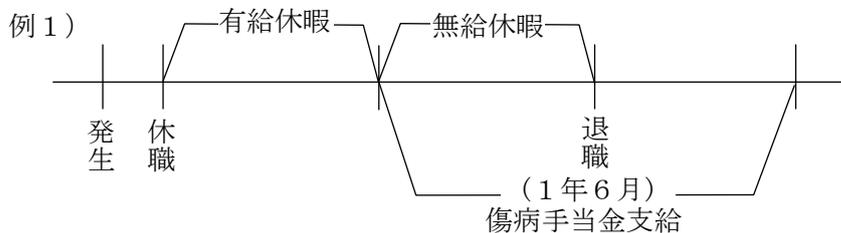
#### (1) 支給要件

1年以上組合員であった人が在職中に公務によらない病気又は負傷をし、療養のため引き続き勤務に服することができず、次の①又は②に該当するときは、傷病手当金が支給されます。

- ① 退職した際に傷病手当金を受けていたとき。
- ② 退職した日において、すでに勤務に服することができなかつた日以後3日を経過しているが、報酬日額が給付日額を上回っているため傷病手当金の支給を受けていないとき。

#### (2) 支給期間

勤務することができなくなった日以後3日を経過した日、又は傷病手当金の支給が始まった日から通算して1年6月間（結核性の病気は3年間）の範囲内です。



#### (3) 支給額（月額）

傷病手当金支給開始日の属する月以前の直近の継続した12か月間の各月の標準報酬月額の内合計額×1/12×1/22＝平均標準報酬日額

（5円未満の端数は切捨て、5円以上10円未満の端数は10円に切上げる）

平均標準報酬日額×2/3＝給付日額（円未満四捨五入）

給付日額×支給日数（1か月単位）＝1か月の傷病手当金

(注) 退職した際にすでに傷病手当金を受給していたなど、支給開始日の属する月以前の継続した組合員期間が12月未満の場合については、§ 10-013頁の「療養・休職のため給料が支給されないとき」を参照してください。

<平成27年9月30日までに退職した場合>

給料月額×1/22＝給料日額

(5円未満の端数は切捨て、5円以上10円未満の端数は10円に切上げる)

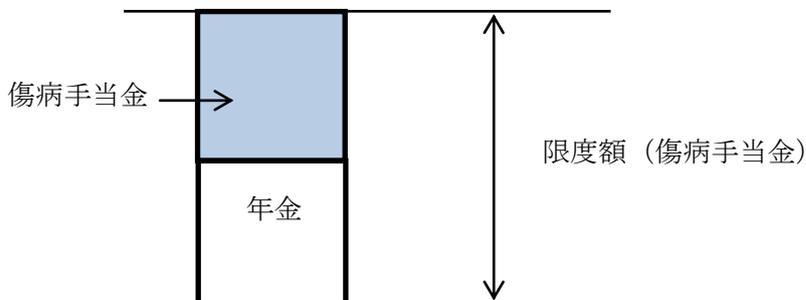
給料日額×2/3×1.25＝給付日額(円未満四捨五入)

給付日額×支給日数(1か月単位)＝1か月の傷病手当金

#### (4) 給付についての一般的事項

- ア 「支給日数」には、勤務を要しないと定められている日(週休日)は算入されません。
- イ 傷病手当金の支給期間内に他の組合の組合員又は健康保険等の被保険者となったときは、取得日以後の期間についての給付は行われません。
- ウ 老齢厚生年金、障害厚生年金、障害基礎年金又は障害手当金等を受けることになったときは、給付の調整により傷病手当金の全部又は一部が支給されません。

※ 参考(年金が支給された場合)



#### (5) 請求に必要な書類

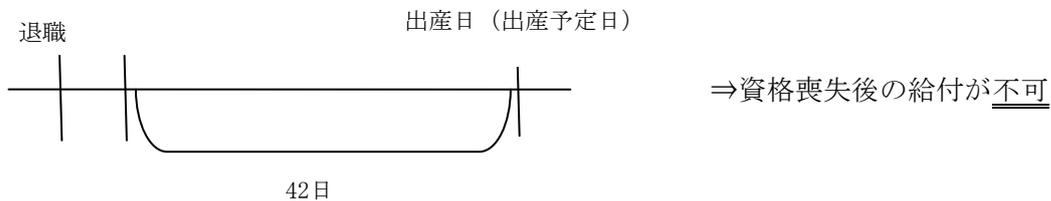
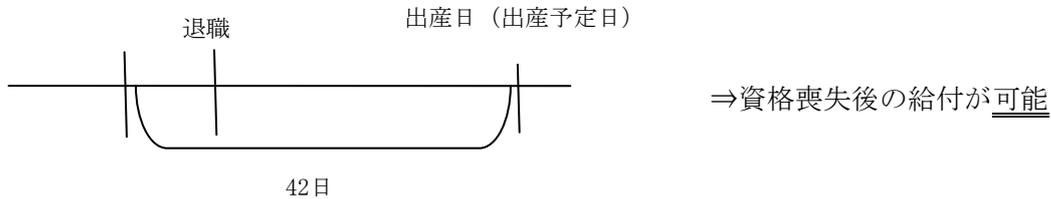
- ア 傷病手当金請求書
- イ 生活能力等についての医師の意見書(初回のみ)
- ウ 日常生活に関する申立書(初回のみ)
- エ 出勤簿の写し(初回のみ)

## 4 出産手当金

### (1) 支給要件

1年以上組合員である者が、出産手当金を支給されたまま退職した場合、残っている支給期間については支給が可能です。

出産手当金を受ける権利を有していれば、実際に給料の調整などで出産手当金が支給されていない状態であっても構いません。つまり、次のとおり出産予定日または出産日の前42日以後に退職していることが条件となります。



## (2) 支給期間及び支給額

勤務に服することができなかつた期間1日につき標準報酬日額の2/3に相当する金額を出産の(予定)日以前42日(多胎妊娠の場合は98日)から出産の日後56日までの期間に対し支給します。

(算式)

<平成28年4月1日以降>

出産手当金支給開始日の属する月以前の直近の継続した12か月間の各月の標準報酬月額  
 の合計額 $\times 1/12 \times 1/22 =$ 平均標準報酬日額

(5円未満の端数は切捨て、5円以上10円未満の端数は10円に切上げる)

平均標準報酬日額 $\times 2/3 =$ 給付日額(円未満四捨五入)

給付日額 $\times$ 支給日数(1か月単位) = 1か月の出産手当金

(注)・算定のもととなる標準報酬月額は退職した日のものとなります。

・報酬の一部が支給される場合、支給額を調整します。

<平成27年10月1日以降>

標準報酬月額 $\times 1/22 =$ 標準報酬日額

(5円未満の端数は切捨て、5円以上10円未満の端数は10円に切上げる)

給料日額 $\times 2/3 =$ 給付日額(円未満四捨五入)

給付日額×支給日数（1か月単位）＝1か月の出産手当金

（注）・算定のもととなる標準報酬月額が退職した日のものとなります。

・報酬の一部が支給される場合、支給額を調整します。

<平成27年9月30日まで>

給料月額×1/22＝給料日額

（5円未満の端数は切捨て、5円以上10円未満の端数は10円に切上げる）

給料日額×2/3×1.25＝給付日額（円未満四捨五入）

給付日額×支給日数（1か月単位）＝1か月の出産手当金

（注）給料の一部が支給される場合、支給額を調整します。

### （3）給付についての一般的事項

ア 「支給日数」には、勤務を要しないと定められている日（週休日）は算入されません。

イ 出産手当金の支給期間内に他の組合の組合員又は健康保険等の被保険者となったときは、取得日以後の期間についての給付は行われません。

ウ 請求手続は、「休業手当金・出産手当金請求書（様式第64号）」（様式集 § 10-013～022頁記入例参照）を直接、広島支部に提出してください。

## § 14 の 4 の (3) 退職医療制度

### 1 概要

この制度は、互助組合員の退職後の医療給付をはじめとする諸給付や福祉事業を行い、生きがいのある豊かな生活の実現に寄与しようとするものです。

### 2 加入資格

- (1) 現職中に互助組合員であり、退職日の翌日の年齢が45歳以上の人（互）運営規則第45条）

### 3 加入手続

- (1) 退職医療組合員申出書の提出等（互）運営規則第45条第2項）

退職日の翌日から起算して20日以内に、退職医療組合員申出書及び退会給付金請求書を提出し、指定された期日までに基準掛金を納入してください。

- (2) 基準掛金額（互）運営規則第45条第2項）

次表により、退職日の翌日の年齢に応じた額が基準掛金額となります。

ただし、基準掛金には退会給付金を充当することができますので、実際に納入する金額は、基準掛金額から退会給付金を差し引いた額となります。

【平成28年度基準掛金額表】

年齢は、退職日の翌日の年齢となります。

年 齢	掛 金 額	年 齢	掛 金 額	年 齢	掛 金 額
45歳	1,731千円	54歳	1,057千円	63歳	497千円
46歳	1,656千円	55歳	983千円	64歳	442千円
47歳	1,584千円	56歳	917千円	65歳	389千円
48歳	1,514千円	57歳	853千円	66歳	328千円
49歳	1,447千円	58歳	791千円	67歳	269千円
50歳	1,382千円	59歳	732千円	68歳	212千円
51歳	1,297千円	60歳	675千円	69歳	156千円
52歳	1,214千円	61歳	614千円		
53歳	1,134千円	62歳	554千円		

- (3) 基準掛金の納入方法及び期日（互）退職医療規程第3条）

退会給付金等が掛金額に満たない場合は、その不足額を事務局から後日送付する納付書で納入してください。

納入期日は、退職日の翌日から起算して60日以内です。

- (4) その他（互）運営規則第45条第3項）

加入者は終身組合員になります。

#### 4 給付事業

##### (1) 療養補助金 (互)運営規則第46条第1項及び第2項)

退職医療組合員が病気又は負傷により保険医療機関等で療養を受けたときに支給されます。

###### ア 支給額

医療機関ごとに1か月の医療費総額の20%相当額(最高限度額63,600円)

###### イ 支給期間

退職医療組合員となった日から70歳に達した日の属する年度の末日までの期間

##### (2) 死亡弔慰金 (互)運営規則第47条)

退職医療組合員が死亡したとき、退職医療組合員であった期間に応じた死亡弔慰金とその遺族に支給されます。

###### <支給額>

退職医療組合員期間	金額	退職医療組合員期間	金額
1年未満	200千円	5年以上6年未満	100千円
1年以上2年未満	180	6年以上7年未満	80
2年以上3年未満	160	7年以上8年未満	60
3年以上4年未満	140	8年以上9年未満	40
4年以上5年未満	120	9年以上	20

##### (3) 慶祝金 (互)運営規則第48条)

退職医療組合員が70歳、77歳、80歳、88歳、90歳及び99歳に達したときは、それぞれ慶祝金が支給されます。

###### <支給額>

年齢	金額
70歳(古希)	10千円
77歳(喜寿)	20
80歳(傘寿)	30
88歳(米寿)	50
90歳(卒寿)	70
99歳(白寿)	100

##### (4) 脱退一時金 (互)運営規則第49条第1項及び第2項)

退職医療組合員が特別の事情(注)により退職医療組合員でなくなることを申し出て、その申出が受理されて資格を喪失したときは、脱退一時金が支給されます。

(注) 現在「特別の事情」として認めているのは、海外移住するためのみです。

###### <支給額>

加入時に納入した基準掛金の2分の1を限度として退職医療組合員期間に応じた死亡弔慰金

の額（前記（2）死亡弔慰金の額を参照）

## 5 福祉事業（互）運営規則第52条）

### （1） 1日人間ドック助成

1日人間ドックを実施し，1人につき17,000円を補助します。

実施会場

- ・広島市 広島赤十字・原爆病院・アルパーク検診クリニック・長崎病院ヘルスケアセンター  
広島県地域保健医療推進機構・メディックス広島健診センター  
グランドタワーメディカルコート・広島県環境保健協会
- ・呉市 呉市医師会病院
- ・三原市 三原市医師会病院
- ・尾道市 公立みつぎ総合病院
- ・福山市 中国中央病院・日本鋼管福山病院
- ・三次市 三次地区医療センター・市立三次中央病院（健診センター）

### （2） 入院助成

引き続き7日以上入院された場合1日1,200円（1会計年度60日を限度）を助成します。

### （3） 研修旅行

研修旅行を実施し，その費用の一部を補助します。

国内……4コース

### （4） 広報紙の発行

「互助だより」で，各事業の案内をします。

## § 14 の 5 公的年金制度

本来の「老齢厚生年金」の支給開始年齢は、65歳からですが、60歳台前半に支給される特例の年金として、「特別支給の老齢厚生年金」があります。

### 1 年金の支給開始年齢

老齢厚生（退職共済）年金は、本来65歳から支給されますが、生年月日により「特例」として、65歳になる前（60歳から64歳の間）に「特別支給の老齢厚生（退職共済）年金」が支給されます。（ただし、年金受給開始年齢は、下図のとおり生年月日によって異なります。）

なお、65歳からは、全国民共通の「老齢基礎年金」が支給されます。

※ 平成27年10月以降に受給権が発生する年金の名称は、「特別支給の老齢厚生年金」及び「老齢厚生年金」となりますが、これまでどおり共済組合が支給します。

生年月日	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳
昭和24年4月2日 ~	特別支給の退職共済・老齢厚生年金等					退職共済（老齢厚生）年金
昭和28年4月1日						老齢基礎年金（国民年金）
昭和28年4月2日 ~	特別支給の退職共済年金（職域年金相当部分含む）					老齢厚生年金 + 経過的職域加算額
昭和29年10月1日						老齢基礎年金（国民年金）
	厚生年金に統合					
昭和29年10月2日 ~	特別支給の老齢厚生年金 + 経過的職域加算額					老齢厚生年金 + 経過的職域加算額 + 年金払い退職給付
昭和30年4月1日						老齢基礎年金（国民年金）
昭和30年4月2日 ~	特老厚 + 経過的職域加算額					老齢厚生年金 + 経過的職域加算額 + 年金払い退職給付
昭和32年4月1日						老齢基礎年金（国民年金）
昭和32年4月2日 ~	特老厚 + 経過的職域加算額					老齢厚生年金 + 経過的職域加算額 + 年金払い退職給付
昭和34年4月1日						老齢基礎年金（国民年金）
昭和34年4月2日 ~	特老厚 + 経過的職域加算額					老齢厚生年金 + 経過的職域加算額 + 年金払い退職給付
昭和36年4月1日						老齢基礎年金（国民年金）
昭和36年4月2日	★ 公的年金制度に通算2.5年以上加入している者で、国民年金を除く被用保険者期間が、1年以上ある場合、生年月日に応じて支給開始					老齢厚生年金 + 経過的職域加算額 + 年金払い退職給付
以降						老齢基礎年金（国民年金）

## 2 年金の決定・支給

公務員等の老齢厚生年金については、最後に所属していた共済組合が裁定して支給します。

また、民間企業等の老齢厚生年金と全国民共通の国民年金（基礎年金）の裁定及び支給は、日本年金機構が行います。なお、被用者年金一元化後も現行どおり、原則、最後に所属していた共済組合が事務処理（裁定・支払）を行います。

## 3 年金の支給期

年金の支給期月は、毎年、偶数月（2・4・6・8・10・12月）の年6回で、原則、支給期月の15日（15日が土曜日の時は14日（金）、日曜日のときは13日（金））に「支給期月の前月までの2か月分」を支給します。（※ 初回支給日のみ、遅れる可能性があります。ご了承ください。）

<例> 昭和30年6月10日生まれの者の場合（支給開始年齢は、62歳。）

受給権発生日	平成29年6月9日（誕生日の前日）
年金支給期月	初回は、平成29年7月分を8月に支給。（次回支給期月は、平成29年8月、9月分を10月に支給。）なお、この時、再就職して厚生年金に加入している場合は、年金額との調整があります。

## 4 公的年金の種類（平成27年10月以降）

給付事由	年齢・要件など	厚生年金	国民年金
老齢	64歳まで	特別支給の老齢厚生年金	—
	65歳から	本来支給の老齢厚生年金	老齢基礎年金
障害	重度	障害厚生年金	障害基礎年金
	軽度	障害手当金	—
(*)死亡	子のある配偶者	遺族厚生年金	遺族基礎年金
	子のいない配偶者	遺族厚生年金	—

(\*) 遺族厚生年金の受給者となれる遺族は、組合員であった人が死亡した当時、その人によって生計を維持されていた配偶者、子、父母、孫、祖父母です。（妻以外には、年齢制限あり。）

## 5 老齢厚生年金について（共済組合に加入していた期間）

(1) 特別支給の老齢厚生年金（61歳から64歳まで）

(2) 本来支給の老齢厚生年金（65歳から）

「退職共済年金」は、被用者年金一元化により、年金の名称が「老齢厚生年金」となりましたが、年金額の計算方法や受給要件などは変更ありません。

退職共済年金と同様、老齢厚生年金も本来65歳から支給することになっていますが、当分の間、支給開始年齢から65歳になるまでの間は、「特別支給の老齢厚生年金」が支給されます。

昭和36年4月2日以降に生まれた人は、65歳から「本来支給の老齢厚生年金」と「老齢基礎年金（国民年金）」が支給されます。（男女共通）

## 6 老齢厚生年金を受給するための支給要件

● 特別支給の老齢厚生年金	◎ 本来支給の老齢厚生年金		
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 60歳以上65歳未満であること</li> <li>● 組合員期間等が25年以上あること (※支給要件の特例があります。(下表))</li> <li>● 組合員期間が1年以上あること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 65歳以上であること</li> <li>◎ 組合員期間等が25年以上あること</li> <li>◎ 組合員期間が           <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="padding: 2px;">退職者は1年以上あること</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">在職者は1年以上あること</td> </tr> </table> </li> </ul>	退職者は1年以上あること	在職者は1年以上あること
退職者は1年以上あること			
在職者は1年以上あること			

《注意》 上記「組合員期間等の受給資格」は、平成29年4月に「25年から10年に短縮」される予定。(※組合員期間は、年金制度上は、被保険者期間となる。)

※ 組合員期間とは・・・公務員として、共済組合法の適用があった期間。

※ 組合員期間等とは・・・上記の「組合員期間」に、私学共済や厚生年金、国民年金等、全ての公的年金制度の加入期間を合算した期間。

### ◆ 支給要件の生年月日による特例

下表の生年月日の者は、組合員期間、厚生年金等公的年金制度の期間（国民年金の期間を除く）が、右欄の期間以上であれば25年以上であるものとみなす経過措置がある。

生 年 月 日	支給要件の特例期間
昭和27年4月1日以前	20年
昭和27年4月2日 ～ 昭和28年4月1日	21年
昭和28年4月2日 ～ 昭和29年4月1日	22年
昭和29年4月2日 ～ 昭和30年4月1日	23年
昭和30年4月2日 ～ 昭和31年4月1日	24年

## 7 退職等年金給付（年金払い退職給付）について（公務員等の年金：3階部分）

平成27年9月までの組合員期間	平成27年10月以降の組合員期間
経過的職域加算 (旧職域部分：3階部分)	退職等年金給付 (年金払い退職給付)
老齢厚生年金	
国民年金（基礎年金）	

## 8 再就職による年金の停止

退職後に再就職をした場合、所得金額や年金制度への加入の有無によっては、年金の全額又は一部が支給停止になることがあります。(遺族共済年金の受給者は除く。)

## § 14 の 6 離婚時の年金分割制度

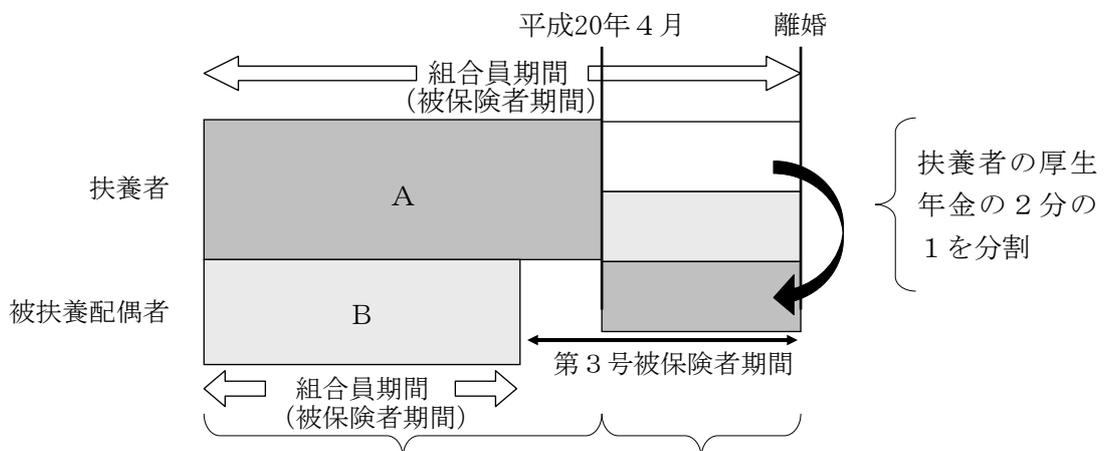
平成19年4月から「離婚時の年金分割制度」が、平成20年4月から「離婚時の第3号被保険者期間についての年金分割制度」が実施されることになりました。

### (1) 離婚時の厚生年金の分割（平成19年4月から）

- 離婚した場合には、当事者の合意又は裁判所の決定があれば婚姻期間についての厚生年金（共済年金を含む）を分割（当事者双方の婚姻期間中の合計額の2分の1を上限）することができます。
- 平成19年4月以降に成立した離婚を対象としますが、それ以前の婚姻期間についても分割の対象とします。
- 離婚した場合又は分割を適用することが必要な事情があると認められる場合には、国民年金の第3号被保険者期間（平成20年4月以降の期間）についての厚生年金の2分の1を分割することができます。

### (2) 第3号被保険者期間についての厚生年金の分割（平成20年4月から）

離婚した場合の老齢厚生年金の分割のイメージ



平成20年4月以後の第3号被保険者期間以外の期間

→当事者の同意又は裁判所の決定で双方の厚生年金を分割できる（被扶養配偶者の年金額はA+Bの1/2を限度（A>Bの場合））

平成20年4月以後の第3号被保険者期間

《参考1》

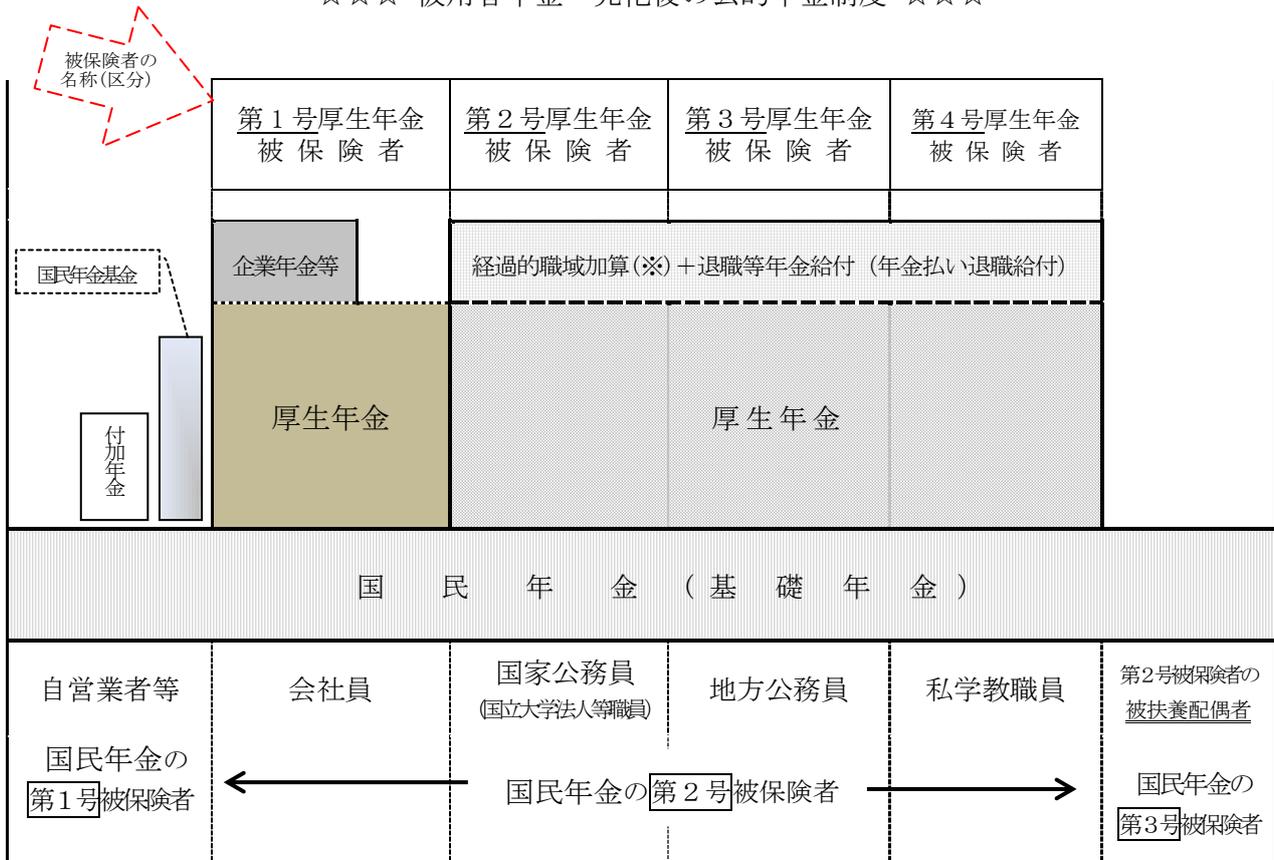
●被用者年金一元化による制度的な差異の解消（※①～⑤は、厚生年金に揃える。⑥は、存続。）

	厚生年金 (H27. 10から)	共済年金 (H27. 9まで)
① 被保険者の年齢制限	○ 70歳まで	○ 年齢制限なし（私学共済は、除く）
② 未支給年金の給付範囲	○ 死亡した者と生計を同じくしていた配偶者、子、父母、孫、祖父母、又は、兄弟姉妹、甥姪（*） （*）年金機能強化法施行後（H26. 4）に3親等内の親族に拡大された。	○ 遺族（死亡した者によって生計を維持していた配偶者、子、父母、孫、祖父母）又は、遺族がないときは相続人
③ 老齢給付の在職支給停止	○ 老齢厚生年金受給者が厚年被保険者となった場合  ・ 65歳まで （賃金＋年金）が28万円を超えた場合、年金の一部又は全部を支給停止  ・ 65歳以降 （賃金＋年金）が47万円を超えた場合、年金の一部又は全部を支給停止	○ 退職共済年金受給者が共済組合員となった場合  （賃金＋年金）が28万円を超えた場合、年金の一部又は全部を支給停止。3階部分は支給停止 ※ 私学共済の退職共済年金受給者が私学共済加入者となった場合は、厚年と同様の方式 ○ 退職共済年金受給者が厚年被保険者等となった場合 （賃金＋年金）が47万円を超えた場合、年金の一部又は全部を支給停止
④ 障害給付の支給要件	○ 初診日の前々月までの保険料納付済期間及び保険料免除期間を合算した期間が3分の2以上必要（保険料納付要件あり）	○ 保険料納付要件なし
※障害給付の在職支給停止	なし	あり
⑤ 遺族年金の転給	○ 先順位者が失権しても、次順位以下の者に支給されない。 （例：遺族年金受給中の子供のいない妻が死亡すると、その遺族年金は支給されなくなる。）	○ 先順位者が失権した場合、次順位者に支給される。 （例：遺族年金受給中の子供のいない妻が死亡したとき、一定の場合、その遺族年金が父母等に支給される。）
（経過措置） ※平成42年以降は、解消される経過的なものであり、それまでは、存続する。		
⑥ 女子の支給開始年齢【存続】	○ 60歳台前半の特別支給の厚生年金の支給開始年齢は、男子の5年遅れのスケジュール(S21. 4. 2以降生～)	○ 60歳台前半の特別支給の退職共済年金の支給開始年齢は、男子と同じのスケジュール(S16. 4. 2以降生～)

※ 停止基準額28万円及び47万円は、賃金や物価の変動に応じて1万円単位で改定される。

《参考2》

☆☆☆ 被用者年金一元化後の公的年金制度 ☆☆☆



(※) 経過的職域加算とは、従来の「職域年金部分（3階部分）」に相当する年金のことをいう。

2 国民年金（基礎年金）の被保険者の種別

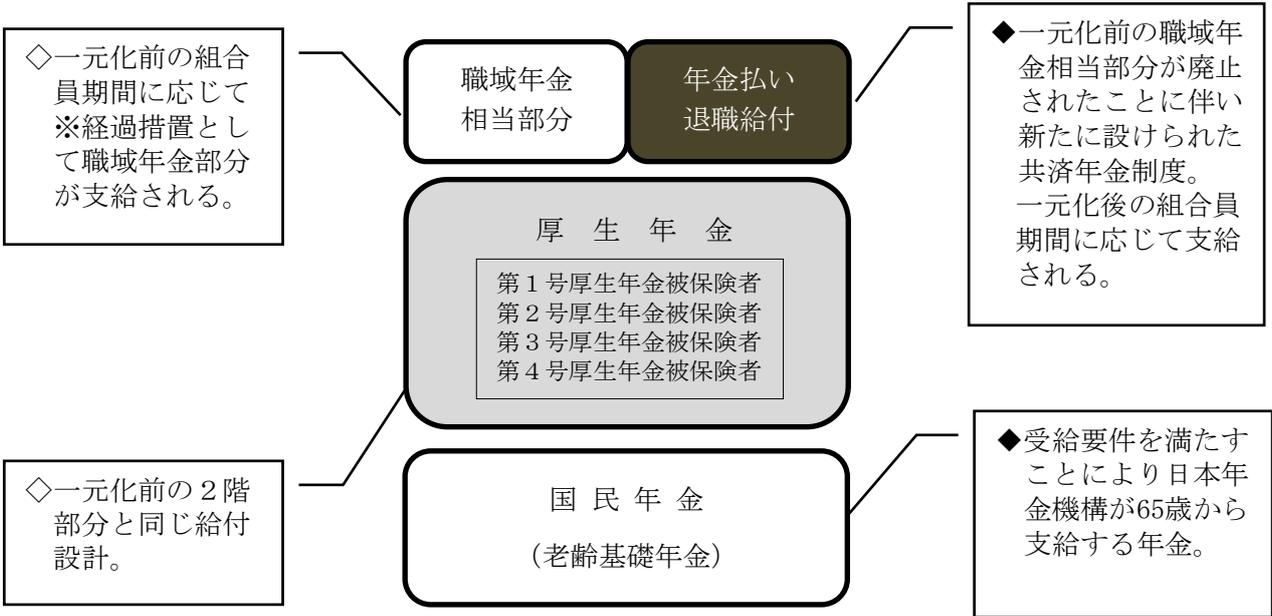
種別	対象者
第1号被保険者	国内に住所を有する20歳以上60歳未満の自営業者、学生などで、第2号及び第3号に該当しない人（保険料は本人が納付）
第2号被保険者	厚生年金の被保険者（65歳未満）
第3号被保険者	第2号被保険者の被扶養配偶者で20歳以上60歳未満の者

3 厚生年金の被保険者の区分（平成27年10月以降）

民間被用者（会社員）	第1号厚生年金被保険者
国家公務員等（国立大学法人等職員）	第2号厚生年金被保険者
地方公務員等	第3号厚生年金被保険者
私立学校教職員共済制度の加入者	第4号厚生年金被保険者

《参考3》

\*\*\*\*\* 被用者年金一元化後（平成27年10月以降）\*\*\*\*\*

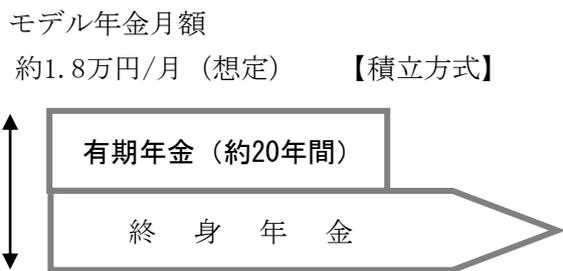


■ 職域年金廃止後の「退職等年金給付（年金払い退職給付）」

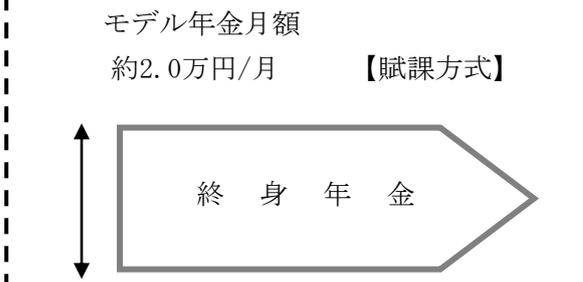
- 平成27年9月までに共済年金の受給権が生じた場合は、原則、この制度は適用になりません。
- 平成27年10月以降に共済年金の受給権が発生した場合にこの制度の適用となります。

- ・ 半分は有期年金，半分は終身年金（65歳支給（60歳まで繰上げ支給可能））。
- ・ 有期年金は，10年又は，20年支給を選択（一時金の選択も可能）...
- ・ 本人死亡の場合は，終身年金部分は終了。有期年金の残余部分は遺族に一時金として支給。
- ・ 財政運営は，積立方式。給付設計はキャッシュ・バランス方式とし，保険料の追加拠出リスクを抑制。  
※ キャッシュ・バランス方式は，年金の給付水準を国債利回りや予想死亡率に連動させることにより，給付債務と積立金のかい離を抑制したうえで，保険料率の上限を法定（労使あわせて1.5%）。
- ・ 公務に基づく負傷又は病気により障害の状態になった場合や死亡した場合に，「公務障害年金・公務遺族年金」を支給。
- ・ 服務規律維持の観点から，現役時から退職後までを通じた信用失墜行為等に対する支給制限措置を導入。
- ・ 平成27年10月からの組合員期間について適用。

「年金払い退職給付」のイメージ



（参考）現行の職域部分



※ モデル年金月額は，標準報酬月額36万円，40年加入等一定の前提をおいて試算。

## § 14 の 7 公立学校共済組合『宿泊施設特別利用者証』の交付

共済組合では、組合員期間1か月以上で退職した人に『宿泊施設特別利用者証』（以下「利用者証」という。）を発行しています。このカードを提示すれば、退職後も現職組合員と同様に組合員料金で共済組合の宿泊施設が利用できます。

### （1） 利用対象者

公立学校共済組合の年金受給者、退職届書を提出した人及びその家族（家族とは、被扶養者とそれ以外の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹をいう。）

### （2） 利用できる施設

- ① 公立学校共済組合の直営宿泊施設
- ② 地方公務員等共済組合法に基づく各共済組合が経営する宿泊施設及び文部科学省共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団の宿泊施設

### （3） 申請手続・有効期限

- ① 退職届書と一緒に「宿泊施設特別利用者証交付申請書」（様式集 § 19-011頁）を提出してください。
- ② 申請書に基づき「利用者証」を発行します。
- ③ ただし、共済組合が行う退職説明会に出席された人は、その場で「利用者証」を発行します。
- ④ 「利用者証」は、本人、家族及び遺族も終身利用できます。

※ 任意継続組合員及びその家族の人は、「宿泊保養施設利用補助券」も併せて利用できます。

§ 19-017頁の「**§ 19**の6 宿泊保養施設の利用補助について」を参照してください。

## § 15 障害の状態になったとき又は障害により退職したとき

### § 15の1 障害厚生年金

#### 1 支給要件（法第84条）

##### （1）障害認定日に障害の状態にあるとき

障害厚生年金は、国民年金の保険料納付要件を満たしている者が、被保険者期間中に初診日のある傷病について、その初診日から1年6か月を経過した日又はその間に傷病が治った日など（以下「障害認定日」という。）において、障害等級が1級、2級又は3級の状態（§15-004頁別表6参照）になったときに支給されます。

「傷病が治ったとき」とは、次のいずれかをいう。

ア 器質的欠損若しくは変形又は機能障害を残している場合、医学的にその傷病が治ったとき

イ 症状が安定し長期にわたってその疾病の固定性が認められ医療効果が期待しえない状態となったとき及び残存する症状が自然経過により到達すると認められる最終の状態（症状固定）に達したとき

なお、具体的に治ったものとして取り扱うものは、次のものである。

（特例7症例）

- 1 上肢・下肢を切断・離断したもの→その日
- 2 人工骨頭、人工関節を挿入、置換したもの→その日
- 3 心臓ペースメーカー、人工弁を装着したもの→その日
- 4 人工透析療法を施行したもの→透折開始から3か月を経過した日
- 5 人工肛門を造設、尿路変更術を施行したもの→6か月を経過した日
- 6 人工膀胱を造設したもの→その日
- 7 喉頭を全摘出したもの→その日
- 8 在宅酸素療法を行っている場合→在宅酸素療法を開始した日

##### （2）障害認定日以後に障害の状態になったとき（事後重症制度）

国民年金の保険料納付要件を満たしている者が、被保険者期間中に初診日のある傷病について、障害認定日には障害等級が1級から3級の障害の状態になくとも、その日から65歳に達する日の前日までの間に障害等級が1級から3級までの障害の状態になったときには、障害厚生年金が支給されます。

##### （3）その他

上記のほか、2つ以上の障害がある場合、併合した障害の程度により障害厚生年金が支給されます。

※国民年金の保険料納付要件とは、初診日の前日において、当該初診日の属する月の前々月までに国民年金の被保険者期間があり、かつ、当該被保険者期間に係る保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が当該被保険者期間の3分の2以上であることをいいます。なお、上記の3分の2の条件を満たせなくとも、平成38年3月31日以前に初診日がある傷病で障害になった場合は、当該初診日の属する月の前々月までの1年間に保険料の滞納がなければ納付要件を満たしたことになります。

## 2 年金額（法第87条, 第88条）

### （1）公務外の場合

<p>（職域年金相当部分）（注2）</p> <p>（平成15年3月31までの期間） （注1） 平均標準報酬額 <math>\times \frac{1.425}{1000} \times</math> 平成15年3月までの被保険者期間の月数 <math>\times</math> 政令で定める率</p>	+	<p>（厚生年金相当部分）（注2） （注4）</p> <p>（平成15年3月31日までの期間） （注1） 平均標準報酬額 <math>\times \frac{7.125}{1000} \times</math> 平成15年3月までの被保険者期間の月数 <math>\times</math> 政令で定める率</p>	+	<p>（注5） 加給年金額</p>
<p>（平成15年4月1以後の期間） （注1） 平均標準報酬額 <math>\times \frac{1.096}{1000} \times</math> 平成15年4月以後の被保険者期間の月数 <math>\times</math> 政令で定める率</p>	+	<p>（平成15年4月1日以後の期間） （注1） 平均標準報酬額 <math>\times \frac{5.481}{1000} \times</math> 平成15年4月以後の被保険者期間の月数 <math>\times</math> 政令で定める率</p>		

（注1）アの被保険者期間の月数が300月未満のときは、300月とする。

イの被保険者期間の月数が300月未満のときは、平成15年4月1日以前の被保険者期間と、以後の被保険者期間との割合によって300月を按分計算して振り分けることとなる。

（注2）障害等級が1級の場合は、職域年金相当部分及び厚生年金相当部分の額にそれぞれ  $\frac{125}{100}$  を乗じる。

（注3）初診日が平成27年9月30日以前の障害共済年金に限る。算定基礎となる組合員期間は平成27年9月30日まで。

（注4）障害基礎年金が支給されない人の場合、厚生年金相当部分の最低保障額（公務・非公務）は、障害基礎年金の額（2級） $\times \frac{3}{4}$  とする。

（注5）障害等級が1級又は2級の受給権者がその人と生計を共にし、恒常的な収入金額が850万円以上とならない65歳未満の配偶者があるときに加算される。

(2) 公務等の場合

(職域年金相当部分) (注3)

<p>(平成15年3月31日までの期間)</p> <p>(注6)</p> $\text{平均標準報酬額} \times 12 \times \frac{19}{100} + \left[ \text{平均標準報酬額} \times \frac{1.425}{1000} \times (\text{被保険者期間の月数} - 300) \times \frac{100}{100} \times \frac{\text{平成15年3月までの被保険者期間の月数}}{\text{被保険者期間の月数}} \right]$ <p>×政令で定める率</p>
<p>(平成15年4月1日以後の期間)</p> <p>(注7)</p> $\text{平均標準報酬額} \times 12 \times \frac{14.615}{100} + \left[ \text{平均標準報酬額} \times \frac{1.096}{1000} \times (\text{被保険者期間の月数} - 300) \times \frac{100}{100} \times \frac{\text{平成15年4月以後の被保険者期間の月数}}{\text{被保険者期間の月数}} \right]$ <p>×政令で定める率</p>

+

公務障害年金

※平成27年10月1日以後の期間

+

(厚生年金相当部分)

「公務等によらない障害厚生年金」の算式と同じ。

+

加給年金額

(注6) 障害等級が1級の場合は  $\frac{28.5}{100}$

(注7) 障害等級が1級の場合は  $\frac{21.923}{100}$

公務等の障害厚生年金の最低保障額

次の額に加給年金を加えた額

障害等級 1 級	4,148,400円×改定率
" 2 級	2,562,200円×改定率
" 3 級	2,318,300円×改定率

3 障害の程度が変わった場合の年金額の改定 (法第89条)

障害の程度が減退したとき、又は増進した場合において請求があったときは、その変わった障害の程度に応じて年金額が改定されます。

#### 4 支給停止等（法第92条）

##### （1） 在職中の支給停止

障害厚生年金は、その受給権者が組合員である間は職域相当部分を除いて支給されます。

##### （2） 加給年金額の停止

加給年金の対象となっている配偶者が老齢厚生年金等を受けることができるときは、加給年金は停止されます。

##### （3） 障害厚生年金受給権の消滅

障害の程度が減退して障害等級3級にも該当しなくなったときは、障害厚生年金の支給は停止され、該当しなくなった日からその状態のまま3年経過したときは、障害厚生年金を受ける権利は消滅します。

#### 5 請求手続

事務手続順序	書類の提出先等	提出書類
(1) 障害厚生年金の請求	組合員→共済組合広島支部 ↓ 共済組合本部	・年金請求書 ・診断書 ・病歴・就労状況等申立書 ・障害給付請求事由確認書 ・補足書類
(2) 認定結果の通知	共済組合本部→共済組合広島支部 ↓※ 組合員	※共済広島支部は組合員へ追加の必要書類を案内
(3) 追加の必要書類の提出	組合員→共済組合広島支部 ↓ 共済組合本部	・戸籍抄（謄）本 （加給年金有の場合） ・住民票 ・所得証明書
(4) 障害厚生年金の決定通知等	共済組合本部→組合員 ↓ 共済組合広島支部	

別表6

障害の程度	号	障害の状態
1 級	1	両眼の視力の和が0.04以下のもの
	2	両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの
	3	両上肢の機能に著しい障害を有するもの
	4	両上肢のすべての指を欠くもの
	5	両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
	6	両下肢の機能に著しい障害を有するもの
	7	両下肢を足関節以上で欠くもの
	8	体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの
	9	前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
	10	精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
	11	身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

2 級	1	両眼の視力の和が0.05以上0.08以下のもの
	2	両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの
	3	平衡機能に著しい障害を有するもの
	4	そしゃくの機能を欠くもの
	5	音声又は言語機能に著しい障害を有するもの
	6	両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の欠くもの
	7	両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの
	8	一上肢の機能に著しい障害を有するもの
	9	一上肢のすべての指を欠くもの
	10	一上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
	11	両下肢のすべての指を欠くもの
	12	一下肢の機能に著しい障害を有するもの
	13	一下肢を足関節以上で欠くもの
	14	体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの
	15	前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
	16	精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
	17	身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの
3 級	1	両眼の視力が0.1以下に減じたもの
	2	両耳の聴力が40センチメートル以上では通常の話声を解することができない程度に減じたもの
	3	そしゃく又は言語の機能に相当程度の障害を残すもの
	4	脊柱の機能に著しい障害を残すもの
	5	一上肢の三大関節のうち、二関節の用を廃したもの
	6	一下肢の三大関節のうち、二関節の用を廃したもの
	7	長管状骨に偽関節を残し、運動機能に著しい障害を残すもの
	8	一上肢のおや指及びひとさし指を失ったもの又はおや指若しくはひとさし指を併せ一上肢の三指以上を失ったもの
	9	おや指及びひとさし指を併せ一上肢の四指の用を廃したもの
	10	一下肢をリスフラン関節以上で失ったもの
	11	両下肢の十趾の用を廃したもの
	12	前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働が著しい制限を受けるか、又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの
	13	精神又は神経系統に、労働が著しい制限を受けるか、又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの
	14	傷病が治らないで、身体の機能又は精神若しくは神経系統に、労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を有するもの

備考

- 1 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。
- 2 指を失ったものとは、おや指は指節間関節、その他の指は近位指節間関節以上を失ったものをいう。
- 3 指の用を廃したものとは、指の末節を半分以上失い、又は中手指関節若しくは近位指節間関節（おや指にあっては、指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいう。
- 4 趾の用を廃したものとは、第一趾は末節の半分以上、その他の趾は遠位趾節間関節以上を失ったもの又は中足趾節間関節若しくは近位趾節間関節（第一趾にあっては、趾節間関節）に著しい運動障害を残すものをいう。
- 5 この表の3級の項第14号に掲げる障害の程度は、厚生年金保険法施行令（昭和29年政令第110号）別表第一の相当規定に基づいて厚生大臣が定めたものに限るものとする。

## § 15 の 2 障害基礎年金（国民年金）

### 1 支給要件（国民年金法第30条）

障害厚生年金の障害等級が1級又は2級に該当したときに支給されます。（在職中でも支給）

### 2 年金額（平成16年10月から）（国民年金法第33条, 第33条の2）

障害等級1級 976,100円 × 改定率

障害等級2級 780,900円 × 改定率

なお、障害基礎年金の受給権者がその権利を取得した当時、その人によって生計を維持していた18歳未満の子又は20歳未満で障害等級が1級又は2級の障害の状態にあるときは、次の額が加算されます。

第1子・第2子 各224,700円 × 改定率

第3子以降の子 各74,900円 × 改定率

注：改定率（平成16年度＝1）は、政令で改定する。

### 3 請求手続

必要書類はその都度、公立学校共済組合から送付します。

## § 15 の 3 障害手当金

### 1 支給要件

組合員である間に初診日のある公務以外の傷病が初診日から5年以内に治り、障害厚生年金が支給されない程度の一定の障害の状態（§ 15-008頁別表7）にあるときに支給されます。ただし、その他の年金を受けることができる場合は支給されません。（保険料納付要件あり）

障害手当金を受給したのちに障害厚生年金が発生する場合は、障害手当金を返還する必要があります。

### 2 支給額

障害厚生年金3級の2年分で一時金として給付します。

別表 7

番号	障 害 の 状 態
1	両眼の視力が0.6以下に減じたもの
2	一眼の視力が0.1以下に減じたもの
3	両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの
4	両眼による視野が2分の1以上欠損したもの又は両眼の視野が10度以内のもの
5	両眼の調節機能及び幅鞏機能に著しい障害を残すもの
6	一耳の聴力が、耳殻に接しなければ大声による話を解することができない程度に減じたもの
7	そしゃく又は言語の機能に障害を残すもの
8	鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの
9	脊柱の機能に障害を残すもの
10	一上肢の三大関節のうち、一関節に著しい機能障害を残すもの
11	一下肢の三大関節のうち、一関節に著しい機能障害を残すもの
12	一下肢を3センチメートル以上短縮したもの
13	長管状骨に著しい転位変形を残すもの
14	一上肢の二指以上を失ったもの
15	一上肢のひとさし指を失ったもの
16	一上肢の三指以上の用を廃したもの
17	ひとさし指を併せ一上肢の二指の用を廃したもの
18	一上肢のおや指の用を廃したもの
19	一下肢の第一趾又は他の四趾以上を失ったもの
20	一下肢の五趾の用を廃したもの
21	前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの
22	精神又は神経系統に、労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの

## 備 考

- 1 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。
- 2 指を失ったものとは、おや指は節間関節、その他の指は近位指節間関節以上を失ったものをいう。
- 3 指の用を廃したものとは、指の末節の半分以上を失い、又は中手指節関節若しくは近位指節間関節（おや指にあっては、指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいう。
- 4 趾を失ったものとは、その全部を失ったものをいう。
- 5 趾の用を廃したものとは、第一趾は末節の半分以上、その他の趾は遠位趾節間関節以上を失ったもの又は中足趾節関節若しくは近位趾節間関節（第一趾にあっては、趾節間関節）に著しい運動障害を残すものをいう。

## § 16 組合員が死亡したとき

### § 16の1 組合員の資格喪失

組合員が死亡したときは、その翌日に組合員の資格を喪失します。

### § 16の2 組合員が死亡したときの手続

組合員が死亡した場合には、速やかに共済組合に連絡してください

#### 1 提出書類

- (1) 組合員異動報告書（市町費負担職員の場合、退職した日が確認できる辞令の写し等を添付）
- (2) 組合員証（被扶養者証を含む）
- (3) 高齢受給者証（交付を受けている人のみ）
- (4) 特定疾病療養受療証（交付を受けている人のみ）
- (5) 限度額適用認定証（交付を受けている人のみ）
- (6) 遺族共済年金（遺族基礎年金を含む）の請求書（遺族がいる場合）
- (7) 共済組合・互助組合の各種給付金の請求書

#### 2 資格喪失証明書の交付

被扶養者であった人が国民健康保険に加入される場合等で、共済組合の資格喪失証明書が必要なときは、所属所が提出する組合員異動報告書の備考欄に「資格喪失証明書が必要」と記入してください。

### § 16の3 給付金の請求

《共済組合》埋葬料，同附加金	§ 16-001頁
《互助組合》死亡弔慰金	§ 16-004頁
《互助組合》遺児育英資金	§ 16-004頁
《互助組合》退会給付金	§ 16-005頁
《共済組合》弔慰金	§ 16-006頁
《共済組合》埋葬料，同附加金（法65条第1項，第2項，運用方針第65条関係，施行令第23条の5 定款第26条）	

#### 1 支給要件及び支給額

組合員が公務によらないで死亡したとき

- ア 組合員が死亡したときに被扶養者がいた場合（請求者は被扶養者）  
埋葬料として50,000円が支給されます。

イ 被扶養者がいない場合（請求者は埋葬を行った人）

埋葬料の支給を受けるべき人がいない時は、実際に埋葬を行った人に対し、埋葬料として50,000円の範囲内で、実際に埋葬に要した費用に相当する額が支給されます。

## 2 給付についての一般的事項

- (1) 「死亡」とは、自然死のほかに法律上の死亡とみなされる認定死亡・失踪宣告も含まれます。
- (2) 「埋葬」とは、ここでは葬式のことをいい、認定死亡等による遺体のない葬式も含まれます。
- (3) 「埋葬に要した費用」とは、次のものをいいます。
  - ア 霊柩代又は霊柩の借料及び霊柩の運搬費
  - イ 埋火葬に要した費用
  - ウ 葬式の際の僧侶への謝礼
  - エ 霊前供物代
  - オ 病院等で死亡した場合の自宅までの移送に要した費用
- (4) 死亡の原因が自殺であっても支給の対象となります。
- (5) 公務を原因とする死亡及び通勤途上の死亡については、地方公務員災害補償基金から葬祭補償がなされるため支給の対象とはなりません。
- (6) 第三者の行為に基づく死亡について他から葬祭費が支払われるときは、その限度において全部又は一部が支給されません。
- (7) 任意継続組合員は、「組合員」とあるのは「任意継続組合員」に読み替えて適用されます。
- (8) 組合員が退職後3月以内に死亡した場合には、埋葬料が支給される場合があります。  
詳しくは、[§14](#)-011頁「退職後に受けることのできる短期給付」を参照してください。

## 3 附加給付

- (1) 組合員の埋葬
  - ア 被扶養者であった人が埋葬を行うとき  
埋葬料附加金として25,000円が支給されます。
  - イ 被扶養者でなかった人が埋葬を行うとき  
埋葬に要した費用が埋葬料の額より多い場合に支給され、25,000円の範囲内で、埋葬に要した費用の額と埋葬料の額との差額に相当する額が支給されます。

#### 4 請求書類

埋葬料・同附加金請求書（様式第63号・様式集 § 16-001頁） 1部

この請求書は、共済組合と互助組合の埋葬料関係の共通様式となっていますが、共済組合分と互助組合分をそれぞれ1枚ずつ作成し、提出してください。

（添付書類）

- （1） 死亡の事実を証明する書類（所属所長の原本証明のある埋火葬許可書の写し等）
- （2） 被扶養者でない人が埋葬料を請求するときは、埋葬に要した費用の領収明細書

#### 《互助組合》死亡弔慰金（互運営規則第16条）

##### 1 支給要件

組合員が死亡したときは、遺族に死亡弔慰金が支給されます。

##### 2 支給額

1,000,000円

##### 3 請求書類

（互）死亡弔慰金請求書（様式第63号・様式集 § 16-001頁）

この請求書は、共済組合と互助組合の埋葬料関係の共通様式となっていますが、共済組合分と互助組合分をそれぞれ1枚ずつ作成し、提出してください。

（添付書類）

- （1） 死亡の事実を証明する書類（所属長の原本証明のある埋火葬許可書の写し等）
- （2） 遺族確認書
- （3） 「請求・受領に関する委任状」（支給を受けるべき遺族に同順位者が2人以上いるときのみ）

#### 《互助組合》遺児育英資金（互運営規則第19条）

##### 1 支給要件

組合員が死亡したときに、その組合員に18歳以下で就学中の遺児があるときは、その遺児に、遺児となった年度から満18歳に達するまでの間、毎年、遺児育英資金が支給されます。

##### 2 支給額

遺児1人について次表のとおり給付されます。

年 齢	金 額（年額）
0歳から12歳まで	60,000円
13歳から15歳まで	96,000円
16歳から18歳まで	168,000円

### 3 請求書類

#### (1) 初年度

遺児育英資金受給申請書・請求書

(添付書類)

- ① 在学証明書（遺児が小・中学校以外の学校へ就学のとき）
- ② 親権者（後見人）と受給者の続柄等が確認できる書類

#### (2) 翌年度以降（毎年）

現況確認書

(添付書類)

在学証明書（遺児が小・中学校以外の学校へ就学のとき）

### 《互助組合》退会給付金（特別退職給付金・特別返還金・生涯福祉給付金）

組合員が死亡したときは、その遺族に給付金が支給されます。

#### 1 支給額

##### (1) 特別退職給付金（**互**運営規則第20条）

組合員期間中に納入した一般掛金の総額相当額から家族療養費及びリフレッシュ業附加金相当額を控除した額（平成16年3月31日時点で算定した額）の9割

##### (2) 特別返還金（**互**運営規則第50条）

組合員期間中に納入した退職医療掛金（給料月額 $\frac{2}{1,000}$ ）の総額に相当する

##### (3) 生涯福祉給付金（**互**運営規則第21条）

組合員期間中に納入した生涯福祉掛金（給料月額 $\frac{2}{1,000}$ ）の総額に相当する額

#### 2 請求書類

退会給付金請求書

※ 請求者は、（互）死亡弔慰金の請求書と同じ遺族にしてください。

《共 済 組 合》弔慰金（法第72条, 運用方針第72条関係, 施行規程第116条, 174条, 運営規則第21条）

### 1 支給要件及び支給額

組合員が水震火災その他の非常災害により死亡したとき。

遺族に対し、標準報酬月額1か月分（平成27年9月以前の災害の場合、給料の1か月分×1.25）の額が支給されます。

### 2 給付についての一般的事項

- (1) 「弔慰金」は、公務上であるかどうかは問いません。
  - (2) 「水震火災その他の非常災害」とは洪水、津波、台風、豪雨、地震、地割れ、がけ崩れ、雪崩、たつまき、落雷、火災等の主として自然現象をいいますが、交通事故その他の予測しがたい事故も含まれます。
  - (3) 死亡の原因が予測しがたい事故によるものであるかどうかについては、次の要件に該当するかどうかを勘案して判定します。
    - ア その事故による死亡の要素が、客観的にみて、社会通念上予測しがたい不慮の事故であること。
    - イ その事故の直後に、医療効果が得られないような状態で死亡したものであること。
    - ウ その事故による死亡が原則として、他動的原因に基づくものであること。
- \* 次のような場合は、「非常災害により死亡した場合」には該当しません。
- ・風雪や濃霧で通常登山できないような状態にありながら登山し、転落死した場合
  - ・危険地帯とされている海岸で水泳中に溺死した場合
  - ・交通事故により負傷し、病院で治療を受けていたが、事故発生後、数週間経て死亡した場合（治療方法により回復することも考えられるため。）
- (4) 組合員とその被扶養者が同一の非常災害により死亡したが、それぞれの死亡時間が判明しない場合には、先に被扶養者が死亡したものとみなして、家族埋葬料、家族埋葬料附加金及び家族弔慰金を弔慰金とともに組合員の遺族に支給する。（埋葬料は、他に被扶養者で埋葬を行う人がいなければ実際に埋葬を行った人に支給する。）
  - (5) 任意継続組合員の場合、「組合員」とあるのは「任意継続組合員」に読み替えて適用されます。
  - (6) 遺族とは $\text{§ 23}$ -001頁の遺族の順位と同じ取扱いとなります。

### 3 請求書類

※ 支給要件に該当すると思われるときは、請求する前に広島支部へ連絡してください。

- (1) 弔慰金・家族弔慰金請求書（様式集 $\text{§ 13}$ -001頁）
- (2) 事故報告書（様式集 $\text{§ 9}$ -029～030頁）

（添付書類）

- ア 死亡の事実を証明する書類（所属所長の原本証明のある死亡診断書（死体検案書）の写し等）
- イ 遺族の順位が証明できる書類

## § 16 の 4 遺族厚生年金

### 1 支給要件

組合員又は組合員であった人が次のいずれかに該当するときは、その人の遺族に支給されます。

- (1) 組合員が死亡したとき。
- (2) 組合員であった人が、退職後、組合員であった間に初診日のある傷病により、初診日から5年を経過する日前に死亡したとき。
- (3) 障害等級1級又は2級の障害厚生年金若しくは従前の制度による障害年金の受給権者が死亡したとき。
- (4) 老齢厚生（退職共済）年金の受給権者若しくは従前の退職年金、減額退職年金、通算退職年金の受給権者又は組合員期間等が25年以上である人が死亡したとき。

※（1）、（2）の場合は、保険料納付要件あり。

- ・死亡日の属する月の前々月までの組合員期間のうち保険料納付済期間と保険料免除期間を合わせた期間が3分の2以上であること。
- ・死亡日の属する月の前々月までの組合員期間のうち直近1年間に保険料の未納がないこと。

### 2 遺族の範囲及び順位

**遺族** 組合員（組合員であった人）の死亡当時、その人によって生計を維持していた次の順位に掲げる人をいいます。

なお、生計を維持していたとは、生計を共にしていた人のうち恒常的な収入金額が将来にわたって年額850万円以上にならない人のことです。また、死亡当時に収入が850万円以上であっても、5年以内に収入が850万円未満になると認められる場合も遺族となることができます。

#### 順位

**第1順位** 配偶者及び子（子については、18歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にあって、配偶者がいない人又は障害等級が1級若しくは2級の障害の状態にあって20歳未満の人）

**第2順位** 父母（実父母又は養父母）

**第3順位** 孫（18歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にあって配偶者がいない人又は障害等級が1級若しくは2級の障害の状態にある人）

**第4順位** 祖父母

※次の遺族には条件があります。

夫、父母、祖父母・・・55歳以上であること。（受給開始は60歳からになります。ただし、夫は遺族基礎年金を受給中の場合に限り、遺族厚生年金も受給で

きます。)

遺族が2人以上いる場合は、最も順位が高い人に支給されます。なお、同順位の人が2人以上いる場合は、その人数で等分されます。

子に対する遺族厚生年金は同順位者である配偶者が受給権を有する場合、配偶者に支給されま

す。

### 3 年金額

#### (1) 遺族厚生年金

$$\boxed{\text{遺族厚生年金の額}} = \boxed{\text{老齢厚生年金の額 (退職共済)}} \times \frac{3}{4}$$

#### (2) 経過的職域加算額・公務遺族年金

##### ア 経過的職域加算額

平成27年9月以前の組合員期間を有する人が死亡した場合、その組合員期間を算定の基礎として、改正前地共法における遺族共済年金の職域加算額が「経過的職域加算額」として遺族に支給されます。

##### イ 公務遺族年金

平成27年10月以降の組合員期間を有する人が公務上の傷病により死亡した場合、その組合員期間を算定の基礎として「公務遺族年金」として遺族に支給されます。

#### (3) 子のいない中高齢の妻に対する加算

遺族が40歳以上65歳未満の妻の場合 (組合員期間等が20年以上の場合に限る)

遺族厚生年金を受けることができる妻が40歳以上65歳未満であり、かつ、18歳未満の子などがいないことにより国民年金法による遺族基礎年金を受けられないときは、前記の算式により算定した額に603,200円×政令で定める率(遺族基礎年金の3/4の額)が加算されます。

#### (4) 公務上による遺族厚生年金の最低保障額

公務上による遺族厚生年金である場合で、(1)により算定した額が最低保障額よりも少ない場合は、次の年金額とされる。

$$\boxed{1,038,100\text{円} \times \text{改定率}}$$

#### 4 老齢厚生（退職共済）年金との併給調整

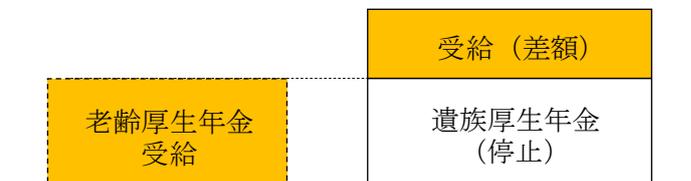
老齢厚生（退職共済）年金を受給している人が遺族厚生年金を受給することができるときは、二つの年金を同時に受給することはできず、いずれか一方の年金を選択し受給することとなります。選択方法は年齢によって異なります。

##### （1） 65歳未満の場合

自身の老齢厚生（退職共済）年金と遺族厚生年金のいずれか一方を受給する。

##### （2） 65歳以上の場合

自身の老齢厚生（退職共済）年金を全額受給したうえで、遺族厚生年金が老齢厚生（退職共済）年金を上回る場合に限り、その差額分を受給する。



#### 5 支給停止等

##### （1） 夫、父母、祖父母が遺族の場合

遺族厚生年金の受給権者が夫、父母、祖父母で60歳未満のときは、60歳に達するまで支給停止になります。ただし、その人が障害等級の1級又は2級の障害の状態にあるときは、支給停止されません。また、夫については、遺族基礎年金を受給中の場合に限り、遺族厚生年金も受給することができます。

##### （2） 配偶者と子が遺族に該当する場合

子に対する遺族厚生年金は、配偶者が遺族厚生年金の受給権を有する間は支給が停止されません。また、停止された子の遺族厚生年金は配偶者に支給されます。

##### （3） 30歳未満の妻が遺族に該当する場合

- ア 夫の死亡時に18歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある子を有していない30歳未満の妻は、遺族共済年金を5年間の有期給付となります。
- イ 夫の死亡時に18歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある子を有する30歳未満の妻については、子の遺族厚生年金失権日（子が18歳に達する日以後最初の3月31日に達した場合等）の翌日から5年間までの有期給付となります。

## 6 請求手続

### (1) 提出書類

原則として必要な書類は次のとおりですが，組合員及び遺族の状況に応じて提出書類が異なります。必要書類については，別途広島支部からご案内しますので，請求時には事前に広島支部までご連絡ください。

ア 年金請求書

イ 戸籍謄本

ウ 世帯全員の住民票の写し

エ 所得証明書

オ 死亡診断書

### (2) 提出先

最終所属所を経て広島支部へ提出してください。

## § 16 の 5 遺族基礎年金（国民年金）

### 1 支給要件

組合員が死亡した当時、その人によって生計を維持していた次の要件に該当する配偶者又は子に支給されます。遺族厚生年金と同様に保険料納付要件があります。

### 2 遺族の範囲

- (1) 配偶者・・・(2) に該当する子と生計を同じくしていること。
- (2) 子・・・18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるか、又は20歳未満で障害等級が1級若しくは2級の障害の状態にある子で配偶者がいない人。

### 3 年金額

配偶者と子が遺族の場合、子に対する遺族基礎年金の支給は停止され、配偶者に支給されます。子のみが遺族で子が2人以上いる場合は、その人数で等分して支給されます。

#### (1) 配偶者の受ける遺族基礎年金額

区 分	基 本 額	加 算 額
子が1人いる配偶者	780,900円×改定率	224,700円×改定率
子が2人いる配偶者	780,900円×改定率	224,700円×改定率×2
子が3人いる配偶者	780,900円×改定率	上記の額+74,900円×改定率

#### (2) 子の受ける遺族基礎年金

区 分	基 本 額	加 算 額
1人のとき	780,900円×改定率	—
2人のとき	780,900円×改定率	224,700円×改定率
3人のとき	780,900円×改定率	上記の額+74,900円×改定率

注：改定率は、政令で改定する。

### 4 請求手続

#### (1) 提出書類

遺族厚生年金の請求書類と併せて広島支部からご案内しますので、請求時には事前に広島支部までご連絡ください。

#### (2) 提出先

最終所属所を経て広島支部へ提出してください。

## § 17 被扶養者が死亡したとき

### § 17の1 被扶養者取消しの手続

被扶養者が死亡したときは、被扶養者申告書に死亡の事実を確認できる書類（埋火葬許可証等）の写し及び被扶養者証（高齢受給者証を含む。）を添付して、所属所長を経由して提出してください。

※ §7の「被扶養者の認定及び取消し」を参照してください。

※ 被扶養配偶者が死亡したときは、§7の9の「国民年金第3号被保険者資格喪失手続」も必要です。

### § 17の2 給付金の請求

《共済組合》家族埋葬料、同附加金…………… § 17-001頁

《互助組合》家族死亡弔慰金…………… § 17-002頁

《共済組合》家族弔慰金…………… § 17-003頁

《共済組合》家族埋葬料、同附加金（法第65条第3項、施行令23条の5、運用方針第65条関係、定款第26条、施行規程第112条、運用規則第21条）

#### 1 支給要件及び支給額

被扶養者が死亡したときは、組合員に対し、家族埋葬料として50,000円、同附加金として25,000円が支給されます。

#### 2 給付についての一般的事項

- (1) 「死亡」とは、自然死のほかに法律上の死亡とみなされる認定死亡・失踪宣言も含まれます。
- (2) 「埋葬」とは、ここでは葬式のこといい、認定死亡等による遺体のない葬式も含まれます。
- (3) 被扶養者の埋葬に当たって、組合員以外の方が埋葬したときでも組合員に対して家族埋葬料が支給されます。
- (4) 死亡の原因が自殺であっても支給の対象となります。
- (5) 第三者の行為に基づく死亡について他から葬祭費が支払われるときは、その限度において全部又は一部が支給されません。
- (6) 任意継続組合員は、「組合員」とあるのは「任意継続組合員」に読み替えて適用します。

#### 3 請求書類

家族埋葬料・同附加金請求書（様式第63号・様式集 § 16-001頁） 1部

（添付書類）

死亡の事実を証明する書類（所属所長の原本証明のある埋火葬許可書の写し等）

## 《互助組合》 家族死亡弔慰金 (⑤運営規則第18条)

### 1 支給要件

被扶養者が死亡したときは、組合員に家族死亡弔慰金が支給されます。

### 2 支給額

ア 被扶養配偶者の死亡	30万円
イ 被扶養配偶者でない被扶養者の死亡	2万円

### 3 請求書類

(互) 家族死亡弔慰金請求書 (様式63号)

この請求書は、共済組合と互助組合の埋葬料関係の共通様式です。共済組合に提出すると互助組合に請求手続きをしたことになります。

## 《共済組合》 家族弔慰金 (法第72条, 運用方針第72条関係, 施行規程第116条, 第174条, 運営規則第21条)

### 1 支給要件及び支給額

被扶養者が水震火災その他の非常災害により死亡したとき。

組合員に対し、家族弔慰金として標準報酬月額 $\times$ 70/100 (平成27年9月以前の災害の場合、給料の1か月分 $\times$ 1.25 $\times$ 70/100) に相当する額が支給されます。

### 2 給付についての一般事項

(1) 「水震火災その他の非常災害」とは洪水, 津波, 台風, 豪雨, 地震, 地割れ, がけ崩れ, 雪崩, たつまき, 落雷, 火災等の主として自然現象をいいますが, 交通事故その他の予測しがたい事故も含まれます。

(2) 死亡の原因が予測しがたい事故によるものであるかどうかについては, 次の要件に該当するかどうかを勘案して判定します。

ア その事故による死亡の要素が, 客観的にみて, 社会通念上予測しがたい不慮の事故であること。

イ その事故の直後に, 医療効果が得られないような状態で死亡したものであること。

ウ その事故による死亡が原則として, 他動的原因に基づくものであること。

※ 次のような場合は, 「非常災害により死亡した場合」には該当しません。

- ・風雪や濃霧で通常登山できないような状態にありながら登山し, 転落死した場合
- ・危険地帯とされている海岸で水泳中に溺死した場合

・交通事故により負傷し、病院で治療を受けていたが、事故発生後、数週間経て死亡した場合（治療方法により回復することも考えられるため。）

- (3) 組合員とその被扶養者が同一の非常災害により死亡したが、それぞれの死亡時間が判明しない場合には、先に被扶養者が死亡したものとみなして、家族埋葬料、家族埋葬料附加金及び家族弔慰金を弔慰金とともに組合員の遺族に支給する。（埋葬料は、他に被扶養者で埋葬を行う人がいなければ実際に埋葬を行った人に支給する。）
- (4) 任意継続組合員は、「組合員」とあるのは「任意継続組合員」に読み替えて適用されます。

### 3 請求書類

※ 支給要件に該当すると思われるときは、請求する前に広島支部へ連絡してください。

- (1) 弔慰金・家族弔慰金請求書（様式集 § 13-001頁）
- (2) 事故報告書（様式集 § 9-030頁）

（添付書類）

死亡の事実を証明する書類（所属所長の原本証明のある死亡診断書（死体検案書）の写し等）

## § 18 各種資金を必要とするとき

### § 18の1 貸付けの要件・種類（法第112条，定款第27条，貸付規程第4条）

共済組合が行う貸付けは，組合員の臨時の支出(注)に対するもので，一般，住宅，住宅災害，介護住宅，教育，災害，医療，結婚，葬祭，高額医療，出産及び特別の12種類です。

互助組合が行う貸付けは，組合員の資金の便を図るためのもので，一般，特別（結婚，入学・修学，医療，葬祭，海外研修，海外赴任）住宅災害，訴訟の4種類です。

(注) 経常的な生活費等及び借金返済（クレジットカードによる支払いを含む。）は対象となりません。

### § 18の1の(1) 臨時に資金が必要なとき

《共済組合》（貸付規程第4条，第5条）

#### ア 一般貸付けの申込み

組合員（引き続き組合員期間(注)が6か月以上の人，以下同じ。）が臨時に資金を必要とするとき。

(注) 「組合員期間」とは，公立学校共済組合員及び他の公務員の共済組合員の期間をいいます。

#### イ 特別貸付けの申込み

再任用組合員又は地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第1項第1号の規定により任期を定めて採用された組合員（以下「育休任期付組合員」という。）が臨時に資金を必要とするとき。

《互助組合》 一般資金貸付けの申込み（互運営規則第23条第1号）

組合員が臨時に資金（住居又は土地の資金を除く。）を必要とするとき。

### § 18の1の(2) 住宅の新築・購入又は敷地の購入等で資金が必要なとき

《共済組合》住宅貸付けの申込み（貸付規程第4条）

組合員が自己の用に供するための住宅の新築・増築・改築・移築・修理・購入若しくは借入れ又は住宅の敷地の購入（5年以内に建築を予定されている場合。），借入れ若しくは補修をするのに資金を必要とするとき。

(注) 1 「自己の用に供するため」とは，組合員が居住するためのもので，投資・賃貸等を目的とする場合は含みません。

#### 2 新築等の用語について

「新築」……新たに住宅を建てること。

「増築」……既存の住宅に更に建て加えること。

「改築」……既存の住宅の全部又は一部を除却して，前の規模，構造，用途と著しく異なるものを引き続きその場所に建てること。

「移築」……既存の住宅を壊し，その材料で他の場所に建てること。

「購入」……他人のものの所有権を自己に移転すること。

「借入れ」……目的物につき賃貸借契約等を結ぶこと。

「修理」……既存の住宅に増改築に至らない程度の改変を加えること。

### § 18の1の(3) 住宅・敷地が非常災害を受け，資金が必要なとき

《共済組合》住宅災害貸付けの申込み（貸付規程第4条，貸付支部細則第2条）

組合員が自己の用に供している住宅若しくは住宅の敷地が、水震火災その他の非常災害により5分の1以上又はこれと同程度の損害を受け、新築等をするため資金を必要とするとき。

申込みは、災後1年以内です。

#### 《互助組合》住宅災害資金貸付けの申込み（⑤運営規則第23条第3号）

組合員が水震火災その他非常災害により住居に損害を受けて資金を必要とするとき。

### §18の1の(4) 在宅介護構造の住宅の新築等で資金が必要なとき

《共済組合》介護構造部分に係る住宅・住宅災害貸付け（以下「介護住宅貸付け」という。）の申込み（貸付規程第8条）

介護の必要な人に配慮した構造を有する住宅及び介護機器の設置をするため資金を必要とするとき。

- (注) 1 「介護に配慮した構造」とは、段差の解消、手すりの設置、車椅子が利用できる幅の廊下、居室、洋式で広いトイレ、入浴しやすい浴槽等
- 2 「介護機器の設置」とは、ホームエレベーター、天井走行リフト、階段昇降機等
- 3 申込時に、介護の必要な人の有無は問いません。

### §18の1の(5) 入学又は修学で資金が必要なとき

《共済組合》教育貸付けの申込み（貸付規程第4条）

組合員、被扶養者又は被扶養者でない子、孫若しくは弟妹が、学校教育法第1条に規定する高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）、大学若しくは高等専門学校若しくは同法第124条に規定する専修学校若しくは同法第134条に規定する各種学校に入学又は修学するため資金を必要とするとき。

また、正規の教育課程の修業年限が1年以上である外国の教育機関で、当該機関に入学（修学又は受講）する課程の修業年限が3か月以上であるときも貸付けが受けられます。

(注) 「入学又は修学するための資金」とは、貸付日から、概ね1年以内（同一年度内）に必要なとする臨時的費用です。

〈対象となる費用〉	〈対象外の費用〉
①入学金、授業料等学校に納める費用	①家賃
②教材費、制服代、教育機器購入費	②生活費（食費、交通費等）
③アパートの敷金、礼金	③旅費
④家電製品、家具購入費	④受験費用
⑤その他（①～④に準ずると支部長が認めるもの）	⑤その他（①～④に類するもの）

《互助組合》特別資金貸付けの申込み（⑤運営規則第23条第2号イ）

組合員、被扶養者又は被扶養者でない子、孫若しくは弟妹が学校教育法に規定する高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校又は大学に入学又は修学するために資金を必要とするとき。

## § 18 の 1 の (6) 組合員又は被扶養者が非常災害を受け、資金が必要なとき

《共済組合》災害貸付けの申込み（貸付規程第4条、貸付支部細則第2条）

組合員又は被扶養者が水震火災その他の非常災害を受けたため資金を必要とするとき。

申込みは、災後3か月以内です。

（注）「その他の非常災害」とは、人為的な交通事故、盗難等不慮の事故による災害をいいますが、病気の場合は含みません。

## § 18 の 1 の (7) 医療を受けるため資金が必要なとき

《共済組合》医療貸付けの申込み（貸付規程第4条）

組合員、被扶養者又は被扶養者でない配偶者、子、孫、弟妹若しくは父母（配偶者の父母を含む。）が医療を受けるため資金を必要とするとき。

（注）「医療を受けるための資金」とは、医療機関に支払う費用のほか、療養のために要する諸費用（付添料、通院費、日常諸雑費等）を含みます。

《互助組合》特別資金貸付けの申込み（互運営規則第23条第2号ウ）

組合員、被扶養者又は被扶養者でない配偶者、子、孫、弟妹若しくは父母が医療を受けるために資金を必要とするとき。

## § 18 の 1 の (8) 結婚のため資金が必要なとき

《共済組合》結婚貸付けの申込み（貸付規程第4条、貸付支部細則第2条）

組合員又は子が結婚するため資金を必要とするとき。

申込みは、結婚予定日以前又は結婚日以後の各6か月以内です。

《互助組合》特別資金貸付けの申込み（互運営規則第23条第2号ア）

組合員、被扶養者又は被扶養者でない子、孫若しくは弟妹が結婚するため資金を必要とするとき。

## § 18 の 1 の (9) 葬祭・墓地の取得等のため資金が必要なとき

《共済組合》葬祭貸付けの申込み（貸付規程第4条、貸付支部細則第2条）

組合員が被扶養者又は被扶養者でない配偶者、子、孫、弟妹若しくは父母（配偶者の父母を含む。）の葬祭を行うため資金を必要とするとき。

申込みは、葬儀及び法事等の行われた日から1か月以内とし、墓地の取得及び墓石の建立等については死亡日から1年以内かつ購入日前です。

（注）「葬祭」とは、葬儀、死亡日から2か月以内に行う法事等の行事又は墓地の取得及び墓石の建立等です。

《互助組合》特別資金貸付けの申込み（互運営規則第23条第2号エ）

組合員が被扶養者又は被扶養者でない配偶者、子、孫、弟妹若しくは父母の葬祭を行うために資金を必要とするとき。

## § 18の1の(10) 海外研修又は海外赴任で資金が必要なとき

《互助組合》特別資金貸付けの申込み(互運営規則第23条第2号オ)

組合員が海外研修又は海外赴任をするために資金を必要とするとき。

## § 18の1の(11) 高額療養費の支払のため資金が必要なとき

《共済組合》高額医療貸付けの申込み(貸付規程第4条)

組合員(任意継続組合員を含む。)又は被扶養者が高額療養費の支給の対象となる療養に係る支払のため資金を必要とするとき。

※ 詳細については、「高額医療貸付けの概要」を参照してください。

## § 18の1の(12) 出産に係る支払のため資金が必要なとき

《共済組合》出産貸付けの申込み(貸付規程第4条)

組合員(任意継続組合員を含む。)が、出産費又は家族出産費の支給の対象となる出産に係る支払のため資金を必要とするとき。

※ 詳細については、「出産貸付けの概要」を参照してください。

## § 18の1の(13) 公務に関する訴訟のため資金が必要なとき

《互助組合》訴訟資金貸付けの申込み(互運営規則第23条第4号)

組合員が公務に関して訴訟を提起されたことにより資金を必要とするとき。

## § 18の2 貸付けの制限・限度額及び利率

### 1 貸付けの制限

《共済組合》(貸付規程第5条,貸付支部細則第4条の3)

(1) 貸付の対象となる金額は、貸付日以降に支払いを行うものに限り、ただし、一般・特別・結婚・教育・葬祭貸付けについては、支払日から概ね1か月以内に貸付申込書等を共済組合で受け付けたものも含まれます。

(2) 次のいずれかに該当する組合員は、貸付けを受けられません。

ア 引き続き組合員期間が6か月未満の場合

イ 支部長が償還の確実性がないと認める場合(注1)

ウ 申し込んだ貸付種別と同一種別の貸付けにつき、未償還元利金がある場合(借替を除く。)

エ 貸付金の毎月の償還額の合計が給料月額(注2)の $\frac{3}{10}$ 、ボーナス償還については $\frac{6}{10}$ を超える場合

オ 共済組合以外の借入金も含めて、年間返済総額が給料月額の4.8倍を超える場合

(3) 貸付けは、貸付けの種類に応じ、それぞれ1口に限ります。

(注1)「支部長が償還の確実性がないと認める場合」とは、申込人が次の各号いずれかに該当する場合をいう。

a 現に給与の差押えを受けているとき。

b 懲戒を事由とする停職等の処分を受け、給与の支給が見込めないとき。

c 貸付保険事故者(保険会社に譲渡された債務を完済している場合を除く。)

d 破産の申立てから破産手続開始決定までの間にあるとき、又は破産手続開始決定後10年を経過していないとき。

e 民事再生手続の申立てから再生計画認可決定までの間にあるとき、又は再生計画認可決定後10年を経過していないとき。

f 前各号に掲げるほか、債務不履行に至る恐れのある事由があると支部長が認めたとき。

(注2)「給料月額」とは、教職調整額及び給料の調整額を含んだものをいいます。

#### 《互助組合》(⑤運営規則第24条、第25条、第26条第2項)

(1) 次のいずれかに該当するときは貸付けを受けられません。

ア 貸付け申込みの日において、新規採用で組合員期間が6か月未満の者。

イ 貸付け申込みの日において、未成年の者。ただし、法定代理人による同意書及び続柄を確認できるものの提出があればこの限りではない。

ウ 共済組合及び互助組合の償還月額の合計が給料月額の10分の3に相当する額を超える場合。

エ 住宅災害資金貸付けの申込みの日において、定年退職まで5年未満の者。ただし、退職手当受取りの金融機関を指定するもの及び退職手当受取りの権限を理事長に委任するものを提出すればこの限りではない。

オ 貸付け申込み理由について虚偽の事実があると認める者。

カ 理事長が償還の確実性がないと認める者。

キ 既貸付けの償還済み回数が24回に満たない同一種類の貸付けの場合。

ク 給料その他の給与の全部又は一部の支給を受けないこと等(育児休業、休職等)により、初回の償還金が給料から控除できない場合

(2) 貸付けは、貸付けの種類に応じ、それぞれ1口に限ります。

## 2 既に貸付けを受けている場合の貸付け

### 《共済組合》(貸付規程第6条)

(1) 既に貸付けを受けている組合員が、同一種別の貸付けを申し込む場合の、貸付申込金額及び送金額は次のとおりです。

(例)	・住宅貸付け	
	・既貸付の未償還元利息	2,151,660円……①
	・貸付限度額	18,000,000円……②
	・今回工事見積額＝新規必要額	4,300,000円……③

#### 新規貸付申込額

① 2,151,660円＋③ 4,300,000円＝6,451,660円

10万円未満の端数切捨てにより④ 640万円(≦②1800万円)

#### 送金額

④ 6,400,000円－① 2,151,660円＝4,248,340円

(注1) 借替前の貸付金は送金時に返済が完了したことになり、新たに640万円を借りたこととなります。

(注2) 貸付限度額については、組合員期間により算出する。(§18)の2-3参照)

(2) 既に住宅貸付けを受けている組合員が住宅災害貸付けを申し込む場合は、既に貸付けを受けている住宅貸付けを住宅災害貸付けとみなし、新たな貸付金の額から、住宅貸付けの未償

還元利金を差し引いた額を送金します。

- (3) 既に住宅災害貸付けを受けている組合員が住宅貸付けを申し込む場合は、別枠の貸付けとします。ただし、貸付限度額は、住宅貸付けの貸付限度額から、住宅災害貸付けの未償還元利金を差し引いた額です。
- (4) 一般貸付けについては、既貸付日の属する月の初日から2年を経過していない場合、借替はできません。

#### 《互助組合》(互)運営規則第25条)

既に貸付けを受けている人に対しては、新たな貸付金の額から、未償還元金を差し引いた額の貸付けを受けることができます。ただし、償還済み回数が24回未満の場合は、新たな貸付けを受けることができません。

### 3 貸付限度額及び貸付金の単位

#### 《共済組合》(貸付規程第7条,第8条)

- (1) 貸付金の額は、貸付限度額の範囲内で、10万円を単位とします。
- (2) 貸付限度額は、次に掲げる貸付種別に応じた金額ですが、貸付けを受けたときの毎月の償還額の合算額が、その人の給料月額  $\frac{3}{10}$  に相当する額の範囲内です。
- (3) ボーナス併用償還については、貸付けを受けたときのボーナス償還の償還額の合算額が、その人の給料月額  $\frac{6}{10}$  に相当する額の範囲内です。
- (4) 介護住宅貸付けは、住宅・住宅災害貸付けの貸付限度額にかかわらず、貸付けを受けられます。

貸付限度額	
一般貸付け	200万円
住宅貸付け	1,800万円
住宅災害貸付け	1,900万円
介護住宅貸付け	300万円
教育貸付け	550万円
災害貸付け	200万円
医療貸付け	120万円
結婚貸付け	200万円
葬祭貸付け	200万円
特別貸付け	給料月額 $\times \frac{3}{10}$ $\times$ 残任期月数で 200万円以内

- (5) 住宅貸付け、住宅災害貸付け及び介護住宅貸付けについては、上記貸付限度額の範囲内で、かつ対象物件の購入代金等の業者への未払金の範囲内です。
- (6) 住宅貸付けの貸付限度額の算出には次の二つの方法があり、このうち高い方の額が貸付限度額になります。
- ア 貸付申込時の給料月額を基にし、組合員期間との関係で次表により算出した額（最高限度額

1,800万円)

組 合 員 期 間	貸 付 限 度 額	最高限度額 1,800万円
6か月以上 3年未満	給料月額×10	
3年以上 5年未満	〃 ×15	
5年以上 10年未満	〃 ×25	
10年以上 20年未満	〃 ×35	
20年以上	〃 ×45	

イ 仮定退職手当の額（最高限度額1,800万円）

仮定退職手当の額とは、組合員が申込時において退職するとしたならば、受けることのできる地方公共団体の退職手当に関する条例又はこれに相当する規則による退職手当（自己都合による退職の場合の退職手当とする。）の額

- (7) 住宅又は住宅の敷地が水震火災その他の非常災害により損害（住宅災害貸付けに該当する程度に至らない損害）を受けたために行う住宅貸付け（以下「住宅貸付けの特例」という。）の貸付限度額は、前記（6）により算出した額の1.5倍に相当する額（最高限度額1,800万円）です。
- (8) 住宅災害貸付けを受けている組合員に対して住宅貸付けを行う場合の住宅貸付けの貸付限度額は、前記2（3）の額です。
- (9) 住宅災害貸付けの貸付限度額は、前記（6）により算定した金額の2倍に相当する金額（最高限度額1,900万円）です。
- (10) 一般、教育、結婚、葬祭及び特別貸付けについては、貸付限度額の範囲内で必要とする金額です。
- (11) 一般、教育、災害、医療、結婚及び葬祭貸付けの未償還元金の総額と申込み金額の合計が700万円を超える貸付けはできません。

#### 《互 助 組 合》(互)運営規則第26条の第1項)

(1) 貸付金の額は、次のとおりです。

一般資金・20万円, 30万円, 50万円, 100万円, 150万円, 200万円

一般資金以外（特別, 住宅災害, 訴訟）

…………… 20万円, 30万円, 50万円, 100万円

(2) 貸付けは、各貸付種類につき1口限りとします。

#### 4 貸付金の利率

##### 《共 済 組 合》(貸付規程附則別表)

通常利率及び特例利率は、次表のとおりです。（いずれも年利）

財政融資資金利率が改正され、次表の区分が変動した場合は、当該財政融資資金利率が改正された日の属する月の翌々月の初日から、変動後の区分による特例利率を適用します。

7月1日から12月31日の間は当該年度の4月1日の、1月1日から6月30日の間は前年の10月1日の財政融資資金率により適用

平成 22 年 9 月 1 日～		財 政 融 資 資 金 利 率 (年 利)		
貸付種別	財政融資資金利率	本則貸付利率	特例貸付利率	
			2.40%超 4.10%未満	2.40%以下
一般・特別・住宅・教育・医療・結婚・葬祭貸付け	4.36%	2.76%～4.26%	2.66%	
住宅災害・災害貸付け	3.63%	2.30%～3.55%	2.22%	
住宅・住宅災害貸付けのうち 介護構造部分に係る貸付け	4.10%	2.50%～4.00%	2.40%	
激甚災害による住宅災害貸付けの 元金猶予期間	2.33%	1.72%	左に同じ	

※ 特例期間は財政融資資金利率が 4.1% を下回っている期間。

(注) 平成 19 年 4 月以降の貸付け（借替えを含みます。）には、これらの貸付利率に保険料充当率として年 0.06%が上乗せされます。

7月1日から12月31日の間は当該年度の4月1日の、1月1日から6月30日の間は前年の10月1日の財政融資資金率により適用

平成 27 年 10 月 1 日～		財 政 融 資 資 金 利 率 (年 利)		
貸付種別	財政融資資金利率	本則貸付利率	特例貸付利率	
			2.40%超 4.20%未満	2.40%以下
一般・特別・住宅・教育・医療・結婚・葬祭貸付け	4.46%	2.76%～4.36%	2.66%	
住宅災害・災害貸付け	3.72%	2.30%～3.63%	2.22%	
住宅・住宅災害貸付けのうち 介護構造部分に係る貸付け	4.20%	2.50%～4.10%	2.40%	
激甚災害による住宅災害貸付けの 元金猶予期間	2.42%	1.72%	左に同じ	

※ 特例期間は財政融資資金利率が 4.2% を下回っている期間。

(注) 平成 19 年 4 月以降の貸付け（借替えを含みます。）には、これらの貸付利率に保険料充当率として年 0.06%が上乗せされます。

## 《互助組合》(⑤運営規則第27条)

互助組合の貸付利率は、次表のとおりです。

区 分	貸付利率：年利
一般資金，特別資金	1.8%（月利0.15%）
住宅災害資金，訴訟資金	無利息

### § 18 の 3 貸付申込書等の提出

《共済組合》(貸付支部細則第2条)

#### 1 貸付申込書等の記載, 提出

共済組合の貸付けを受けるには、貸付種別ごとの貸付申込書及び貸付借用証書に必要事項を記載し、添付書類(§ 18 の 5, 様式集を参照)を付して、提出期限までに共済組合に提出してください。

#### 2 貸付申込書等の提出期限

- (1) 貸付申込書の締切日は、毎月20日です。(必着)
- (2) 締切日が土曜日及び日曜日等の県の休日に当たるときは、県の休日の翌日です。

〈締切日の特例〉

貸 付 種 別	締 切 日
他共済組合からの転入に伴う貸付け	貸付月の5日
入学による教育貸付け	1月，2月及び3月の貸付月のみ，当該月の初日
医療，住宅災害，災害の各貸付け	状況に応じて締切日を変更
高額医療貸付け及び出産貸付け	随時

《互助組合》

- 1 貸付申込書の締切日は、毎月1日と10日です。(必着)
- 2 締切日が土曜日及び日曜日等の県の休日に当たるときは、県の休日の前日です。

### § 18 の 4 貸付申込書の記入方法

詳細については、様式集を参照してください。

## § 18 の 5 貸付申込書の添付書類

《共 済 組 合》（貸付支部細則第 3 条等）

貸付けの申込みは、申込人が貸付申込書及び貸付借用証書に所定の事項を記入し、必要書類及び「貸付事業における個人情報に関する同意書」〔様式集 § 18-028 頁〕及び「借入状況等申告書」〔様式集 § 18-032 頁〕及び「最新（直近）の給料明細書等の写し」を添付して、所属所長を経て共済組合へ提出してください。

### 1 一般貸付け等の申込書に添付する書類

貸付種別	必 要 書 類		
一 般 貸 付 け	<ul style="list-style-type: none"> <li>・貸付金額100万円未満は、必要額確認のための添付書類は不要</li> <li>・貸付金額100万円以上は、必要額が確認できる書類（注1）</li> </ul>		
教 育 貸 付 け	入 学	合格通知書の写し又は入学許可書の写し	必要額が確認できる書類（注2）
	修 学	在学証明書	
（外国の教育機関に係る貸付け）	入学等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入学（修学又は受講）許可書の写し</li> <li>・貸付け事由の内容が網羅された外国の教育機関の証明書等〔様式集参照〕</li> </ul>	
災 害 貸 付 け	り災害実証明書（市区町村、警察署、消防署等の所轄官公署が発行する証明）		
医 療 貸 付 け	医師の診断書		
結 婚 貸 付 け	<ul style="list-style-type: none"> <li>・結婚前の申込みは、挙式申込受理書の写し又は仲人の証明書等</li> <li>・結婚後の申込みは、結婚の事実を証明するもの</li> </ul>		必要額が確認できる書類（注1）
葬 祭 貸 付 け	<ul style="list-style-type: none"> <li>・死亡の事実及び組合員との続柄が確認できる書類</li> <li>・葬儀等の申込みは、葬儀又は法事等を行ったことを明らかにする書類</li> <li>・必要額が確認できる書類（注3）</li> <li>・墓地の取得等の申込みは、購入費用及び購入日の確認できる契約書等の写し</li> </ul>		
高 額 医 療 貸 付 け	保険医療機関等の発行する請求書の写し又は領収書の写し		
出 産 貸 付 け	<ul style="list-style-type: none"> <li>・母子健康手帳の写し（表紙部分）</li> <li>・医師等の証明書〔様式集 § 18-055 頁〕</li> <li>・妊娠4か月以上の異常分娩又は母体保護法に基づく人工中絶による申込みは、医療機関等の発行する請求書の写し又は領収書の写し</li> </ul>		
特 別 貸 付 け	<ul style="list-style-type: none"> <li>・貸付金額100万円未満は、添付書類不要</li> <li>・貸付金額100万円以上は、必要額が確認できる書類（注1）</li> <li>・辞令の写し</li> </ul>		

注1 次のいずれかを添付する。①契約書の写し②請書の写し③請求書の写し④領収書（申込日前1か月以内のもの）の写し⑤見積書の写しと売主が注文を受けたことを証明する書類⑥自家用車は注文書の写し

注2 入学金・授業料の納付書、納入通知書の写し及び諸経費等の納付書、契約書、請書、請求書、領収書の写し（貸付申込書等の共済組合受付日前1か月以内のもの。対象となる経費については、§ 18 の 1 の（5）を参照してください。）

注3 注1の⑥を除く書類のいずれかを添付する。

## 2 住宅・住宅災害貸付申込書に添付する書類

### (1) 申込事由別必要書類一覧表

〈各申込事由共通の留意事項〉

貸付金額は、貸付日以降に業者へ支払わなければならない代金の範囲内です。したがって、契約書でこのことを確認できることが必要です。確認できない場合は、業者が交付する支払日に関する確認書又は変更契約書を添付してください。

	申 込 事 由	必 要 書 類
土地付住宅「マンション等中高層共同住宅を含む」	新 築 購 入 (建築中のものを含む。)	①売買契約書の写し ②敷地の登記事項証明書（原本） ③建築の確認済証等の写し（第一面の写し。建築確認を要しない地域の場合は、建築工事届が提出済であることを確認できる書類。以下同じ。） ④住宅の平面図 ⑤購入する土地の地目が農地の場合は、農地転用許可書の写し又は受理証明書の写し
	中 古 購 入	①売買契約書の写し ②敷地の登記事項証明書（原本） ③住宅の登記事項証明書（原本） ④住宅の平面図
住 宅	新 築	①工事請負契約書の写し ②敷地の登記事項証明書（原本）（本人名義でない場合は工事承諾書〔様式集 § 18-036頁。以下同じ〕の写しを添付） ③建築の確認済証等の写し ④住宅の平面図 ⑤敷地の地目が農地の場合は、農地転用許可書の写し又は受理証明書の写し
	増築, 改築, 移築	①工事請負契約書の写し ②敷地の登記事項証明書（原本）（本人名義でない場合は工事承諾書の写しを添付） ③住宅の登記事項証明書（原本） ④建築の確認済証等の写し ⑤住宅の平面図
	購 入	①売買契約書の写し ②敷地の登記事項証明書（原本） ③住宅の登記事項証明書（原本）（新築中のもので未登記の場合は建築の確認済証の写し） ④住宅の平面図
	修 理	①工事請負契約書の写し ②住宅の登記事項証明書（原本）（本人名義でない場合は工事承諾書の写しを添付） ③修理箇所の図面又は写真
	借 入 れ	①賃貸借契約書の写し ②住宅の平面図

	申 込 事 由	必 要 書 類
敷	購 入	①売買契約書の写し ②敷地の登記事項証明書（原本） ③住宅新築工事に係る誓約書〔様式集 § 18-038頁〕 ④敷地の地目が農地の場合は、農地転用許可書の写し又は受理証明書の写し
	借 入 れ	①貸借契約書の写し ②住宅新築工事にかかる誓約書
地	補 修	①工事請負契約書の写し ②補修箇所の図面又は写真 ③市区町村、警察署、消防署等の所轄官公署が発行するり災事実証明書 ④敷地の登記事項証明書（原本）（本人名義でない場合は工事承諾書の写しを添付）
住宅災害貸付けの申込人は、上記に掲げる書類のほか、市区町村、警察署、消防署等の所轄官公署が発行するり災事実証明書を添付すること。		

（注意）① 土地・建物の登記事項証明書の原本は、法務局の交付後3か月以内のもの。

② 10㎡以下の増改築の場合は、建築の確認済証等は不要。

③ 夫婦又は親子とも組合員で、同一物件の貸付けを同時に申し込む場合は、一方の必要書類（登記事項証明書等）は省略することができます。

## （２） その他の必要書類

ア 貸付日が業者への支払期日より遅いため、金融機関からつなぎ融資を受けている場合は、金融機関との契約書の写し

イ 仮登記されている物件を、所有者から購入する場合は仮登記権利者の売買に関する承諾書、仮登記権利者から購入する場合は所有者の売買に関する承諾書

ウ 貸付申込日以前に所有権移転登記を完了した場合は、当該物件の取引を明らかにする書類（移転登記した理由、取引経緯、契約条件等を明らかにした証明書）

エ 購入物件の持主（未登記の新築建物にあつては、その建築主）と売主の名義が異なっている場合は、それぞれ売主に売り渡したことを証明する書類（売買契約書の写し、委任状、売渡証明書の写し、販売委託契約書の写し等）

オ その他、実情に応じ、支部長が必要と認めた書類

## （３） 団体信用生命保険制度及び債務返済支援保険制度の加入申込み（任意加入）

§ 18の12の「団体信用生命保険制度と申込み方法」及び「債務返済支援保険制度と申込み方法」を参照してください。

## 3 介護住宅貸付申込書に添付する書類

（１） 在宅介護対応住宅の新築等に係る申立書〔様式集参照〕

（２） 介護構造部分の内容及びその必要額が確認できる書類  
（写真又は住宅の平面図及び請負契約書の写し等）

（３） 介護住宅貸付けのみ申し込む場合は、住宅貸付けの申込事由に応じた添付書類

《互助組合》(互)運営規則第29条第2項)

1 資金貸付け申込書に添付する書類

貸付けの種類	必 要 書 類
一 般 資 金	なし
特 別 資 金 ( 結 婚 )	① 挙式予約申込受理証明書, 仲人の証明書等事実が確認できる書類 ② 組合員との続柄が確認できる書類
特 別 資 金 ( 入 学 ・ 修 学 )	① 入学許可書, 合格通知書の写し又は在学証明書等の入学又は修学の事実が確認できる書類 ② 組合員との続柄が確認できる書類
特 別 資 金 ( 医 療 )	① 医師の診断書等事実を証明することのできる書類 ② 組合員との続柄が確認できる書類
特 別 資 金 ( 葬 祭 )	① 死亡の事実が確認できる書類の写し ② 組合員との続柄が確認できる書類
特 別 資 金 ( 海 外 研 修 ・ 海 外 赴 任 )	旅行業者が発行する旅行引受書等海外研修の事実が確認できる書類の写し 又は海外赴任の事実が確認できる書類
住 宅 災 害 資 金	① 罹災証明等災害の事実が確認できる書類の写し ② 工事請負契約書の写し, 工事見積書の写し又は売買契約書の写し ③ 住宅の登記事項証明書 (本人名義でない場合は, 住宅の名義人の工事承諾書の写し) ④ 住宅の平面図 (修理の場合は修理箇所の図面) 又は写真
訴 訟 資 金	訴状の写し等公務に関する訴訟の事実が確認できる書類

2 その他の必要書類

- (1) 貸付申込みの日において, 未成年の場合は, 法定代理人による同意書及び続柄を確認できる書類
- (2) 住宅災害資金貸付けの申込みの日において, 定年退職まで5年未満の場合は, 退職手当受取りを指定する書類及び退職手当受取りの権限を理事長に委任する書類

## § 18 の 6 貸付金の決定及び振込み

### 《共済組合》

#### 1 貸付けの審査決定等（貸付規程第10条, 第11条, 貸付支部細則第4条, 第5条）

- (1) 申込みのあった書類等を審査し、決定します。決定後は「貸付決定通知書」及び「償還表」を所属所長を経て申込人に交付します。
- (2) 貸付決定通知書等の送付は、貸付けを行う月の中旬（15日～18日頃）になります。
- (3) 貸付けをしないと決定したときは、理由を付して所属所長を経て申込人に通知します。

#### 2 貸付金の送金日（貸付規程第11条, 貸付支部細則第7条）

貸付金は、申込締切の翌月22日（22日が金融機関の休業日に当たるときは、翌日以降の最初の営業日）に申込人が指定する金融機関の口座へ振込みます。

なお、送金通知書は送付しませんので、申込人が金融機関で入金を確認してください。

### 《互助組合》

#### 1 貸付けの審査・決定等（互運営規則第34条）

貸付申込書を審査し、貸付けを決定したときは、貸付決定通知書を所属長へ送付します。また、貸付けを行わないと決定したときも、その理由を付して通知します。

#### 2 貸付金の送金日

- (1) 貸付金は、毎月19日（申込締切日が1日の場合）又は28日（同10日の場合）に申込人が指定した金融機関の口座へ振込みます。
- (2) 送金日が金融機関の休業日に当たるときは、その前日です。

## § 18 の 7 高額医療貸付けの概要

### § 18 の 7 の (1) 申込みをするとき

《共 済 組 合》

#### 1 貸付事由（貸付規程第 4 条）

高額医療貸付けは、組合員、任意継続組合員又はその被扶養者が、高額療養費の支給の対象となる療養に係る支払のために、資金を必要とするときに行うものです。

#### 2 貸付限度額及び貸付金の単位（貸付規程第 7 条, 第 8 条）

(1) 貸付金の限度額は、保険医療機関に支払った額又は支払うべき額のうち、高額療養費の支給を受けられる範囲内の額です。

※ 高額療養費については、§ 9 の (5) を参照してください。

(2) 貸付金の額は、千円を単位とします。

#### 3 貸付金の利率（貸付規程第 9 条）

貸付金の利息は徴しません。

#### 4 貸付けの申込み（貸付規程第 10 条, 貸付支部細則第 2 条, 第 3 条）

高額医療貸付けの申込みは、高額医療貸付申込書及び貸付借用証書に所定の事項を記入し、保険医療機関等が発行する請求書又は領収書の写しを添付して、組合員は所属所長を経て広島支部へ、任意継続組合員は直接広島支部へ提出してください。

#### 5 貸付けの審査・決定（貸付規程第 11 条, 貸付支部細則第 4 条, 第 5 条）

(1) 高額医療貸付申込書の提出を受けたときは、申込書の記載事項、添付書類等を審査し、貸付けの可否を決定します。

(2) 高額医療貸付けの審査に当たっては、保険医療機関等に対して高額療養費の支給の対象となるものであるかなどを確認します。

(3) 高額医療貸付けをすると決定したときは、高額医療貸付決定通知書を、貸付けをしないと決定したときは理由を付して、所属所長を経て（任意継続組合員である申込人については直接）申込人に通知します。

### § 18 の 7 の (2) 償還するとき（貸付規程第 16 条の 2, 貸付支部細則第 3 条）

高額医療貸付けの貸付金の償還方法は、原則として次のとおり高額療養費が支給されるとき、一時に償還します。

(1) 償還金は、共済組合が借受人に支給する高額療養費の支給額から控除します。

- (2) 高額療養費として支給される額が、貸付金に相当する金額に満たないときは、その差額に相当する金額を、当該高額医療貸付けの対象となった高額療養費に係る一部負担金払戻金又は家族療養費附加金から控除します。この場合、借受人は「高額医療貸付金控除依頼書」(様式集 § 18-054頁)を共済組合に提出するものとします。
- (3) 高額療養費、当該高額療養費に係る一部負担金払戻金又は家族療養費附加金から控除しても貸付金に残額がある場合には、借受人は速やかに当該金額を共済組合が送付する振込依頼書により払込みをします。

## **§ 18**の8 出産貸付けの概要

### **§ 18**の8の(1) 申込みをするとき

《共 済 組 合》

#### 1 貸付事由(貸付規程第4条)

出産貸付けは、組合員又は任意継続組合員が、出産費又は家族出産費(以下「出産費等」という。)の支給の対象となる出産に係る支払のため資金を必要とするときに行うものです。

#### 2 貸付対象者(貸付規程第4条, 同別紙様式第1号(4))

出産貸付けを受けられることができる人は、出産費等の支給を受けられる見込みがあり、かつ、次のいずれかに該当する人です。

- (1) 貸付日が出産予定日まで2か月以内(多胎妊娠の場合は4か月以内。以下同じ)の組合員又は貸付日が出産予定日まで2か月以内の被扶養者を有する組合員
- (2) 妊娠4か月以上の組合員又は妊娠4か月以上の被扶養者を有する組合員で、異常分娩又は母体保護法に基づく妊娠4か月以上の胎児の人工中絶により医療機関等に一時的な支払が必要となった人

#### 3 貸付限度額及び貸付金の単位(貸付規程第7条, 第8条)

- (1) 貸付金の限度額は、申込みをした日に出産費等の給付事由が生じたものとみなした場合における当該出産費等の額です。

※ 出産費等については、**§ 12**を参照してください。

- (2) 貸付金の額は、千円を単位とします。

#### 4 貸付金の利率(貸付規程第9条)

貸付金の利息は徴しません。

## 5 貸付けの申込み（貸付規程第10条, 貸付支部細則第2条, 第3条）

出産貸付けの申込みは、出産貸付申込書及び貸付借用証書に所定の事項を記入し、**§ 18**の5に記載の書類を添付して、組合員は所属所長を経て広島支部へ、任意継続組合員は直接広島支部へ提出してください。

## 6 貸付けの審査・決定（貸付規程第11条, 貸付支部細則第4条, 第5条）

- (1) 出産貸付申込書の提出を受けたときは、申込書の記載事項、添付書類を審査するとともに、出産費等の支給の対象となるか確認の上、貸付けの可否を決定します。
- (2) 出産貸付けをすると決定したときは、出産貸付決定通知書を、貸付けをしないと決定したときは理由を付して、所属所長を経て（任意継続組合員である申込人については直接）申込人に通知します。

## **§ 18**の8の（2） 償還するとき（貸付規程第16条の2, 貸付支部細則第3条）

出産貸付けの貸付金の償還方法は、原則として次のとおり出産費等が支給されるとき、一時に償還します。

- (1) 償還金は、共済組合が借受人に支給する出産費等の支給額から控除します。
- (2) 出産費等として支給される額が、貸付金に相当する額に満たないときは、その差額に相当する金額を、当該出産貸付けの対象となった出産費附加金又は家族出産費附加金から控除します。この場合、借受人は「出産貸付金控除依頼書」〔様式集 § 18-056頁〕を広島支部に提出するものとします。
- (3) 出産費等、出産費附加金又は家族出産費附加金から控除してもなお貸付金に残額がある場合には、借受人は、速やかに当該金額を共済組合が送付する振込依頼書により払込みをします。

## § 18 の 9 貸付金の償還

《共 済 組 合》（貸付規程第16条, 第17条, 第18条, 貸付支部細則第7条の2, 第8条, 第9条の2）

一般貸付け, 住宅貸付け, 住宅災害貸付け, 介護住宅貸付け, 教育貸付け, 災害貸付け, 医療貸付け, 結婚貸付け, 葬祭貸付け及び特別貸付けに係る貸付金の償還方法は, 次の5種類です。ただし, 特別貸付けについては, ボーナス併用償還は適用しません。

### 1 定期償還

- (1) 毎 月 償 還……………毎月元利均等額で償還する方法
- (2) ボーナス償還……………毎月償還に併用して6月及び12月の期末勤勉手当支給日にも元利均等額で償還する方法（貸付金100万円以上の全貸付け（高額医療貸付け, 出産貸付け及び特別貸付けを除く。）に適用します。）

### 2 繰上償還

- (1) 一部繰上償還……………借受人の希望により未償還元利金の一部を繰り上げて償還する方法（1月, 7月）
- (2) 全額繰上償還……………借受人の希望により未償還元利金の全額を繰り上げて償還する方法（毎月）

### 3 即時償還

借受人が一定の事由に該当したとき, 未償還元利金の全額を即時に償還する方法

《互 助 組 合》（互運営規則第37条）

- 1 定期償還…………… 頁から説明
- 2 臨時償還…………… 頁から説明
- 3 即時償還…………… 頁から説明

#### ・ 定期償還をするとき

《共 済 組 合》（貸付規程第16条, 第17条, 貸付支部細則第7条の2）

### 1 毎月償還及び償還回数

貸付けの償還方法は, 原則として毎月元利均等償還となっています。

#### (1) 償還回数

償還回数は, 次に掲げる貸付種別ごとの償還回数の範囲内とし, 借受人が希望する回数を選択できます。

貸付種別	償還回数
医療	110回以内
一般・災害 結婚・葬祭	120回以内
教育	250回以内
住宅・住宅災害 介護住宅	360回以内
特別	残任期月数内

## (2) 1回当たりの償還額の算出方法

1回当たりの償還額は、希望する毎月償還の償還回数に応じた貸付賦金率表中の、貸付申込み時に適用されている年利率の賦金率を貸付金額に乗じて算出することになります。ただし、借受中のものを含め、全貸付けの1回当たりの償還額の合計額は、借受人の給料額の $\frac{3}{10}$ 以内とします。

※ 1回当たりの償還額＝貸付金額×償還回数に応じた賦金率（円未満四捨五入）

※ 貸付賦金率表は、公立学校共済組合広島支部ホームページに掲載

### ア 償還回数から求める場合（年利2.72%の場合）

〈例〉

- ・ 申込金額 一般貸付け120万円
- ・ 希望償還回数 80回 償還回数80回に応じた賦金率

↓

**1回当たりの償還額**  $1,200,000円 \times 0.0136813315 \div 80 = 16,417.5 \rightarrow 16,418円$

### イ 償還額から求める場合（年利2.72%の場合）

〈例〉

- ・ 申込金額 一般貸付け120万円
- ・ 毎月の償還額を約20,000円希望すると  
 $20,000円 \div 1,200,000円 = 0.1666666666$ となる  
この値に最も近い賦金率を表から求めると  
0.0165628114で65回

**1回当たりの償還額**  $1,200,000円 \times 0.0165628114 \div 65 = 19,875.4$

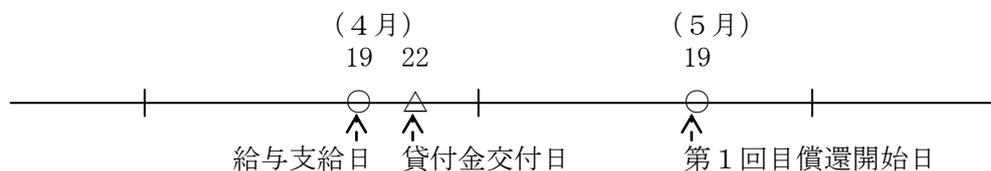
よって償還回数65回、1回当たりの償還額19,875円となります

※ 例は、特例利率（年2.72%）の賦金率表を使用しています。

### (3) 償還開始及び償還金の払込み

償還は、貸付金交付日の属する月の翌月から開始し、償還金は、借受人が毎月受ける給与から控除します。

〈例〉 4月に貸付金を交付する場合



## 2 ボーナス償還及び償還回数（貸付規程第16条, 第17条, 貸付支部細則第7条の2）

高額医療貸付け、出産貸付け及び特別貸付けを除く貸付けでは、貸付金が100万円以上の場合にボーナス償還を併用することができます。この場合、6月・12月のボーナス月の償還の対象となる貸付金額は、この貸付金の $\frac{1}{2}$ 以内で50万円単位です。

ボーナス償還の償還回数は、毎月償還回数の $\frac{1}{6}$ 以内で借受人が希望する回数です。

〈一般貸付けのボーナス償還及び償還回数の設定例〉

貸付金額	貸付金額の内訳		償還回数	
	毎月償還	ボーナス償還	毎月償還	ボーナス償還
貸付限度額の範囲内	貸付金額の1/2以上	貸付金額の1/2以内で50万円単位	貸付償還回数	毎月償還回数の1/6以内
100万円	500,000円	500,000円	80回	13回以内
120万円	700,000円	500,000円	90回	15回 //
150万円	1,000,000円	500,000円	100回	16回 //
180万円	1,300,000円	500,000円	120回以内	20回 //
200万円	1,500,000円	500,000円	//	//
200万円	1,000,000円	1,000,000円	//	//

### (1) ボーナス償還の1回当たりの償還額

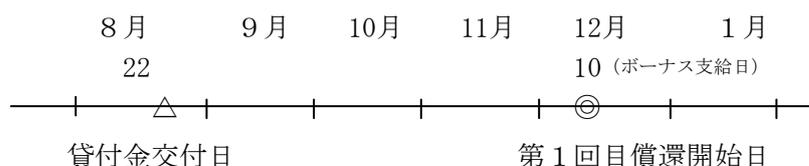
1回当たりの償還額は、希望するボーナス償還の償還回数と貸付月（送金月）に応じた賦金率表中の、貸付申込み時に適用されている年利率の賦金率に貸付金を乗じて、借受人が希望する金額を算出します。

ただし、この場合、借受中のものを含め、全貸付けのボーナス償還の1回当たりの償還金の合計額は、借受人の給料月額 $\frac{6}{10}$ 以内とします。

### (2) ボーナス償還の償還開始及び償還金の払込み

ボーナス償還の開始は、貸付金交付日の属する月の翌月以降最初に到来する6月又は12月に受ける期末・勤勉手当からです。

〈例〉 8月に貸付金を交付する場合



### (3) ボーナス償還に係る利息計算

貸付金交付日の属する月の翌月から利息を徴することとし、6月・12月の償還金の利息は、半年利で計算します。ただし、貸付けを受けたとき、又は繰上償還若しくは即時償還をするときで、6か月に満たない期間は、1か月を単位として経過月分を算出します。

〈例〉 4月に貸付金を交付する場合



#### ・ 繰上償還をするとき

《共 済 組 合》(貸付規程第16条, 貸付支部細則第8条)

繰上償還は、全ての貸付種別に係る未償還元利金について行うことができます。

#### 1 一部繰上償還 (事例を参照)

- (1) 一部繰上償還は、1月・7月(償還する月)の年2回です。1月に一部繰上償還を希望する場合は12月13日、7月に希望する場合は6月20日までに「一部繰上償還申出書」[様式集 § 18-068頁]及び「最新(直近)の給料明細書等の写し」を提出してください。(必着)
- (2) 借受人には、償還する月の初旬～中旬に「振込依頼書」を送付しますから、指定期日までに最寄りの広島銀行へ払い込んでください。
- (3) 一部繰上償還の償還方法等については、次のとおりです。

繰上対象金額は、1月及び7月の給料控除後の未償還元利金です。

#### ア 毎月償還の場合

(ア) 一部繰上償還できる金額は、10万円以上(円単位)です。

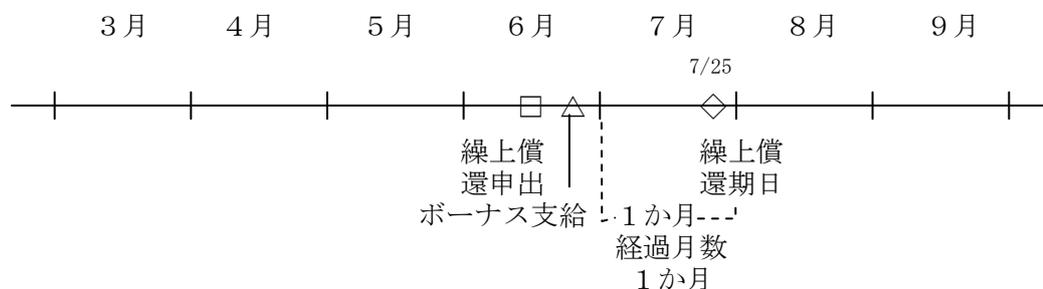
(イ) 一部繰上償還後の償還回数は、未償還回数の範囲内(短縮することが可能)で借受人が希望する回数です。

(ウ) 一部繰上償還後の毎月償還に係る1回当たりの償還額は、前記「毎月償還」の例に準じて取扱います。

#### イ ボーナス償還と併用の場合

- (ア) 一部繰上償還できる金額は20万円以上（円単位）とし、その金額の $\frac{1}{2}$ 以上をボーナス償還に係る未償還元利息（前回控除月の翌月から一部繰上償還の日の属する月までの経過月数に係る利息も含む。）の償還に充当します。

〈例〉 7月に一部繰上償還する場合



※ この利息は、繰上償還時に、償還額に含める。

- (イ) 一部繰上償還後のボーナス償還に係る償還回数は、ボーナス償還の未償還回数の範囲内（短縮することが可能）で借受人が希望する回数とし、毎月償還の期間の範囲内です。（毎月償還回数の $\frac{1}{6}$ 以内）
- (ウ) 一部繰上償還後のボーナス償還に係る1回当たりの償還額は、前記ボーナス償還の例に準じて取扱います。
- (エ) 一部繰上償還額をボーナス償還分のみに充当した場合、繰上償還後のボーナス償還は、償還回数及び1回当たりの償還額が変更できますが、毎月償還の償還方法は、繰上償還前と同じで変更できません。

一部繰上償還の償還方法

	毎月償還のみしている場合	ボーナス併用償還している場合
・一部繰上償還額①	10万円以上	20万円以上 ただし、その金額の2分の1以上をボーナス償還に充当 (1か月分の経過利息を含む。)
・育児休業等により償還猶予金がある場合②	(償還猶予金の残額)	(償還猶予金の残額)
・一部繰上償還額(注)	①+②	①+②
・一部繰上償還後の償還回数	繰上前の未償還回数の範囲内で、借受人が希望する償還回数	
・一部繰上償還後の1回当たりの償還額	一部繰上償還後の未償還元金×償還回数・貸付月に応じた賦金率 ※ボーナス償還の賦金率は貸付月1月・7月の欄を参照	

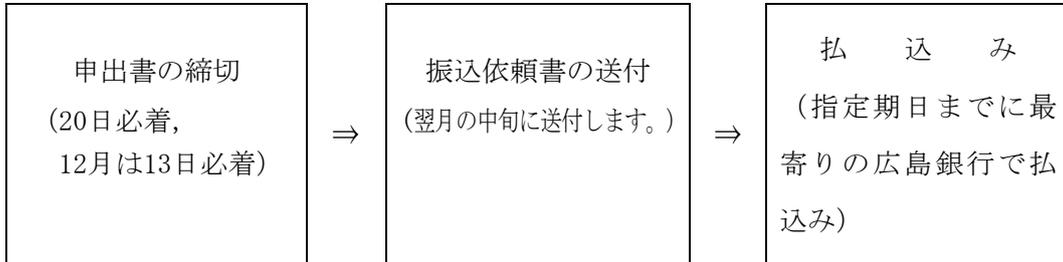
## 2 全額繰上償還

- (1) 全額繰上償還を希望する場合には、**繰上償還しようとする月の前月の20日までに「全額繰上償還申出書」** [様式集 § 18-065頁]を提出してください。  
**(1月に全額繰上償還する場合は、12月13日までに提出)**
- (2) 借受人には、償還する月の初旬～中旬に「振込依頼書」を送付します。指定期日までに最

寄りの広島銀行で払い込んでください。

- (3) ボーナス償還を併用の場合で、11月の全額繰上償還（10月申出）は、12月のボーナス償還を計算する上で不都合を生じるためできません。

申出から、払込みまでの概要



・ 即時償還をするとき

《共 済 組 合》（貸付規程第18条, 貸付支部細則第9条の2）

- 1 借受人は、次の各号のいずれかに該当した場合には、未償還元利金の全額を即時に償還しなければなりません。

- (1) 組合員の資格を喪失したとき。
- (2) 申込みの内容に偽りのあることが認められたとき。
- (3) 住宅貸付け又は住宅災害貸付けの不動産の工事等の完了する時期が、貸付申込書に記載した完了予定日より遅延した場合において、その工事等が完了する確実性がないと認められたとき。
- (4) その他貸付規程に違反したとき。

- 2 即時償還による償還金は、「振込依頼書」により指定期日までに払い込むものとします。

ただし、退職者で、退職手当が支給されるときは、退職者の給与支給機関が退職手当から未償還元利金を控除して共済組合に払込みます。また、退職手当等が支給されないとき、若しくは支給を受けてもなお未償還元利金の残額がある場合は、借受人は「振込依頼書」により指定期日までに払込みます。

また、1の(2)、(3)及び(4)に該当する組合員が即時償還できないときは、定期償還を続けることとなります。

この場合、当該償還が完了するまでの間、高額医療貸付け、出産貸付けを除くいずれの貸付けも新たに受けることはできません。

一部繰上償還計算記入例 (1)

☆ボーナス併用償還していないものを繰上償還する場合

(例題1)

○一般貸付けを借り受けている場合 (200万円)

- ・ 給料月額 288,704円
- ・ 現在償還中の額一般貸付け 月額 18,636円

繰上償還申出年月 平成27年6月

繰上償還払込実行年月 平成27年7月

未償還元金⑦ 1,509,988円 (平成27年7月定期償還後)

償還残回数⑧ 88回 (平成27年7月定期償還後)

一部繰上償還払込額⑨ 300,000円 (⑦ ≥ 100,000 + ⑩) 注1

繰上償還後に設定する償還回数⑪ 88回 (⑨ ≥ ⑩)

償還猶予額⑫ 55,908円 (育児休業中の償還猶予残)

繰上償還後の一回の償還額⑬ 15,883円

(平成27年8月給与分～)

$$\begin{aligned} & \text{⑦} \quad \text{⑩} \quad \text{⑫} \quad \text{注2 ⑬} \text{に対応する賦金率} \\ & [(1,509,988 + 55,908) - 300,000] \times 0.0125470939 \\ & = \underline{15,883} \text{ (円位未満四捨五入)} \end{aligned}$$

注1           は、必須条件です。

注2 特例利率 (年利2.72%) の賦金率表を使用しています。

※例題は、一般貸付けですが、他の貸付けの場合も同様に取り扱います。

# 一部繰上償還申出書

職員番号								種別		貸付番号								区分					所属コード								
3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	〇〇小学校																	
1	2	3	4	5	6	1	1	XXXXXXXXXXXX								1	1 2 3 4 5														
項目		未償還元金 (平成27年7月現在)										一部繰上償還払込額										繰上後の償還回数					一回の償還額				
毎月償還		1,509,988 <sup>㊦</sup> 円										17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33			
												0	0	3	0	0	0	0	0	0	8	8	0	1	5	8	8	3			
ボーナス償還		円										34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49				
経過利息		円																													
ボーナス分計		円																													

給料月額	288,704円	現在の貸付金の一回当たり償還額	貸付種別	毎月償還	ボーナス償還
給料の3/10に相当する額	86,611円		一般貸付	18,636円	円
給料の6/10に相当する額	173,222円		住宅災害貸付	円	円
一部繰上償還時の償還額(毎月)	55,908 <sup>㊦</sup> 円		住宅貸付	円	円
一部繰上償還時の償還額(ボーナス)	0円		介護住宅貸付	円	円
			教育貸付	円	円
			災害貸付	円	円
			医療貸付	円	円
			結婚貸付	18,636円	円
			葬祭貸付	円	円
			合計	37,272円	0円

公立学校共済組合貸付規程第16条の規定に基づき、借受中の貸付金を一部繰上償還し、繰上償還後の償還回数を上記のとおりとしたいので申し出ます。

平成 27 年 6 月 10 日

公立学校共済組合広島支部長 様

所属所名 〇〇市立〇〇小学校 (TEL) 082-123-1234

現住所 〇〇市〇〇町一丁目1-1 (TEL) 082-345-6789

職名 教諭

氏名 広島公子



印

一部繰上償還計算記入例 (2)

☆ボーナス併用償還しているものを繰上償還する場合

(例題2)

○住宅貸付けを借り受けている場合

・給料月額	454,376円
・現在償還中の額等	住宅貸付け 月額 35,093円
	〃 ボーナス 167,035円

繰上償還申出年月 平成27年6月

繰上償還払込実行年月 平成27年7月

未償還元金 毎月分(A)4,565,714円 (平成27年7月定期償還後)  
 ボーナス分(E)3,488,452円 (〃 27年6月ボーナス償還後)

償還残回数 毎月分 (J) 150回 (平成27年7月定期償還後)  
 ボーナス分 (K) 24回 (〃 27年6月ボーナス償還後)

ボーナス分経過利息 (F) 7,904円  
 (前ボーナス時～繰上償還時=1か月) (E) (F)  
 $3,488,452 \times 0.002266 \times 1 \text{ か月} = \underline{7,904}$  (円位未満切捨て)

一部繰上償還払込額 毎月分用 (B) 750,000円  
 (B) + (G) ≥ 200,000 ボーナス分用 (G) 750,000円 ( $(G) \geq \frac{(B)+(G)}{2}$ ) 注1

繰上償還後に設定する償還回数 毎月分 (C) 150回 ( $(C) \leq (J)$ )  
 ボーナス分 (H) 24回 ( $(H) \leq (K)$ ) & ( $(H) \leq \frac{(C)}{6}$ )

繰上償還後の一回の償還額 毎月分 (D) 30,034円 (平成27年8月給与分～)  
 ボーナス分 (I) 134,583円 (平成27年12月ボーナス分～)  
 $(A) - (B) \text{ 注2 } (C) \text{ に対応する賦金率}$   
 $(4,565,714 - 750,000) \times 0.0078712062$   
 $= (D) \underline{30,034}$  (円位未満四捨五入)  
 $(E) + (F) - (G) \text{ 注3 } (H) \text{ に対応する賦金率}$   
 $[(3,488,452 + 7,904) - 750,000] \times 0.0490040505$   
 $= (I) \underline{134,583}$  (円位未満四捨五入)

注1 (B) + (G) ≥ 200,000 は、必須条件です。

注2 特例利率(年利2.72%)の賦金率表を使用しています。

注3 「ボーナス償還賦金率表」1月、7月貸付けの欄を適用します。

※例題は、住宅貸付けですが、他の貸付けの場合も同様に取り扱います。

## 一部繰上償還申出書

職員番号																種別		貸付番号						区分		所属コード				
3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16									〇〇小学校								
1	2	3	4	5	6	3	1							1	1 2 3 4 5															
項目		未償還元金 ① (平成27年⑦月現在)				一部繰上償還払込額						繰上後の償還回数		一回の償還額																
毎月償還		4,565,714円				17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33								
						0	0	7	5	0	0	0	0	1	5	0	0	3	0	0	3	4								
ボーナス償還		3,488,452⑥				34	35	36	37	38	39	40	41	42		43	44	45	46	47	48	49								
経過利息		7,904⑥												⑧																
ボーナス分計		3,496,356				0	0	7	5	0	0	0	0			2	4	1	3	4	5	8	3							

給料月額	454,376円	現在の貸付金の一回当たり償還額	貸付種別	毎月償還	ボーナス償還
給料の3/10に相当する額	136,312円		一般貸付	18,636円	円
給料の6/10に相当する額	272,625円		住宅災害貸付	円	円
一部繰上償還時の償還猶予額(毎月)	0円		住宅貸付	35,093円	167,035円
一部繰上償還時の償還猶予額(ボーナス)	0円		介護住宅貸付	円	円
			教育貸付	円	円
			災害貸付	円	円
			医療貸付	円	円
			結婚貸付	円	円
			葬祭貸付	円	円
			合計	53,729円	167,035円

公立学校共済組合貸付規程第16条の規定に基づき、借受中の貸付金を一部繰上償還し、繰上償還後の償還回数を上記のとおりとしたいので申し出ます。

平成 27年 6 月 10日

公立学校共済組合広島支部長 様

所属所名 〇〇市立〇〇小学校 (TEL) 082-123-1234

現住所 〇〇市〇〇町一丁目1-1 (TEL) 082-345-6789

職名 教諭

氏名 広島 互郎 広島 印

## 《互助組合》(互)運営規則第37条)

### 1 定期償還(平成28年4月以降の新規貸付金より適用)

(1) 借受人は、貸付けを受けた月の翌月から貸付金額に応じて、毎月均等額を償還します。

申込金額	20万円	30万円	50万円	100万円		150万円	200万円
償還回数	40回	50回	50回	100回	72回	72回	72回
現在償還月額	5,155円 (5,000円)	6,232円 (6,000円)	10,387円 (10,000円)	10,776円 (10,000円)	14,663円	21,994円	29,326円
適用貸付種類	全貸付	全貸付	全貸付	一般以外	一般のみ	一般のみ	一般のみ

※償還金額の数字は年利1.8%、( )内は無利息貸付の住宅災害資金及び訴訟資金の場合です。

(2) 償還金は、借受人である組合員の給与支給機関が、組合員の給与から控除して払込みます。

ただし、給与の全部又は一部の支給がないため給与から控除ができないときは、その控除が行われるべき月の末日までに「振込依頼書」により払込んでください。

### 2 臨時償還

(1) 借受人は、未償還元利金の金額を一括償還することができます。

臨時償還しようとする月の前月末までに「貸付一括償還申出書」(互助組合ホームページをご覧ください。)を提出してください。

(2) 未償還元利金は、「振込依頼書」により指定期日までに最寄りの広島銀行から払い込んでください。

### 3 即時償還

(1) 借受人は、次の各号の一に該当するときは、未償還元利金を即時に償還しなければなりません。

ア 組合員の資格を喪失したとき。

イ 申込みの内容に虚偽が認められたとき。

ウ その他貸付けの規定に違反したとき。

(2) 上記アに該当する人で、退職手当が支給されるときは、退職者の給与支給機関が退職手当から未償還元利金を控除して互助組合に払込みます。

- (3) 退職手当が支給されないとき、又は退職手当から控除できない場合は、互助組合から組合員に支給される退会給付金から未償還元利金を控除します。
- (4) これらの控除後に、なお未償還元利金がある場合又は上記のイ及びウの場合の未償還元利金は、「振込依頼書」により指定期日までに最寄りの広島銀行から払い込んでください。

#### 4 臨時償還及び即時償還

##### (1) 利息算定の基礎となる期間

既に払い込まれた最後の定期償還の償還期限の翌日（最初の定期償還期限内のときは、その貸付金の交付の日）から起算し、その期間に1か月未満の端数があるときは、その端数を1か月として計算します。

##### (2) 利息の端数計算

算定した利息に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切捨てます。

## § 18 の10 貸付金の償還猶予を受けるとき

《共 済 組 合》（貸付規程第16条, 貸付支部細則第9条）

### 1 猶予の申出

借受人が、次表のいずれかに該当した場合は、定期償還の猶予を希望することができます。

猶予を希望する方は、必ず、猶予を受けたい月の前月20日（必着）までに、「償還猶予申出書」〔様式集 § 18-044頁〕を、所属所長を経由して共済組合に提出してください。

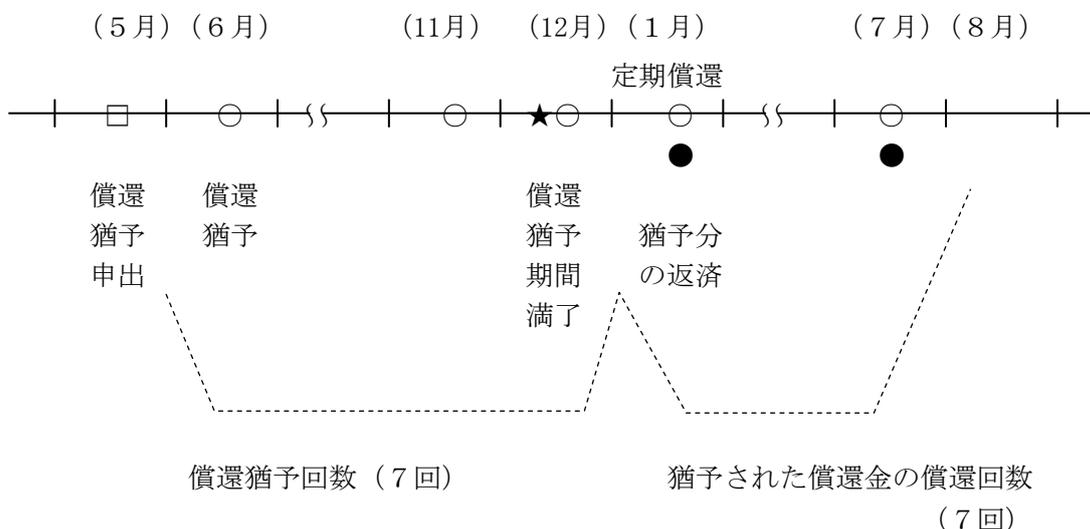
※また、現在猶予を受けている方で、猶予期間を延長、または短縮される場合は、延長、または短縮となる月の前月20日までに、共済組合に連絡してください。

申出事由	償還猶予期間	対象貸付種別
住宅又は住宅の敷地が被災したとき	申出のあった日の属する月（被災月）の翌月から12か月以内	住宅貸付け 住宅災害貸付け
育児休業の承認を受けたとき	育児休業の期間内	全貸付種別 （高額医療貸付け、出産貸付け及び特別貸付けを除く。）
介護休暇の承認を受けたとき	介護休暇の期間内	
疾病により無給休職となったとき	疾病による無給休職の期間内（傷病手当金及び同附加金（公務災害におけるこれに類する給付金を含む。）の受給期間を除く。）	
配偶者同行休業の承認を受けたとき	配偶者同行休業の期間内（3年を限度とする。）	

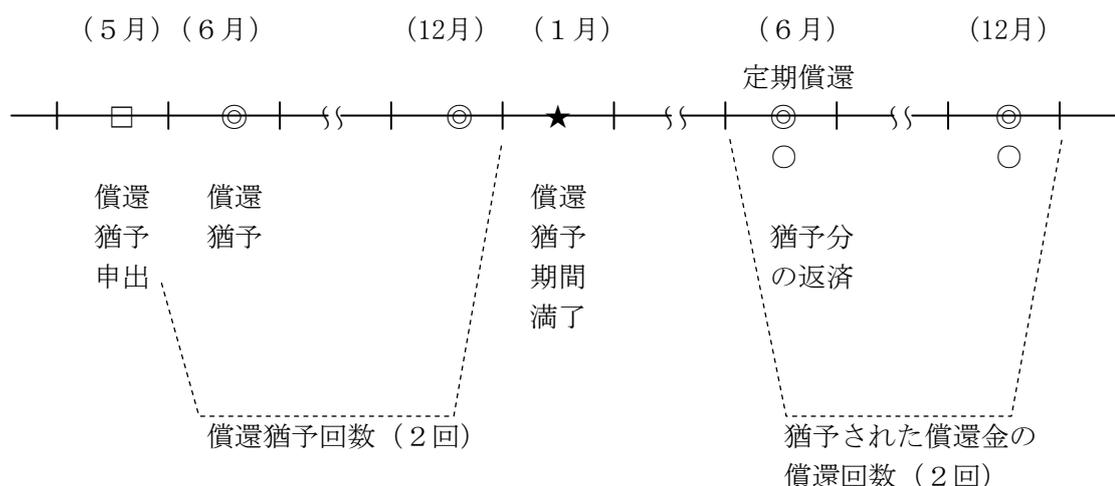
### 2 猶予を受けた償還金の償還方法

- (1) 猶予された償還金は、償還猶予期間が満了した月の翌月（ボーナス償還の場合は、最初に到来する6月又は12月）から、定期償還と併せて、猶予された償還回数により毎月均等額で給与支給日（ボーナス償還の場合6月又は12月のボーナス支給日）に控除します。
- (2) 支部長がやむを得ないと認めるときは、猶予された償還金を1回又は2回で返済することができます。この場合は、均等額によることとしたときの返済期間内に、共済組合が送付する「振込依頼書」により、本人が払い込んでください。

〈例〉毎月償還の場合



〈例〉ボーナス償還の場合



### 3 償還の猶予を希望しない場合

償還の猶予を希望しない場合は、「毎月償還申出書」〔様式集 § 18-046頁〕を提出してください。  
共済組合から送付する「振込依頼書」により、毎月本人が払い込んでください。

### 4 猶予された償還金に係る利息

猶予された償還金については、猶予に係る利息は徴しません。

## 《互助組合》(互)運営規則第37条及び第38条)

育児休業の許可を受けた借受人のうち、償還猶予申出書を提出した場合は、育児休業期間の範囲内で償還の猶予を受けることができます。

育児休業許可を受けた借受人のうち、償還の猶予を希望するときは、「償還猶予申出書」を所属長を経由して互助組合に提出してください。

#### 1 猶予を受けた償還金の返済方法

猶予された償還金は、償還猶予期間が満了した月の翌月から、定期償還と併せて、猶予された償還回数により毎月均等額で給与支給日に控除します。また、猶予期間中の償還金の全額を1回若しくは2回で返済することができます。この場合は、均等額によることとしたときの返済期間内に、互助組合が送付する「振込依頼書」により、本人が払い込んでください。

#### 2 猶予を希望しない場合の償還金の返済方法

償還の猶予を希望しない場合は、毎月本人が「振込依頼書」で払い込んでください。

**§ 1 8**の11 貸付金の償還表

**§ 1 8**の11の（1） 共済組合の貸付賦金率表

公立学校共済組合広島支部ホームページに掲載の賦金率表を参照してください。

**§ 1 8**の11の（2） 互助組合貸付資金の償還表

一般財団法人広島県教育職員互助組合ホームページを参照してください。

## § 18の12 貸付保険及び団体信用生命保険の適用を受けるとき

### § 18の12の(1) 貸付保険制度(強制適用)

《共済組合》(貸付規程第15条)

#### 1 貸付保険制度の目的

貸付事業は、共済組合が行う福祉事業の一つですが、法律上は個々の組合員を対象とした金銭消費貸借契約の締結であり、債権・債務に関しては民法等の法令の定めるところによります。

共済組合では、住宅貸付け、住宅災害貸付け及び介護住宅貸付けについては、官公庁等共済組合住宅資金貸付保険を、また、一般貸付け、教育貸付け、災害貸付け、医療貸付け、結婚貸付け、葬祭貸付け及び特別貸付けについては、官公庁等共済組合一般資金貸付保険を導入しています。

この貸付保険制度の目的は、組合員の抵当権設定や連帯保証人を選任する煩わしさを省くとともに、共済組合の貸付事務の簡素化及び債権の保全を図るためです。

#### 2 貸付保険の契約当事者

貸付保険は、共済組合が保険契約者(保険料の負担者)及び被保険者(保険金の受取人)となって契約を締結するものであり、保険事故が発生したとき保険金を受け取るのは共済組合です。この場合、借受人は保険会社に対して(貸付金の残額を支払うという)債務が残ります。

#### 3 貸付保険の対象

共済組合の貸付金(高額医療貸付け、出産貸付けの貸付金を除く。)は、すべて貸付保険制度の対象となっています(強制適用)。

#### 4 貸付保険料

貸付保険料は、共済組合が負担していますが、近年、多重債務により貸付償還不能となる借受組合員の貸付保険事故が多発していることから、平成19年4月から、貸付保険料の一部借受人負担を導入しています。

具体的には、平成19年4月以降の、高額医療貸付け及び出産貸付けを除く全貸付け(借替を含む。)について、貸付利率に貸付保険料充当金率として年0.06%(月0.005%)を加算する形で、借受人に貸付保険料を負担していただいています。

#### 5 貸付保険事故

貸付保険事故は、次に掲げる理由により、貸付規程等に定める償還期日に借受人が債務を履行しないときに発生します。

- (1) 借受人が退職した場合で、退職手当支給日に債務を履行しないとき。
- (2) 借受人が組合員資格を喪失した場合で、退職手当が支給されないため、債務を履行しなかったとき。
- (3) 貸付規程第18条第3号、第4号又は第5号に該当し、かつ、次の理由から借受人が即時償還を命ぜられ、支払催告書に定めた支払日に債務を履行しないとき。
  - (ア) 借受人が貸付金を借受目的に使用せず、他に資金を流用したとき。
  - (イ) 住宅貸付け、住宅災害貸付け及び介護住宅貸付けを借り受けたが、第三者の行為により不動産を取得できないとき。
  - (ウ) 破産等により、貸付金の償還が見込めないとき。

#### 《互助組合》(互)運営規則第32条)

貸付けを受けるに当たっては、連帯保証人を要しない貸付保険制度の適用を受けるものとします。契約内容等は、共済組合とほぼ同様となっており、保険料は互助組合が負担しています。

### § 18 の12の(2) 団体信用生命保険制度(任意加入)と申込み方法

#### 《共済組合》(貸付規程第15条の3)

##### 1 団体信用生命保険制度導入の目的

公立学校共済組合団体信用生命保険制度(以下「団信制度」という。)は、共済組合から住宅貸付け(「住宅災害貸付け及び介護住宅貸付け」を含む。以下同じ)・教育貸付けを借り受けた組合員(借受人)を被保険者とし、共済組合が契約者となって保険会社と契約し、借受人(被保険者)が、貸付金償還中に死亡又は高度障害になった場合、借受人に代わって保険会社が残存債務の一切を、契約者に返済する仕組みです。

したがって、借受人又はその遺族は、退職手当若しくはその他の資金を債務の返済に充てる必要はありません。

※ 任意加入です。(貸付金の額等によりご検討ください。)

※ 貸付申込みと同時又は別途に、申込手続きが必要です。(§ 18-036頁参照)

※ 貸付利息とは別に、保険料充当金を納付していただく必要があります。(口座振替：§ 18-037頁参照)

## 2 団信制度の主な内容

### (1) 保障が行われる場合

借受人が貸付金の償還中に死亡、高度障害又は障害特約に基づく障害状態（※次表参照）となった場合には、保険金は生命保険会社から共済組合へ支払われます。なお保険金の額は、借受人の債務残高と同額です。

※高度障害とは以下の身体障害状態をいいます。

- 1 両眼の視力を全く永久に失ったもの
- 2 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
- 3 中枢神経系または精神に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
- 4 胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
- 5 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- 6 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- 7 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- 8 1上肢の用を全く永久に失い、かつ1下肢を足関節以上で失ったもの

※障害特約に基づく障害状態とは以下の状態をいいます。

障害共済年金の障害の程度1級と認定された障害状態（具体的には下記10項目の身体障害状態のいずれかに該当した場合）

- ①両眼の視力の和が永続的に0.04以下のもの。
- ②両耳の聴力レベルが永続的に100デシベル以上のもの。
- ③両上肢の機能に永続的に著しい障害を有するもの。
- ④両上肢のすべての指を欠くもの。
- ⑤両上肢のすべての指の機能に永続的に著しい障害を有するもの。
- ⑥両下肢の機能に永続的に著しい障害を有するもの。
- ⑦体幹の機能に座っていることができない程度または立ち上がることができない程度の障害を永続的に有するもの。
- ⑧前各号に掲げるもののほか、身体の障害または長期にわたる安静を必要とする症状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの。
- ⑨精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの。
- ⑩身体の機能の障害もしくは症状または精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの。

## (2) 保障が行われない場合

次に該当する場合は、保険金は支払われません。

- ア 適用申込時の「告知」(次表参照)に虚偽があったとき。
- イ 保障の開始日から1年を経過する前に自殺したとき。
- ウ 戦争その他の変乱により死亡、高度障害又は障害共済年金1級認定となったとき。
- エ 適用者の故意により高度障害又は障害共済年金1級認定となったとき。
- オ 加入日前の傷害又は疾病により高度障害又は障害共済1級認定となったとき。
- カ 保険契約について被保険者の詐欺の行為があったとき

<p>告知事項 (健康状況)</p>	狭心症・心筋梗塞・心臓弁膜症・先天性心臓病
<ul style="list-style-type: none"><li>・私は、団体信用生命保険への加入を申し込むにあたり告知日現在、病気やけがで休職・休業中でなく、かつ、病気により就業を制限されていません。</li><li>(注)「就業を制限」とは、勤務に制限を加える必要のあるもので、勤務先又は医師等により労働時間の短縮、出張の制限、時間外労働の制限、労働負荷の制限などを指示されている場合をいいます。</li><li>・申込日(告知日)より起算して過去3年以内に右記の病気により連続して2週間以上の入院をしたことはありません。</li></ul>	心筋症・高血圧症
	脳卒中 (脳出血・脳梗塞・くも膜下出血)
	脳動脈硬化症・精神病・神経症・てんかん
	自律神経失調症・アルコール依存症
	ぜんそく・慢性気管支炎・胃潰瘍
	十二指腸潰瘍・潰瘍性大腸炎・慢性すい臓炎
	慢性肝炎・肝硬変・慢性腎炎・ネフローゼ
	腎不全・がん・肉腫・白血病・腫瘍
	ポリープ・糖尿病・リウマチ・膠原病

## (3) 保障期間

### ア 保障の開始日

- (ア) 新規適用の場合は、貸付日とします。
- (イ) 中途適用の場合は、「適用申込書」の共済組合受付日です。

### イ 保障の終了日

- (ア) 共済組合との貸借関係が終了した場合は、貸付金を完済した日とします。
- (イ) 保険料充当金が支払われないことにより自動脱退となった場合は、直前に到来した加入応当日(貸付応当日(毎年の貸付日)の翌々月の1日)の前日とします。
- (ウ) 本人の申出により団信制度の適用を中止(任意脱退)した場合は、原則、次の加入応当日の前日とします。
- (例) 貸付日が平成27年10月22日の場合、加入応当日は12月1日。

## (4) 適用の申込手続等

### ア 適用資格

共済組合の住宅貸付け又は教育貸付けの借受人で、健康状態が「告知事項」に合致する人。ただし、未償還元金が50万円未満の人を除きます。

### イ 適用申込時期

- (ア) 貸付申込時
- (イ) 中途適用申込時

中途適用には次の2種類があります。

- a 貸付時において健康上の理由により適用資格に合致しなかった人等で、その後共済組合が適当と認めた人については、申込みは随時受け付けます。

- b 次のいずれかに該当する人で、中途適用申込期間中に申込みを行った人
  - (a) 住宅貸付け又は教育貸付けの借受人で、申込日現在、団信に加入していない人（任意脱退した人を含む。）で新たに団信に加入することを希望する人。
  - (b) 自動脱退になった人で再度団信に加入することを希望する人

#### ウ 適用申込手続

- (ア) 住宅貸付け又は教育貸付けの申込人で団信適用申込人は、「貸付申込書」に適用への意思表示をし、併せて「団信適用申込書」を共済組合に提出してください。
- (イ) 中途適用申込人は、その都度「団信適用申込書」を共済組合に提出してください。

### (5) 保険料充当金

#### ア 保険料充当金の計算

年払保険料充当金額の計算は、新規適用の場合、初年度は貸付金に、次年度以降は貸付け実行応当日の当月末債務残高の10万円未満を切り捨てた額に、「保険料充当金率……10万円当たり192円（月額16円×12月）」を乗じます。

$$\begin{aligned} \text{※計算例} \quad \text{債務残高} \quad & 4,316,903\text{円の場合} \\ & 192\text{円} \times 43\text{倍} = 8,256\text{円} \end{aligned}$$

#### イ 保険料充当金率の変更

保険料充当金率は原則として、5年ごとに適用者の年齢構成、適用者の死亡率を基礎として見直しを行います。

#### ウ 保険料充当金の徴収

1年間分の保険料充当金を、適用者が団信適用申込書により届け出た金融機関の口座から自動振替をする方法により行います。

### (6) 「借替貸付け」の場合の取扱い

この制度では借替貸付けを「新規貸付け」と「全額繰上償還」とが同時にあったものとして取り扱います。したがって、団信適用の対象となる額は、借替後の「新しい貸付金」となります。

なお、借替前の貸付金の保険料充当金は、未経過保険料充当金の返戻金として月割で返します。

### (7) 任意脱退の手続

団信適用人が団信制度から脱退する場合は、「任意脱退申出書」に必要事項を記入して共済組合へ提出してください。

現在の保障期間が満了した日が脱退の日となります。

保 険 料 充 当 金 早 見 表

貸付金額	保険料充当額	貸付金額	保険料充当額	貸付金額	保険料充当額	貸付金額	保険料充当額
80万円	1,536円	340万円	6,528円	600万円	11,520円	860万円	16,512円
90	1,728	350	6,720	610	11,712	870	16,704
100	1,920	360	6,912	620	11,904	880	16,896
110	2,112	370	7,104	630	12,096	890	17,088
120	2,304	380	7,296	640	12,288	900	17,280
130	2,496	390	7,488	650	12,480	910	17,472
140	2,688	400	7,680	660	12,672	920	17,664
150	2,880	410	7,872	670	12,864	930	17,856
160	3,072	420	8,064	680	13,056	940	18,048
170	3,264	430	8,256	690	13,248	950	18,240
180	3,456	440	8,448	700	13,440	960	18,432
190	3,648	450	8,640	710	13,632	970	18,624
200	3,840	460	8,832	720	13,824	980	18,816
210	4,032	470	9,024	730	14,016	990	19,008
220	4,224	480	9,216	740	14,208	1,000	19,200
230	4,416	490	9,408	750	14,400	1,100	21,120
240	4,608	500	9,600	760	14,592	1,200	23,040
250	4,800	510	9,792	770	14,784	1,300	24,960
260	4,992	520	9,984	780	14,976	1,400	26,880
270	5,184	530	10,176	790	15,168	1,500	28,800
280	5,376	540	10,368	800	15,360	1,600	30,720
290	5,568	550	10,560	810	15,552	1,700	32,640
300	5,760	560	10,752	820	15,744	1,800	34,560
310	5,952	570	10,944	830	15,936	1,900	36,480
320	6,144	580	11,136	840	16,128		
330	6,336	590	11,328	850	16,320		

《互 助 組 合》

互助組合には団体信用生命保険制度の適用はなく、退職手当及び互助組合の給付金から、未償還元  
 利金相当額を控除します。



# 保険料充当金口座振替取扱金融機関

(H25.11.現在)

<p><b>銀行</b></p>	<p>☆都市銀行……………<u>全行の本店および支店</u>                  ☆信託銀行……………<u>みずほ、三菱UFJ、三井住友の本店および支店</u>                  ☆地方銀行……………<u>全行の本店および支店</u>                  ☆第二地方銀行………<u>全行の本店および支店</u>                  ☆外国銀行……………<u>シティバンクの本店および支店</u>                  ※取扱いできない金融機関 農林中央金庫 漁業協同組合 新生銀行 ジャパンネット銀行 あおぞら銀行 セブン銀行                  ソニー銀行 楽天銀行 日本振興銀行 新銀行東京 イオン銀行 住信SBIネット銀行 ゆうちょ銀行 じぶん銀行                  大和ネクスト銀行 SBI銀行</p>					
<p><b>金庫</b></p>	<p>☆信用金庫……………<u>全信用金庫の本店および支店</u>                  ☆労働金庫……………<u>全労働金庫の本店および支店</u>                  ☆商工組合中央金庫………<u>本店および支店</u></p>					
<p><b>信用組合</b></p>	<p>下記の信用組合の本店および支店でのみ取扱可能</p> <table border="0"> <tr> <td>北海道 北 央 札幌中央 空知商工 十 勝 釧 路 青森県 青 森 県 岩手県 杜 陵 宮城県 石巻商工 古 川 仙 北 秋田県 秋 田 県 山形県 北 郡 山形中央 山形第一 福島県 い わ き 相 双 五 城 会 津 商 工 茨城県 茨 城 県 栃木県 真 岡 那 須 群馬県 あ か ぎ</td> <td>群 馬 県 ぐんまみらい 埼玉県 熊谷商工 埼 玉 千 葉 県 房 総 銚子商工 君 津 東京都 全 東 宋 東 浴 東 江 東 青 和 中 ノ 郷 共 立 七 島 大 東 京 第一勸業 あ す か 北 郡 甲 子 東京消防</td> <td>東京都職員 神奈川県 神奈川県 歯科医師 横浜華銀 小田原第一 新潟県 新 潟 縣 新 潟 鉄 道 興 栄 新 栄 太 陽 五 泉 協 栄 三 線 三 巻 塩 沢 糸 魚 川 山梨県 山梨県民 部 留 長野県 長 野 県 富 山 県 富 山 県 石川県 金 沢 中 央</td> <td>石川県医師 福 井 県 福 泉 愛 知 県 愛 知 商 銀 愛 知 県 警察 名古屋青果物 豊 橋 商 工 愛 知 県 中 央 三 河 岐 阜 県 岐 阜 商 工 飛 騨 益 田 三重県 三重県職員 滋 賀 県 滋 賀 県 民 滋 賀 県 大 阪 府 成 協 栄 大 阪 協 栄 の そ み 大 阪 府 警 察 近 畿 産 業 兵 庫 県 兵 庫 県 医 療 兵 庫 県</td> <td>淡 陽 島 根 県 島 根 益 田 広 島 県 広 島 市 山 口 県 山 口 県 香 川 県 香 川 県 高 知 県 土 佐 福 岡 県 と び う め 佐 賀 県 佐 賀 県 長 崎 県 佐 世 保 中 央 福 江 熊 本 県 熊 本 県 大 分 県 大 分 県 宮 崎 県 宮 崎 県 南 部 鹿 児 島 県 鹿 児 島 興 業</td> </tr> </table>	北海道 北 央 札幌中央 空知商工 十 勝 釧 路 青森県 青 森 県 岩手県 杜 陵 宮城県 石巻商工 古 川 仙 北 秋田県 秋 田 県 山形県 北 郡 山形中央 山形第一 福島県 い わ き 相 双 五 城 会 津 商 工 茨城県 茨 城 県 栃木県 真 岡 那 須 群馬県 あ か ぎ	群 馬 県 ぐんまみらい 埼玉県 熊谷商工 埼 玉 千 葉 県 房 総 銚子商工 君 津 東京都 全 東 宋 東 浴 東 江 東 青 和 中 ノ 郷 共 立 七 島 大 東 京 第一勸業 あ す か 北 郡 甲 子 東京消防	東京都職員 神奈川県 神奈川県 歯科医師 横浜華銀 小田原第一 新潟県 新 潟 縣 新 潟 鉄 道 興 栄 新 栄 太 陽 五 泉 協 栄 三 線 三 巻 塩 沢 糸 魚 川 山梨県 山梨県民 部 留 長野県 長 野 県 富 山 県 富 山 県 石川県 金 沢 中 央	石川県医師 福 井 県 福 泉 愛 知 県 愛 知 商 銀 愛 知 県 警察 名古屋青果物 豊 橋 商 工 愛 知 県 中 央 三 河 岐 阜 県 岐 阜 商 工 飛 騨 益 田 三重県 三重県職員 滋 賀 県 滋 賀 県 民 滋 賀 県 大 阪 府 成 協 栄 大 阪 協 栄 の そ み 大 阪 府 警 察 近 畿 産 業 兵 庫 県 兵 庫 県 医 療 兵 庫 県	淡 陽 島 根 県 島 根 益 田 広 島 県 広 島 市 山 口 県 山 口 県 香 川 県 香 川 県 高 知 県 土 佐 福 岡 県 と び う め 佐 賀 県 佐 賀 県 長 崎 県 佐 世 保 中 央 福 江 熊 本 県 熊 本 県 大 分 県 大 分 県 宮 崎 県 宮 崎 県 南 部 鹿 児 島 県 鹿 児 島 興 業
北海道 北 央 札幌中央 空知商工 十 勝 釧 路 青森県 青 森 県 岩手県 杜 陵 宮城県 石巻商工 古 川 仙 北 秋田県 秋 田 県 山形県 北 郡 山形中央 山形第一 福島県 い わ き 相 双 五 城 会 津 商 工 茨城県 茨 城 県 栃木県 真 岡 那 須 群馬県 あ か ぎ	群 馬 県 ぐんまみらい 埼玉県 熊谷商工 埼 玉 千 葉 県 房 総 銚子商工 君 津 東京都 全 東 宋 東 浴 東 江 東 青 和 中 ノ 郷 共 立 七 島 大 東 京 第一勸業 あ す か 北 郡 甲 子 東京消防	東京都職員 神奈川県 神奈川県 歯科医師 横浜華銀 小田原第一 新潟県 新 潟 縣 新 潟 鉄 道 興 栄 新 栄 太 陽 五 泉 協 栄 三 線 三 巻 塩 沢 糸 魚 川 山梨県 山梨県民 部 留 長野県 長 野 県 富 山 県 富 山 県 石川県 金 沢 中 央	石川県医師 福 井 県 福 泉 愛 知 県 愛 知 商 銀 愛 知 県 警察 名古屋青果物 豊 橋 商 工 愛 知 県 中 央 三 河 岐 阜 県 岐 阜 商 工 飛 騨 益 田 三重県 三重県職員 滋 賀 県 滋 賀 県 民 滋 賀 県 大 阪 府 成 協 栄 大 阪 協 栄 の そ み 大 阪 府 警 察 近 畿 産 業 兵 庫 県 兵 庫 県 医 療 兵 庫 県	淡 陽 島 根 県 島 根 益 田 広 島 県 広 島 市 山 口 県 山 口 県 香 川 県 香 川 県 高 知 県 土 佐 福 岡 県 と び う め 佐 賀 県 佐 賀 県 長 崎 県 佐 世 保 中 央 福 江 熊 本 県 熊 本 県 大 分 県 大 分 県 宮 崎 県 宮 崎 県 南 部 鹿 児 島 県 鹿 児 島 興 業		
<p><b>信用農業協同組合連合会・ 農業協同組合</b></p>	<p>☆<u>信用農業協同組合連合会・ 農業協同組合</u></p> <p>〔☆各県の農業協同組合でも一部お取扱いできないところがあります。〕</p>					

## 申込書提出前のご注意

- ➡ 申込書を提出する前にもう一度確認してください。
- 指定した金融機関は上記の一覧表の中にありますか。  
(記載以外の金融機関は取扱いできません。)
- 指定金融機関・口座名義人・口座番号は預金通帳に記載されている内容と同じですか。  
(異なっている場合は改めて手続きが必要となります。)
- 押印した印鑑は指定金融機関に届けてあるものを使用されましたか。  
(異なっている場合は改めて手続きが必要となります。)
- 印鑑は上5枚に押印し、本人控え(6枚目)はお手元に残していますか。

## 適用手続きが完了すると

- 保険料充当金は、貸付日の属する月の翌々月22日に指定の預金口座から自動振替いたします(事前にご案内を行いますので、振替不能とならないようお願いいたします。)

## § 18の12の(3) 債務返済支援保険制度(任意加入)と申込み方法

《 共 済 組 合 》 (貸付規程第15条の3)

### 1 債務返済支援保険制度の目的

債務返済支援保険制度は、団信の特約として実施するもので、団信適用者である住宅貸付け等の借受人が、傷害又は疾病により就業障害となった場合に、保険会社から償還金相当額が毎月(免責期間(30日)終了日の翌日から起算して3年を限度)借受人に保険金として支払われるものです。

### 2 制度の主な内容

#### (1) 適用資格

次の3つの要件を全て満たす組合員に適用します。

ア 団信適用者であること。

イ 初回適用時において、18歳以上60歳未満であること。

ウ 健康状態が団信の告知内容(§ 18の12の(2))に加えて、次の告知内容に合致すること。

#### <告知内容>

申込日(告知日)より起算して過去3年以内に、下記の病気で医師の診療、検査、治療、投薬を受けたことがありません。

一過性脳虚血発作(TIA)、心不全、大動脈瘤、不整脈(心房粗細動など)、じん肺症、慢性肺気腫、クローン病、下垂体・副腎機能障害(クッシング病、巨人症、アジソン病など)、重症筋無力症、血友病、再生不良性貧血、悪性リンパ腫、エイズ・HIV感染症、認知症、パーキンソン病・症候群、網膜色素変性症・黄斑部変性症

(注)「治療」には、指示・指導も含まれます。

#### (2) 保険金が支払われる場合

保険の対象となる方が、日本国内又は国外において傷害又は疾病を被り、その直接の結果として所定の就業障害が保険期間中に開始し、免責期間(30日)をこえて継続した場合。

##### ①就業障害とは

保険の対象となる方が、傷害又は疾病を被り、その直接の結果としていかなる業務にも全く従事できない状態(具体的には入院していること、若しくは医師の指示に基づき自宅療養していることを指します)をいいます。

なお、保険の対象となる方が死亡した場合は、いかなる場合であっても就業障害とはいいません。

##### ②免責期間とは

保険の対象となる方が、傷害又は疾病を被り、その直接の結果としていかなる業務にも全く従事できなくなった(具体的には入院していること、若しくは医師の指示に基づき自宅療養していることを指します)日から起算して、就業障害が継続する30日間をいい、この期間に対しては保険金お支払いの対象となりません。

### ③補償対象期間とは

免責期間（30日）終了日の翌日から起算して3年で、保険金をお支払いする限度となります。

### （3）適用除外

次のいずれかに該当する就業障害に対しては、保険金は支払われません。

- ①故意または重大な過失により被った身体障害
- ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為により被った身体障害
- ③麻薬、あへん、大麻または覚せい剤、シンナー等の使用により被った身体障害
- ④妊娠、出産、早産または流産により被った身体障害
- ⑤戦争、暴動（テロ行為を除く）などによって被った身体障害
- ⑥地震、噴火または津波による身体障害
- ⑦頸部症候群（いわゆる「むち打ち症」）または腰痛で医学的他覚所見（検査等によって認められる異常所見）のないもの
- ⑧自動車または原動機付自転車の無資格運転または酒酔運転による傷害
- ⑨精神障害、知的障害、アルコール依存及び薬物依存等の精神障害（一部お支払の対象となるものがあります。詳細は「団信制度適用申込の手引」をご確認ください。）
- ⑩退職後に開始した就業障害

※告知業務違反により契約が解除された場合は、保険金が支払われないことがあります。

※残高不足により保険料充当金の引き落としができない場合は、保険金は支払われません。

### （4）適用の申出

借受人が共済組合に、「団信制度申込書兼告知書兼口座振替申込書」を提出する際に、同時に申し出ることにより適用されます。（「債務返済支援保険の確認欄」の「適用」に○を付ける。

§ 18-039頁参照）

### （5）保険期間及び保障期間

債務返済支援保険制度の保険期間は1年間で、以後自動継続します。

#### ア 保障の開始日

（ア）新規適用の場合は、貸付日の属する月の翌々月の1日。

（イ）中途適用の場合は、適用申込書の申込日（告知日）の属する月の翌々月の1日。

#### イ 保障の終了日

（ア）貸付金を完済したときは、完済した日。

（イ）団信の適用を中止（任意脱退）したときは、団信の保障の終了日。

（ウ）保険料が支払われないことにより自動脱退となったときは、直前に到来した加入応当日の前日。

（エ）債務返済支援保険制度のみの適用を中止（任意脱退）したときは、次回の加入応当日の前日。

(オ) 適用者が70歳に達したときは、70歳の誕生日の前日。

(カ) 加入応当日時点で、未償還元金が10万円未満となった場合及び償還期間が1年未満となった場合は、当該加入応当日。

## (6) 保険料充当金

### ア 保険料充当金率

保険料充当金は、算定の基礎となる平均月間償還額1万円につき月額101円。

### イ 平均月間償還額の算定

(毎月償還額×12+ボーナス年間合計償還額)÷12

### ウ 保険料充当金の計算方法

平均月間償還額÷10,000円×保険料充当率

#### ※ 計算例

返済額が  $\left[ \begin{array}{ll} \text{毎月償還部分} & 30,000\text{円} \\ \text{ボーナス償還部分} & 100,000\text{円} \end{array} \right]$  の場合

① 平均月間償還額  $\{ (30,000\text{円} \times 12) + (100,000\text{円} \times 2) \} \div 12\text{月} = 46,667\text{円}$  (円未満切上げ)

② 保険料充当金  $46,667\text{円} \div 10,000\text{円} \times 101\text{円} = 471\text{円}$  (月額) (円未満四捨五入)  
 $471\text{円} \times 12\text{月} = 5,652\text{円}$  (年額)

### エ 保険料充当金の徴収

保険料充当金の算定の基礎となる平均月間償還額に対応した1年間分の保険料充当金を、団信保険料充当金と合算して、適用者が届け出た金融機関の口座から自動振替をする方法により行います。

## (7) 「借替貸付け」の場合の取扱い

団信と同様 (§18-037頁参照)

## (8) 任意脱退の手続

### ア 団信と債務返済支援保険制度の両方を脱退する場合

「団信制度任意脱退申出書」を提出する。

### イ 債務返済支援保険制度のみを脱退する場合

「債務返済支援保険制度任意脱退申出書」を提出する。

#### (注意！)

債務返済支援保険の保険金の支払いを受けるためには、請求書が必要です。

下記の連絡先に連絡してください。

債務返済支援保険 保険金相談センター ☎ 0120-614-191 照会受付時間 月～金(祝日を除く)10時～16時

## § 18 の13 住宅資金借受け後の届出等をするとき

### § 18 の13の(1) 工事等が完了したとき

《共済組合》(貸付規程第12条, 第13条, 貸付支部細則第10条, 第10条の2)

住宅貸付け及び住宅災害貸付けは, 他の貸付けと比べて貸付限度額, 利率等の面で特殊性があります。

共済組合は, 当該貸付けの借受人に対しては, 貸付金の使途の確認を行います。§ 18 の13の(1)又は(2)の手続が行われない場合, 貸付規定違反となり, 未償還元利金を即時償還していただきます。

#### 1 完了届

- (1) 住宅貸付け, 住宅災害貸付け及び介護住宅貸付けの借受人は, 新築等が完了したときは直ちにその旨を「完了報告書」に, 次に掲げる書類を添付して共済組合に報告してください。完了報告書により貸付金の使途を確認します。
- (2) 完了までの期間が貸付日の属する月の翌月から6か月を超えるときは, 借受人は, 「完了遅延報告書」〔様式集 § 18-040頁〕により, その理由及び完了の予定年月日を共済組合へ報告してください。その後, 完了したときは, 完了報告書に書類を添付して報告してください。

#### 2 完了報告書の添付書類は, 次のとおりです。

貸付申込事由	添付書類
住宅の新築, 増築, 改築 又は移築	次の1, 2のいずれかの書類 1 登記完了後の登記事項証明書(原本) 2 工事引渡書の写し
土地付住宅又は住宅の購入	所有権登記後の建物(土地付住宅の場合は当該土地を含む)の登記事項証明書(原本)
敷地の購入	所有権移転登記後の土地の登記事項証明書(原本)
住宅の修理, 借入れ又は 敷地の補修, 借入れ	業者に支払った金額の領収書の写し
(転入前の他公務員共済 組合への返済)	転入前の他公務員共済組合に支払った金融機関の振込金受領書の写し 又は返付された借用証書の写し

### § 18 の13の(2) 敷地購入後, 建築が完了したとき

敷地購入による貸付けの借受人は, 借受後5年以内に住宅を建築しなければなりません。したがって, 住宅建築義務と併せて次の手続が必要です。

- 1 住宅の敷地のみを購入又は借入れするため, 住宅貸付け又は住宅災害貸付けを受けた借受人は, 貸付日から5年以内に住宅を建築しなければなりません。
- 2 1による借受人が住宅を建築したときは, 「完了報告書」にその住宅の登記事項証明書(原本)又は工事引渡書の写しを添付して提出してください。
- 3 貸付日から5年以内に住宅を建築できないときで, 特別の事情があると認められるときは, 借受人の申出(「住宅建築猶予申出書」〔様式集 § 18-042頁〕の提出)に基づき, 5年の範囲内で期限を猶予することができます。

### § 18 の13の(3) 行為の制限(貸付規程第21条)

住宅貸付け又は住宅災害貸付けの借受人は, 当該貸付金の償還が完了する以前に, その貸付けに係る不動産について次に掲げる行為をしてはいけません。

(違反した場合は, 即時償還になります。)

- 1 不動産の全部又は一部を他に貸付けること。

- 2 不動産の全部又は一部を他に譲渡すること。
- 3 不動産の価値を明らかに減少させる恐れのある行為をすること。

## § 18 の14 借受人が転入・転出したとき

《共 済 組 合》（貸付規程第20条, 第25条, 貸付支部細則第12条）

### 1 他の公務員共済組合から貸付けを受けている人が当共済組合に転入したとき

転入前の共済組合で貸付けを受けている人が公立学校共済組合員となり、貸付金の返済のために資金を必要とするときは、次により貸付けを受けることができます。

#### (1) 必要書類

- ア 貸付申込書
- イ 借用証書
- ウ 貸付事業における個人情報に関する同意書
- エ 借入状況等申告書
- オ 貸付金残高証明書（転入前の共済組合が発行したもの）

#### (2) 貸付申込書の締切日及び貸付金の振込日

- ア 申込書の締切日は、貸付決定月の5日です。
- イ 貸付金の振込日は、貸付決定月の22日です。

#### (3) 貸付限度額及び単位

- ア 貸付金額は、転入前の共済組合の貸付金残高（経過利息を含む。）相当額の範囲内で、かつ、貸付規程で定める最高限度額の範囲内です。
- イ 1円単位で貸付けの申込みができます。

### 2 当共済組合から貸付けを受けている人が他の公務員共済組合へ転出したとき

- (1) 借受人は、「貸付金残高証明願」〔様式集 § 18-050頁〕を当共済組合に提出してください。共済組合が発行した貸付金残高証明書により、転出先の共済組合で貸付けを受けてください。
- (2) 借受人は、転出先の共済組合で貸付けを受けた場合は、貸付金残高証明書と同時に送付した「振込依頼書」により、即時償還してください。
- (3) 借受人が、自己資金等により返済するときは、申出により支部が発行する「振込依頼書」により、即時償還してください。
- (4) 借受人が、地方職員共済組合広島県支部、警察共済組合広島県支部及び広島県市町村職員共済組合の組合員となった場合は、一定の事由により、組合員となった日から原則5年間徴収嘱託の取扱いができますので、当共済組合に申し出てください。
- (5) 借受人が、国家公務員共済組合へ転出する場合、原則即時償還となりますが、一定の事由により、「振込依頼書」による定期償還ができますので、当共済組合に申し出てください。

### 3 当共済組合の支部間で異動した場合

転出先の支部で引き続き償還ができますので、転出前の支部に申し出てください。

《互 助 組 合》（互運営規則第37条第4項第1号）

転入した組合員で資金が必要な場合は、新規の資金貸付の要領で申し込んでください。また、転出したときは、未償還元利金を即時に償還しなければなりません。（§ 18-028頁の即時償還を参照）ただし、借受人が転出後、広島県職員互助会若しくは広島県警察職員互助会の組合員である場合は、徴収嘱託（償還金を毎月給与から控除する。）の取扱いをすることができます。

## § 18 の15 各種証明書を必要とするとき

《共 済 組 合》（貸付支部細則第4条の2，第13条，第14条）

### 1 貸付資格証明書が必要なとき

借受人が送金されるまでの間，金融機関でつなぎ融資を受けるとき，又は金融公庫等で融資を受けるために共済組合の貸付けを受ける予定の証明等が必要なときは，「貸付予定資格証明願」〔様式集 § 18-048頁〕を提出してください。

### 2 貸付金残高証明書が必要なとき

借受人が，人事異動等により，転出先の共済組合の貸付けを受けて償還する場合で，未償還金残高の証明書が必要なときは，「貸付金残高証明願」〔様式集 § 18-050頁〕を提出してください。

### 3 住宅貸付けの年末残高等証明書が必要なとき

自己の居住用住宅の取得（増改築等を含む。）のための借入金（共済組合等）がある場合は，一定の条件及び期間において所得税の「住宅借入金等特別控除」の適用を受けることができます。

控除の適用を受けるため，「年末残高等証明書」が必要なときは，「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明申請書」〔様式集 § 18-052頁〕を提出していただくこととなりますが，事務処理は，次のとおり行っています。

#### （1） 共済組合の年末残高等証明書の事務処理

ア 毎年10月末頃に，その年の前年までに貸付を受けた者で，12月までの定期償還を想定し，要件に該当する可能性のある者（償還期間が10年以上の者）に対し，証明書を発行します。  
その年に新規貸付けを受けた者に対しては，12月に証明書を発行します。

イ 次の場合は，借受人の申請により証明書を送付します。

- （ア） 一般貸付けの借受人で，申込事由が住宅取得等の資金を記載してあり，要件に該当する人
- （イ） 前年の証明書又は再交付を必要とする人
- （ウ） 上記アに該当しない人で，証明書を必要とする人

#### （2） 控除を受けるための要件

住宅を居住の用に供した年により異なりますので，税務署で確認してください。

#### （3） 控除を受けるための手続

「1年目」

共済組合が発行する「年末残高等証明書」，その他必要書類を税務署に提出し，確定申告をします。

「2年目以降」

税務署から送られてくる「年末調整のための住宅取得等特別控除証明書」と共済組合が発行する「年末残高等証明書」を所属所の給与担当者に提出して，年末調整を受けます。

なお，住宅借入金等特別控除制度の詳細な内容については，最寄りの税務署にお尋ねください。

## **§ 19** 厚生事業及び福祉事業（法第 112 条第 1 項第 1 号，第 1 号の 2 及び第 6 号並びに定款第 27 条第 1 号）

共済組合及び互助組合では，組合員やその家族の健康と保養の増進及び元気回復を図ることを目的に，次の事業を行っています。

事業の詳細及び参加申込み等については，広報紙「福利ひろしま」で各組合員へ，文書で各所属所長へそれぞれ通知します。事業内容等を確認して期日までに申し込んでください。

### **§ 19**の 1 特定健診事業

「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき，年度内に 40 歳から 75 歳（※）の誕生日を迎える組合員及び被扶養者の方々を対象として，メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した特定健康診査及び特定保健指導を実施します。

※ 75 歳の誕生日の前日まで受診が可能です。

#### 1 特定健康診査

##### （1）組合員

人間ドック又は定期健康診断の受診をもって特定健康診査の受診に替えています。

##### （2）被扶養者

共済組合から送付する受診券を使って受診してください。

#### 2 特定保健指導

特定健康診査の受診結果，生活習慣病のリスクが高く，生活習慣の改善が必要と判断された場合には特定保健指導の対象となります。特定保健指導では，保健師や管理栄養士等の専門家が生活習慣の改善をサポートします。

詳細については対象者に別途通知します。

## § 19 の 2 健診事業

平成 28 年度事業

事業名		実施期間	対象者
指定年齢健診		6月～2月	平成28年度中に30歳・35歳・37歳・39歳・41歳・43歳・45歳・47歳・49歳・51歳・53歳・55歳・57歳及び59歳に達する組合員のうち受診を希望する者 【県事業】【共済組合】
一般希望健診	シニア普通ドック	6月～2月	平成28年度中に達する年齢が50歳以上で指定年齢健診又は他の一般希望健診（脳検査付ドック・肺検査付ドック・脳ドック）を受診しない組合員のうち受診を希望する者 【県事業】【共済組合】【互助組合】
	脳検査付ドック	6月～2月	平成28年度中に達する年齢が46歳以上で指定年齢健診又は他の一般希望健診（シニア普通ドック・肺検査付ドック・脳ドック）を受診しない組合員のうち受診を希望する者 【県事業】【共済組合】
	肺検査付ドック	6月～2月	平成28年度中に達する年齢が42歳以上で指定年齢健診又は他の一般希望健診（シニア普通ドック・脳検査付ドック・脳ドック）を受診しない組合員のうち受診を希望する者 【共済組合】
器官別健診	レディース検診（ドックセット型）	6月～2月	人間ドック受診該当の女性組合員で受診を希望する者 【県事業】【共済組合】
	レディース検診（巡回検診型）	12月～2月	女性組合員で受診を希望する者（人間ドックでレディース検診を受診する者を除く。） 【共済組合】
	脳ドック	6月～2月	平成28年度に達する年齢が46歳以上の組合員で受診を希望する者（人間ドック受診者を除く。） 【共済組合】
	大腸がん検診	1月	平成28年度に達する年齢が41歳以上の組合員で受診を希望する者（人間ドック受診者を除く。） 【共済組合】

## § 19 の 3 健康づくり事業

### 1 メンタルヘルス相談等

#### (1) 指定医療機関による面接相談

- ・対象者：組合員本人
- ・相談員：専門の医師
- ・相談場所：県内8か所（§ 19-005 頁参照）
- ・利用方法：指定医療機関に電話で予約。その際、「公立学校共済組合員」であることを伝えてください。相談時には「組合員証」を必ず持参してください。
- ・費用負担：1人当たり年間2回まで無料（ただし、投薬等の医療行為は自己負担となります。（健康保険対応））

#### (2) 産業カウンセラーによる面接相談

- ・対象者：組合員本人及びその家族
- ・相談員：「産業カウンセラー」の資格を有する専門家
- ・相談場所：一般社団法人日本産業カウンセラー協会中国支部広島事務所及び岡山事務所（§ 19-005 頁参照）  
※福山、三次市内でもカウンセリングを受けることができます。
- ・利用方法：一般社団法人日本産業カウンセラー協会中国支部広島事務所又は岡山事務所に電話で予約。その際、「公立学校共済組合員」であることを伝えてください。福山、三次市内でのカウンセリングを希望する場合は広島事務所に連絡してください。
- ・費用負担：無料（利用制限なし）

#### (3) 臨床心理士派遣によるメンタルヘルス相談等（§ 19-006 頁参照）

##### ア 所属所訪問相談

- ・対象者：組合員本人
- ・相談員：こころの健康心理相談員（臨床心理士〔スクールカウンセラー経験者〕）
- ・相談場所：組合員の所属所
- ・相談内容：職場の人間関係、家族関係、自分自身の身体状況等こころの悩み全般に関する相談（ただし、広島県教育委員会及び広島市教育委員会が委嘱するスクールカウンセラーを派遣している学校においては、スクールカウンセラーが担当する児童・生徒に関する問題は除く。）
- ・利用方法：所属所長を通じて申込み（様式集 § 19-001 頁）
- ・費用負担：無料（継続利用はできません）

##### イ 一日相談所

- ・対象者：組合員本人
- ・相談員：こころの健康心理相談員（臨床心理士〔スクールカウンセラー経験者〕）
- ・相談場所：県内の広島県庁舎会議室等
- ・相談内容：職場の人間関係、家族関係、自分自身の身体状況等こころの悩み全般に関する相談
- ・利用方法：原則として、事前に公立学校共済組合広島支部へ電話で申込み（匿名可）。当日参加も可能ですが、お待ちいただく場合があります。
- ・費用負担：無料（利用制限なし）
- ・その他：日程等は「福利ひろしま」や所属所通知等でご確認ください。

##### ウ メンタルヘルスセミナー（セミナー実施後の相談も可能）

- ・対象：所属所又は組合員により構成する原則として15名以上の団体（所属所の場合は15名未満でも可能）
- ・相談員：こころの健康心理相談員（臨床心理士〔スクールカウンセラー経験者〕）

- ・実施場所：申込書に記載された実施場所
- ・利用方法：所属所長又は組合員により構成する原則とし 15 名以上の団体の代表者を通じて申込み（様式集 § 19-002 頁）。（所属所以外の団体で 15 名未満となる場合，事前に連絡してください。）

## 2 メンタルヘルス講演会等支援事業（§ 19-008 頁参照）

組合員により構成する団体が開催する，組合員のためのメンタルヘルスに関する講演会等を支援します。

### （1）支援内容

組合員により構成する団体が企画し，実施するメンタルヘルス講演会等に対する費用（講師派遣に係る経費〔謝金，旅費，振込手数料〕）の助成

### （2）要件

- ア メンタルヘルスに関する啓発を内容とした講演会等
- イ 申請は，既存の団体以外でも可能
- ウ 講演会等への参加者数が，原則として 15 人以上の団体
- エ 同一団体につき，年度内 1 回の支援
- オ 実施期間は，毎年度，4 月 1 日から 2 月末の間

### （3）利用方法

「メンタルヘルス講演会等支援事業申請書」に記入し，申込み（様式集 § 19-003 頁）

## 3 こころとからだのリフレッシュセミナー

組合員の健康増進を図るため，メンタルヘルス・生活習慣病予防講座，体力測定，トレーニング指導等を行います。

- ・開催時期：8 月前後
- ・募集方法：広報誌「福利ひろしま」に掲載

## 4 リラクゼーションドック

組合員の健康づくりに役立つため，ストレスの対処の仕方・解消法を実習します。実施の詳細については 4 月に所属所に通知します。

## 5 健康管理視聴覚資料の貸出し（§ 19-010 頁参照）

「組合員及びその家族の心とからだの健康づくり」や「職場での健康学習」等に役立てていただくため，健康管理視聴覚資料の貸出しを行っています。

- ・利用方法：「健康管理視聴覚資料利用申込書」に記入し，申込み（様式集 § 19-006 頁）
- ・貸出期間：原則 10 日以内
- ・利用制限：1 回につき 3 本まで（回数制限なし）

平成 28 年度メンタルヘルス相談事業

1 指定医療機関による面接相談

【指定専門医療機関】

医療機関名	所在地	電話番号	予約受付時間 (診療時間とは異なる場合がある)	アクセス
清川神経科内科 クリニック	広島市中区 八丁堀 4-15	(082) 227-5111	月～土 (水・土は午後休診) 9:00～13:00 15:00～18:00	広電バス牛田線⑥ 京口門下車 幟会館前・ビル3階
じんじん 神人クリニック	広島市東区 若草町 18-46	(082) 261-0600	月～土 (水・土は午後休診) 9:00～13:00 15:00～18:00	J R 広島駅新幹線口 二葉通り代々木ゼミ向かい
森岡神経内科	広島市安佐北区 可部南四丁目 9-17	(082) 819-0006	月～土 (木・土は午後休診) 8:30～12:00 14:00～18:00	J R : 可部駅から南へ徒歩 5 分, バス: 「文教女子大前」下車, 可部方面徒歩 3 分, 車: 国道 54 号線沿い, 太田川 橋を渡り可部方面へ約 1 Km
心療内科 村岡クリニック	呉市中央二丁目 6-10 村上ビルⅡ 4 階	(0823) 32-2223	月～土 (木は休診) 9:00～12:00 14:00～18:00 土は 9:00～12:00 14:00～17:00	J R 呉駅から北東へ徒歩 5 分
わかみやメンタル クリニック	東広島市西条上市町 5-5 総合不動産ビル 3 階	(082) 431-6110	月～土 (午後は月・金のみ) 8:30～12:00 14:00～18:30	J R 西条駅から徒歩 10 分, イズミゆめタウン横
押尾クリニック	三原市城町一丁目 12-23-1	(0848) 67-8766	月～土 (水・土は午後休診) 9:00～12:30 15:00～18:30 土は 9:00～14:00	J R 三原駅から南へ徒歩 5 分
馬野神経科 クリニック	福山市野上町三丁目 1-29	(084) 928-0088	月～土 (木は休診) 8:30～13:30 15:00～19:00 土は 8:30～16:00	J R 福山駅前から靱鉄バス靱 行き「野上町」バス停下車, 草戸大橋方面徒歩 1 分
三次病院	三次市栗屋町 1731	(0824) 62-2888	月～土 (予約受付時間) 8:30～11:30 (診療時間) 9:00～12:00	J R 三次駅から車で 10 分

※個人情報はずべて医療機関で管理され、秘密は厳守されます。

2 産業カウンセラーによる面接相談

医療機関名	所在地	電話番号	予約受付時間	相談時間	アクセス
一般社団法人 日本産業カウンセラー協会 中国支部広島事務所 【カウンセリングルーム】	広島市中区幟町 3-1 第 3 山県ビル 5 階	(082) 223-7470	月～金 10:00～16:30	10:00 ～20:00 (土・日・祝日 も可能です。)	広電白島線 「女学院前」 から徒歩 5 分
一般社団法人 日本産業カウンセラー協会 中国支部岡山事務所 【カウンセリングルーム】	岡山市北区柳町 1 丁目 4-8 みのるガーデン ビル 2 階	(086) 224-4050	月～金 10:00～16:30	10:00 ～20:00 (土・日・祝日 も可能です。)	J R 岡山駅 東口から 徒歩 15 分

※ 福山、三次市内でもカウンセリングを受けることができます。(広島事務所に連絡)

※ 産業カウンセラーとは、カウンセリングの知識と技法を習得した専門家で、職場の人間関係、自分自身、家庭内、近隣社会、その他の問題等なんでも相談できる人のことです。

※ 個人情報はすべて日本産業カウンセラー協会でも適正に管理され、秘密は厳守されます。

## メンタルヘルス相談等事業（臨床心理士派遣）実施要領

（趣旨）

第1条 公立学校共済組合広島支部（以下「支部」という。）組合員のメンタル不調の未然防止、早期発見とその対応及び再発防止を図るため、所属所等へ「こころの健康心理相談員」（以下「相談員」という。）を派遣して組合員本人のセルフケアの支援を行うとともに、所属所において管理職の組合員に対して組合員相談対応や職場環境等の改善に係る助言等を行い、組合員の心の健康問題の解決を支援する。

（実施内容）

第2条 実施内容は、次のとおりとする。

### （1）メンタルヘルス相談

#### ア 所属所訪問相談

相談員を支部組合員（以下「組合員」という。）の所属する学校に派遣し、組合員を対象として、職場の人間関係、家族関係、自分自身の身体状況等、様々な心の悩みに関する相談業務を実施する。ただし、広島県教育委員会及び広島市教育委員会が委嘱するスクールカウンセラーを派遣している学校においては、スクールカウンセラーが担当する児童・生徒に関する問題を除く。

#### イ 一日相談所

支部が県内に一日相談所を開設し、相談員を派遣し、組合員を対象として、職場の人間関係、家族関係、自分自身の身体状況等、様々な心の悩みに関する相談業務を実施する。

### （2）メンタルヘルスセミナー

所属所又は組合員により構成する原則として15名以上の団体（以下「団体」という。）において実施するメンタルヘルスに関するセミナーに、相談員を講師として派遣する。ただし、支部が特に必要と認める場合は、14名以下の団体について、相談員を講師として派遣することができる。

この場合において、組合員がセミナー後にメンタルヘルス相談を希望するときは、これを実施することができる。

（派遣相談員）

第3条 相談員は、スクールカウンセラーの業務経験を有する臨床心理士の中から選任し、委託する。

（実施方法）

第4条 実施方法は、次のとおりとする。

### （1）メンタルヘルス相談

#### ア 所属所訪問相談

##### （ア） 申込

組合員が相談を希望する場合は、所属所長が別紙様式1の「メンタルヘルス所属所訪問相談（臨床心理士派遣）申込書」（様式集 § 19-001頁）に必要事項を記入の上、支部に提出する。

##### （イ） 派遣決定

支部は、日程等を所属所長と調整の上、相談員を派遣するものとし、別紙様式4の「メンタルヘルス相談等（臨床心理士派遣）決定通知書」により所属所長に通知する。

#### イ 一日相談所

##### （ア） 開設周知

支部は、一日相談所を開設する場合、各所属所長への通知又は支部広報紙への掲載により、組合員に周知する。

(イ) 申込

組合員が相談を希望する場合は、原則として、支部へ電話で予約を行う（匿名可）。

(ウ) 決定

支部は、電話予約時、申込者から別紙様式2「メンタルヘルス一日相談所（臨床心理士派遣）受付票」の事項を確認の上、相談日時を決定し、申込者に口頭で通知する。

(2) メンタルヘルスセミナー

ア 申込

講師として相談員の派遣を希望する場合は、所属所長又は団体の代表者が別紙様式3の「メンタルヘルスセミナー講師（臨床心理士派遣）申込書」（様式集 § 19-002頁）に必要事項を記入の上、支部に提出する。

イ 派遣決定

支部は、申込書を基に相談員と調整の上、別紙様式4の「メンタルヘルス相談等（臨床心理士）派遣決定通知書」により所属所長又は団体の代表者に通知する。

(個人情報の保護)

第5条 相談員は、当該事業実施に当たって知り得た個人情報を、相談者の承諾なく支部を含む第三者に知らせてはならない。

(補則)

第6条 この実施要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成21年10月19日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

## メンタルヘルス講演会等支援事業実施要領

### 1 趣旨

近年、精神疾患により休職する組合員が増加しており、組合員がメンタルヘルスに対する理解を深めるとともに、ストレスに対する対処法などの知識を習得することが必要となっている。

組合員が、自発的に心の健康管理について学ぶための機会を設ける動機付けとなるよう、この事業を実施する。

### 2 事業内容

公立学校共済組合広島支部（以下「支部」という。）の組合員により構成する団体（以下「団体」という。）が開催する、組合員のためのメンタルヘルスに関する講演会、講習会及び研修会等（以下「講演会等」という。）を支援する。

#### (1) 支援内容

団体が企画し、実施する講演会等に対して、費用の助成を行う。

#### (2) 要件

- ア メンタルヘルスに関する啓発を内容とした講演会等とする。
- イ 申請は、既存の団体以外でも可能である。
- ウ 講演会等への参加者数が、原則として15人以上の団体とする。
- エ 同一団体につき、年度内1回の支援とする。
- オ 実施期間は、毎年度、4月1日から2月末の間とする。

#### (3) 助成内容

講師派遣に係る経費（謝金、旅費、振込手数料）について助成する。

- ア 謝金は、22,000円を上限とする。
- イ 旅費については、県の旅費規程に基づき算出することとし、8,000円を上限とする。
- ウ 振込手数料が発生する場合は、振込手数料を助成する。

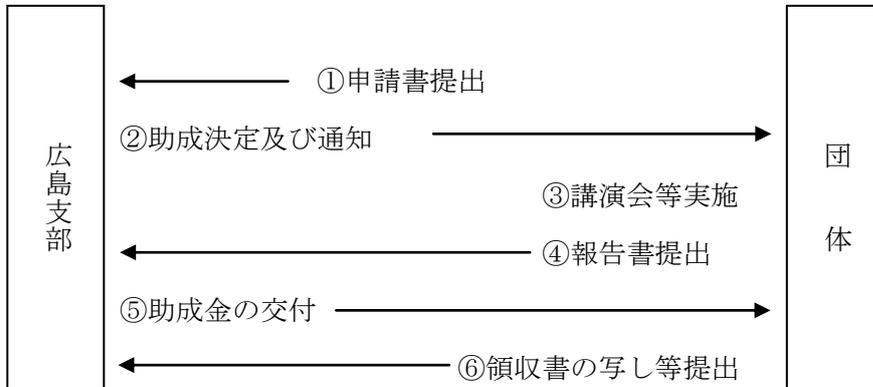
### 3 実施方法

- (1) 支援を希望する団体は、メンタルヘルス講演会等支援事業申請書（以下「申請書」という。）に必要事項を記入の上、支部に提出する。
- (2) 支部は、申請書を審査し、結果を通知する。
- (3) 団体は、申請書に基づき講演会等を実施する。
- (4) 団体は、事業が完了した日から起算して、20日以内にメンタルヘルス講演会等支援事業報告書（以下「報告書」という。）を支部に提出する。

(5) 支部は、報告書を受領後、振込口座に助成金を振り込む。

(6) 団体は、講師への支払いを証明する書類（〔銀行の振込〕領収書の写し等）を支部に提出する。

〈参考〉助成の事務手続の流れ



附 則

この要領は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 19 年 6 月 7 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

健康管理視聴覚資料一覧

(平成27年12月1日現在)

番号	名称	備考
運動・健康と食事・健康づくり	A-1 運動・休養と健康	28分 (VHS), 監修 小林修平, 国立健康栄養研究所長
	A-2 健康は歩くことから	16分 (VHS), 監修 太田壽城, 国立健康栄養研究所部長
	A-3 成人病予防のための食生活指針	19分 (VHS), 監修 苫米地孝之助, 東京家政大学教授
	A-4 健康歳時記	21分 (VHS), 監修 社会保険庁運営部保健指導課
	A-5 健康への道-要注意といわれたら	30分 (VHS), 監修 社会保険庁運営部保健指導課
	A-6 更年期障害	20分 (VHS), 藤本征一郎 北海道大学産婦人科講師
	A-7 気功専科	3巻セット 各45分 (VHS), 講師 帯津良一
	A-8 ヨーガ健康法	2巻セット 各45分 (VHS), 講師 番場一雄
	A-9 初めて学ぶ人のための入門・初級太極拳	71分 (VHS), (社) 日本武術太極拳連盟
	A-10 『健康日本21』って、なあに?	27分 (VHS), 指導 大谷麗二医学博士
	A-11 運動不足は健康不足	23分 (VHS), 指導 大谷麗二医学博士
	A-12 すぐできる, 食生活改善のポイント	20分 (VHS), 指導 大谷麗二医学博士
	A-13 乾杯! 「正しく, 楽しく飲むために」	23分 (VHS), 指導 大谷麗二医学博士
	A-14 共倒れにならないための介護者の健康管理	30分 (VHS), 指導 大谷麗二医学博士
	A-15 職場体操 (リフレッシュ体操)	3分 (DVD), 地方公務員災害補償基金 広島県支部
生活習慣病・その他の疾病予防	B-1 がんを予防する日常生活-がん予防14のポイント	15分 (VHS) 指導 河内卓 所沢保健所長
	B-2 心臓病チェック	23分 (VHS), 監修 横山正義 東京女子医科大学教授
	B-3 脳卒中の予防	15分 (VHS), 監修 栗山良紘 国立循環器病センター所長
	B-4 腰痛の正しい認識と日常生活	20分 (VHS), 監修 平林 潤 慶応義塾大学整形外科助教授
	B-5 新・腰痛体操	46分 (VHS), 監修 伊丹康人 前慈恵会医科大学教授
	B-6 骨粗しょう症	2巻セット 各20分 (VHS) 監修 中村哲郎 東京都老人医療センター
	B-7 頭・肩・腕の痛み	50分 (VHS), 指導 岩倉博光 帝京大学教授
	B-8 目の疲れをとる	20分 (VHS), 指導 大谷麗二医学博士
	B-9 見直そう! あなたの生活習慣 第1巻 あなたの一日を再点検 ～食事・アルコール・たばこ・歯周病～	20分 (DVD)
	B-10 ポジティブ・メンタルヘルス 生活習慣から見直す心の健康 1 はじめよう! ポジティブ・メンタルヘルス 2 寝つきの悪い人のケース	30分 (DVD) 監修 河野慶三 医学博士 (河野慶三産業医事務所)
	B-11 クイズで考える健診結果の見方, 活かし方 4 脂質 (LDLコレステロール)	28分 (DVD) 監修 岡山明 医学博士 合同会社 生活習慣病予防研究センター代表
ストレス・メンタルヘルス	C-1 燃えつき症候群-自信が失意にかわる時	20分 (VHS), 解説 保崎秀夫 慶応義塾大学名誉教授
	C-2 ストレスは「心のカゼ」です	29分 (VHS), 監修 墨岡 孝 成城墨岡クリニック院長
	C-3 心を強くする 自律訓練法入門	30分 (VHS), 佐々木雄二 筑波大学教授
	C-4 管理・監督者のためのストレスマネジメント-大丈夫ですかあなたの職場	2巻セット 各20分 (VHS) 監修 加藤正明 東京医科大学名誉教授
	C-5 心のジョギング 森田療法入門	40分 (VHS), 監修 長谷川和夫 聖マリアンナ医科大学学長
	C-6 出社拒否症候群	20分 (VHS), 解説 関谷透 初台関谷神経科クリニック院長
	C-7 心身症を予防する日常生活	20分 (VHS), 末松弘行 東京大学助教授
	C-8 神経症の予防と治療	20分 (VHS), 清水信 東京慈恵会医科大学助教授
	C-9 仕事・人間関係に自信がつく自己暗示術	30分 (VHS), 多湖輝 千葉大学名誉教授
	C-10 職場ストレスをパワーにかえる法-ストレスを仕事に活かす	23分 (VHS), 斎藤茂太医学博士
	C-11 今, こころが危ない!	28分 (VHS), 指導 大谷麗二医学博士

番号	名 称	備 考
C-12	職場を守るメンタルヘルスマネジメント ～初期対応から職場復帰までのポイント～	22分 (VHS) 監修 河野慶三 富士ゼロックス (株) 全社産業医・医学博士
C-13	教員のためのメンタルヘルス① 上手なセルフケアのヒント	23分 (DVD) 監修 真金薫子 公益社団法人東京都教職員互助会 三楽病院精神神経科部長 溝口るり子 同院 精神神経科臨床心理士長
C-14	教員のためのメンタルヘルス② 同僚のSOSには相互ケア	19分 (DVD) 監修 真金薫子 公益社団法人東京都教職員互助会 三楽病院精神神経科部長 溝口るり子 同院 精神神経科臨床心理士長
C-15	教員のためのメンタルヘルス③ 働きやすい職場をつくるラインケア	21分 (DVD) 監修 真金薫子 公益社団法人東京都教職員互助会 三楽病院精神神経科部長 溝口るり子 同院 精神神経科臨床心理士長
C-16	研修教材 リーダー教員のためのメンタルヘルスマネジメント	36分 (DVD) 製作・著作 独立行政法人 教員研修センター
C-17	学校におけるコーチング	第1巻 28分 第2巻 30分 (DVD) 製作・著作 独立行政法人 教員研修センター
C-18	新型うつ	23分 (DVD) 監修 真金薫子 公益社団法人東京都教職員互助会 三楽病院精神神経科部長 溝口るり子 同院 精神神経科臨床心理士長
C-19	元気な職場をつくるメンタルヘルス6 第1巻 ストレス・コーピングによるセルフケア ～ストレスに上手に対処する方法～	26分 (DVD) 監修 山本晴義 医学博士 (横浜労災病院勤労者メンタルヘルスセンター長)
C-20	元気な職場をつくるメンタルヘルス6 第2巻 部下を心の不調から守るラインケア	26分 (DVD) 監修 山本晴義 医学博士 横浜労災病院勤労者メンタルヘルスセンター長
C-21	元気な職場をつくるメンタルヘルス5 第1巻 自分の健康は自分で守る！ ～セルフケアとは何か？～	25分 (DVD) 監修 山本晴義 医学博士 横浜労災病院勤労者メンタルヘルスセンター長
C-22	元気な職場をつくるメンタルヘルス5 第2巻 自分でできるストレス・コントロール ～セルフケアのための10の方法～	25分 (DVD) 監修 山本晴義 医学博士 横浜労災病院勤労者メンタルヘルスセンター長
C-23	活かそう！職場のダイバーシティ 全社員向け「一人一人がいきいきと働くために」	25分 (DVD) 監修 北尾真理子 ダイバーシティコンサルタント (株)ダイバーシティオフィスK I T A O代表他
D-1	ためしてガッテン 第1巻 特集！がん徹底予防術	73分 (VHS)
D-2	ためしてガッテン 第2巻 特集！後悔しない！糖尿病予防術	73分 (VHS)
D-3	ためしてガッテン 第3巻 リンパで健康 ①今年のカゼ対策 ②むくみスッキリ解消法	86分 (VHS)
D-4	ためしてガッテン 第4巻 知って得する！中性脂肪の真実 続 知って得する！中性脂肪の真実	86分 (VHS)
D-5	ためしてガッテン 第5巻 常識が変わる！コレステロールの新事実 続 コレステロールの新事実	86分 (VHS)
D-6	ためしてガッテン第2期 第1巻 チェック！肝臓健康法の新事実 あなどれない！脂肪肝の新常識	85分 (VHS)
D-7	ためしてガッテン第2期 第2巻 みつけた！ダイエットに成功する本当の理由 発見！ウォーキング効果倍増術	85分 (VHS)
D-8	ためしてガッテン第2期 第3巻 失敗しないっ！腰痛対策 真犯人は足裏だった！足腰の痛み悩み解消法	85分 (VHS)
D-9	ためしてガッテン第2期 第4巻 10歳若返る！血管やわらか訓練法 冷えが消えた！超カンタン血行促進術	85分 (VHS)
D-10	ためしてガッテン第2期 第5巻 寝たきり予防！中年からの筋トレ術 決定版 寝たきり予防！バランス能力回復術	85分 (VHS)
D-11	デューク更家のウォーキングエクササイズ 第1巻 美しくダイエット	49分 (VHS)
D-12	デューク更家のウォーキングエクササイズ 第2巻 きれいに歩く 美しくなる	45分 (VHS)

※ 詳しい内容は、ホームページ <http://www.kouritu.go.jp/hiroshima/> (広島支部トップページ) 厚生サービスを利用する<健康管理を考えると>健康管理視聴覚資料貸出サービス<健康管理視聴覚資料一覧表>をご覧ください。

## § 19 の 4 一般事業

平成 27 年度事業

事業名	実施期間	事業内容
宿泊保養施設利用補助事業	年間	組合員及びその家族が共済組合と契約している施設(別掲「§ 19-018 頁～§ 19-020 頁」81 か所)を、回復・保養目的として利用する場合、宿泊料の一部を補助します。 補助額…1 人 1 泊につき、組合員・家族共に 1,000 円 ( § 19-017 頁参照)
旅行商品特別割引	年間	組合員及びその家族が旅行商品を購入する際に割引を受けられます。( § 19-023 頁参照)
芸術・文化鑑賞招待事業	期間中	組合員及びその家族を、県内で開催される美術展・音楽鑑賞に招待します。
プロ野球観戦招待事業	期間中	組合員及びその家族をマツダスタジアム、地方球場で行われるプロ野球公式戦に招待します。
プロサッカー観戦招待事業	期間中	組合員及びその家族をエディオンスタジアム広島で行われるプロサッカー戦に招待します。
ライフプラン支援	年間	ライフプラン設計のためのセミナーの開催及びライフプランシミュレーションサービスを提供します。
「福利ひろしま」の配付	年間	共済組合及び互助組合が共同で発行する広報誌を全組合員へ配付します。
特典サービス	年間	共済組合と契約のある施設等で特典サービスを受けられます。

## § 19 の 5 宿泊施設の利用について

### 1 公立学校共済組合直営の宿泊施設を利用するとき

公立学校共済組合では、直営の宿泊施設「公立共済やすらぎの宿」を全国に設けており、対象者は組合員料金で利用することができます。

また、「宿泊保養施設利用補助券」、「バカンスクーポン」も併せて利用していただけます。（「バカンスクーポン」の対象は、組合員及び被扶養者のみです。）詳細は、§ 19-017 頁の「宿泊保養施設の利用補助について」、§ 19-021 頁の「バカンスクーポン（JR の運賃割引）」をご参照ください。

#### （1）利用方法

- ① 申込みは、利用しようとする施設へ直接申し込んでください。
- ② 申し込む場合は、次のことを施設へ連絡してください。
  - ア 申込者の住所・氏名
  - イ 利用日時・人員（性別・大人こども別）
  - ウ 施設への到着予定時刻
  - エ 食事の要否
  - オ 宴会の場合は、料理・飲物等の内容
- ③ 利用は、原則として予約制です。
- ④ 利用者は、施設に到着次第、「組合員証」（退職者・年金受給者は、「宿泊施設特別利用者証」）を提示してください。

なお、クレジットカードとして利用できる「公立共済メンバーズカード」でも、組合員料金の適用を受けることができます。

- ◎ インターネットでの宿泊予約は、次のアドレスでお申込みください。

公立共済やすらぎの宿【公式サイト】 <http://www.kourituyasuragi.jp/>

#### （2）対象者

組合員（任意継続組合員を含む。）・退職者・年金受給者、及びその家族（配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹）

#### （3）「公立共済やすらぎの宿」

§ 19-015 頁～ § 19-016 頁に一覧表を掲載していますので、ご参照ください。

## 2 他の共済組合の宿泊施設を利用するとき

地方公務員等共済組合法に基づき各共済組合が経営する宿泊施設は、宿泊料金について当該組合の組合員利用料金と同じ扱いとする相互利用が行われています。

ただし、この相互利用の対象となるのは組合員（任意継続組合員を含む。）及び年金受給者本人のみで、家族は一般料金となりますので、ご注意ください。

### (1) 利用方法

直営宿泊保養施設の利用方法と同じです。前頁をご参照ください。

### (2) 相互利用の対象となる共済組合

- ・ 地方職員共済組合
- ・ 警察共済組合
- ・ 各市町村職員共済組合
- ・ 東京都職員共済組合
- ・ 都市職員共済組合
- ・ 指定都市職員共済組合
- ・ 全国市町村職員共済組合連合会
- ・ 文部科学省共済組合
- ・ 日本私立学校振興・共済事業団

「公立共済やすらぎの宿」一覧

(平成 28 年 3 月 1 日現在)

	所在県名	施設名	電 話	郵便番号	所 在 地
北海道・東北	北海道	ホテルライフオート札幌	(011)521-5211	064-0810	札幌市中央区南 10 条西 1 丁目
	青 森	帰 帆 荘 ㊦ (H28. 3. 31 営業停止)	(017)752-2017	039-3501	青森市大字浅虫字螢谷 85
	岩 手	サンセール盛岡	(019)651-3322	020-0883	盛岡市志家町 1-10
	宮 城	ホ テ ル 白 萩	(022)265-3411	980-0012	仙台市青葉区錦町 2-2-19
		玉 造 荘 ㊦	(0229)84-7330	989-6711	大崎市鳴子温泉字川渡 62
福 島	あ づ ま 荘 ㊦	(024)542-3381	960-0201	福島市飯坂町字中ノ内 1-1	
関東・甲信越	茨 城	ホテルレイクビュー水戸	(029)224-2727	310-0015	水戸市宮町 1-6-1
	群 馬	去 来 荘 ㊦	(0278)72-6311	379-1617	利根郡みなかみ町湯原 684
	埼 玉	ホテルプリランテ武蔵野	(048)601-5555	330-0081	さいたま市中央区新都心 2-2
	千 葉	ホテルポートプラザちば	(043)247-7211	260-0026	千葉市中央区千葉港 8-5
	神 奈 川	ひ め し ゃ ら ㊦	(0460)84-7100	250-0631	足柄下郡箱根町仙石原 1245
	新 潟	じょいあす新潟会館	(025)247-9307	950-0908	新潟市中央区幸西 3-3-1
	長 野	ホ テ ル 信 濃 路	(026)226-5212	380-0936	長野市中御所岡田町 131-4
み や ま 荘 ㊦		(0263)46-1547	390-0303	松本市浅間温泉 3-28-6	
北陸・東海	富 山	パレブラン高志会館	(076)441-2255	930-0018	富山市千歳町 1-3-1
		立 山 高 原 ホ テ ル	(076)463-1014	(郵便不配達地域)	中部山岳国立公園立山天狗平 (営業期間 4 月下旬から 11 月上旬まで)
	岐 阜	ホテルグランヴェール 岐 山 ㊦	(058)263-7111	500-8875	岐阜市柳ヶ瀬通 6-14
	愛 知	ホテルルブラ王山	(052)762-3151	464-0841	名古屋市千種区覚王山通 8-18
		蒲 郡 荘	(0533)68-2188	443-0034	蒲郡市港町 21-4
三 重	プ ラ ザ 洞 津	(059)227-3291	514-0042	津市新町 1-6-28	

	所在県名	施設名	電話	郵便番号	所在地
畿	京都	ホテルルビノ京都堀川	(075)432-6161	602-8056	京都市上京区東堀川通下長者町下ル 3-7
		花のいえ	(075)861-1545	616-8382	京都市右京区嵯峨天龍寺角倉町 9
	大阪	ホテルアウィーナ大阪	(06)6772-1441	543-0031	大阪市天王寺区石ヶ辻町 19-12
	兵庫	ホテル北野プラザ六甲荘	(078)241-2451	650-0002	神戸市中央区北野町 1-1-14
	奈良	ホテルリガーレ春日野	(0742)22-6021	630-8113	奈良市法蓮町 757-2
	和歌山	ホテルアバローム紀の国	(073)436-1200	640-8262	和歌山市湊通丁北 2-1-2
サンかつうら		(0735)52-4750	649-5331	東牟婁郡那智勝浦町天満 803-3	
中 国 ・ 四 国	鳥取	白兔会館	(0857)23-1021	680-0833	鳥取市末広温泉町 556
	島根	サンラポーむらくも	(0852)21-2670	690-0887	松江市殿町 369
	岡山	ピュアリティまきび	(086)232-0511	700-0907	岡山市北区下石井 2-6-41
	山口	セントコア山口	(083)922-0811	753-0056	山口市湯田温泉 3-2-7
	愛媛	にぎたつ会館	(089)941-3939	790-0858	松山市道後姫塚 118-2
	高知	高知会館	(088)823-7123	780-0870	高知市本町 5-6-42
九 州	福岡	福岡リーセントホテル	(092)641-7741	812-0053	福岡市東区箱崎 2-52-1
		小倉リーセントホテル	(093)581-5673	803-0811	北九州市小倉北区大門 1-1-17
	佐賀	グランデはがくれ	(0952)25-2212	840-0815	佐賀市天神 2-1-36
	長崎	ホテルセントヒル長崎	(095)822-2251	850-0052	長崎市筑後町 4-10
	熊本	水前寺共済会館グレース	(096)383-1281	862-0950	熊本市中央区水前寺 1-33-18
	大分	豊泉荘	(0977)23-4281	874-0902	別府市青山町 5-73
	鹿児島	ホテルウェルビューかごしま	(099)206-3838	890-0062	鹿児島市与次郎 2-4-25

## § 19 の 6 宿泊保養施設の利用補助について

対象者が公立学校共済組合の直営宿泊施設及び広島支部が契約する施設を利用する場合、所属所長（任意継続組合員の場合は広島支部長）が交付する「宿泊保養施設利用補助券（以下「補助券」という。）」（様式集 § 19-007 頁）により、利用料金の一部を補助します。

なお、これらの施設を利用する場合は、「バカンスクーポン」も併せて利用していただけます。詳細は、§ 19-021 頁の「バカンスクーポン（JRの運賃割引）」をご参照ください。

### 1 補助券の利用方法等

対 象 者	組合員及びその家族、並びに任意継続組合員及びその家族 （家族の範囲：①被扶養者 ②被扶養者でない配偶者 ③被扶養者でない組合員と同居の子・孫・父母・祖父母及び 18 歳未満の弟妹）
申 込 方 法	組合員（任意継続組合員を含む。）は、利用する宿泊施設に予約した後、補助券に必要事項を記入・押印の上、各所属所長（任意継続組合員は広島支部）へ提出してください。所属所長は記載内容を確認の上、所属所長職印（任意継続組合員は広島支部長印）を押印し、組合員に交付してください。補助券は、チェックインのときに、直接フロントへ提出してください。
補 助 額	対象者 1 人 1 泊当たり 1,000 円 ただし、1 人 1 泊当たりの施設利用額（補助額控除前）が 1,000 円に満たない者は、補助対象者としません。
補助券の利用制限	補助券の発券回数（施設毎に発券する。）は、毎年度、1 組合員（家族等の単独旅行を含む。）5 回までとします。 なお、公務出張での宿泊は、補助の対象外とします。

### 2 宿泊保養施設利用補助契約施設

§ 19-018 頁～§ 19-020 頁に掲載していますので、ご参照ください。ただし、契約施設については変更となる場合がありますので、予約時にご確認ください。

## 宿泊保養施設利用補助契約施設一覧

○略号凡例：公=公立学校共済組合，地=地方職員共済組合，  
私=日本私立学校振興・共済事業団，他=その他

(平成 28 年度 契約予定施設：平成 28 年 3 月 1 日現在)

県名	略号	宿 泊 施 設 名	電 話	所 在 地
広島	地	鯉 城 会 館	(082)245-2322	広島市中区大手町 1-5-3
〃	私	広 島 ガ ー デ ン パ レ ス	(082)262-1122	広島市東区光町 1-15
〃	他	ホテルチューリッヒ東方 2001	(082)262-5111	広島市東区光町 2-7-31
〃	他	国民宿舎 湯来ロッジ	(0829)85-0111	広島市佐伯区湯来町大字多田 2563 番地の 1
〃	他	も む の き 荘	(0829)77-2011	廿日市市吉和 1593-75
〃	他	国民宿舎 みやじま杜の宿	(0829)44-0430	廿日市市宮島町大元公園内
〃	他	呉 森 沢 ホ テ ル	(0823)21-5188	呉市本町 15-22
〃	他	国民宿舎 野呂高原ロッジ	(0823)87-2390	呉市川尻町板休 5502-37
〃	他	グ リ ー ン ピ ア セ と う ち	(0823)84-6622	呉市安浦町大字三津口 326-48
〃	他	県 民 の 浜 蒲 刈	(0823)66-1177	呉市蒲刈町大浦字前沖浦 7605
〃	他	サ ン ビ ー チ お き み	(0823)49-1515	江田島市沖美町是長 1433-2
〃	他	休 暇 村 大 久 野 島	(0846)26-0321	竹原市忠海町 5476-4
〃	他	広 島 エ ア ポ ー ト ホ テ ル	(0848)60-8111	三原市本郷町大字善入寺 64-25
〃	他	ホ テ ル い ん の し ま	(0845)22-4661	尾道市因島土生町平木 288
〃	他	甲 山 ホ テ ル	(0847)22-3939	世羅郡世羅町本郷 617-1
〃	他	グ リ ー ン ス パ つ つ が	(0826)32-2880	山県郡安芸太田町大字中筒賀字才之峠 280
〃	他	三 段 峡 ホ テ ル	(0826)28-2308	山県郡安芸太田町大字柴木 1734
〃	他	い こ い の 村 ひ ろ し ま	(0826)29-0011	山県郡安芸太田町大字松原 1-1
〃	他	芸 北 オ ー ク ガ ー デ ン	(0826)35-1230	山県郡北広島町細見 145-104
〃	他	国 民 宿 舎 仙 醉 島	(084)970-5050	福山市鞆町後地字田ノ浦 3373-2
〃	他	ス コ ラ 高 原 荘	(0847)86-0535	神石郡神石高原町相渡 2167
〃	他	三 次 グ ラ ン ド ホ テ ル	(0824)63-3111	三次市十日市南 1-10-1
〃	他	三 次 ロ イ ヤ ル ホ テ ル	(0824)62-5161	三次市十日市東 6-13-25
〃	他	と み し の 里 小 富 士 荘	(0824)43-4661	三次市吉舎町安田字富士山 1496-3
〃	他	森 の 泉	(0824)53-7021	三次市君田町泉吉田 311-3
〃	他	庄 原 グ ラ ン ド ホ テ ル	(0824)72-6789	庄原市西本町 2-16-5

県名	略号	宿 泊 施 設 名	電 話	所 在 地
広島	他	か ん ぼ の 郷 庄 原	(0824)73-1800	庄原市新庄町 281-1
〃	他	ひ ば ・ 道 後 山 高 原 荘	(0824)84-2170	庄原市西城町三坂 152-10(クロカンパーク内)
〃	他	休 暇 村 帝 釈 峡	(08477)2-3110	庄原市東城町三坂 962-1
〃	他	休 暇 村 吾 妻 山 ロ ッ ジ	(0824)85-2331	庄原市比和町森脇
北海道	公	ホ テ ル ラ イ フ ォ ー ト 札 幌	(011)521-5211	札幌市中央区南 10 条西 1 丁目
岩手	公	サ ン セ ー ル 盛 岡	(019)651-3322	盛岡市志家町 1-10
宮城	公	ホ テ ル 白 萩	(022)265-3411	仙台市青葉区錦町 2-2-19
〃	公	玉 造 荘	(0229)84-7330	大崎市鳴子温泉字川渡 62
福島	公	あ づ ま 荘	(024)542-3381	福島市飯坂町字中ノ内 1-1
茨城	公	ホ テ ル レ イ ク ビ ュ ー 水 戸	(029)224-2727	水戸市宮町 1-6-1
群馬	公	去 来 荘	(0278)72-6311	利根郡みなかみ町湯原 684
埼玉	公	ホ テ ル プ リ ラ ン テ 武 蔵 野	(048)601-5555	さいたま市中央区新都心 2-2
千葉	公	ホ テ ル ポ ー ト プ ラ ザ ち ば	(043)247-7211	千葉市中央区千葉港 8-5
東京	私	東 京 ガ ー デ ン パ レ ス	(03)3813-6211	文京区湯島 1-7-5
神奈川	公	ひ め し ゃ ら	(0460)84-7100	足柄下郡箱根町仙石原 1245
新潟	公	じ ょ い あ す 新 潟 会 館	(025)247-9307	新潟市中央区幸西 3-3-1
長野	公	ホ テ ル 信 濃 路	(026)226-5212	長野市中御所岡田町 131-4
〃	公	み や ま 荘	(0263)46-1547	松本市浅間温泉 3-28-6
静岡	他	伊 豆 網 代 温 泉 松 風 苑	(0557)68-3151	熱海市下多賀 660
富山	公	パ レ ブ ラ ン 高 志 会 館	(076)441-2255	富山市千歳町 1-3-1
〃	公	立 山 高 原 ホ テ ル (営業期間4月下旬から11月上旬まで)	(076)463-1014	中部山岳国立公園立山天狗平
岐阜	公	ホ テ ル グ ラ ン ヴ ェ ー ル 岐 山	(058)263-7111	岐阜市柳ヶ瀬通 6-14
愛知	公	ホ テ ル ル プ ラ 王 山	(052)762-3151	名古屋市千種区覚王山通 8-18
〃	公	蒲 郡 荘	(0533)68-2188	蒲郡市港町 21-4
三重	公	プ ラ ザ 洞 津	(059)227-3291	津市新町 1-6-28
京都	公	ホ テ ル ル ビ ノ 京 都 堀 川	(075)432-6161	京都市上京区東堀川通下長者町下ル 3-7
〃	公	花 の い え	(075)861-1545	京都市右京区嵯峨天龍寺角倉町 9
大阪	公	ホ テ ル ア ウ ィ ー ナ 大 阪	(06)6772-1441	大阪市天王寺区石ヶ辻町 19-12

県名	略号	宿 泊 施 設 名	電 話	所 在 地
兵庫	公	ホテル北野プラザ六甲荘	(078)241-2451	神戸市中央区北野町 1-1-14
奈良	公	ホテルリガール春日野	(0742)22-6021	奈良市法蓮町 757-2
和歌山	公	ホテルアバローム紀の国	(073)436-1200	和歌山市湊通丁北 2-1-2
〃	公	サンかつうら	(0735)52-4750	東牟婁郡那智勝浦町天満 803-3
鳥取	公	白 兎 会 館	(0857)23-1021	鳥取市末広温泉町 556
〃	他	海 潮 園	(0859)22-2263	米子市皆生温泉 3-3-3
〃	他	ホ テ ル 大 山	(0859)52-2111	西伯郡大山町大山 36-3
島根	公	サンラポーむらくも	(0852)21-2670	松江市殿町 369
岡山	公	ピュアリティまきび	(086)232-0511	岡山市北区下石井 2-6-41
山口	公	セ ン ト コ ア 山 口	(083)922-0811	山口市湯田温泉 3-2-7
愛媛	公	に ぎ た つ 会 館	(089)941-3939	松山市道後姫塚 118-2
〃	他	国民宿舎 古岩屋荘	(0892)41-0431	上浮穴郡久万高原町直瀬乙 1636
〃	他	国民宿舎 石 鎚	(0897)53-0005	上浮穴郡久万高原町土小屋
香川	他	ホテルマリンパレスさぬき	(087)851-6677	高松市福岡町 2-3-4
〃	他	国民宿舎 小豆島	(0879)75-1115	小豆郡小豆島町池田 1500-4
〃	他	ク ア パ ー ク 津 田	(0879)42-2521	さぬき市津田町松原地内
高知	公	高 知 会 館	(088)823-7123	高知市本町 5-6-42
〃	他	国民宿舎 桂 浜 荘	(088)841-2201	高知市浦戸 830-25
〃	他	高原ふれあいの家天狗荘	(0889)62-3188	高岡郡津野町芳生野乙 4921-22
福岡	公	福 岡 リ ー セ ン ト ホ テ ル	(092)641-7741	福岡市東区箱崎 2-52-1
〃	公	小 倉 リ ー セ ン ト ホ テ ル	(093)581-5673	北九州市小倉北区大門 1-1-17
佐賀	公	グ ラ ン デ は が く れ	(0952)25-2212	佐賀市天神 2-1-36
長崎	公	ホテルセントヒル長崎	(095)822-2251	長崎市筑後町 4-10
熊本	公	水前寺共済会館グレースシア	(096)383-1281	熊本市中央区水前寺 1-33-18
大分	公	豊 泉 荘	(0977)23-4281	別府市青山町 5-73
〃	他	別 府 パ ス ト ラ ル	(0977)23-4201	別府市東荘園町 1-4
鹿児島	公	ホテルウェルビューかごしま	(099)206-3838	鹿児島市与次郎 2-4-25

## § 19 の 7 バカンスクーポン（JRの運賃割引）

組合員及びその被扶養者が次の利用条件に該当する旅行をする場合、各旅客鉄道運賃等（JR）の割引きっぷ（バカンスクーポン）を購入できます。

### 1 利用条件

- (1) 「大人2名以上」又は「大人と子供併せて2名以上」（子供2名のみは該当しない。）で利用すること。
- (2) 共済組合直営の宿泊施設及び支部が契約する宿泊施設（以下「指定宿泊施設」という。）又は取扱旅行会社（4社）が契約している宿泊施設へ宿泊すること。
- (3) 指定宿泊施設のJR最寄り駅（以下「指定地駅」という。）を目的地駅とした、出発地に戻る旅行で、往路及び復路のいずれにおいてもJR線を201キロメートル以上利用すること。ただし、指定地駅が北海道・四国・九州にあり、出発地と指定地駅が同一地域にない場合は、片道に限り航空機が使用可能です。
- (4) JR各社直営バス路線は割引対象外とします。
- (5) 次の期間の割引はありません。  
4月27日～5月6日・8月11日～8月20日・12月28日～1月6日

### 2 利用対象者

- (1) 組合員及びその被扶養者
- (2) 任意継続組合員及びその被扶養者

### 3 きっぷの割引率

- (1) JR鉄道運賃普通乗車券……………2割引
- (2) 東海道新幹線を利用する旅行で片道が601km未満の場合は、  
全区間JR鉄道運賃普通乗車券……………1割引

### 4 取扱旅行会社

ジェイティービー（JTB）  
近畿日本ツーリスト  
日本旅行  
東武トップツアーズ

の各支店又は営業所

(注) JRの窓口では取り扱っていません。

## 5 購入手続

### (1) 指定宿泊施設を利用する場合

ア 利用者は、直接、指定宿泊施設へ宿泊の予約をしてください。

イ 予約が確定したときは、「バカンスクーポン購入申込書」（様式集 § 19-009頁）に必要事項を記入し、所属所長（任意継続組合員は広島支部長）の証明印を受けてください。

ウ 証明を受けた申込書を取扱旅行会社に提出し、バカンスクーポンを購入してください。

### (2) 取扱旅行会社が契約している宿泊施設を利用する場合

利用者は、取扱旅行会社へ宿泊の予約をし、前記イ、ウと同様の手続を行ってください。

## 6 変更・取消しの手続

### (1) 宿泊の変更・取消し

宿泊予約先に直接連絡をしてください。

### (2) バカンスクーポンの変更・取消し

申込みをした取扱旅行会社の支店又は営業所へ連絡し、変更・取消しの手続をしてください。

変更・取消料の必要な場合もありますので手続は早めに行ってください。

## § 19の8 旅行商品特別割引

次表の旅行業者が指定した商品について、割引利用ができます。

### 【申込方法】

契約業者の取扱店で公立学校共済組合員証を提示し、旅行商品の申込みをしてください。

### 【利用対象者】

組合員及びその家族、並びに任意継続組合員及びその家族

(家族の範囲：①被扶養者 ②被扶養者でない配偶者

③被扶養者でない組合員と同居の子・孫・父母・祖父母及び18歳未満の弟妹)

旅行商品特別割引契約一覧

契約業者	取扱店	電話番号	割引対象商品 (カッコ内は割引率)	
			海外旅行	国内旅行
J T B 中国四国	広島支店 呉支店 福山支店 廿日市ゆめタウン店 (その他県内各支店で取扱い)	082(542)2711 0823(21)9311 084(922)6630 0829(34)0190	ルック (3%)	エース (3%)
東武トップ ツアーズ	広島支店	082(545)1090	ジャルパック (5%) ジャルパックスペシャル (3%) 他社第一ブランド商品 CUTE (3%)	トップツアー (3%)
ひろでん 中国新聞 旅行	本社営業所 たび館 (紙屋町営業所)	082(543)2022 082(512)1000	ちゅーピーツアー (3%) ちゅーピーパック (3%) 他社パッケージツアー (3%)	ちゅーピーツアー (3%) ちゅーピーパック (3%) 他社パッケージツアー (3%)
近畿日本 ツーリスト 中国四国	広島支店 福山支店 広島八丁堀営業所 天満屋ハッピータウン福山営業所 イオンモール広島府中営業所 イオンモール広島祇園営業所	082(221)7031 084(928)8810 082(221)6111 084(971)1271 082(284)7546 082(832)3551	ホリデイ (3%)	メイト (2~3%)
日本旅行	広島支店 TiS 広島支店 TiS 福山支店 日旅サービスゆめタウン広島営業所 日旅サービスゆめタウン廿日市営業所 (その他県内各支店・営業所で取扱い)	082(261)5243 082(261)8300 084(921)0287 082(250)6203 0829(34)2805	マッハ (5%) ベスト (3%) ベストエクセレント (3%)	赤い風船 (3%)
農協観光	N-TOUR農協観光広島支店 N-TOUR農協観光三次営業支店 N-TOUR農協観光福山支店	082(243)6289 0824(62)1280 084(924)5414	N ツアーワールド (3%) 他社商品・ジャルパック (3%)	Nツアーの旅 (3%) 他社商品 スカイホリデー (3%) ジャルパック (3%)

※詳細については、取扱店に直接お問い合わせください。

## § 19 の 9 互助組合の福祉施設の利用

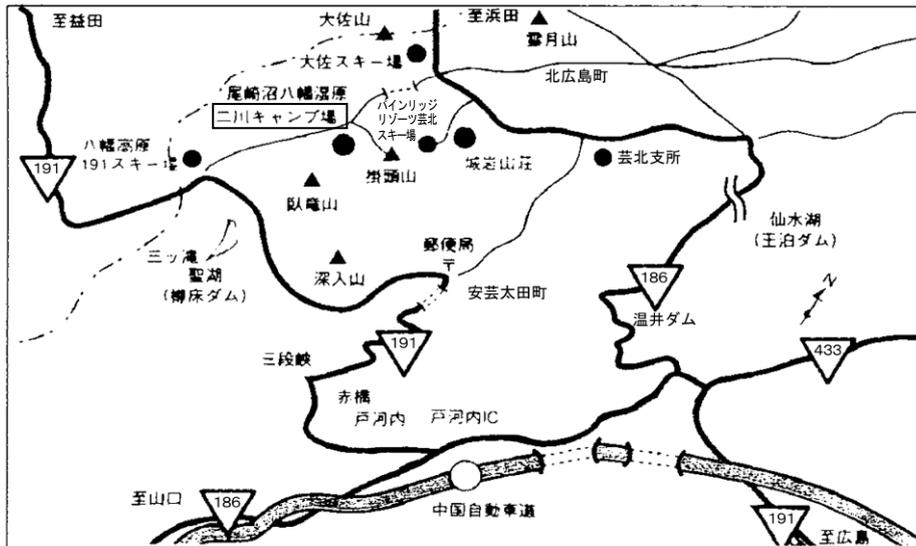
### 《互助組合》

互助組合では、広く県民の教育文化の向上に寄与することを目的に「二川キャンプ場」を管理運営しています。自然に親しみ、心身のリフレッシュを図るためにご利用ください。組合員以外の人でも利用できます。

### § 19 の 9 の (1) 「二川キャンプ場」<sup>ふたごう</sup> 運営規則第 4 条第 3 号イ

#### 1 所在地

山県郡北広島町西八幡原二川（八幡高原）



#### 2 開設期間

毎年 5月1日～11月15日

#### 3 設備

- ・テントサイト 34 か所 (約 200 名収容)
- ・管理棟 1 ・避難棟 1 ・炊事棟 2 ・便所棟 2 ・キャンプファイヤーサークル 1 ・遊歩道
- ・貸出テント～6 名用 (34 張)

#### 4 利用申込先

〒730-8514 広島市中区基町 9 番 42 号 一般財団法人広島県教育職員互助組合  
Tel (082) 228-1386

#### 5 申込方法

利用希望日を電話で確認の上、「二川キャンプ場利用申込書」(様式集 頁) で申し込んでください。(申込書は往復はがきを使用してください。)

#### 6 利用料

入場料及び貸出テントの利用料は無料です。

## § 20 勤労者財産形成貯蓄

### 1 勤労者財産形成貯蓄概要

勤労者財産形成貯蓄は、「勤労者財産形成促進法」に基づく貯蓄制度で、事業主である県が、勤労者財産形成貯蓄（以下、「財形貯蓄」という。）を契約している職員の給与から積立金を控除し、加入職員の指定金融機関に預入代行する貯蓄制度です。

#### ◇一般財形貯蓄

自由に積立てができ、一部払出しもできますが、課税対象となる積立てです。

#### ◇財形住宅貯蓄

持家の取得・増改築資金を貯めることを目的とした、原則非課税の積立てです。

#### ◇財形年金貯蓄

60歳以降に年金として支払を受けることを目的とした、原則非課税の積立てです。

### 2 手続

次の提出書類を契約金融機関等を経由又は直接広島県教育委員会管理部健康福利課（以下、「健康福利課」という。）に提出してください。平成28年1月1日以降、次表で「○」となっている手続を行う場合には、書類に個人番号を記入する必要があります。

手 続		提 出 書 類 ※金融機関等によって名称が異なります。	手 続 期 間	一 般 財 形	(証券会社の) 一 般 財 形	財 形 住 宅	財 形 年 金
新規加入申込		(1) 依頼書 (2) 財形申込書 (3) 非課税貯蓄申告書 (4) 非課税貯蓄申込書 ※一般財形貯蓄の場合は(1), (2)のみ	年2回、次の期間のみ ・4月1日～4月15日 ・8月21日～9月15日		○	○	○
契約内容の変更	積立額	(1) 依頼書 (2) 預入額変更申込書	新規加入申込募集期間と同じ		×	×	×
	勤務先	異動申告書	変更後速やかに		×	○	○
	氏名・住所				○	○	○
	非課税限度額	(1) 依頼書 (2) 限度額変更申告書	変更しようとする月の前月15日まで		—	×	×
積立中断・復活		(1) 依頼書 (2) 中断申込書又は復活申込書	中断・復活しようとする月の前月15日まで	×	×	×	×
育児休業等による2年以上の積立中断での非課税措置継続		育児休業等の財産形成非課税貯蓄継続適用申告書	育児休業開始の20日前まで		—	×	×
積立中止	解約	(1) 依頼書 (2) 非課税貯蓄廃止申告書 ※一般財形貯蓄の場合は(1)のみ	積立中止しようとする月の前月15日まで		×	×	×
	積立期間満了	(1) 依頼書 (2) 非課税貯蓄廃止申告書			—	—	×
	退職	退職等申告書 ※財形年金貯蓄の場合のみ	退職後速やかに		×	×	×

※ 手続期間内に提出されたものについては、原則翌月の給与に反映されますが、書類に不備があった場合等は、翌月給与に反映できないものがあります。

※ 金融機関等によっては、上記以外の書類に個人番号の記入を求められる場合があります。

### 3 手続きの流れ

#### 《個人番号が必要な場合》

契約金融機関等から手続きに必要な書類を入手し、個人番号を含む必要事項を記入して、本人確認（番号確認及び身元確認）ができる書類（以下、「本人確認書類」という。）の写しとともに金融機関等を経由して（次表1）又は直接（次表2）健康福利課に提出してください。ただし、金融機関等によっては、本人確認書類を提示することにより金融機関等で本人確認を行う場合があります。（次表3）この場合は、健康福利課に書類を提出する必要はありません。いずれの手続きになるかは契約金融機関等にお問い合わせください。

※ 本人確認書類とは、具体的には次のいずれかの書類です。

- ① 個人番号カード（両面）の写し
- ② 通知カードの写し又は個人番号記載の住民票の写しと写真付き身分証明書1点（パスポート、運転免許証）又は写真無し身分証明書2点（共済組合員証、（被保険者証）、源泉徴収票等）

	職 員	契 約 金 融 機 関 等	健 康 福 利 課
1	<p><b>（書類を金融機関等を経由して提出する場合）</b> 契約金融機関等から財形貯蓄に係る用紙を入手し、記入する。記入した書類（本人控え以外）と封入した本人確認書類（写し）（注1）を金融機関等に提出する。</p> <p>関係書類 + 本人確認書類</p>	<p>関係書類を受け取り、本人確認書類と一緒に健康福利課に送付する。本人確認後の書類が健康福利課から送付されてきたら必要な処理を行う。</p> <p>関係書類（税務署用・金融機関等用）</p>	<p>本人確認後、金融機関等用、税務署用の関係書類を契約金融機関等に送付する。勤務先控えを保管するとともに、提出された本人確認の書類は廃棄（裁断処理）する。必要な処理を行う。</p> <p>関係書類 ← 照合 → 本人確認書類 本人確認書類 → 廃棄</p>
2	<p><b>（書類を直接提出する場合）</b> 契約金融機関等から財形貯蓄に係る用紙を入手し、記入する。記入した書類（本人控え以外）と本人確認書類（写し）を健康福利課持参、<u>逡送又は郵送（注2）</u>する。</p> <p>関係書類 + 本人確認書類</p>	<p>直接提出</p> <p>関係書類（税務署用・金融機関等用）</p>	<p>本人確認後、金融機関等用、税務署用の関係書類を契約金融機関等に送付する。勤務先控えを保管するとともに、提出された本人確認の書類は廃棄（裁断処理）する。必要な処理を行う。</p> <p>関係書類 ← 照合 → 本人確認書類 本人確認書類 → 廃棄</p>
3	<p><b>（金融機関等で本人確認をする場合）</b> 契約金融機関等から財形貯蓄に係る用紙を入手し、記入する。記入した書類（本人控え以外）を提出するとともに本人確認書類を提示する。</p> <p>関係書類 + 本人確認書類</p>	<p>本人確認後、本人確認書類を職員へ返却し、必要な処理を行う。勤務先用の関係書類を健康福利課に送付する。</p> <p>本人確認書類 ← 照合 → 関係書類</p>	<p>必要な処理を行う。勤務先控えを保管する。</p> <p>関係書類（勤務先用）</p>

注1 本人確認書類を入れた封筒には氏名を記入し、「本人確認書類在中」と朱書きしてください。

注2 書類を入れた封筒に氏名を記入し、「本人確認書類在中」と朱書きして逡送特殊、簡易書留郵便等記録の残る確実な方法で、「広島県教育委員会事務局管理部健康福利課財形担当者」あてに送付してください。

**★個人番号の利用目的★**

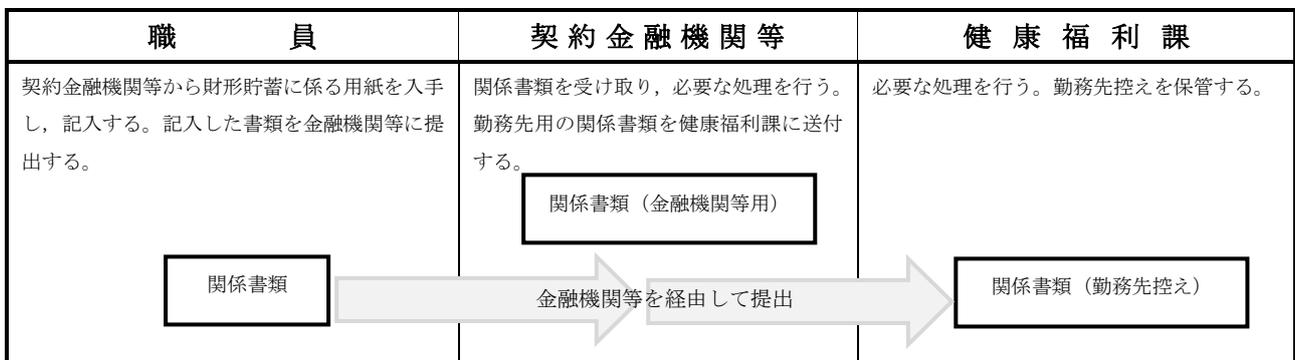
提出された個人番号は、勤労者財産形成貯蓄制度の取引に関する申請・届出事務及び法定書類の作成・提供事務に利用します。

なお、法定書類は、各々が契約している銀行、証券会社、生命保険会社等（以下、「取引金融機関等」という。）から税務署に提出するため、取得した個人番号は取扱金融機関等へ引き継ぎます。（取扱金融機関等も個人番号関係事務実施者となります。）

また、健康福利課に提出された本人確認書類については、関係事務終了後速やかに健康福利課で廃棄（裁断処理）します。

**《個人番号が不要な場合》**

契約金融機関等から手続に必要な書類を入手し、必要事項を記入のうえ、契約金融機関等を経由して健康福利課に提出してください。



**4 財形貯蓄取扱金融機関等**

次の金融機関等の中から契約する金融機関等を各自選定してください。

普通銀行等 (20)	広島銀行	中国銀行	両備信用組合
	もみじ銀行	中国労働金庫	朝銀西信用組合
	広島信用金庫	呉信用金庫	ゆうちょ銀行
	広島みどり信用金庫	しまなみ信用金庫	みずほ銀行
	広島県信用組合	広島市信用組合	三菱東京UFJ銀行 (広島中央支店)
	信用組合広島商銀	備後信用組合	新生銀行
	りそな銀行	広島県信用農業協同組合連合会（県内各農業協同組合）	
信託銀行等 (5)	三井住友信託銀行	みずほ信託銀行	商工組合中央金庫
	三菱UFJ信託銀行 (広島支店)	農林中央金庫	
証券会社 (7)	野村証券	みずほ証券	岩井コスモ証券
	岡三証券	三菱UFJモルガン・スタンレー証券	SMBC日興証券
	大和証券		
生命保険会社 (10)	日本生命	ジブラルタ生命	朝日生命
	明治安田生命	第一生命	住友生命
	富国生命	アクサ生命	
	三井生命	マニユライフ生命	

#### 4 財形持家融資制度

財形貯蓄（一般、住宅又は年金）を継続して1年以上、借入申込日の2年前の日から借入申込日までの期間内に定期的に行っており、財形貯蓄残高が50万円以上（一般、住宅、年金の合算可）等の条件を満たす場合、住宅の購入やリフォーム費用に対して、財形貯蓄残高の10倍相当額（最高4,000万円）で、実際に要する費用の90%相当額までの融資が受けられます。

申込は住宅金融支援機構業務代理店・業務取扱店の金融機関又は住宅金融支援機構で行ってください。

#### 5 育児休業取得者の継続適用特例制度

平成27年4月1日以降育児休業を取得する職員で、財形住宅貯蓄、財形年金貯蓄の契約者は、所定の申告書を提出することで、2年を超える払込の中断が生じた場合であっても、引き続き非課税措置の適用を受けることができます。

制度の適用を希望する場合は、自身の財形契約金融機関等で「育児休業等の財産形成非課税貯蓄継続適用申告書」を入手のうえ、必要事項を記入し、育児休業承認請求書の写しを添付して育児休業開始の20日前までに健康福利課へ提出してください。当該育児休業に係る辞令交付後には、辞令の写しも提出してください。当該育児休業に係る辞令交付後には、辞令の写しも提出してください。（育児休業による中断期間が2年未満の場合は、この申告書の提出は不要です。）

なお、当初申告した育児休業期間が短縮又は延長となる場合は、「育児休業等期間変更申告書」及び期間変更後の辞令の写しを健康福利課に提出してください。

## § 2 1 福祉保険制度及びアイリスプラン

### § 2 1 の 1 福祉保険制度（ファミリー年金・傷病休職給付金・医療費支援制度）

#### 連絡先一覧

##### 公立学校共済組合福祉保険制度担当

◎加入内容・積立配当金等の照会，住所・電話番号・氏名・性別・生年月日・受取人・金融機関情報の変更（訂正）等に関するお問い合わせ窓口です。

TEL 0120-778-599（フリーダイヤル）  
（03-6380-8377）

\* 電話による照会受付時間：月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く。）10時～16時

FAX 03-6380-9414

##### 請求相談センター

◎ファミリー年金・傷病休職給付金・入院費用給付金・女性疾病給付金・特定疾病給付金の請求に関するお問い合わせ窓口です。

TEL 0120-660-998（フリーダイヤル）

\* 電話による照会受付時間：月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く。）10時～16時

FAX 03-6380-9414

上記時間以外は福祉保険制度ホームページにメール照会機能があります（組合員専用）。

<http://www.kouritu.go.jp/kumiai/kousei/fukushihoken/index.html>

##### 元気づくりサービスコース事務局

◎元気づくりサービスコース加入者のお問い合わせ窓口で，引受会社（明治安田ライフプランセンター（株））が運営します。

TEL 0120-882-437（フリーダイヤル）

\* 電話による照会受付時間：月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く。）9時～17時

##### 明治安田生命積立年金グループ

◎ファミリー年金・特定疾病給付金の年金受給者のお問い合わせ窓口です。

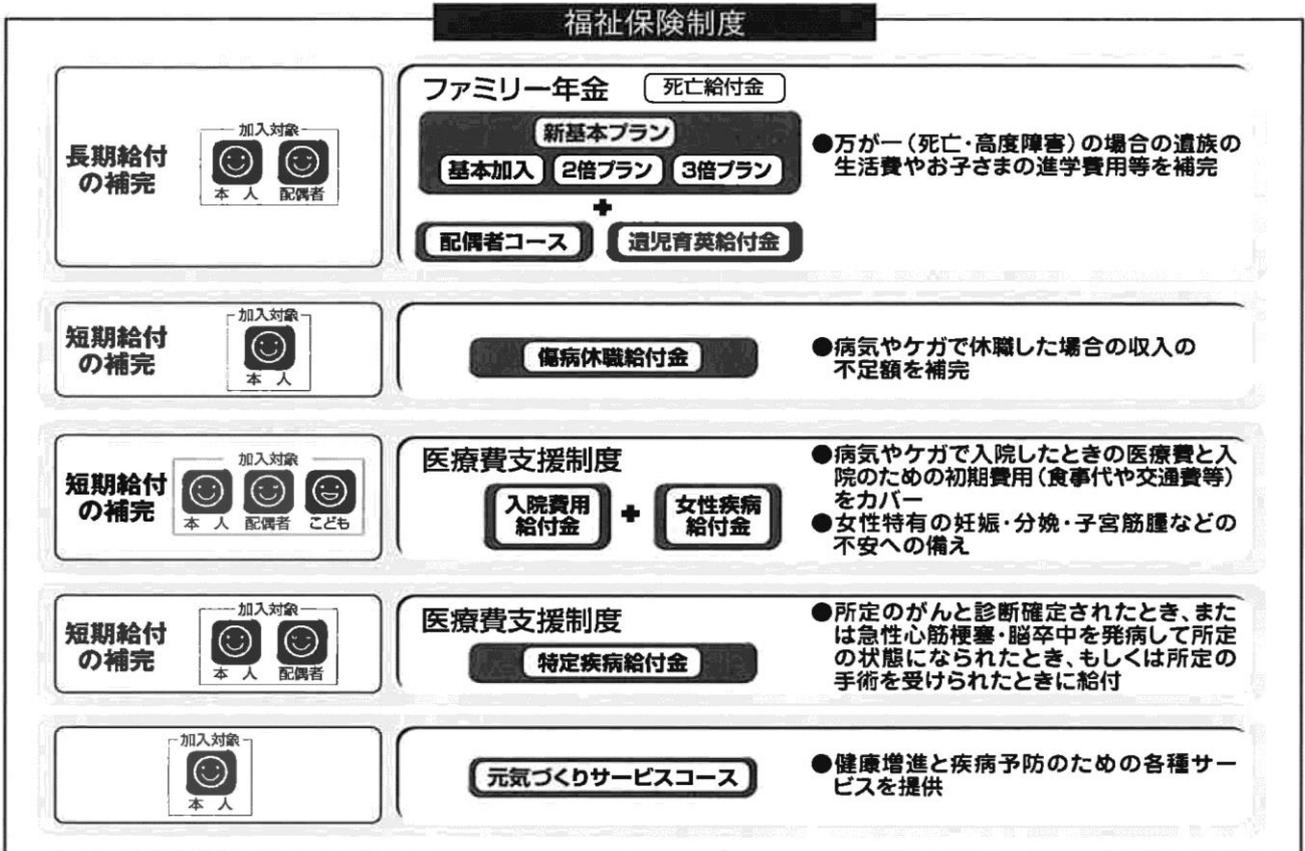
TEL 03-3590-4939

\* 電話による照会受付時間：月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く。）9時～17時

# 第1章 福祉保険制度の概要

## 1 福祉保険制度の目的

公立学校共済組合「福祉保険制度」は、「ファミリー年金」と「傷病休職給付金」「医療費支援制度」で構成されています。「ファミリー年金」は長期給付事業を補完し、「傷病休職給付金」「医療費支援制度」は短期給付事業を補完することを目的として運営しています。



## 2 福祉保険制度の加入要件と保障期間

### 1) 加入要件



- ・【例】矢印の見方  
**A → B** Aに加入するためには、Bに加入する必要があります。
- ①女性疾病給付金は入院費用給付金の加入が必要です。
  - ②入院費用給付金はファミリー年金の加入が必要です。
  - ③遺児育英給付金、配偶者コースはファミリー年金の新基本プラン、基本加入、2倍プラン、3倍プランのいずれかの加入が必要です。
  - ④特定疾病給付金はファミリー年金の加入が必要です。
  - ⑤傷病休職給付金はファミリー年金の加入が必要です。
  - ⑥元気づくりサービスコースはファミリー年金の加入が必要です。
  - ⑦死亡給付金は単独では加入できません。入院費用給付金、特定疾病給付金、傷病休職給付金のいずれかの加入が必要です。
- ・いずれの制度も本人が加入しないと配偶者・子どもは加入できません。

## 2) 保障期間

1年間（毎年11月1日～翌年の10月31日）で以後、毎年更新します。  
基本的に更新時以外の任意脱退はできません。

## 3 福祉保険制度の内容(平成25年11月から)

### 1) ファミリー年金（死亡給付金・新基本プラン・基本加入・2倍プラン・3倍プラン・配偶者コース・遺児育英給付金）

ファミリー年金は、組合員が万一死亡した場合、老齢厚生年金の約1/4相当額を支給し、遺族厚生年金と合わせ老齢厚生年金と同水準の年金を受け取ることができる「新基本プラン」をベースに構成されています。残されたこどもの教育費等を確保するための「遺児育英給付金」もあります。この他に、2) 傷病休職給付金及び3) 医療費支援制度の一部として3万円を一時金で受け取ることができる「死亡給付金」があります。（死亡給付金は傷病休職給付金及び医療費支援制度に加入するためのファミリー年金のコースの1つです）

ファミリー年金は、組合員が高度障害状態になった場合も支給されます。

「新基本プラン」「基本加入」「2倍プラン」「3倍プラン」「死亡給付金」は重複して加入することはできません。また、「基本加入」「2倍プラン」「3倍プラン」は既加入者専用コースとなり、新規での加入はできません。配偶者コースは、配偶者が死亡・高度障害になった場合に支給されます。

### (1) 加入資格

本人…組合員本人で申込書記載の告知内容に該当し、毎年11月1日現在満14歳6か月を超え、満84歳6か月までの方。遺児育英給付金ご加入に際しては、本人について告知ください。

配偶者…本人の配偶者で申込書記載の告知内容に該当し、毎年11月1日現在満15歳6か月を超え、満84歳6か月までの方。

#### 【告知内容】

本人

#### 【現在の就業状態】

申込日（告知日）現在、病気やけがで休職・休業中でなく、かつ、病気により就業を制限されていません。

（注）「就業を制限」とは、勤務に制限を加える必要のあるもので、勤務先または医師等により労働時間の短縮、出張の制限、時間外労働の制限、労働負荷の制限などを指示されている場合をいいます。

配偶者

#### 【現在の健康状態】

申込日（告知日）現在、医師による治療期間中または、薬の処方期間中ではありません。

（注）①「治療」には、指示・指導を含みます。

②「医師による治療期間」は初診から終診（医師の判断によるもの）までの期間をいいます。

本人・配偶者共通

#### 【過去12ヵ月以内の健康状態】

申込日（告知日）より起算して過去12ヵ月以内に、別表記載の病気により連続して14日以上入院をしたことはありません。

#### <別表>

がん、肉腫、悪性腫瘍、白血病、脳出血、脳こうそく、くも膜下出血、てんかん、狭心症、心筋こうそく、心臓弁膜症、先天性心臓病、心筋症、不整脈、高血圧症、胃かいよう、十二指腸かいよう、肝炎、肝硬変、腎炎、ネフローゼ、腎不全、子宮筋腫、糖尿病

※告知していただいた内容が事実と相違していた場合、保険金をお支払いできない場合があります。

### 遺児育英給付金加入資格

ファミリー年金加入者で、同一戸籍または生計を一にしている満22歳6か月まで（毎年11月1日現在）のこどもを有する組合員で、ファミリー年金加入資格に該当する方。こどもは4人まで受取人として指定できます。

(2) 制度内容

◆ 新基本プラン

区分	年齢(保険年齢)	死亡・高度障害のとき 死亡・高度障害保険金(年金原資)(万円)	初年度年金年額 (万円)	最終年度年金年額 (万円)	年金支給期間 (年)	年金支給総額 (万円)
1	15~35歳	680	約 22.5	約 38.7	25	約 765
	36~40歳					
2	41~45歳	640	約 24.5	約 39.9	22	約 709
3	46~50歳	590	約 30.1	約 44.6	17	約 635
4	51~55歳	500	約 37.5	約 49.8	12	約 524
5	56~60歳	330	約 44.1	約 52.0	7	約 336
	61~84歳					

◆ 基本加入

区分	年齢(保険年齢)	死亡・高度障害のとき 死亡・高度障害保険金(年金原資)(万円)	初年度年金年額 (万円)	最終年度年金年額 (万円)	年金支給期間 (年)	年金支給総額 (万円)
1	15~35歳	625	約 20.6	約 35.5	25	約 703
	36~40歳					
2	41~45歳	605	約 25.7	約 40.4	20	約 662
3	46~50歳	543	約 31.8	約 45.2	15	約 578
4	51~55歳	439	約 40.1	約 50.9	10	約 455
5	56~60歳	271	約 51.6	約 57.8	5	約 273
	61~84歳					

◆ 2倍プラン

区分	年齢(保険年齢)	死亡・高度障害のとき 死亡・高度障害保険金(年金原資)(万円)	初年度年金年額 (万円)	最終年度年金年額 (万円)	年金支給期間 (年)	年金支給総額 (万円)
1	15~35歳	1,250	約 41.3	約 71.1	25	約 1,406
	36~40歳					
2	41~45歳	1,210	約 51.5	約 80.9	20	約 1,324
3	46~50歳	1,086	約 63.7	約 90.5	15	約 1,157
4	51~55歳	878	約 80.2	約 101.9	10	約 910
5	56~60歳	542	約 103.3	約 115.7	5	約 547
	61~84歳					

◆ 3倍プラン

区分	年齢(保険年齢)	死亡・高度障害のとき 死亡・高度障害保険金(年金原資)(万円)	初年度年金年額 (万円)	最終年度年金年額 (万円)	年金支給期間 (年)	年金支給総額 (万円)
1	15~35歳	1,875	約 62.0	約 106.7	25	約 2,110
	36~40歳					
2	41~45歳	1,815	約 77.3	約 121.3	20	約 1,987
3	46~50歳	1,629	約 95.6	約 135.7	15	約 1,735
4	51~55歳	1,317	約 120.3	約 152.8	10	約 1,366
5	56~60歳	813	約 155.0	約 173.6	5	約 821
	61~84歳					

◆ 死亡給付金

区分	年齢(保険年齢)	死亡・高度障害のとき 死亡・高度障害保険金(年金原資)(万円)
1	15~35歳	
	36~40歳	
2	41~45歳	3
3	46~50歳	
4	51~55歳	
5	56~60歳	
	61~84歳	

◆ 配偶者コース

区分	年齢(保険年齢)	死亡・高度障害のとき 死亡・高度障害保険金(年金原資)(万円)	初年度年金年額 (万円)	最終年度年金年額 (万円)	年金支給期間 (年)	年金支給総額 (万円)
1	16~35歳					
	36~40歳					
2	41~45歳	240	約 77.6	約 82.3	3	約 240
3	46~50歳					
4	51~55歳					
5	56~60歳					
	61~84歳					

年齢は保険年齢です。保険年齢とは、満年齢と異なり、例えば効力発効日(契約応当日)時点の40歳の保険年齢は39歳6カ月を超え40歳6カ月までとなります。  
 (例)平成25年11月1日時点での保険年齢40歳=平成25年11月1日現在39歳6カ月を超え40歳6カ月まで  
 更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。

ファミリー年金 遺児育英給付金

本人死亡時のこどもの年齢(歳)	就学区分		幼児		幼稚園		小学校					中学校					高校		大学				
	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
初年度年金年額(万円)	約 20万円(19.9万円~20.9万円)																						
年金支給期間(年)	22	21	20	19	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	-			
遺学資金 一時金(死亡保険金)(万円)	-	16	32	48	63	80	97	114	131	148	166	184	202	220	239	258	277	297	317	400			

※記載の年金額は平成25年1月時点の事務幹事会社の基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)で計算しており、その他の引受会社の基礎率を含めたものとはなっていません。年金額は年金基金設定時の各引受会社の基礎率および引受金額により計算しますので、現時点では確定しておらず、変動(増減)します。

### (3) 年金（保険金）の受取人

ファミリー年金「新基本プラン」「基本加入」「2倍プラン」「3倍プラン」および「死亡給付金」については、加入者の希望する者を受取人として指定できます。また、加入後は、所定の手続により変更することができます。受取人の指定がない場合は、配偶者、子（子が死亡している場合はその直系卑属）、父母、祖父母、兄弟姉妹の順位指定があったものとして取扱われます。

「遺児育英給付金」については、申込書に記載された子どもが受取人となります。

高度障害の場合は、加入者本人が受取人となります。

### (4) 年金（保険金）の受取方法

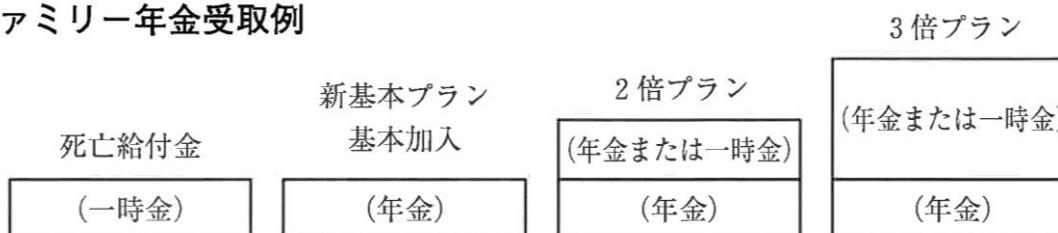
ファミリー年金「新基本プラン」「基本加入」「2倍プラン」および「3倍プラン」については、年1回、年2回、年4回のいずれかに分けて年金を支給しています。

「2倍プラン」および「3倍プラン」の基本加入部分については年金で受け取り、上乘せ部分については年金か一時金かを選択することができます。（下図参照）

なお、受取人が2人以上で、かつ、年金と一時金での併用受取を選択する場合の一時金については、代表受取人にお支払します。

「死亡給付金（3万円）」は、一時金での支払いとなります。

#### ファミリー年金受取例



### (5) 配当金について

加入日又は更新日から1年経過後、収支計算を行い剰余金が生じた場合は、配当金として還元されます。配当金は「毎年受取型」か「毎年積立型」のいずれかを選択できます。ただし、一旦、「毎年受取型」を選択した方が「毎年積立型」へ変更することはできません。死亡給付金（死亡・高度障害保険金）3万円に新規加入する場合には、「毎年積立型」となります。

配当率は、お支払いの時期の前年度決算により決定しますので、将来お支払いする配当金額は現時点では確定していません。また配当金は、100円未満の端数は切り捨てて、計算します。

※ 期中脱退者には当年度分の配当金はありません。

(6) 税法上の取扱い

保険料		保険料の全額または一部は、控除限度額以内で所定の生命保険料控除の対象となります。 (所得税法 第 76 条, 地方税法 第 34 条・第 314 条の 2)
死亡の場合	年金原資	年金原資（保険金額）はみなし相続財産とされ、相続税が課せられます。ただし、「法定相続人数×500 万円」まで非課税です。 ※ただし受取人が法定相続人に該当する場合です。(相続税法 第 12 条)
	毎年の年金額	雑所得として所得税が課税されますが、下記の控除があります。 $\text{雑所得} = \text{基本年金年額} + \text{増加年金年額} - \text{基本年金年額} \times \frac{\text{年金原資}}{\text{年金支給総額}}$ (所得税法施行令 第 183 条) なお、雑所得の額が年額 25 万円以上のとき、10.21%の源泉徴収を行います。 (所得税法 第 207 条・第 208 条・第 209 条, 同法施行令第 183 条, 復興財源確保法第 9 条・第 28 条)
	積立配当金	相続税が課せられます。
高度障害の場合	年金原資	非課税扱いとなります。(所得税法 第 9 条)
	毎年の年金額	雑所得として所得税が課税されますが、下記の控除があります。 $\text{雑所得} = \text{基本年金年額} + \text{増加年金年額} - \text{基本年金年額} \times \frac{\text{年金原資}}{\text{年金支給総額}}$ (所得税法施行令 第 183 条) なお、雑所得の額が年額 25 万円以上のとき、10.21%の源泉徴収を行います。 (所得税法 第 207 条・第 208 条・第 209 条, 同法施行令第 183 条, 復興財源確保法第 9 条・第 28 条)
	積立配当金	非課税扱いとなります。
年金受取人が死亡した場合に支払われる一時金		残存支払期間の未払年金現価をその相続人に支払います。相続財産として、相続税が課せられます。

※ 上記は、平成 25 年 4 月 1 日時点の税法に基づくものであり、税務の取扱いについては今後変更となることがあります。

## 2) 傷病休職給付金

傷病休職給付金は、90日を超えて病気やケガ（精神障害を含む）で働けなくなった場合の収入を補償します。免責期間90日経過後に、最長で3年間支給されます。

### ①加入資格

本人…ファミリー年金に加入している組合員で下記告知事項に該当し、毎年11月1日現在満15歳6か月を超え、満69歳6か月までの方

**【告知内容】**  
本人

**【現在の就業状態】**  
申込日（告知日）現在、病気やけがで休職・休業中ではなく、かつ病気により就業を制限されていません。  
（注）「就業を制限」とは、勤務に制限を加える必要のあるもので、勤務先または医師等により労働時間の短縮、出張の制限、時間外労働の制限、労働負荷の制限などを指示されている場合をいいます。

**【過去3か月以内の健康状態】**  
申込日（告知日）より起算して過去3か月以内に、医師による診察または健康診断・人間ドックを受け、その結果、検査（再検査・精密検査を含みます）・入院・手術をすすめられていません。  
（注）検査をすすめられ検査の結果、異常が認められなかった場合は該当しません。

**【過去2年以内の健康状態】**  
申込日（告知日）より起算して過去2年以内に、医師による診察・検査・治療を受けた期間または薬の処方期間が、14日以上要した病気にかかったことはありません。  
（注）①同一の病気で転院・転科している場合は通算します。  
②「医師による診察・検査・治療を受けた期間」は初診から終診（医師の判断によるもの）までの期間をいいます。  
③診察・検査の結果、異常が認められなかった場合は該当しません。  
④「治療」には、指示・指導を含みます。

### ②制度内容

傷病休職給付金は、90日を超えて病気やケガ（精神障害を含む）で働けなくなった場合に各年代に応じた補償額を支給いたします。

#### 制度内容部分

年齢区分（満年齢）	保険金月額	免責期間	補償対象期間
15歳～24歳	50,000円	90日	3年
25歳～29歳			
30歳～34歳	70,000円		
35歳～39歳			
40歳～44歳			
45歳～49歳	80,000円		
50歳～54歳			
55歳～59歳			
60歳～64歳			
65歳～69歳			

### ③給付金の受取人

傷病休職給付金の受取人は、被保険者本人です。

### ④税法上の取扱い

保険料	保険料は、控除限度額以内で介護医療保険料控除の対象となります。 （所得税法 第76条，地方税法 第34条・第314条の2）
傷病休職給付金	非課税扱いとなります。（所得税法 第9条）

※ 上記は平成25年4月1日時点の税法に基づくものであり、税務の取扱いについては今後変更となることがあります。

## 3) 医療費支援制度

医療費支援制度は、病気やケガで入院した場合や三大疾病に罹患した場合に、組合員の皆さんが自己負担する医療費の心配をなくし、安心して生活していただくための制度です。

### (1) 死亡給付金（ファミリー年金）

ファミリー年金（§21-003）をご参照ください。

傷病休職給付金及び医療費支援制度に加入するためのファミリー年金のコースの1つです。

## (2) 入院費用給付金

### ①加入資格

本人…ファミリー一年金に加入している組合員で下記告知内容に該当し、毎年11月1日現在満15歳6か月を超え、満65歳6か月までの方

※ただし満69歳6か月までは継続加入ができます。

配偶者…本人の配偶者で下記告知内容に該当し、毎年11月1日現在満15歳6か月を超え、満65歳6か月までの方

※ただし満69歳6か月までは継続加入ができます。

※配偶者・こどもの加入には、組合員本人の加入が必要です。

子ども…本人の子どもで下記告知内容に該当し、毎年11月1日現在満22歳6か月までの方

<p><b>【告知内容】</b></p> <p><b>本人</b>  <b>【現在の就業状態】</b>          申込日（告知日）現在、病気やけがで休職・休業中でなく、かつ、病気により就業を制限されていません。          （注）「就業を制限」とは、勤務に制限を加える必要のあるもので、勤務先または医師等により労働時間の短縮、出張の制限、時間外労働の制限、労働負荷の制限などを指示されている場合をいいます。</p> <p><b>配偶者・子ども</b>  <b>【現在の健康状態】</b>          申込日（告知日）現在、医師による治療期間中または、薬の処方期間中ではありません。          （注）①「治療」には、指示・指導を含みます。          ②「医師による治療期間」は初診から終診（医師の判断によるもの）までの期間をいいます。</p> <p><b>本人・配偶者・子ども共通</b>  <b>【過去3ヵ月以内の健康状態】</b>          申込日（告知日）より起算して過去3ヵ月以内に、医師による診察または健康診断・人間ドックを受け、その結果、検査（再検査・精密検査を含みます）・入院・手術をすすめていません。          （注）検査をすすめられ検査の結果、異常が認められなかった場合は該当しません。</p> <p><b>【過去2年以内の健康状態】</b>          申込日（告知日）より起算して過去2年以内に、医師による診察・検査・治療を受けた期間または薬の処方期間が、14日以上要した病気にかかったことはありません。          （注）①同一の病気で転院・転科している場合は通算します。          ②「医師による診察・検査・治療を受けた期間」は初診から終診（医師の判断によるもの）までの期間をいいます。          ③診察・検査の結果、異常が認められなかった場合は該当しません。          ④「治療」には、指示・指導を含みます。</p>
---

※引受会社と既に別の保険契約がある場合、その保険金額、保険種類等によっては、お申込後、ご加入をお断りする場合があります。  
 ※告知していただいた内容が事実と相違していた場合、保険金をお支払いできない場合があります。

### ②制度内容

入院費用給付金は、“病気”や“ケガ”の治療を目的として入院したとき、給付されます。

	Aコース (入院支援保険金 2.5万円)	Bコース (入院支援保険金 5万円)
<b>入院支援保険金</b> 疾病・傷害の治療を目的として入院したときの、入院月数に応じた給付	1月 <sup>(注1)</sup> につき <b>2.5万円</b>	1月 <sup>(注1)</sup> につき <b>5万円</b>
<b>入院初期費用保険金</b> 疾病・傷害の治療を目的として入院したときの、入院1回あたりの給付	1回の入院につき <b>3万円</b>	1回の入院につき <b>3万円</b>

日帰り入院<sup>(注2)</sup>も対象となります。Aコース加入の場合：5.5万円 Bコース加入の場合：8万円

(注1) 入院日数 30日ごとに1月として計算し、30日未満の曜日数については切り上げて1月とします。

(注2) 「日帰り入院」とは入院日と退院日が同一の入院をいいます。病院による入院の証明にもとづきお支払いします。

## (3) 女性疾病給付金（女性に限ります。子どもは加入できません。）

### ①加入資格

(1) 入院費用給付金と同様

### ②制度内容

女性疾病（乳がん・子宮筋腫・分娩の合併症・流産等）により、治療を目的として入院したとき、または手術を受けたときに、入院給付金や手術給付金が給付されます。

◆ 女性疾病で入院したとき <b>5,000円×入院日数</b> (女性疾病入院保険金)	給付日数は1入院365日分限度、通算で700日分限度
◆ 女性疾病で所定の手術を受けたとき 手術の種類に応じて <b>5万円・10万円・20万円</b> (女性疾病手術保険金)	〈例〉帝王切開手術・乳房切断術・子宮広汎全摘除術 その他
◆ 女性が特定障害で所定の形成手術等を受けたとき 手術の種類に応じて <b>10万円・20万円</b> (女性疾病手術保険金)	〈例〉植皮術・癬痕形成術・外反母趾に対する形成術 その他

## [入院費用給付金, 女性疾病給付金共通]

### ③給付金の受取人

入院費用給付金・女性疾病給付金の受取人は、被保険者本人です。

### ④税法上の取扱い

保 険 料	保険料は控除限度額内で介護医療保険料控除の対象となります。(所得税法第76条, 地方税法第34条・第314条の2)ただし, 傷害入院支援保険金・傷害入院初期費用保険金に対する部分の保険料を除きます。
入院費用給付金 ・ 疾病入院初期費用保険金 ・ 傷害入院初期費用保険金 ・ 疾病入院支援保険金 ・ 傷害入院支援保険金	非課税扱いとなります。(所得税法 第9条)
女性疾病給付金 ・ 女性疾病入院保険金 ・ 女性疾病手術保険金	非課税扱いとなります。(所得税法 第9条)

※ 上記は、平成25年4月1日時点の税法に基づくものであり、税務の取扱いについては今後変更となることがあります。

## (4) 特定疾病給付金

所定のがんと診断確定されたとき、または急性心筋梗塞・脳卒中を発病して所定の状態になられたとき、もしくは所定の手術を受けられたときに長期にわたる療養費、再発防止費用、リフレッシュ費用等経済生活をサポートすることを目的に、2年間「特定疾病給付金」を支給するものです。

また、死亡したとき、高度障害状態になったとき、又は余命6か月以内と医師に診断されているとき(リビング・ニーズ特約)には一時金で支給されます。

### ①加入資格

本人…ファミリー年金に加入している組合員で下記告知内容に該当し、毎年11月1日現在満15歳6か月を超え、満65歳6か月までの方 ※ただし満69歳6か月までは継続加入ができます。(5万円プランで平成24年11月1日以前から加入している場合はファミリー年金に加入しなくても継続加入が可能です。)

配偶者…本人の配偶者で下記告知内容に該当し、毎年11月1日現在満15歳6か月を超え、満65歳6か月までの方 ※ただし満69歳6か月までは継続加入ができます。  
※配偶者の加入には、組合員本人の加入が必要です。

#### 【告知内容】

本人

##### 【現在の就業状態】

申込日(告知日)現在、病気やけがで休職・休業中でなく、かつ、病気により就業を制限されていません。

(注)「就業を制限」とは、勤務に制限を加える必要のあるもので、勤務先または医師等により労働時間の短縮、出張の制限、時間外労働の制限、労働負荷の制限などを指示されている場合をいいます。

配偶者

##### 【現在の健康状態】

申込日(告知日)現在、医師による治療期間中または、薬の処方期間中ではありません。

(注)①「治療」には、指示・指導を含みます。

②「医師による治療期間」は初診から終診(医師の判断によるもの)までの期間をいいます。

本人・配偶者共通

##### 【過去3ヵ月以内の健康状態】

申込日(告知日)より起算して過去3ヵ月以内に、医師による診察または健康診断・人間ドックを受け、その結果、検査(再検査・精密検査を含みます)・入院・手術をすすめられていません。

(注)検査をすすめられ検査の結果、異常が認められなかった場合は該当しません。

##### 【過去5年以内の健康状態】

申込日(告知日)より起算して過去5年以内に、腫瘍、ポリープまたは別表記載の病気により、連続して7日以上入院をしたことはありません。

#### <別表>

がん、肉腫、悪性腫瘍、白血病、脳出血、脳こうそく、くも膜下出血、てんかん、狭心症、心筋こうそく、心臓弁膜症、先天性心臓病、心筋症、不整脈、高血圧症、胃かいよう、十二指腸かいよう、肝炎、肝硬変、腎炎、ネフローゼ、腎不全、子宮筋腫、糖尿病

※引受会社と既に別の保険契約がある場合、その保険金額、保険種類等によっては、お申込後、ご加入をお断りする場合があります。

※告知していただいた内容が事実と相違していた場合、保険金をお支払いできない場合があります。

※過去に特定疾病保険金または高度障害保険金のお支払いを受けられた場合、告知内容に該当しても再加入はできません。

※一旦健康時に加入しますと、更新時において健康状態に関する加入資格に該当しない場合でも前年度プランの保険金額以下で継続加入できます。

※本人について定められた特定疾病保険金、死亡保険金または高度障害保険金を支払われた場合、配偶者は同時に脱退となります。また本人が脱退した場合も配偶者は同時に脱退となります。

## ②制度内容

	給付内容	年金原資
5万円プラン	月額約5万円を2年間給付	120万円
10万円プラン	月額約10万円を2年間給付	240万円
15万円プラン	月額約15万円を2年間給付	360万円

所定のがんと診断確定されたとき、または急性心筋梗塞・脳卒中を発病して所定の状態になったとき、もしくは所定の手術を受けられたときに「特定疾病給付金」を受け取れます。加入者が死亡した時、または高度障害状態になった時、「死亡保険金」または「高度障害保険金」が支払われます。

なお、特定疾病給付金、リビング・ニーズ特約により保険金が支給された場合は、保険契約が消滅しますので、「死亡保険金」「高度障害保険金」は支払われません。

## ③給付金の受取人

### ① 特定疾病給付金

被保険者本人となります。ただし、被保険者に保険金の請求について特別な事情があるときは、あらかじめ指定した、指定代理請求者※が、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。

### ② 死亡保険金

加入者の指定する死亡保険金受取人です。受取人の指定がない場合は、法定相続人となります。

### ③ 高度障害給付金

被保険者本人となります。

## ※指定代理請求者

◎指定代理請求者は、請求時において被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている被保険者の戸籍上の配偶者もしくは3親等内親族の方のみ指定できます。

◎特定疾病給付金およびリビング・ニーズ特約の指定代理請求者は、指定の有無を含めて同一となります。

◎死亡保険金受取人と指定代理請求者は、加入申込書兼告知書／更新手続きまたは、所定の手続により変更することができます。

## ④税法上の取扱い

保険料	保険料の全額または一部は、控除限度額以内で所定の生命保険料控除の対象となります。 (所得税法 第76条, 地方税法 第34条・第314条の2)
特定疾病給付金	非課税扱いとなります。(所得税法 第9条)
死亡保険金	・組合員本人の死亡保険金は相続税が課せられます。ただし「法定相続人数×500万円」まで非課税です。(相続税法 第12条) ・本人が受取る配偶者の死亡保険金は、一時所得として課税されます。(所得税法 第34条)
高度障害保険金	非課税扱いとなります。(所得税法 第9条)
リビング・ニーズ特約	非課税扱いとなります。(所得税法 第9条)

※ 上記は平成25年4月1日時点の税法に基づくものであり、税務の取扱いについては今後変更となる場合があります。

## (5) 元気づくりサービスコース

「元気づくりサービスコース」は、組合員や家族が健康の重要性に気づき、毎日の生活の中で元気づくりを継続していくことをサポートするために、3つのサポートツールと5つのサポートシステムで年間を通じたサービスを提供するものです。

### ①加入資格

ファミリー年金に加入している組合員本人

### ②制度内容（サービス内容）

#### ○サポートツール

- ・元気づくりサービスコーストータルガイド

年1回毎年11月にお届けいたします。元気づくりサービスコースの内容や利用方法を案内します。

- ・健康情報誌「元気」

年3回（11月、3月、7月）お届けいたします。当共済組合独自の情報誌として健康に関する幅広い情報と組合員向けのオリジナルな内容を盛り込んで編集します。

- ・元気づくりホームページ

WEBサービスを利用するための、加入者専用サイトです。

パソコン、携帯電話、スマートフォンのいずれにも対応しています。

#### ○サポートシステム

- ・やすらぎの宿割引利用サービス

全国の「公立共済やすらぎの宿」にお得にお泊りいただけます。また、食事割引にも利用できます。心の健康づくり、休養の取得を促進します。

- ・健康相談サービス

24時間健康に関する相談が受けられます。

- ・元気応援サイト（ヘルシーファミリー倶楽部）

最新の健康情報から、病院・病気・薬の検索まで、健康に関するあらゆる情報を提供するWEBサービスです。健康関連書籍を中心に100冊以上が無料読み放題の電子図書館や健康チェック、料理WEBなどで健康づくりをサポートします。

- ・元気づくり医療電話相談（テレセカンド<sup>®</sup>）

病院に受診することなく、名医（※）による電話相談が可能なサービスです。セカンドオピニオンの必要性、治療法や診断についての疑問にお答えします。

- ・元気づくり病院案内（ホスピサーチ<sup>®</sup>）

名医（※）が在籍する医療機関の情報（「医療機関名」および「診療科」）をスピーディにお伝えするサービスです。急いで名医の在籍する医療機関の情報を知りたいというニーズにお応えします。

※ 名医とは専門医同士の相互評価に基づいて選ばれた優秀な専門医を指します。また、対象となる疾患は全てのがん、心臓疾患、脳（神経）疾患などです。テレセカンド、ホスピサーチは米国およびその他の国における Best Doctors. Inc の商標です。

## § 21 の 2 アイリスプラン

### お問い合わせ先等

◎ 「年金コース」「医療・傷害補償コース」について

**【お問い合わせ先】**

教職員生涯福祉財団サービスセンター

TEL 0120-491-294 (フリーダイヤル)

\* 電話による照会受付時間：月曜日～金曜日（祝日を除く。）10時～17時

- ・財団ホームページで「年金コース」の年金受取額や積立額の試算ができます。また、年金コースの内容が動画で見られるようになりました。
- ・アイリスプラン各コースの事務取扱要領については、財団ホームページに掲載されています。  
<教職員生涯福祉財団ホームページ <http://www.kyosyokuinzaidan.jp>>

◎ 「介護保障コース」について

「介護保障コース」は平成 22 年 4 月以降の新規募集が停止となっています。既にご加入いただいている契約については、補償内容、保険料、契約内容の変更の手続き（住所変更など）、事故時（給付金等支払事由の発生）の対応及び契約に付帯するサービスなどは、それぞれの補償期間に応じて継続して行われ、従来通り変更はありません。

**【お問い合わせ先】**

教職員生涯福祉財団サービスセンター内 株式会社一ツ橋サービス

TEL 0120-878-626 (フリーダイヤル)

\* 電話による照会受付時間：月曜日～金曜日（祝日を除く。）10時～17時



## § 2 2 の 2 中国中央病院の概要

### 1 診療科目

内科，血液内科，腎臓内科，糖尿病・内分泌内科，リウマチ科，消化器内科，循環器内科，呼吸器内科，小児科，外科，消化器外科，呼吸器外科，乳腺外科，内分泌外科，内視鏡外科，整形外科，皮膚科，産科，婦人科，眼科，耳鼻いんこう科，放射線科，歯科口腔外科，麻酔科，脳神経外科，臨床検査科

### 2 外来診療受付時間（予約制あり）

初診が 8：30～11：00

再診が 8：30～11：30 までです。

専門外来（次の名称の診療を受けることをいいます。）は，次表のとおりです。

※整形外科の初診・再診受付時間は月～金曜日 8：00～10：30

（再診で予約ありの方は8：00～10：30）

※整形外科の紹介状をお持ちの方は月～金曜日 8：30～11：30

※耳鼻咽喉科 月・木曜日 8：30～10：30（初診・予約外の受付5名まで）

※眼科の受付時間は水曜日 8：30～10：00

※小児科の初診・再診受付時間は月曜日・金曜日 8：30～11：30

平成28年4月1日現在

名称	診療科	担当医	曜日	受付時間	備考
血液	内科	木口 (造血幹細胞移植)	月・木	8：30～11：30	原則、内科は予約制です
		瀬崎	火		
		廻	水		
		増成	金		
		廻	月	13：00～	
増成	火				
瀬崎	木				
呼吸器疾患	内科	張田	月 金(第2・4)	8：30～11：30	
		玄馬	月・火		
		池田	水		
		栗本	金(第1・3・5)		
		八杉	月	14：00～	
栗本	水				
池田	木				
循環器	内科	竹内	火・金	8：30～11：30	
		中野	木	13：30～	
腎臓病・糖尿病	内科	石井	月・水・木	8：30～11：30	
		平田	木		
		小野田	金		
		原納	火	13：30～	
		平田	水		
		土橋	金		
		中迫	月・水		
緩和ケア		担当医	木	14：30～	
内分泌・甲状腺	内科	三好(岡大)	木	10：00～15：00	
			水	8：30～11：30 14：00～	
リウマチ・膠原病	内科	大橋(岡大)	月・火	8：30～	
		建部(岡大)	水		
		渡部(岡大)	金		
消化器	内科	万波	火・木	8：30～	
		藤原	木	13：00～	
渡航ワクチン	内科	竹内	火	14：30～16：00	
禁煙	内科	竹内	火	14：00～15：00	
装具	整形外科	担当医	水	9：00～	
		角南・村上	金	15：00～16：30	
乳児健診	小児科	山本正	火	13：00～14：00	
		横山	水		
		藤本清	木		
小児循環器	小児科	藤本清	水(第1・3)	14：00～15：00	
		岡大	水(第2・4)	15：00～16：00	
内分泌	小児科	藤本清	火(第1・2・4・5)	15：00～16：30	
アレルギー	小児科	山本正	木	15：00～16：30	
肥満(小児)	小児科	山本正	火	14：00～15：00	
予防接種	小児科	当番医	月	13：30～14：50	
			火・木・金	14：00～14：50	

\* 予約制は完全予約制となります。（予約の方と紹介状をお持ちの方を受付します。）

\* 受付時間は都合により変更することがあります。

### 3 人間ドック

広島支部の計画に基づき、教職員の健康保持と生活習慣病等の早期発見及び予防のための人間ドックを、年間常時実施しています。

### 4 こころの悩みホットライン

組合員及びその被扶養者の精神的な悩み・ストレスに対して、臨床心理士が電話で対応し、助言・相談を行います。

- (1) 相談日時…毎週水曜日の15時から17時まで
- (2) 相談方法…フリーダイヤル（0120-503-110）へお電話ください。

### 5 臨床心理士によるメンタルヘルス相談

組合員とその被扶養者のために、心の健康をサポートするメンタルヘルス相談事業を実施しています。職場での人間関係、ストレス、家庭の問題及び自分の悩み等について、臨床心理士（岡山大学名誉教授、就実大学教授 山本 力先生）によるカウンセリングを気軽に受けられる事業です。

- (1) 完全予約制…電話にて予約してください。お電話の際に「メンタルヘルス相談予約」とお伝えください。TEL（084-970-2121）受付時間 月～金 14時から17時まで
- (2) 相談日時…毎月第4金曜日
- (3) 相談時間…1回約50分～70分
- (4) 相談料…無料
- (5) 相談回数…年間3回まで

なお、交通費を支給しますので、組合員証と印鑑をお持ちください。

相談に関する秘密は厳守します。

詳細は当院ホームページ「メンタルヘルス相談について」をご覧ください。

### 6 セカンドオピニオン外来

平成17年6月より、公立学校共済組合の組合員等及びその家族（※）のために、セカンドオピニオン外来を開始しました。現在他の医療機関にかかっている、当院の医師の意見をお聞きになりたいと思われる方が対象です。

完全予約制…電話にて予約してください。お電話の際に「セカンドオピニオン外来予約」とお伝えください。

※ 家族…被扶養者を除く組合員に係る配偶者及び2親等内の親族に限ります。

- (1) 詳細をお知らせ致します。
- (2) 時間帯…診療科によりますが15時から17時（予約後連絡します。）
- (3) 相談時間…原則30分【最長60分】（持参資料を見る時間を含む。）
- (4) 相談場所…各診療室
- (5) 料金…無料
- (6) 申込み

TEL 084-970-2121 (代)

FAX 084-972-8843

Mail chugoku@kouritu-cch.jp

公立学校共済組合中国中央病院

地域連携室内 セカンドオピニオン外来担当

当院ホームページのセカンドオピニオン外来のご案内をご覧ください。

## 案内図

### 交通案内

- ・ J R 福塩線 万能倉駅下車，徒歩約 10～20 分
- ・ J R 福山駅から御幸町方面行きバスで約 30 分，病院前下車
- ・ 山陽自動車道 福山東 IC から国道 182 号線 府中・東城方面約 15 分



公立学校共済組合 中国中央病院

〒720-0001 広島県福山市御幸町大字上岩成148番13

TEL 084 (970) 2121

FAX 084 (972) 8843

ホームページ <http://www.kouritu-cch.jp>

## § 23 その他

### § 23の1 遺族

《共済組合》

#### 1 遺族の範囲（法第2条第1項第3号第3項, 施行令第4条, 運用方針第2条関係施行令第4条）

- (1) 組合員又は組合員であった人の配偶者, 子, 父母, 孫及び祖父母で, 組合員又は組合員であった人の死亡当時（失踪の宣告を受けた組合員であった者にあつては, 行方不明となった当時）その人によって生計を維持していた人(注)。

この場合において, 配偶者のうち夫, 父母, 祖父母, 子又は孫とは, 次に該当する人に限りま  
す。

①配偶者のうち夫, 父母又は祖父母

ア 55歳以上の人

②子又は孫

ア 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあつて, まだ配偶者がいない人

イ 20歳未満で, 組合員又は組合員であった人の死亡当時から引き続き障害等級が1級又は2級の障害の状態にある人

- (2) 組合員又は組合員であった人の死亡当時胎児であった子が出生した場合は, その子。

(注) 組合員又は組合員であった人の死亡当時その人によって生計維持していた人とは, 当該組合員又は組合員であった人の死亡当時その人と生計を共にしていた人のうち, 恒常的な収入金額が将来にわたって年額850万円以上になると認められる人以外の人のことをいいます。

#### 2 遺族の順位（法第45条, 第46条）

短期給付, 長期給付において, 給付を受けるべき遺族の順位は, 次のとおりです。

順位	続柄
1	配偶者（届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある人を含む。）及び子
2	父母（養父母, 実父母の順とする。）
3	孫
4	祖父母（養父母の養父母, 養父母の実父母, 実父母の養父母, 実父母の実父母の順とする。）

\* 給付を受けるべき遺族に同じ順位者が2人以上あるときは, 当該給付は, その人数により等分して給付されます。

《互助組合》(互)組合員規則第10条)

## 1 遺族の範囲

組合員であった人の配偶者，子，父母，孫及び祖父母。

## 2 遺族の順位

共済組合の取扱いに準じます。

\* 給付を受けるべき遺族に同じ順位者が2人以上あるときは，当該給付は，その人数により等分して給付されます。ただし，そのうちの1人を請求及び受領について代表者として定め，同じ順位者全員の同意書を添えて請求があったときは，その代表者に支給します。

## § 23 の 2 時効

### 《共済組合》

#### 1 短期給付の時効（法第144条の23第1項、運用方針第144条の23関係）

(1) 短期給付を受ける権利は、その給付事由が生じた日から2年間行わないときは時効によって消滅します。

ア 「給付事由」とは、それぞれの給付を受ける権利の生ずる原因をいいます。

例えば、出産費については、出産が給付事由となります。

イ 「行わない」とは、請求権を行使するのに法律上の障害がないにもかかわらず行使しないことをいいます。

(2) 消滅時効の起算日等

ア 給付を受ける権利の消滅時効の起算日は、次のとおりです。

(ア) 療養費又は家族療養費

組合員が医療機関等に療養の費用を支払った日の翌日

(イ) 移送費又は家族移送費

組合員が移送に要した費用を支払った日の翌日

(ウ) 高額療養費

組合員が医療機関等に高額療養費の支給に係る部分を支払った日の翌日

(エ) 傷病手当金、出産手当金、休業手当金又は介護休業手当金

それぞれ勤務に服することができない日ごとに、その翌日

(オ) 育児休業手当金

勤務に服さなかった日ごとに、その翌日

イ 時効までの2年間には給付を請求するため郵送に要した日数は算入されません。ただし、時効となる日までに共済組合に給付の請求書が到達しなかった場合であっても、その日までに郵送に託したことが消印等により証明されれば、給付を受けることができます。

#### 2 長期給付の時効

年金である長期給付の請求権については、基本権と、その基本権に基づき毎支給期ごとに支給される年金の請求権たる支分権とがあります。基本権は、年金の給付事由が生じた日から5年間その決定を請求しないと消滅することになります。しかし、一度その権利が確定するとその後は時効によって消滅しないものとして取り扱われます。また、支分権は、支給すべき期日の翌月の初日を起算日として5年間行使しないと消滅します。

#### 3 掛金の徴収権等の消滅時効

掛金を徴収し、又はその還付を受ける権利は、2年間行わないときは、時効によって消滅します。

この場合の時効の起算日は、掛金を徴収し、又は払い込むべき月の翌月の初日とされています。

**《互助組合》** (互) 運営規則第5条第2項)

互助組合から給付を受ける権利は共済組合と同様に、3年間行わないときは消滅するものとされています。

共済組合及び互助組合とも給付及び掛金に係わるもの以外のものについては、民法等他の法律の適用を受けることになります。

### § 23 の 3 支払未済の給付の受給者の特例

#### 《共済組合》（法第47条，施行令第23条）

給付を受ける権利を有する人が，その支給を受けることができた給付を受けずに死亡した場合，その支払を受けなかった給付については，その人の配偶者，子，父母，孫，祖父母，兄弟姉妹又はこれらの人以外の三親等内の親族であつて，その人の死亡の当時その人と生計を共にしていた人に支給する。

支払未済の給付を受けるべき人の順位は，次のとおりです。

順位	続柄
1	配偶者（届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある人を含む。）
2	子（死亡した人が公務遺族年金の受給権者である配偶者であつたときは，死亡の当時，その人と生計を共にしていた組合員又は組合員であつた人の子であつて，その人の死亡によって公務遺族年金の支給の停止が解除されたものも含む。）
3	父母
4	孫
5	祖父母
6	兄弟姉妹
7	1～6位の人以外で，三親等内の親族であつて，死亡の当時，その人と生計を共にしていた人

※給付を受けるべき同順位者が二人以上あるときは，その全額をその一人に支給することができるものとし，この場合において，その一人にした支給は，全員に対してしたものとみなします。

#### 《互助組合》（互運営規則第9条）

共済組合と同様に取扱います。

### § 23 の 4 不服審査制度

#### 《共済組合》

共済組合が行う，組合員の資格若しくは給付に関する決定，掛金の徴収，組合員期間の確認又は国民年金法による障害基礎年金に係る障害の程度の審査に関し不服がある人は，文書又は口頭で公立学校共済組合審査会に対して，行政不服審査法による審査請求をすることができます。

組合員等がこの制度に基づき，審査請求を行おうとするときは，共済組合の処分があつたことを知った日から原則として3か月を経過する日まで（※平成28年3月31日までにされた申請に係る決定等については，60日以内）に手続きをしなければいけません。

審査会は，組合員を代表する人，地方公共団体を代表する人及び公益を代表する人それぞれ2人ずつ

つの委員で構成されています。

### § 23 の 5 組合員の資格喪失後の給付金からの控除（法第48条）

組合員が資格を喪失したときに、その人又はその遺族等に支給すべき給付金（埋葬料及び家族埋葬料に係る給付金は除く。）があり、かつ、その人が組合に対して支払うべき金額があるときは、その給付金から控除します。

### § 23 の 6 給付の制限

地方公務員等共済組合法第108～111条により、給付の制限が設けられています。

### § 23 の 7 給付の決定

給付を受ける権利は、その権利を有する人の請求に基づいて共済組合が決定します。

### § 23 の 8 不正受給者からの費用の徴収

組合員証の不正使用、仮病等偽りその他不正行為によって給付を受けたときは、共済組合はその給付に要した費用の全部又は一部を徴収します。

### § 23 の 9 給付金明細書の交付

#### 1 給付金明細書の交付

##### (1) 交付対象者

給付金の支給がある組合員のみ給付金明細書（以下「明細書」という。）を交付します。医療機関等の受診があっても給付金の支給がない組合員には、明細書の交付はありません。

##### (2) 交付日

振込日（原則：毎月月末）の3営業日前を目途に交付します。

##### (3) 交付方法

「広島県人事給与・福利厚生システム」（以下「システム」という。）の稼動に伴い、明細書の交付方法は次表のとおり所属所によって異なります。

（平成23年1月分～）

区分	交付方法	所属所の対応
県教委事務局	各自が個人 PC 端末からシステムにログインし、閲覧・印刷する。	－（※）
県立学校		
小中学校 （共同調理場を含む）	所属所 PC 端末からシステムにログインし、明細書を印刷する。	所属所分を印刷し、組合員に交付する。
広島特支、広島市教育センター、尾道南高等学校		
県教育事業団、市立高校、大学、幼稚園、中国中央病院、共済職員、組合専従、互助職員、認定こども園	紙の明細書を所属所に送付する。	そのまま組合員に交付する。

※ 県教委事務局及び県立学校においては、一定の権限を付与した者のみが全員分の閲覧を可能とし、閲覧できない休職者等へ明細書を交付します。

## 2 給付金明細書の記載例

### 給 付 金 明 細 書

公立学校共済組合広島支部  
一般財団法人広島県教育職員互助組合

所属所コード：12345      所属所名：〇〇小学校  
組合員証番号：123456      組合員氏名：広島 花子

医療費及び給付金について、次のとおり決定しましたのでお知らせします。

振込金額	355,351円
------	----------

診療年月	対象者氏名	給付名称	コード	診療金額	法定給付額	附加給付額	互助給付額
平成28年2月	広島 一郎	高額療養費	0343	500,000	67,570	57,400	
平成28年4月	広島 花子	育児休業手当金	0164		230,181		
平成28年1月	広島 一朗	G家族療養費	0347	10,000			200
給 付 金 振 込 銀 行				給 付 金 額		振 込 年 月 日	
広島銀行 〇 〇 支 店				共済給付額 355,151円 互助給付額 200円 合 計 355,351円	平成28年5月31日		

この給付に関する決定（互助給付額を除く。）について不服のある者は...

### 3 給付金明細書の見方

「給付名称」 欄	説 明	本文記載頁
高額療養費	法定給付額は「高額療養費」の額です。  (前記2の記載例の場合) *標準報酬月額が28万円以上53万円未満の組合員の場合 $500,000 \text{円} \times 0.3 \text{ (自己負担額)} - \{80,100 \text{円} + (500,000 \text{円} - 267,000 \text{円}) \times 1\% \} = 67,570 \text{円}$	§ 9-009 頁
	附加給付額は「一部負担金払戻金」の額です。(被扶養者の場合は「家族療養費附加金」です。)  (前記2の記載例の場合) *標準報酬月額が28万円以上53万円未満の組合員の場合 $150,000 \text{円 (自己負担額)} - 67,570 \text{円 (高額療養費)} - 25,000 \text{円} = 57,400 \text{円 (100円未満切捨て)}$	
一部負担金 払戻金	附加給付額は「一部負担金払戻金」の額です  例) 医療費 $100,000 \text{円} \times 0.3 \text{ (自己負担額)} - 25,000 \text{円} = 5,000 \text{円 (100円未満切捨て)}$	§ 9-004 頁
家族療養費 附加金	附加給付額は「家族療養費附加金」の額です  例) 医療費 $120,000 \text{円} \times 0.3 \text{ (自己負担額)} - 25,000 \text{円} = 11,000 \text{円 (100円未満切捨て)}$	
G 家族療養 費	互助給付額は「家族療養費」の額です。  (前記2の記載例の場合) $(10,000 \text{円} \times 0.3 \text{ (自己負担額)} - 2,500 \text{円}) \div 2 = 200 \text{円 (100円未満切捨て)}$	

## § 2 3 の10 所属所及び給与支給機関

公立の小学校・中学校・県費負担栄養職員が勤務する共同調理場・高等学校・特別支援学校・大学・幼稚園・県教委事務局，教育事務所及び附属機関，学校以外の教育機関，中国中央病院は，それぞれひとつの所属所として共済組合の支部の組織を構成し，その長は所属所の事務を行うことになっています。

なお，これらの中で県教委事務局，教育事務所及び附属機関，学校以外の教育機関，高等学校，特別支援学校，大学等は給与支給機関としての事務も行うことになっています。

### 1 所属所長の事務

- (1) 組合員が支部に提出する申告書・申請書・申込書等及び組合員が退職した際に提出する書類を受け付け，所属所受付欄のある書類には必ず受付印を押し，その内容を確認の上，所属所長印を押しして支部に送付してください。ただし，扶養手当が支給されている被扶養者に係る被扶養者申告書は，所属所で受付後，次表の提出先へ提出してください。

関係所属所	提出先
県費負担教職員で，広島市立小学校，中学校，高等学校，特別支援学校，幼稚園及び共同調理場	広島市教育委員会又は学校事務センター
市町費負担職員	関係市町教育委員会
市立大学	各市給与支払者
県教委事務局，教育事務所及び附属機関，学校以外の教育機関	会計管理部総務事務課（共通業務グループ）

- (2) 給与から控除されなかった掛金・償還金があるときは，支部の通知に基づいてこれを処理してください。
- (3) 支部から送付する承認書・通知書・広報紙等を組合員に交付してください。
- (4) 組合員異動報告書を提出してください。
- (5) その他の共済組合に関する事務

### 2 給与支給機関の事務

- (1) 掛金，貸付償還金の給与控除と払込み

#### ア 源泉徴収

毎月，組合員に支給する給料から短期・長期・介護掛金及び貸付償還金を控除してください。

#### イ 払込み

給与から控除したこれらの金額は，それぞれの払込通知書及び償還金納付通知書により，直ちに払い込んでください。

## ウ 提出書類

払込みと同時に「短期・長期掛金負担金内訳書」、「組合員数給料月額及び掛金負担金額集計調書」を広島支部へ提出してください。

## エ 注意事項

(ア) 給与改定等による差額掛金負担金を払い込む場合は、例月分とは別の払込通知書により払い込んでください。

(イ) 年度をまたがった掛金、負担金を納入する場合は、それぞれ年度別に払込通知書を作成してください。

### (2) 過誤納金の取扱い

掛金及び貸付償還金に過誤納があった場合は、その人の翌月分で調整できるもの以外は過誤納金還付の請求書により請求してください。

なお、翌月調整を行った場合は、そのことを払込通知書に明記のうえ、調整した後の額を払い込んでください。

### (3) 未払金の払込み

組合員又は組合員であった人が組合に対して支払わなければならない掛金等があるときは、給料その他の給与を支給する際にこれを控除して、その人に代って払い込んでください。

### (4) 負担金の払込み

市町費負担の小学校・中学校・高等学校・大学又は幼稚園の組合員の短期・長期・介護の負担金は、事業主たる市町が毎月、払込通知書により払い込んでください。

教職員組合にあっても、これに準じて払い込んでください。

なお、市町は、このほかに事務費の負担金として、年度当初に共済組合が示すところにより払い込んでください。

## § 2 3 の11 所属コード一覧表

共済組合が独自に設定している所属所（市立大学・高校・幼稚園，その他）の所属コードのみを掲載

平成28年4月1日現在

コード	所属所名	コード	所属所名
95000	公立学校共済組合広島支部	99570	小坂幼稚園
99300	中国中央病院	99571	沼田東幼稚園
99301	尾道大学	99576	栗原幼稚園
99304	基町高等学校	99581	三成幼稚園
99305	舟入高等学校	99582	木頃幼稚園
99306	広島市立広島商業高等学校	99583	木ノ庄西幼稚園
99307	呉市立呉高等学校	99584	木ノ庄東幼稚園
99308	福山高等学校	99586	高須幼稚園
99310	広島県教職員組合	99588	百島幼稚園
99311	広島県高等学校教職員組合	99589	戸崎幼稚園
99312	全広島教職員組合	99590	向東幼稚園
99315	広島市立広島工業高等学校	99591	栗原北幼稚園
99316	大手町商業高等学校	99592	土生幼稚園
99317	安佐北高等学校	99593	重井幼稚園
99318	沼田高等学校	99594	東生口幼稚園
99319	美鈴が丘高等学校	99595	三庄幼稚園
99320	広島市立大学	99596	中庄幼稚園
99324	県立広島大学 広島キャンパス	99598	本郷幼稚園
99325	県立広島大学 庄原キャンパス	99600	豊島幼稚園
99326	県立広島大学 三原キャンパス	99604	大崎幼稚園
99400	矢賀幼稚園	99606	木江幼稚園
99401	大町幼稚園	99610	大乘幼稚園
99402	基町幼稚園	99650	東幼稚園
99403	船越幼稚園	99651	西幼稚園
99404	瀬野幼稚園	99654	川口幼稚園
99405	落合東幼稚園	99655	手城幼稚園
99406	矢野幼稚園	99656	深津幼稚園
99408	温品幼稚園	99659	郷分幼稚園
99409	福木幼稚園	99661	高島幼稚園
99410	山本幼稚園	99662	箕島幼稚園
99411	長束幼稚園	99664	大津野幼稚園
99413	古市幼稚園	99665	春日幼稚園
99414	安幼稚園	99667	走島幼稚園
99416	中筋幼稚園	99668	伊勢丘幼稚園
99417	安西幼稚園	99669	あけぼの幼稚園
99418	川内幼稚園	99670	引野幼稚園
99419	緑井幼稚園	99671	坪生幼稚園
99420	八木幼稚園	99673	旭丘幼稚園
99421	上緑井幼稚園	99674	福山市立大学附属幼稚園
99422	落合幼稚園	99675	緑丘幼稚園
99423	口田幼稚園	99676	桜丘幼稚園
99427	宮島幼稚園	99679	幕山幼稚園
99431	ゆたか幼稚園	99680	西深津幼稚園
99450	八本松中央幼稚園	99681	久松台幼稚園
99451	御薗宇幼稚園	99682	新涯幼稚園
99550	竹原西幼稚園	99684	日吉台幼稚園
99551	竹原東幼稚園	99685	神辺幼稚園
99554	木原幼稚園	99686	湯田幼稚園
99555	中之町幼稚園	99687	道上幼稚園
99556	西幼稚園	99688	川口東幼稚園
99557	田野浦幼稚園	99693	大和認定こども園
99558	須波幼稚園	99694	三庄認定こども園
99559	深幼稚園	99695	三幸幼稚園
99560	南幼稚園	99696	福山市立大学
99562	幸崎幼稚園	99697	尾道市立大学
99563	沼田西幼稚園	99698	久井こども園
99564	小泉幼稚園		
99569	鷺浦幼稚園		

(注) 広島支部関係分のみ掲載

# ○公立学校共済組合運営規則

昭和38年2月25日制定公本総第53号

変更	昭和38年5月17日	同	38年10月4日	同	39年3月18日
	同 39年10月1日	同	41年4月1日	同	41年9月22日
	同 42年6月8日	同	43年4月9日	同	43年9月25日
	同 44年4月4日	同	44年8月19日	同	45年4月1日
	同 45年8月17日	同	46年4月15日	同	46年9月4日
	同 47年4月1日	同	47年8月25日	同	48年2月15日
	同 48年5月15日	同	48年10月1日	同	49年4月1日
	同 49年7月11日	同	50年2月24日	同	50年3月27日
	同 50年4月10日	同	50年12月20日	同	51年3月29日
	同 51年6月18日	同	51年7月23日	同	51年8月27日
	同 52年2月1日	同	52年3月31日	同	53年3月1日
	同 53年3月31日	同	53年6月22日	同	53年8月11日
	同 54年1月16日	同	54年3月31日	同	55年1月26日
	同 55年3月31日	同	55年6月17日	同	56年3月28日
	同 57年3月20日	同	57年8月7日	同	57年9月30日
	同 58年3月28日	同	58年7月28日	同	59年3月31日
	同 59年4月1日	同	59年9月29日	同	59年11月16日
	同 60年2月14日	同	60年3月29日	同	61年3月31日
	同 61年6月27日	同	62年3月30日	同	63年3月31日
	平成元年3月31日	同	2年1月18日	同	2年3月26日
	同 3年4月1日	同	4年3月31日	同	5年3月31日
	同 6年3月30日	同	6年9月30日	同	7年3月31日
	同 7年6月30日	同	8年3月28日	同	9年3月28日
	同 10年3月31日	同	11年3月31日	同	12年1月31日
	同 12年3月29日	同	13年3月27日	同	13年9月27日
	同 14年4月1日	同	14年6月26日	同	14年11月13日
	同 15年3月25日	同	16年3月29日	同	17年3月29日
	同 18年3月29日	同	18年6月29日	同	19年1月31日
	同 19年3月28日	同	19年6月29日	同	20年1月29日
	同 20年3月27日	同	20年6月27日	同	21年3月26日
	同 21年6月26日	同	22年3月24日	同	22年6月23日
	同 23年3月23日	同	24年3月23日	同	25年3月29日
	同 26年3月31日	同	27年3月26日	同	27年9月30日

## 目次

第1章 総則（第1条—第10条）

第2章 組合員（第11条—第19条の2）

第3章 給付

第1節 通則（第20条）

第2節 短期給付（第21条—第25条の2）

第3節 長期給付（第26条—第37条）

第4章 福祉事業（第38条）

第5章 掛金等及び負担金（第39条—第43条の2）

第6章 財務（第44条—第52条）

第7章 監査

第1節 外部監査（第53条）

第2節 内部監査（第54条—第58条）

第8章 運営審議会及び支部運営審議会（第59条—第65条）

第9章 雑則（第66条—第76条）

附則

## 第1章 総則

（趣旨）

**第1条** この運営規則は、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号。以下「法」という。）

第17条第1項の規定に基づき、公立学校共済組合（以下「組合」という。）の業務の執行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

**第2条** この運営規則において、「本部」、「支部」若しくは「所属所」、「支部長」若しくは「所属所長」、「運営審議会」、「支部運営審議会」、「船員一般組合員」、「継続長期組合員」、「任意継続組合員」、「家族療養費附加金」、「施行令」、「家族訪問看護療養費附加金」、「出産費附加金」、「家族出産費附加金」、「埋葬料附加金」、「家族埋葬料附加金」、「傷病手当金附加金」、「報酬」、「標準報酬の月額」、「標準期末手当等の額」、「施行規程」、「監査員」又は「一部負担金の額等の払戻し」とは、それぞれ公立学校共済組法定款（以下「定款」という。）第3条、第11条、第14条、第20条、第22条、第26条の2から第26条の8まで、第28条、第31条、第34条又は附則第9項に規定する「本部」、「支部」若しくは「所属所」、「支部長」若しくは「所属所長」、「運営審議会」、「支部運営審議会」、「船員一般組合員」、「継続長期組合員」、「任意継続組合員」、「家族療養費附加金」、「施行令」、「家族訪問看護療養費附加金」、「出産費附加金」、「家族出産費附加金」、「埋葬料附加金」、「家族埋葬料附加金」、「傷病手当金附加金」、「報酬」、「標準報酬の月額」、「標準期末手当等の額」、「施行規程」、「監査員」又は「一部負担金の額等の払戻し」をいう。（所属所及び所属所長）

**第3条** 定款第3条第4項の規定により支部に置く所属所は、当該支部の所在する都道府県又はこれに包括される市区町村が設置する公立学校、当該支部の所在する都道府県の都道府県教育委員会事務局の課、出張所（これらに準ずるものを含む。）及び都道府県教育委員会の所管に属する教育機関（公立学校を除く。）並びに職員引継一般地方独立行政法人（法第141条の2に規定する職員引継一般地方独立行政法人をいう。以下同じ。）及び職員引継等合併一般地方独立行政法人（法第141条の4に規定する職員引継等合併一般地方独立行政法人をいう。以下同じ。）（以下「公立学校等」と総称する。）に置く所属所とする。

2 支部長は、公立学校等に置かれる所属所に関し、理事長の承認を受けて1の所属所を2以上の所属所に分割し、又は2以上の所属所を1の所属所に統合することができる。

3 本部の所属所（定款第3条第3項の規定により本部に置く所属所をいう。以下同じ。）の所属所長には、理事長が任命する者をもって充てる。

4 支部の所属所（定款第3条第3項及び第4項の規定により支部に置く所属所をいう。以下同

じ。)のうち公立学校等に置かれるものの所属所長には当該公立学校等の長の職にある者(第2項の規定により所属所を分割し、又は統合する場合には、支部長の定める者)をもって、定款別表第3に掲げるものの所属所長には支部長が任命する者をもってそれぞれ充てる。

5 定款第31条に規定する運営規則で定める所属所が置かれる支部名及び名称は、別表第1のとおりとする。

(組合員の所属)

**第4条** 公立学校等に勤務する職員である組合員及び定款別表第3に掲げる所属所に勤務する組合職員である組合員は、それぞれ当該公立学校等に置かれる所属所又は同表に掲げる所属所に所属するものとし、かつ、当該所属所が置かれる支部に所属するものとする。

2 継続長期組合員は、継続長期組合員となった日の前日に所属していた所属所に所属するものとし、かつ、当該所属所が置かれる支部に所属するものとする。

3 組合員の所属に関しては、本部及び本部の所属所は、その所在する都道府県の都道府県教育委員会に置かれる支部の所属所とみなし、本部及び本部の所属所に勤務する法第141条第1項に規定する組合役職員(以下「組合役職員」という。)である組合員は、当該支部の所属所に所属する組合員とみなす。

4 任意継続組合員は、任意継続組合員となった日の前日に所属していた所属所に所属するものとし、かつ、当該所属所が置かれる支部に所属するものとする。

(支部及び所属所の所掌事務)

**第5条** 支部においては、当該支部に係る次の各号に掲げる事項を処理する。

- (1) 組合員の資格の得喪その他組合員に関する事項
- (2) 被扶養者の認定に関する事項
- (3) 短期給付(船員組合員に係る船員保険法(昭和14年法律第73号)の規定による短期給付に相当する給付を含む。以下同じ。)の決定及び支払に関する事項
- (4) 法第50条第1項に規定する損害賠償の請求権の行使に関する事項
- (5) 福祉事業の運営に関する事項
- (6) 掛金等(法第114条に定める掛金等をいう。以下同じ。)、任意継続掛金及び負担金(法第116条に定める負担金をいう。)の収納に関する事項
- (7) 資産の管理その他財務に関する事項
- (8) 標準報酬の月額及び標準期末手当等の額の記録に関する事項
- (9) 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第100条の3の2第1項の規定による他の実施機関の処理する事務の一部として行うこととなる事務に関する事項
- (10) 国民年金法(昭和34年法律第141号)第3条第2項の規定により共済組合が行うこととなる事務及び同法第12条第6項に規定する届出に関する事項
- (11) その他理事長が定める事項

2 所属所においては、この運営規則で定めるもののほか、本部の所属所にあつては理事長が、支部の所属所にあつては支部長がそれぞれ定める事項を処理する。

(支部及び所属所の職員の任命権の委任)

**第6条** 理事長は、支部及び支部の所属所の事務に従事する組合職員の任命権を支部長に委任する。この場合において、定款別表第3に掲げる所属所の所属所長の任命については、別に定めるところによりあらかじめ理事長の承認を得て行うものとする。

2 支部長は、前項の規定により委任を受けた支部の所属所の事務に従事する組合職員の任命権を所属所長に委任する。この場合において、上級の組合職員の任命については、あらかじめ支部長の承認を得て行うものとする。

3 理事長は、本部の所属所の事務に従事する組合職員の任命権を所属所長に委任することができる。

(本部、支部及び所属所の内部組織)

**第7条** 本部の内部組織は、理事長が定める。

2 本部の所属所の内部組織は、あらかじめ理事長の承認を得て所属所長が定める。

3 支部及び支部の所属所の内部組織は、支部長が定める。この場合において、定款別表第3に掲げる所属所の内部組織にあつては、別に定めるところにより支部長が定める。

(医療機関又は薬局との契約)

**第8条** 組合は、法第57条第1項第2号の規定により、国、地方公共団体又は他の共済組合（法に基づく共済組合又は国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）第3条第1項に規定する国家公務員共済組合及びこれに準ずるものをいう。）が当該職員又は当該組合員のために経営する医療機関又は薬局と契約するものとする。

2 組合は、法第57条第6項の規定により、療養に要する費用の額について、前項に規定する医療機関又は薬局のほか、同条第1項第3号に規定する保険医療機関又は保険薬局（以下「保険医療機関等」という。）と契約するものとする。

3 組合は、第1項に規定する契約を行なう場合には、契約の目的、診療の範囲、診療の費用の額の計算方法、一部負担金の取扱い、診療報酬の請求及び支払の手續、契約の期間、診療に関する帳簿書類の保存期間その他必要な事項を記載した契約書を、前項に規定する契約を行なう場合には、契約の目的、診療の費用の額の計算方法、契約の期間その他必要な事項を記載した契約書をそれぞれ作成して行なうものとする。

4 組合は、第1項又は第2項に規定する契約をしたときは、契約をした医療機関又は薬局の名称及び所在地、診療の範囲、診療の費用の負担方法その他必要な事項を記載した書類を本部及び支部に備えつけ、組合員の閲覧に供するものとする。

(直営医療機関における一部負担金の額)

**第8条の2** 法第57条第3項に規定する運営規則で定める金額は、療養に要する費用の額に次の各号に定める割合を乗じて得た金額に相当する額とする。

(1) 70歳に達する日の属する月以前である場合 100分の30

(2) 70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合（次号に掲げる場合を除く。） 100分の20

(3) 70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合であつて、施行令第23条の3第1項の規定により算定した標準報酬の月額が同条第2項で定める額以上であるとき 100分の30

(社会保険診療報酬支払基金との契約)

**第9条** 組合は、社会保険診療報酬支払基金（以下「基金」という。）との契約により保険医療機関等に対する組合員及び被扶養者の費用の支払に関する事務（当該療養の給付の審査を含む。次項において同じ。）を基金に委託するものとする。

2 組合は、基金との契約により、第8条第1項に規定する医療機関又は薬局に対する組合員及び被扶養者の療養の費用の支払に関する事務を基金に委託することができる。

- 3 前2項に規定する契約を行なう場合には、契約の目的、委託金の額、支払金請求の手続、事務費の額、契約の期間その他必要な事項を記載した契約書を作成して行なうものとする。

(国民健康保険中央会との契約)

**第9条の2** 組合は、社団法人国民健康保険中央会(以下「国保中央会」という。)との契約により、組合員が出産費及び家族出産費(以下「出産費等」という。)の支給申請及び受取に係る代理契約を締結した者に対する正常分娩に係る出産費等の支払に関する事務を支部の所在地を管轄する国民健康保険団体連合会に委託するものとする。

- 2 前項に規定する契約を行う場合には、契約の目的、委託金の額、支払金請求の手続、事務費の額、契約の期間その他必要な事項を記載した契約書を作成して行うものとする。

(医療に関する契約の委任)

**第10条** 医療機関若しくは薬局又は基金若しくは国保中央会との契約は、理事長のほか、支部長又は理事長から特に委任を受けた者が行うものとする。

- 2 支部長又は前項の規定により理事長から委任を受けた者が第8条又は前二条の規定による契約をしたときは、当該契約に係る契約書の写しを理事長に送付しなければならない。

## 第2章 組合員

(組合員の異動報告)

**第11条** 所属所長は、その所属所に所属する組合員(以下この条において「当該所属所に所属する組合員」という。)が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、遅滞なく、別紙様式第1号による組合員異動報告書を支部長に提出しなければならない。

- (1) 当該所属所に所属する組合員でなくなったとき(同一支部内の他の所属所に所属することにより当該所属所に所属する組合員でなくなったとき及び継続長期組合員又は任意継続組合員でなくなったときを除く。)
- (2) 他の所属所に所属する組合員が引き続き当該所属所に所属する組合員となったとき。
- (3) 当該所属所に所属する組合員の種別に異動があったとき。
- (4) 休職若しくは停職の処分を受けたとき又は復職したとき。
- (5) 外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律(昭和62年法律第78号)第2条第1項又は第4条の規定により派遣されたとき又は復帰したとき。
- (6) 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成12年法律第50号)第2条第1項又は第5条の規定により派遣されたとき又は復帰したとき。

(組合員の資格の取得)

**第12条** 組合員の資格を取得した者(法第53条第4項の規定により組合員となったものとみなされた者を含む。以下同じ。)は、施行規程第93条第1項に規定する組合員資格取得届書(組合員の資格を取得した者に被扶養者の要件を備える者がある場合には、施行規程第94条に規定する被扶養者申告書(以下「被扶養者申告書」という。)を含む。)を、遅滞なく、所属所長を経て支部長に提出しなければならない。

- 2 組合員の資格を取得した者で施行規程第91条の規定に該当するものは、同条に規定する年金加入期間等報告書を、遅滞なく、所属所長を経て支部長に提出しなければならない。

- 3 支部長は、前2項の規定により書類の提出を受けたときは、施行規程第93条第2項に規定する組合員証(以下「組合員証」という。)を作成し、所属所長を経て組合員の資格を取得した者に交付し、施行規程第90条第1項に規定する組合員原票(以下「組合員原票」という。)を作成

の上、保管しなければならない。この場合において、被扶養者申告書の提出を併せて受けたときは、同時に、施行規程第100条第1項に規定する組合員被扶養者証（以下「組合員被扶養者証」という。）を所属所長を経てその者に交付しなければならない。

（組合員原票等の送付）

**第13条** 支部長は、その支部に所属する組合員が他の支部に所属する組合員となったときは、当該組合員に係る組合員原票及びみなし組合員原票等（施行規程第91条の3に規定するみなし組合員原票及び施行規程第91条の5に規定する被扶養配偶者みなし組合員原票をいう。以下同じ。）を当該他の支部の支部長に送付し、その写しを保管しなければならない。

2 支部長は、組合員の資格を取得した者に係る組合員原票及びみなし組合員原票等が本部又は他の支部において保管されているときは、理事長又は当該他の支部の支部長にこれらの書類の送付を求めなければならない。

3 理事長又は支部長は、前項の規定により組合員原票及びみなし組合員原票等の送付を求められたときは、これらの書類を同項の送付を求めた支部長に送付し、その写しを保管しなければならない。

4 支部長は、第1項又は前項の規定により組合員原票及びみなし組合員原票等の送付を受けたときは、前条第3項の組合員原票とともに保管しなければならない。

（組合員の転入）

**第14条** 他の組合の組合員又は他の組合の組合員であった者が組合員（船員一般組合員を除く。以下この条及び次条において同じ。）となったときは、その者は、第12条第1項及び第2項の書類のほか、別紙様式第2号による組合員転入届書（以下次項において「転入届書」という。）を所属所長を経て支部長に提出しなければならない。

2 支部長は、前項の規定により転入届書の提出を受けたときは、同項に規定する者に係る組合員原票の送付をその者が所属していた他の組合に請求しなければならない。

3 支部長は、他の組合から組合員原票の送付を受けたときは、第12条第3項の組合員原票とともに保管しなければならない。

4 支部長は、他の組合から、施行規程第91条の3第2項及び施行規程第91条の5第2項の規定により、その支部に所属する組合員に係るみなし組合員原票等その他必要な書類の送付を受けたときは、第12条第3項の組合員原票とともに保管しなければならない。

（組合員の転出）

**第15条** 組合員が他の組合の組合員となったときは、その者は、別紙様式第3号による組合員転出届書（以下次項において「転出届書」という。）及び組合員期間等証明書（施行規程第92条第1項に規定する「組合員期間等証明書」をいう。以下同じ。）を所属所長を経て支部長に提出しなければならない。

2 支部長は、前項の規定により転出届書及び組合員期間等証明書の提出を受けたとき又は施行規程第90条第4項の規定により他の組合から組合員原票の送付を求められたとき（次項に規定する場合を除く。）は、当該組合員に係る組合員原票に組合員期間等証明書を添えて組合員であった者が新たに所属した他の組合に送付しなければならない。この場合において、支部長は、組合員原票及び組合員期間等証明書についてはその写しを保管しなければならない。

3 理事長は、施行規程第90条第4項の規定により他の組合から年金である給付を受ける権利を有する者（以下この項において「年金受給権者」という。）に係る組合員原票の送付を求められ

たときは、当該年金受給権者に係る組合員原票に組合員期間等証明書を添えて組合員であった者が新たに所属した他の組合に送付し、その写しを保管しなければならない。

- 4 支部長は、その支部に所属する組合員が、施行規程第91条の3第2項及び施行規程第91条の5第2項の規定に該当するものとなったときは、当該組合員に係るみなし組合員原票等その他必要な書類を新たに所属した他の組合に送付し、その写しを保管しなければならない。

(継続長期組合員となった者の資格取得の届出等)

**第16条** 施行規程第178条の2第1項、第3項又は第6項に規定する継続長期組合員資格取得届書、継続長期組合員転出入届書又は継続長期組合員資格喪失届書は、継続長期組合員が転出の際に所属していた支部の支部長に提出するものとする。

- 2 支部長は、前項の規定により継続長期組合員資格取得届書又は継続長期組合員転出入届書の提出を受けたときは、施行規程第178条の2第4項に規定する事項を、公庫等に通知しなければならない。

(組合員証の記載事項等の変更)

**第17条** 施行規程第93条の2及び第95条第1項(施行規程第100条の2第3項、第109条第4項、第110条の4の3第6項、第110条の5第5項及び第110条の6第5項において準用する場合を含む。)に規定する申告書の様式は、別紙様式第4号による。

(支部の変更)

**第17条の2** 組合員は、その所属する支部を異動したときは、直ちに、組合員証(当該組合員に、施行規程第100条の2第1項に規定する高齢受給者証(以下「高齢受給者証」という。)が交付されている場合は、組合員証及び高齢受給者証。以下この条において同じ。)の異動後の所属所長を経て異動後の支部長に提出し、当該支部長から新たな組合員証の交付を受けるものとする。

- 2 支部長は、前項の規定により新たな組合員証を交付したときは、提出を受けた組合員証を、遅滞なく、当該組合員証を交付した支部長に送付するものとする。

**第18条** 削除

(組合員証等に関する手続)

**第19条** この章に規定するもののほか、施行規程第3章の規定により組合員又は支部長が行う組合員証、高齢受給者証その他の証票及び関係書類の提出、返納、交付及び返付は、所属所長を経て行うものとする。

(組合員被扶養者証に関する手続)

**第19条の2** 支部長は、被扶養者申告書の提出を受けたとき(第12条第3項に規定する場合を除く。)は、遅滞なく組合員被扶養者証を作成し、組合員に交付するものとする。

- 2 第17条から前条までの規定は、組合員被扶養者証について準用する。
- 3 組合員は、被扶養者の氏名又は住所に変更があつたときは、遅滞なく、第17条に規定する申告書を支部長に提出しなければならない。

### 第3章 給付

#### 第1節 通則

(添付書類の省略)

**第20条** 施行規程第101条の規定により1の添付書類によって2以上の給付を同時に請求しようとする者は、添付書類を省略した給付に係る請求書の余白に当該他の給付の名称その他支部

長が定める事項を記載しなければならない。

## 第2節 短期給付

(短期給付の請求及び支払)

**第21条** 短期給付（施行規程第119条に規定する短期給付をいう。）の支給を受けようとする者は、施行規程第4章第2節及び第174条の規定により、当該給付に係る所定の請求書その他給付に関する書類を、遅滞なく、所属所長を経て支部長に提出しなければならない。ただし、組合員の資格を喪失した者に係る給付については、所属所長を経由しないことができる。

2 支部長は、前項の規定により短期給付の請求書の提出を受けたときは、遅滞なく、これを審査決定し、その決定の内容を請求者に通知するとともに、当該請求に係る給付を支給しなければならない。

3 家族療養費附加金又は一部負担金の額等の払戻しの請求書は、別紙様式第5号及び第8号のとおりとし、法第59条第7項において準用する法第58条第1項及び第2項の規定により家族療養費を支給する場合の家族療養費附加金の請求に係る家族療養費附加金請求書及び法第58条第1項及び第2項の規定により療養費を支給する場合の一部負担金の額等の払戻しの請求に係る組合員一部負担金払戻金請求書には、施行規程第107条第2項に規定する診療報酬領収済明細書又はその他の証拠書類を添付するものとする。

4 家族療養費附加金、出産費附加金、家族出産費附加金、埋葬料附加金、家族埋葬料附加金又は一部負担金の額等の払戻しについては、それぞれ家族療養費、出産費、家族出産費、埋葬料、家族埋葬料又は療養費の請求書に併記して請求することができる。

5 傷病手当金、出産手当金、休業手当金、育児休業手当金、介護休業手当金、家族療養費附加金、家族訪問看護療養費附加金、傷病手当金附加金及び一部負担金の額等の払戻しは、各月を単位として支給し、その他の短期給付は、その都度支給する。

(特別療養証明書の取扱い)

**第22条** 施行規程第109条第1項及び第2項の規定による特別療養証明書交付申請書の提出及び特別療養証明書の交付は、所属所長を経で行うものとする。

(特定疾病の認定申請)

**第23条** 施行規程第110条の4の3第1項の規定による組合の認定を受けようとする者は、別紙様式第8号の1の2による特定疾病療養認定申請書を所属所長を経て支部長に提出しなければならない。

(高額療養費の限度額適用認定申請)

**第23条の2** 施行規程第110条の5第1項の規定による組合の認定を受けようとする者は、別紙様式第8号の2による限度額適用認定申請書を所属所長を経て支部長に提出しなければならない。

(高額療養費の限度額適用・標準負担額減額認定申請)

**第23条の3** 施行規程第110条の6第1項の規定による組合の認定を受けようとする者は、別紙様式第9号による限度額適用・標準負担額減額認定申請書を所属所長を経て支部長に提出しなければならない。

(特定疾病療養受療証等に対する規定の準用)

**第23条の4** 第17条の2の規定は、施行規程第110条の4の3第3項の規定により交付された特定疾病療養受療証、施行規程第110条の5第3項の規定により交付された限度額適用認定証及び

施行規程第110条の6第3項の規定により交付された限度額適用・標準負担額減額認定証について準用する。

(休業手当金の給付事由及び期間)

**第24条** 法第70条第5号の規定による事由及び期間は、次の各号に掲げる事由及び期間（当該各号に掲げる期間内においてその欠勤した期間）とする。

(1) 組合員の配偶者（届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）又は1親等の親族（子の配偶者を除く。）で被扶養者でないものの病気又は負傷 14日

(2) 組合員が出席する学校教育法（昭和22年法律第26号）第54条第1項又は第84条の規定による通信教育の面接授業 通信教育の面接授業に要する期間

(高齢者の医療の確保に関する法律の障害の認定を受けた者の届出)

**第25条** 施行規程第119条の2の規定による届出は、別紙様式第9号の2により所属所長を経て支部長に提出してするものとする。

(介護保険第2号被保険者資格の届出)

**第25条の2** 組合員又はその被扶養者（40歳以上65歳未満の者に限る。）が介護保険法（平成9年法律第123号）第9条第2号に規定する被保険者の資格を取得又は喪失したときの届出は、別紙様式第9号の3により所属所長を経て支部長に提出するものとする。

### 第3節 長期給付等

(長期給付の請求)

**第26条** 組合員又はその遺族（組合員が在職中に死亡し、その者の死亡に係る遺族給付の決定を請求する者に限る。）であって、長期給付の請求をしようとするものは、当該給付に係る請求書その他必要な書類を支部長に提出するものとする。

2 支部長は、前項の書類の提出を受けたときは、その者に係る次の各号に掲げる書類を添えて理事長に送付しなければならない。

(1) 組合員原票及びみなし組合員原票等（組合員である間に給付事由が生じた場合にあっては、写し）

(2) 組合員期間等証明書

(退職の届出)

**第27条** 組合員が退職したときは、その者は、施行規程第92条第1項に規定する退職届書及び組合員期間等証明書を所属所長を経て支部長に提出しなければならない。ただし、施行規程第128条第1項若しくは第129条第1項の請求又は第138条第1項（同条第3項において準用する場合を含む。）の請求を行う者については、この限りではない。

2 支部長は、前項の書類の提出を受けたときは、その者に係る組合員期間等証明書その他必要な書類を添えて理事長に送付しなければならない。

3 理事長は、前項の書類の送付を受けたときは、第1項の退職届書を提出した者について組合員期間を次条に規定する退職者台帳に記載した旨を文書でその者及び支部長に通知するものとする。

(退職者台帳の作成)

**第28条** 理事長は、前条第1項の規定により退職届書の送付を受けたときは、施行規程第92条第2項に規定する退職者台帳を作成し、保管しなければならない。

**第29条** 削除

(生存の確認等について組合が定める日)

**第30条** 施行規程第156条の3第1項に規定する組合が定める日は、8月末日とする。

(退職年金受給権者等の再就職届書)

**第31条** 施行規程第160条第1項に規定する年金受給権者再就職届書及び年金証書は、所属所長を経て支部長に提出しなければならない。

2 支部長は、前項の年金受給権者再就職届書及び年金証書の提出を受けたときは、理事長に送付しなければならない。

3 理事長は、前項の規定により支部長から年金受給権者再就職届書及び年金証書の送付を受けたときは、当該年金証書に所要の事項を記載してその者に交付するものとする。

**第32条から第37条まで** 削除

#### **第4章** 福祉事業

(福祉事業)

**第38条** 組合が行なう福祉事業の運営について必要な事項は、理事長が定める。

#### **第5章** 掛金及び負担金

(地方自治法第204条の規定の適用を受けない組合員の報酬等)

**第39条** 地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条の規定の適用を受けない組合員に係る施行令第5条第2項に規定する組合の運営規則で定める報酬は、同法第204条の規定の適用を受ける職員に係る給料及び報酬に含まれる手当に相当するものとして条例で定める給与とする。ただし、施行令第5条第1項各号に掲げる手当に相当する給与を除いたものとする。

2 地方自治法第204条の規定の適用を受けない組合員に係る施行令第5条の2第2項に規定する組合の運営規則で定める期末手当等（法第2条第1項第6号に規定する期末手当等をいう。以下同じ。）は、同法第204条の規定の適用を受ける職員に係る期末手当等に含まれる手当に相当するものとして条例で定める給与のうち、施行令第5条第1項第1号、第2号及び第5号に掲げる手当に相当する給与とする。

3 前2項の規定は、継続長期組合員に係る施行令第40条第3項に規定する組合の運営規則で定める報酬及び期末手当等について準用する。

(法科大学院派遣職員の報酬等)

**第39条の2** 法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律（平成15年法律第40号。以下「法科大学院派遣法」という。）第11条第1項の規定により法科大学院を置く公立大学に派遣された検察官等（以下「法科大学院派遣職員」という。）のうち同法第15条第1項の規定において同法第13条第2項ただし書の規定による給与の支給を受ける者に係る法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律施行令（平成15年政令第546号。以下「法科大学院派遣法施行令」という。）第4条第1項により読み替えられた法第2条第1項第5号に規定する組合の運営規則で定める報酬は、法科大学院派遣法第13条第2項ただし書の規定により支給される給与であつて、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）又は検察官の俸給等に関する法律（昭和23年法律第76号）の規定に基づく給与のうち、施行令第5条第1項各号に掲げる手当に相当する給与を除いたもの（以下「法科大学院派遣法に定める一定の給与」という。）とする。

- 2 職員引継一般地方独立行政法人である公立大学法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第68条第1項に規定する公立大学法人をいう。以下この項において同じ。）が設置する法科大学院に派遣された法科大学院派遣職員（以下「職員引継公立大学法人派遣職員」という。）に係る法科大学院派遣法施行令第6条第1項の規定により読み替えられた法第2条第1項第5号に規定する組合の運営規則で定める報酬は、法科大学院派遣法に定める一定の給与とする。
- 3 職員引継等合併一般地方独立行政法人である公立大学法人が設置する法科大学院に派遣された法科大学院派遣職員（以下「合併公立大学法人派遣職員」という。）に係る法科大学院派遣法施行令第6条の2第1項の規定により読み替えられた法第2条第1項第5号に規定する組合の運営規則で定める報酬は、法科大学院派遣法に定める一定の給与とする。
- 4 法科大学院派遣職員のうち法科大学院派遣法第15条第1項の規定において同法第13条第2項ただし書の規定による給与の支給を受ける者に係る法科大学院派遣法施行令第4条第1項により読み替えられた法第2条第1項第6号に規定する組合の運営規則で定める期末手当等は、法科大学院派遣法第13条第2項ただし書の規定により支給される給与であって、一般職の職員の給与に関する法律又は検察官の俸給等に関する法律の規定に基づく給与（報酬に該当しない給与に限る。）のうち、施行令第5条第1項第1号、第2号及び第5号に掲げる手当に相当する給与（以下「法科大学院派遣法に定める一定の給与で報酬に該当しないもの」をいう。）とする。
- 5 職員引継公立大学法人派遣職員に係る法科大学院派遣法施行令第6条第1項の規定により読み替えられた法第2条第1項第6号に規定する組合の運営規則で定める期末手当等は、法科大学院派遣法に定める一定の給与で報酬に該当しないものとする。
- 6 合併公立大学法人派遣職員に係る法科大学院派遣法施行令第6条の2第1項の規定により読み替えられた法第2条第1項第6号に規定する組合の運営規則で定める期末手当等は、法科大学院派遣法に定める一定の給与で報酬に該当しないものとする。

（組合役職員の報酬等）

**第39条の3** 組合役職員に係る施行令第40条の2第1項に規定する組合の運営規則で定める報酬は、地方自治法第204条の規定の適用を受ける職員に係る給料及び報酬に含まれる手当に相当する給与とする。ただし、施行令第5条第1項各号に掲げる手当に相当する給与を除いたものとする。

- 2 組合役職員に係る施行令第40条の2第1項に規定する組合の運営規則で定める期末手当等は、地方自治法第204条の規定の適用を受ける職員に係る期末手当等に含まれる手当に相当する給与のうち、施行令第5条第1項第1号、第2号及び第5号に掲げる手当に相当する給与とする。

（職員引継一般地方独立行政法人等の役職員の報酬等）

**第39条の4** 職員引継一般地方独立行政法人の役職員（職員引継公立大学法人派遣職員を除く。以下この条において「職員引継一般地方独立行政法人役職員」という。）及び職員引継等合併一般地方独立行政法人の役職員（合併公立大学法人派遣職員を除く。以下この条において「職員引継等合併一般地方独立行政法人役職員」という。）に係る施行令第41条の2に規定する組

合の運営規則で定める報酬は、地方独立行政法人法第56条第1項において準用する同法第48条第1項に規定する報酬又は同法第57条第1項に規定する給与のうち、地方自治法第204条の規定の適用を受ける職員に係る給料及び報酬に含まれる手当に相当するものとして条例で定める給与とする。ただし、施行令第5条第1項各号に掲げる手当に相当する給与を除いたものとする。

- 2 職員引継一般地方独立行政法人役職員及び職員引継等合併一般地方独立行政法人役職員に係る施行令第41条の2に規定する組合の運営規則で定める期末手当等は、地方独立行政法人法第56条第1項において準用する同法第48条第1項に規定する報酬又は同法第57条第1項に規定する給与のうち、地方自治法第204条の規定の適用を受ける職員に係る給料及び報酬に含まれる手当に相当するものとして条例で定める給与のうち、施行令第5条第1項第1号、第2号及び第5号に掲げる手当に相当する給与とする。

(育児休業等の期間に係る掛金等の免除等の申出)

**第40条** 施行規程第164条の3第1項及び施行規程第164条の4に規定する育児休業等掛金等免除申出書の様式は、別紙様式第14号の1の2によるものとする。

- 2 施行規程第164条の3第3項及び施行規程第164条の4に規定する育児休業等掛金等免除変更申出書の様式は、別紙様式第14号の1の3によるものとする。

- 3 前2項に規定する申出書は、所属所長を経て支部長に提出しなければならない。

(産前産後休業の期間に係る掛金等の免除の申出)

**第40条の2** 施行規程第164条の6第1項及び施行規程第164条の7に規定する産前産後休業掛金等免除申出書の様式及び施行規程第164条の6第3項及び施行規程第164条の7に規定する産前産後休業掛金等免除変更申出書の様式は、別紙様式第14号の1の4によるものとする。

- 2 前項に規定する申出書は、所属所長を経て支部長に提出しなければならない。

(支部を異動した場合の掛金等)

**第41条** 組合員がその所属する支部の組合員でなくなった日の前日の属する月に更に他の支部に所属する組合員となったときは、当該他の支部においては、その月の掛金等は徴収しない。

(掛金等及び任意継続掛金の還付)

**第42条** 支部長は、法第115条第6項又は施行令第49条第3項の規定により掛金等又は任意継続掛金を還付する場合は、別紙様式第14号の1の5による還付通知書により当該組合員又は任意継続組合員に通知しなければならない。

(任意継続掛金の払込み)

**第43条** 任意継続掛金は、支部長に払い込むものとする。

(前納された任意継続掛金の還付の手続)

**第43条の2** 施行規程第184条の2第1項の規定による前納された任意継続掛金の還付の請求をしようとする者は、別紙様式第14号の2による任意継続掛金還付請求書を支部長に提出しなければならない。

## 第6章 財務

(事業計画及び予算の作成)

**第44条** 支部長又は定款別表第2に掲げる所属所の長は、毎事業年度、当該支部若しくは定款別表第3に掲げる所属所又は定款別表第2に掲げる所属所に係る翌事業年度の事業計画及び予

算に関する見積書を作成し、別に定める日までに理事長に提出しなければならない。

2 前項の見積書の作成に関し必要な事項は、理事長が定める。

**第45条** 理事長は、施行規程第24条の規定により組合の事業計画及び予算を作成したときは、速やかに、支部及び定款別表第3に掲げる所属所又は定款別表第2に掲げる所属所に係る事業計画及び予算の執行に関し必要な事項を当該支部長又は定款別表第2に掲げる所属所の長に文書をもって指示するものとする。

(掛金等及び貸付償還金の払込方法)

**第46条** 支部長は、組合員の給与支給機関から組合員の給与から控除した掛金等又は貸付償還金の払込みを受ける場合には、所要事項を記入した給料等支出調書の写し又は別紙様式第15号による掛金等及び貸付償還金払込内訳書を添えて払込みを受けるものとする。

(回送金)

**第47条** 支部長は、短期給付に要する費用及び福祉事業に要する費用について、短期給付及び福祉事業に係る掛金並びに地方公共団体、職員団体、職員引継一般地方独立行政法人、職員引継等合併一般地方独立行政法人、国（法科大学院派遣法第13条第2項ただし書の規定により、給与を支給するものに限る。）及び組合（以下この条において「地方公共団体等」という。）の負担金（法第113条第4項第1号に規定する額を含む。）並びに任意継続掛金の払込みがあるごとに、当座の支払に要する資金を除いた全額を理事長に送金しなければならない。

2 支部長は、介護保険法第150条第1項に規定する納付金（以下「介護納付金」という。）の納付に要する費用について、介護納付金に係る掛金及び地方公共団体等の負担金並びに介護納付金に係る任意継続掛金の払込みがあるごとに、その全額を理事長に送金しなければならない。

3 支部長は、長期給付に要する費用について、長期給付に係る掛金等並びに地方公共団体等及び法第140条第1項に規定する公庫等の負担金（法第113条第4項第2号に規定する額を含む。）の払込みがあるごとに、その全額を理事長に送金しなければならない。

4 支部長は、組合の事務に要する費用について、毎事業年度ごとに、2,566円に前事業年度の9月末日における当該支部に所属する組合員（任意継続組合員を除く。）の数を乗じて得た額に相当する金額を理事長に送金しなければならない。

5 単位所属所（定款第31条の規定により所属所会計の設けられた所属所をいう。以下同じ。）の長（以下「単位所属所長」という。）は、福祉施設の調整資金その他必要な費用について、別に定めるところにより理事長に送金しなければならない。

6 理事長は、前5項に規定するもののほか、組合の業務の運営上必要と認める場合には、支部長又は単位所属所長に当該支部又は単位所属所において保管する資金の一部に相当する金額を送金するよう指示することができる。

**第48条** 支部長及び単位所属所長は、施行規程第55条の規定により支払資金の送金を求める場合には、別紙様式第17号による回送金請求書に必要な関係書類を添えて理事長に提出しなければならない。

(契約の委任)

**第49条** 支部長及び本部の所属所長は、次の各号に掲げる契約及び理事長から委任を受けた事項に係る契約をすることができるものとする。

(1) 施行規程第29条第1項第2号から第6号までに係る指名競争契約

(2) 施行規程第30条第1項第2号から第11号までに係る随意契約

(3) 指定を受けた金融機関との当座取引契約、支払委託契約及び受領委託契約

2 支部長及び本部の所属所長は、前項の規定による不動産に関する契約又は理事長が特に定める契約をした場合には、契約書又は請書の写しを添えて理事長に報告しなければならない。

(寄附)

**第50条** 理事長、支部長及び単位所属所長は、組合のために寄附を受けることができる。ただし、支部長及び単位所属所長にあつては、100万円以上の金銭又は有価物の寄附を受ける場合には、あらかじめ理事長の承認を得なければならない。

2 支部長及び単位所属所長は、寄附を受けたときは、寄附金品の金額又は種類、数量及び価額並びに当該寄附金品について指定された用途、寄附年月日並びに寄附者の住所及び氏名を記載した書類を理事長に提出しなければならない。

(備付帳簿)

**第51条** 本部、支部及び単位所属所においては、施行規程第62条に定める元帳及び補助簿のほか、必要な補助簿を備えることができる。

(証ひょう書類の保存期間)

**第52条** 施行規程第165条第6号に規定する証ひょう書類の保存期間は、2年とする。

## 第7章 監査

### 第1節 外部監査

(外部監査に関する報告)

**第53条** 支部長及び単位所属所長は、法第144条の27第4項に規定する監査を受けたときは、遅滞なく、次の各号に掲げる事項を記載した報告書を理事長に提出しなければならない。

- (1) 監査を実施した者の氏名
- (2) 監査の年月日
- (3) 監査対象期間
- (4) 監査事項
- (5) 監査の結果の概要
- (6) その他参考事項

### 第2節 内部監査

(監査の区分)

**第54条** 施行規程第171条に規定する監査（以下「内部監査」という。）は、定期監査及び臨時監査とする。

2 定期監査は、毎事業年度末日現在において行なう。

3 臨時監査は、施行規程第18条から第20条までに規定する出納主任、分任出納主任及び出納員に異動があった場合並びに理事長又は支部長が必要と認めた場合に行う。

(監査の立会)

**第55条** 監査員が内部監査を行う場合には、会計単位の長（施行規程第8条に規定する会計単位の長をいう。以下同じ。）及び当該会計単位に所属する出納職員（施行規程第22条第1項に規定する出納職員をいう。以下同じ。）は監査に立ち会わなければならない。ただし、これらの職員がやむを得ない事情により自ら立ち会うことができない場合には、その代理者が立ち会わなければならない。

(監査員の権限)

**第56条** 監査員は、会計単位の長、出納職員又はこれらの代理者に対し、現金、預金通帳、帳簿、証ひょう書類等の提示、事実の説明、資料の作成その他監査に必要な事項を要求することができる。

(監査報告書)

**第57条** 監査員は、内部監査を終了したときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した監査報告書を作成し、本部の監査員にあつては理事長に、支部の監査員にあつては支部長に提出しなければならない。

- (1) 監査の年月日
- (2) 監査対象期間
- (3) 監査事項
- (4) 監査の結果の概要
- (5) 会計単位の長及び出納職員に対して直接注意した事項
- (6) 文書をもって注意しなければならない事項
- (7) その他参考事項

2 支部長は、前項の監査報告書の提出を受けたときは、その写しを理事長に提出しなければならない。

(監査中の事故報告)

**第58条** 監査員は、監査中に重大な事故を発見したときは、直ちに、本部の監査員にあつては理事長に、支部の監査員にあつては支部長に報告しなければならない。

2 支部長は、前項の報告を受けたときは、理事長に報告し、とるべき措置について指示を受けなければならない。

## 第8章 運営審議会及び支部運営審議会

(委任状の交付)

**第59条** 運営審議会の委員は、定款第18条第4項の規定により代理者を運営審議会に出席させようとするときは、その旨を記載した委任状を当該代理者に交付しなければならない。

2 前項の規定による委任状の交付を受けた代理者は、運営審議会に出席しようとするときは、運営審議会の会長に当該委任状を提示しなければならない。

(支部運営審議会)

**第60条** 支部運営審議会は、委員10人で組織する。

2 支部の所掌事務のうち次に掲げる事項は、当該支部の支部運営審議会の議を経なければならない。

- (1) 毎事業年度の事業計画並びに予算及び決算
- (2) 重要な財産の処分及び重大な債務の負担
- (3) 福祉事業に関する細則の作成及び変更

3 支部運営審議会は、前項に定めるもののほか、支部長の諮問に応じて当該支部の所掌事務に関する重要事項を調査審議し、又は必要と認める事項につき支部長に建議することができる。

(委員)

**第61条** 支部運営審議会の委員は、当該支部に所属する組合員で組合の業務その他組合員の福祉に関する事項について広い知識を有する者のうちから支部長が命ずる。この場合において、

委員の半数は、組合員を代表する者でなければならない。

(任期)

**第62条** 委員の任期は、2年とする。ただし、委員に欠員を生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

**第63条** 支部運営審議会に会長を置く。

2 会長は、委員の互選による。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめその指定する委員がその職務を行なう。

(会議)

**第64条** 支部運営審議会は、会長が招集する。

2 会長は、支部長の請求又は委員3人以上の請求があったときは、支部運営審議会を招集しなければならない。

3 支部運営審議会は、第61条後段に規定する委員及びそれ以外の委員（次項に規定する代理者を含む。）がそれぞれ3人以上出席しなければ議事を開くことができない。

4 委員は、やむを得ないときは、組合員のうちから指定する代理者を出席させることができる。

5 支部運営審議会の議事は、出席委員（前項に規定する代理者を含む。）の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

6 第59条の規定は、第4項の規定により代理者を出席させる場合について準用する。

(幹事及び書記)

**第65条** 支部運営審議会に幹事及び書記若干人を置く。

2 幹事及び書記は、当該支部の事務に従事する者のうちから支部長が任命する。

3 幹事は、会長の指揮を受けて支部運営審議会の庶務を行なう。

4 書記は、幹事の指揮を受けて支部運営審議会の庶務に従事する。

## 第9章 雑則

(船員一般組合員の転入)

**第66条** 他の組合の組合員又は他の組合の組合員であった者が船員一般組合員となったときは、別紙様式第18号による船員組合員転入届書（以下この条において「船員転入届書」という。）を所属所長を経て支部長に提出しなければならない。

2 支部長は、前項の規定により船員転入届書の提出を受けたときは、遅滞なく、理事長に送付しなければならない。

3 理事長は、前項の規定により船員転入届書の送付を受けたときは、組合員原票（施行規程第175条第1項に規定する船員組合員原票（以下「船員組合員原票」という。）を含む。以下この条において同じ。）を他の組合に請求するものとする。

4 理事長は、他の組合から組合員原票の送付を受けたときは、支部長に送付するものとする。

5 支部長は、前項の規定により組合員原票の送付を受けたときは、第12条第3項の組合員原票とともに保管しなければならない。

(船員一般組合員の転出)

**第67条** 船員一般組合員が他の組合の組合員となったときは、その者は、別紙様式第19号によ

る船員組合員転出届書及び組合員期間等証明書（以下次項において「船員組合員転出届書等」という。）を所属所長を経て支部長に提出しなければならない。

2 支部長は、前項の規定により船員組合員転出届書等の提出を受けたときは、これらの書類に前項に規定する者に係る船員組合員原票を添えて理事長に送付しなければならない。この場合において、支部長は、船員組合員原票の写しを保管しなければならない。

3 理事長は、施行規程第175条第2項において準用する施行規程第90条第4項の規定により他の組合から船員組合員原票の送付を求められたときは、当該組合員に係る船員組合員原票で支部に保管されているものについては、当該支部長にこれらの書類の送付を求めるものとする。この場合において、支部長は、船員組合員原票及び組合員期間等証明書を理事長に送付し、その写しを保管しなければならない。

4 理事長は、前2項の規定により船員組合員原票の送付を受けたとき又はこれらの書類が本部に保管されているときは、船員一般組合員であった者が新たに所属した他の組合に、その者に係るこれらの書類を送付するものとする。

（船員組合員原票等に対する規定の準用）

**第68条** 第13条の規定は船員組合員原票に、第14条第4項及び第15条第4項の規定は船員一般組合員に、第17条、第17条の2、第19条及び第19条の2の規定は施行規程第176条第2項に規定する船員組合員証及び船員組合員被扶養者証について準用する。

（船員組合員の療養の給付等）

**第69条** 第21条から第23条の3までの規定は、施行規程第177条の規定による船員一般組合員又はその被扶養者の療養について準用する。

（証明書をもって船員組合員証に代えることができる者）

**第70条** 施行規程第178条第3項の規定により運営規則で定める者は、船員一般組合員で離島その他交通不便の地に居住するものとする。

（任意継続組合員となるための申出等）

**第71条** 法第144条の2第1項の規定による申出は、別紙様式第24号により所属所長を経て支部長に提出してするものとする。

2 法第144条の2第5項第5号の規定による申出は、別紙様式第25号により支部長に提出してするものとする。

（任意継続組合員証等）

**第72条** 支部長は、前条第1項の規定により書類の提出を受けたときは、施行規程第184条第1項に規定する任意継続組合員証を作成し、所属所長を経て任意継続組合員となった者に交付し、施行規程第183条に規定する任意継続組合員原票を作成の上、整理保管しなければならない。この場合において、その者に被扶養者があるときは、同時に、施行規程第184条第1項に規定する任意継続組合員被扶養者証を作成し、その者に交付しなければならない。

2 任意継続組合員に対して、第19条及び第22条の規定は、適用しない。

3 任意継続組合員に係る第21条第1項の規定の適用については、「組合員の資格を喪失した者」とあるのは、「任意継続組合員又は任意継続組合員の資格を喪失した者」とする。

4 任意継続組合員に係る第23条から第23条の3まで、第25条及び第25条の2の規定による届出並びに高齢受給者証の交付は、所属所長を経由しないで行うものとする。

**第73条及び第74条** 削除

(組合員証等の記号)

**第75条** 組合員証その他の証票に使用する各支部の記号は、別表第2のとおりとする。

(細則の制定等)

**第76条** この運営規則に定めるもののほか、短期給付及び長期給付に係る請求書及び届書の様式並びに国民年金法第3条第2項の規定による組合が行うこととなる事務に関する手続その他必要な事項については別に定めるところによるものとし、本部、支部又は定款第3条第3項に規定する所属所の業務の執行及び財務に関し必要な細則は、それぞれ理事長、支部長又は所属所長が定める。

2 前項の規定により支部長又は所属所長が細則(別に定めるものに限る。)を定めたときは、その写しを理事長(支部の所属所にあつては、当該支部の支部長を経て理事長)に送付しなければならない。

#### 附 則

1 この運営規則は、昭和38年2月25日から実施する。ただし、第47条第3項の規定は、昭和38年度から実施する。

2 学校給食法(昭和29年法律第160号)第7条に規定する職員のうち市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)附則第3項の政令で定める者に対するこの運営規則の規定の適用については、第3条第1項中「市区町村が設置する公立学校」とあるのは、「市区町村が設置する学校給食法(昭和29年法律第160号)第6条に規定する施設」とする。

3 支部運営審議会の委員の任命については、当分の間、第61条中「組合員で」とあるのは、「組合員又は組合員であった者(支部運営審議会の委員であった者に限る。)」で」として、同条の規定を適用する。

4 前項の規定により読み替えて適用する第61条の規定により任命される運営審議会の委員の任期が満了するまでの間における第64条第4項の規定の適用については、同項中「組合員」とあるのは、「組合員又は組合員であった者(支部運営審議会の委員であった者に限る。)」とする。

5 第26条第2項又は第27条第2項の規定にかかわらず、当分の間、支部長は第26条第2項各号又は第27条第2項の書類のほか、別に定める条例支給率等証明書及び年金支給額証明書を添えて理事長に送付しなければならない。ただし、組合員である間に請求する退職共済年金又は障害共済年金については、この限りでない。

6 前項に定めるもののほか、この運営規則の実施に伴う必要な経過措置については、理事長が定める。

7 地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令(昭和61年政令第58号)第5条第6項に規定する運営規則で定める仮定給料の額は、その者の休職等の事由が消滅して職務に復帰した場合等において講じられた給料の調整の措置にならぬ、当該休職等の期間について人事院規則9-8(初任給、昇格、昇給等の基準)第44条第1項の規定(これに相当する他の法令の規定を含む。)に相当する地方公共団体の条例その他の規程に規定する調整期間に応じて定期昇給が行われていたとしたならばその者が当該期間内において受けるべきであった給料の額とする。

[改正附則, 別表, 別紙様式(略)]

# 公立学校共済組合貸付規程

(昭和38年3月1日制定)

改正	昭和38年5月11日	昭和39年2月29日
	昭和39年10月1日	昭和40年3月31日
	昭和41年1月5日	昭和41年4月1日
	昭和42年3月28日	昭和42年9月9日
	昭和43年3月28日	昭和44年3月28日
	昭和45年3月31日	昭和45年12月28日
	昭和47年4月1日	昭和48年4月7日
	昭和50年2月12日	昭和51年3月17日
	昭和53年2月2日	昭和54年1月16日
	昭和55年1月22日	昭和57年3月19日
	昭和57年8月18日	昭和59年9月29日
	昭和60年3月29日	昭和62年3月27日
	昭和62年8月1日	昭和62年11月27日
	平成2年6月8日	平成3年4月1日
	平成4年3月31日	平成5年1月25日
	平成5年3月31日	平成5年12月21日
	平成7年1月31日	平成7年3月31日
	平成7年6月30日	平成7年8月29日
	平成8年3月28日	平成9年1月27日
	平成10年1月29日	平成11年2月1日
	平成12年9月22日	平成13年3月29日
	平成14年3月15日	平成16年1月29日
	平成16年6月29日	平成16年11月22日
	平成17年3月29日	平成18年3月29日
	平成18年6月29日	平成19年3月30日
	平成19年6月29日	平成20年6月27日
	平成20年12月26日	平成22年6月25日
	平成27年9月30日	

(趣旨)

**第1条** 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号。以下「法」という。）第112条第1項第4号及び公立学校共済組法定款（以下「定款」という。）第27条第3号の規定による公立学校共済組合（以下「組合」という。）の組合員（以下「組合員」という。）の臨時の支出に対する貸付けに関しては、この規程の定めるところによる。

(財源)

**第2条** 貸付金の財源は、経過的長期経理及び短期経理からの借入金をもって充てる。

(貸付事業の処理)

**第3条** 定款第11条に規定する支部長は、当該支部に所属する組合員について、この規程の定めるところにより貸付事業を処理する。

(貸付けの種類)

**第4条** 貸付けの種類は、次の各号に掲げるものとし、当該各号に掲げる場合に行う。

(1) 一般貸付け 組合員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4の規定又はこれに相当する規定により採用された職員、地方公務員等共済組合法施行令（昭和37年政令第352号。以下「施行令」という。）第2条第5号の規定により組合員資格を取得した非常勤職員、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第6条第1項第1号の規定により任期を定めて採用された職員及び地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第3条の規定により任期を定めて採用された職員（以下「再任用組合員等」という。）並びに任意継続組合員を除く。第2号から第7号までにおいて同じ。）が臨時に資金を必要とする場合

(1の2) 特別貸付け 再任用組合員等が臨時に資金を必要とする場合

(2) 住宅貸付け 組合員が自己の用に供するための住宅の新築、増築、改築、移築、修理、購入若しくは借入れ又は住宅の敷地の購入、借入れ若しくは補修（以下「新築等」という。）をするのに資金を必要とする場合

(2の2) 住宅災害貸付け 組合員が自己の用に供している住宅若しくは住宅の敷地が水震火災その他の非常災害により5分の1以上又はこれと同程度の損害を受け、新築等をするため資金を必要とする場合

(3) 教育貸付け 組合員、被扶養者（法第2条第1項第2号に規定する被扶養者をいう。以下同じ。）又は被扶養者でない子、孫若しくは弟妹が学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）、大学若しくは高等専門学校若しくは同法第124条に規定する専修学校若しくは同法第134条に規定する各種学校又はこれらに準ずるものとして理事長が定める要件に

該当する外国の教育機関に入学又は修学するため資金を必要とする場合

- (4) 災害貸付け 組合員又は被扶養者が水震火災その他の非常災害を受けたため資金を必要とする場合
- (5) 医療貸付け 組合員、被扶養者又は被扶養者でない配偶者、子、孫、弟妹若しくは父母（配偶者の父母を含む。）が医療（医療のうち、法第62条の2に規定する高額療養費（以下「高額療養費」という。）の支給の対象となる療養を除く。）を受けるため資金を必要とする場合
- (6) 結婚貸付け 組合員又は子が結婚するため資金を必要とする場合
- (7) 葬祭貸付け 組合員が被扶養者又は被扶養者でない配偶者、子、孫、弟妹若しくは父母（配偶者の父母を含む。）の葬祭を行うため資金を必要とする場合
- (8) 高額医療貸付け 組合員又は被扶養者が高額療養費の支給の対象となる療養に係る支払のため資金を必要とする場合
- (9) 出産貸付け 組合員が法第63条に規定する出産費又は家族出産費（以下「出産費等」という。）の支給の対象となる出産（出産費等の直接支払制度の適用を受ける出産を除く。）に係る支払のため資金を必要とする場合

（貸付けの制限）

**第5条** 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、貸付けを行わない。

- (1) 貸付申込みの日において、同日の属する月の末日まで引き続き組合員であるものとみなして計算した法第40条（第4項を除く。）の規定による組合員期間（以下「組合員期間」という。）が6月未満の者
  - (2) 支部長が償還の確実性がないと認める者
  - (3) 第18条ただし書に該当する者のうち支部長が定める者
- 2 貸付けを受けている者（以下「借受人」という。）に対しては、次条の規定により貸付けを行う場合を除き、当該貸付けと同一種類の貸付けを行わない。
- 3 一般貸付けにあつては、既に借り受けている一般貸付けの貸付金を交付した日の属する月の初日から起算して2年を経過する日までの間貸付けを行うことができない。
- 4 住宅貸付けの借受人に対する住宅災害貸付けの貸付けについては、当該住宅貸付けを住宅災害貸付けとみなして第2項及び次条の規定を適用する。

（借受人への貸付け）

**第6条** 支部長は、借受人に対して、当該借受人に係る貸付けの未償還元金を新たな貸付金の額から差し引いて貸付けを行うことができる。

(貸付金の額)

**第7条** 貸付金の額は、十万円を単位とする。ただし、高額医療貸付け及び出産貸付けにあつては、千円を単位とする。

(貸付限度額等)

**第8条** 貸付金の最高限度額は、次の各号に掲げる貸付けの種類に応じ、当該各号に掲げる金額とする。

(1) 一般貸付け 200万円

(1の2) 特別貸付け 貸付けを受けようとする者(以下「申込人」という。)の給料(地方公務員法第25条第3項第1号に規定する給料表に掲げる給料で月額をもって支給されるものに、一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)第10条の規定に相当する給与条例の規定による給料の調整額及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(昭和46年法律第77号)第3条に規定する教職調整額(以下「調整額等」という。)を含めた額又はこれに相当する給与で次のイからニまでに掲げる組合員の区分に応じ、当該イからニまでに掲げる給与に調整額等を含めた額。以下「給料月額」という。)の10分の3に相当する額に貸付金の交付を受ける日の属する月の翌月から任期の終了するまでの間における月数(以下「残任期月数」という。)を乗じて得た額(その金額が200万円を超えるときは200万円)

イ 地方公務員法第3条第3項に掲げる特別職の職員(ハに掲げる者を除く。)である組合員 その支給を受ける給料につき、地方公務員法第25条第3項第1号に規定する給料表に掲げる給料で月額をもって支給されるものに相当する給料として理事長の定めるところにより算定した金額

ロ 地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第38条の規定の適用又は準用を受ける職員及び特定地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。)の職員(これらの職員のうちイ及びハに掲げる者を除く。)である組合員 その支給を受ける給与のうち地方公務員法第25条第3項第1号に規定する給料表に掲げる給料で月額をもって支給されるものに相当する給与

ハ 施行令第2条第5号に掲げる者 その支給を受ける給与につき、地方公務員法第25条第3項第1号に規定する給料表に掲げる給料で月額をもって支給されるものに相当する給与として理事長の定めるところにより算定した金額

ニ 第4条第1項第1号に規定する借受資格を有する者のうちイからハまでに掲げる者以外の者 その支給を受ける給与につき、地方公務員法第25条第3項第1号に規定す

る給料表に掲げる給料で月額をもって支給されるものに相当する給与

- (2) 住宅貸付け 次に掲げる額のうちいずれか高い額（その額が 1,800万円を超えるときは1,800万円）

イ 申込人の申込みのときにおける給料月額に、次の表の左欄に掲げる組合員期間に応じ、同表の右欄に掲げる月数を乗じて得た額

組 合 員 期 間	月 数
3年未満	10
3年以上 5年未満	15
5年以上 10年未満	25
10年以上 20年未満	35
20年以上	45

ロ 申込人が申込みのときにおいて退職するとしたならばその者が受けることのできる地方公共団体の退職手当に関する条例又はこれに相当する規則による退職手当（自己都合による退職の場合の退職手当とする。）の額

- (2の2) 住宅災害貸付け 前号の規定により算定した住宅貸付けの貸付限度額の2倍に相当する金額（その金額が1,900万円を超えるときは1,900万円）

(3) 教育貸付け 550万円

(4) 災害貸付け 200万円

(5) 医療貸付け 120万円

(6) 結婚貸付け 200万円

(7) 葬祭貸付け 200万円

(8) 高額医療貸付け 一の貸付事由ごとに施行令第23条の3の3に規定する高額療養費の支給額に相当する金額

(9) 出産貸付け 申込みをした日に出産費等の給付事由が生じたものとみなした場合における当該出産費等の金額に相当する金額

2 住宅災害貸付けの借受人が、住宅貸付けを受ける場合の貸付限度額は、前項第2号の規定にかかわらず、同号の規定により算定した貸付限度額から住宅災害貸付けの未償還元金を差し引いた額とする。

3 組合員が自己の用に供している住宅又は住宅の敷地が水震火災その他の非常災害による損害（第4条第2号の2に規定する損害を除く。）を受けたために行う住宅貸付けの貸付限度額は、第1項第2号の規定にかかわらず、同号の規定により算定した額の1.5倍に相当する金額（その金額が1,800万円を超えるときは1,800万円）とする。

- 4 理事長が別に定める要介護者に配慮した構造を有する住宅（以下「在宅介護対応住宅」という。）の新築等に係る住宅貸付け又は住宅災害貸付けの貸付限度額は、第1項第2号及び第2号の2並びに前項の規定にかかわらず、これらの規定により算定した額に300万円を加算した額とする。
- 5 支部長は、当該支部における貸付事業資金に充当できる金額と資金需要を考慮して、第1項第2号及び第2号の2並びに前2項に定める金額を引き下げることができる。
- 6 貸付けは、申込人がその申込みに基づき貸付けを受けたとしたならばその者に対する貸付けに係る償還額が次の各号のいずれかに該当するときは、行わない。
  - (1) 第16条第2項に規定する一回当たりの償還額の合計額が、申込人の給料月額 $\frac{1}{10}$ 分の3に相当する額を超えることとなるとき。
  - (2) 第16条第5項に規定する一回当たりの償還額の合計額が、申込人の給料月額 $\frac{1}{10}$ 分の6に相当する額を超えることとなるとき。
  - (3) 第16条第2項に規定する一回当たりの償還額の合計額に1.2を乗じて得た額と同条第5項に規定する一回当たりの償還額の合計額に2を乗じて得た額の合計額に理事長が定める額を加算した額が、申込人の給料月額に4.8を乗じて得た額を超えることとなるとき。
- 7 第1項各号（第1号の2、第2号、第2号の2、第8号及び第9号を除く。）に掲げる貸付けについては、当該貸付けの未償還元金の合計額が700万円を超えるときは、当該額を超える額の貸付けを行わない。

(利率等)

- 第9条** 貸付金（高額医療貸付け及び出産貸付けを除く。）の利率は、期間1月につき0.3716パーセント（住宅災害貸付け及び災害貸付けにあつては、0.31パーセント）とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、在宅介護対応住宅の新築等に係る住宅貸付け又は住宅災害貸付けの貸付金額のうち前条第4項に規定する構造に係る額（その額が300万円を超えるときは300万円とする。以下「介護構造部分の額」という。）に係る貸付金の利率は、期間1月につき0.35パーセントとする。
  - 3 貸付金の利息の算定の基礎となる期間の計算は、貸付金を交付した日（以下「貸付日」という。）の属する月の翌月の初日から起算し、償還の終了する日の属する月の末日までの期間について行うものとする。この場合において、第16条第1項の規定による償還にあつては1月を単位とし、同条第3項の規定による償還にあつては6月を単位（6月に満たない場合は、1月を単位）とする。
  - 4 貸付金の利息の額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

5 高額医療貸付け及び出産貸付けにあつては、利息は徴しない。

(貸付けの申込み)

**第10条** 申込人は、別紙様式第1号による貸付申込書（以下「申込書」という。）に所定の事項を記入の上、別に定める必要書類を添付して所属所長を経由して支部長に提出しなければならない。ただし、任意継続組合員である申込人にあつては、所属所長を経由しないで行うものとする。

(貸付けの審査決定等)

**第11条** 支部長は、申込書の提出を受けたときは、実情を審査し貸付資金の状況を考慮した上、次の各号により処理しなければならない。

- (1) 高額医療貸付け及び出産貸付け以外の貸付けをすると決定したときは別紙様式第2号(1)による貸付決定通知書及び別紙様式第2号の2による償還表を、高額医療貸付け又は出産貸付けをすると決定したときは別紙様式第2号(2)による高額医療・出産貸付決定通知書を所属所長を経由して申込人に送付し、別紙様式第3号による借用証書（以下「借用証書」という。）と引き替えに貸付金を申込人に交付する。
- (2) 貸付けをしないと決定したときは、理由を付して所属所長を経由して申込人に通知する。
- (3) 任意継続組合員である申込人に対し、前2号による決定をしたときの通知は、所属所長を経由しないものとする。

(完了届)

**第12条** 住宅貸付け又は住宅災害貸付けの借受人は、新築等が完了したときは、直ちに、その旨を支部長に報告しなければならない。

(住宅建築義務)

**第13条** 住宅の敷地のみを購入又は借入れするための住宅貸付け又は住宅災害貸付けの借受人は、貸付日から5年以内に当該敷地に住宅を建築しなければならない。ただし、支部長は、借受人が貸付日から5年以内に住宅を建築することが困難となった旨を申し出た場合において、特別の事情があると認めるときは、貸付日から5年を経過した日の翌日から起算して5年を限度として期限を猶予することができる。

**第14条** 削除

(貸付保険)

**第15条** 組合員は、次の各号に掲げる貸付けを受けるに当たっては、組合が契約している当該各号に掲げる貸付保険の適用を受けなければならない。

- (1) 住宅貸付け、住宅災害貸付け、高額医療貸付け及び出産貸付け以外の貸付け 官公庁等

共済組合一般資金貸付保険（以下「一般貸付保険」という。）

(2) 住宅貸付け及び住宅災害貸付け 官公庁等共済組合住宅資金貸付保険（以下「住宅貸付保険」という。）

2 組合員は、理事長が別に定めるところにより、前項の規定による一般貸付保険又は住宅貸付保険の保険料相当額のうち、その者が受けた高額医療貸付け及び出産貸付け以外の貸付けの貸付金に係る保険料充当額として理事長が定める額を負担しなければならない。

(保険契約の失効等の場合の措置)

**第15条の2** 借受人は、一般貸付保険又は住宅貸付保険の契約が失効又は解除された場合には、住宅貸付け及び住宅災害貸付け以外の貸付けの借受人にあつては、連帯保証人を立て、住宅貸付け又は住宅災害貸付けの借受人にあつては、連帯保証人を立てるとともに、抵当権又は質権の設定をしなければならない。

(団体信用生命保険等)

**第15条の3** 組合員は、住宅貸付け、住宅災害貸付け又は教育貸付け（以下「団信等適用貸付け」という。）を受けるに当たっては、組合が契約している団体信用生命保険及び債務返済支援特約付精神障害担保特約付団体長期障害所得補償保険（以下「団体信用生命保険等」という。）の適用を受けることができる。

2 前項の規定の適用を受ける借受人は、毎年、団体信用生命保険等の保険料相当額のうち、その者が受けた団信等適用貸付けに係る保険料充当額として理事長が定める額（以下「保険料充当額」という。）を理事長が定めるところにより負担しなければならない。

3 理事長は、前項の規定により保険料充当額を負担した者が、団信等適用貸付けに係る未償還元利金の全額を償還したときは、それ以後の期間に係る保険料充当額で理事長が定める額を、理事長が定めるところにより返還するものとする。

(借受人に係る報告)

**第15条の4** 支部長は、団信等適用貸付けの借受人が団体信用生命保険等の適用を受けたとき、又はその適用を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく理事長に報告しなければならない。

(1) 組合員の資格を喪失したとき。

(2) 所属する支部を異動したとき。

(3) 次条第9項又は第18条の規定により未償還元利金を償還したとき。

(償還)

**第16条** 借受人は、貸付日の属する月の翌月から、最終回の償還額を除き、毎月元利均等額で償還しなければならない。

2 前項の規定による償還（以下「毎月償還」という。）は、次の表の左欄に掲げる貸付けの種類に応じ、同表の右欄に掲げる償還回数の範囲内で借受人の希望する償還回数により行うものとする。この場合において、最終回を除く1回当たりの償還額は、貸付金の額に別に定める賦金率表の当該償還回数に応じた賦金率を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）とし、最終回の償還額は、最終回直前の償還後の未償還元金に第9条第1項から第4項までの規定により算定した利息を加えた額とする。

貸 付 け の 種 類	償 還 回 数
住宅貸付け及び住宅災害貸付け	360回
教育貸付け	250回
一般貸付け、災害貸付け、結婚貸付け及び葬祭貸付け	120回
医療貸付け	110回
特別貸付け	残任期月数

3 借受人で貸付金の額が100万円以上である者は、毎月償還のほか、貸付日の属する月後、最初に到来する6月又は12月の期末手当及び勤勉手当（以下「ボーナス」という。）の支給月から、最終回の償還額を除き、ボーナスの支給月ごとに元利均等額で償還することができる。

4 前項の規定による償還（以下「ボーナス償還」という。）に係る貸付金の額は、貸付金の額の2分の1以内とし、50万円を単位とする。

5 ボーナス償還は、毎月償還の償還回数を6で除して得た回数の範囲内で借受人の希望する償還回数により行うものとする。この場合において、最終回を除く1回当たりの償還額は、前項に規定する額に別に定める賦金率表の当該償還回数に応じた賦金率を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）とし、最終回の償還額は、最終回直前の償還後の未償還元金に第9条第1項から第4項までの規定により算定した利息を加えた額とする。

6 借受人が次の各号のいずれかに該当し、毎月償還又は毎月償還にボーナス償還を併せて行う償還（以下「ボーナス併用償還」という。）の猶予を希望する旨の申出をした場合は、第1項又は第3項の規定にかかわらず、当該借受人に係る貸付け（第1号に該当する場合にあっては、住宅貸付け及び住宅災害貸付けに限る。）について理事長が別に定める期間、償還を猶予することができる。

- (1) 住宅又は住宅の敷地が水震火災その他の非常災害により損害を受けたとき。
- (2) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条の規定による育児休業の承認を受けたとき（法第141条第1項に規定する組合役職員（次号において

「組合役職員」という。)にあっては、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号。以下「育児・介護休業法」という。)第5条の規定による育児休業の申出(当該申出が同法第6条第1項ただし書に規定する育児休業の申出に該当するときに除く。)をしたとき)

(3) 育児・介護休業法第61条第7項において準用する同条第3項の規定による介護休業の承認を受けたとき(組合役職員にあっては、同法第11条の規定による介護休業の申出(当該申出が同法第12条第2項において準用する同法第6条第1項ただし書に規定する介護休業の申出に該当するときに除く。)をしたとき。)

(4) 地方公務員法第28条第2項第1号に規定する事由に該当し、同項に規定する休職の処分又はこれに相当する処分を受け、かつ、給料の全部が支給されないとき。

(5) 地方公務員法第26条の6の規定による配偶者同行休業の承認を受けたとき。

7 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律第150号)第2条第1項に規定する政令で指定された激甚災害により、理事長が指定する地域において、組合員が自己の用に供している住宅若しくは住宅の敷地が5分の1以上又はこれと同程度の損害を受けた場合に貸し付ける住宅災害貸付けにあっては、借受人が毎月償還又はボーナス併用償還の元金の償還の猶予を希望する旨の申出をした場合は、第1項及び第3項の規定にかかわらず、第2項に規定する借受人の希望する償還回数に係る期間の範囲外において3年を限度として元金の償還を猶予することができる。この場合における当該元金の償還を猶予した期間(次項において「元金猶予期間」という。)に係る利率は、第9条第1項及び第2項の規定にかかわらず、期間1月につき0.2016パーセントとする。

8 前項の規定により元金の償還を猶予された借受人は、元金猶予期間に係る利息について、当該貸付金を交付した日の属する月の翌月から毎月償還しなければならない。

9 借受人は、第1項、第3項、第6項及び前項の規定にかかわらず、未償還元利金の全部又は一部を繰り上げて償還することができる。

10 前項の規定による償還(次項及び第19条において「繰上償還」という。)のうち、未償還元利金の一部を繰り上げて償還する場合の償還額は、次の各号に掲げる償還に応じ、当該各号に掲げる金額以上の額とする。この場合において、ボーナス併用償還にあっては、当該償還額の2分の1以上の額をボーナス償還に係る償還額としなければならない。

(1) 毎月償還 10万円

(2) ボーナス併用償還 20万円

11 第2項及び第5項の規定は、前項の規定による償還後の償還について準用する。この場合において、第2項中「同表の右欄に掲げる償還回数」とあるのは「未償還回数」と、「貸付金

の額」とあるのは「未償還元金」と、第5項中「毎月償還の償還回数を6で除して得た回数」とあるのは「第10項の規定による繰上償還後の毎月償還の未償還回数を6で除して得た回数」と、「前項に規定する額」とあるのは「未償還元金」と読み替えるものとする。

- 12 借受人は、前項の規定により償還回数を短縮するときは、毎月償還に係る1回当たりの償還額の合計額又はボーナス償還に係る1回当たりの償還額の合計額がそれぞれ借受人の給料月額 $\frac{10}{3}$ に相当する額又は $\frac{10}{6}$ に相当する額以内となる償還回数としなければならない。

(高額医療貸付け及び出産貸付けの償還)

**第16条の2** 高額医療貸付けの借受人は、高額療養費が支給される際、当該高額療養費の支給の対象となる療養に要する費用として借り受けた貸付金を一時に償還するものとする。

- 2 出産貸付けの借受人は、出産費等が支給される際、当該出産費等の支給の対象となる出産に要する費用として借り受けた貸付金を一時に償還するものとする。

(償還金の払込み)

**第17条** 支部長は、毎月償還及びボーナス併用償還(以下「定期償還」という。)については、借受人である組合員の給与支給機関から、毎月償還に係る償還額にあつては償還期限直前の給与支給日に、ボーナス償還に係る償還額にあつては償還期限直前の6月及び12月のボーナスの支給日にそれぞれ借受人の給与又はボーナスから控除して払い込みを受けるものとする。ただし、給与又はボーナスの全部又は一部が支給されないため、償還金を給与又はボーナスから控除できない場合は、借受人が償還金を支部長に払い込むものとする。

(高額医療貸付け及び出産貸付けの償還金の払込み)

**第17条の2** 支部長は、第16条の2第1項の規定による償還については、借受人に対し高額療養費として支給される額から貸付金に相当する金額を償還金として控除するものとする。

- 2 支部長は、第16条の2第2項の規定による償還については、借受人に対し出産費等として支給される額から貸付金に相当する金額を償還金として控除するものとする。

- 3 前2項の場合において、高額療養費又は出産費等として支給される額が貸付金に相当する金額に満たない場合は、当該給付金に係る附加給付又は一部負担金の額等の払戻しから控除するものとし、なお残金がある場合は、その差額に相当する金額を借受人が支部長に払い込むものとする。

(未償還元利金の即時償還)

**第18条** 借受人は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、第16条及び第16条の2の規定にかかわらず、直ちに、未償還元利金の償還(以下「即時償還」という。)をしなければならない。ただし、理事長がやむを得ないと認めたときは、その定めるところにより、

支払うことができる。

- (1) 組合員の資格を喪失したとき。
- (2) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条第2項に規定する退職手当又はこれに相当する手当の支給を受けることができるとき（特別貸付けに係る未償還元利金を除く。）。
- (3) 申込みの内容に偽りのあることが認められたとき。
- (4) 住宅貸付け又は住宅災害貸付けの不動産の工事等の完了する時期が申込書に記載した完了予定日より遅延した場合において、その工事等が完了する確実性がないと認められたとき。
- (5) その他この規程に違反したとき。

（繰上償還等の利息算定の基礎期間）

**第19条** 繰上償還又は即時償還の場合の利息算定の基礎となる期間は、既に払い込まれた最後の定期償還の償還期限の翌日から起算し、その期間に1月未満の端数があるときは、その端数を1月として計算する。

（他の共済組合から貸付けを受けている者への貸付け）

**第20条** 支部長は、法に基づく他の共済組合又は国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）に基づく共済組合から法第112条第1項第4号又は国家公務員共済組合法第98条第5号の規定による貸付けを受けている者が組合員となった場合において、その者が当該貸付金を返済するための資金を必要とするときは、貸付けを行うことができる。この場合において、第4条、第7条及び第16条の規定の適用その他必要な事項は、理事長が定める。

（退職派遣者の採用に伴う借替え）

**第20条の2** 支部長は、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第10条第2項に規定する退職派遣者が、退職派遣者である間に別に定める金融機関等から資金を借入れ、その者が再び職員として採用された場合において、当該借入金を返済するための資金を必要とするときは、貸付けを行うことができる。この場合において、第4条、第7条、第12条及び第13条の規定の適用その他必要な事項は、理事長が定める。

（行為の制限）

**第21条** 住宅貸付け又は住宅災害貸付けの借受人は、当該貸付金の償還が完了する前にその貸付けに係る不動産について次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、支部長がやむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 不動産の全部又は一部を他に貸し付けること。

- (2) 不動産の全部又は一部を他に譲渡すること。
- (3) 不動産の価値を明らかに減少させるおそれのある行為をすること。

(領収証書の交付)

**第22条** 支部長は、第17条ただし書及び第17条の2第3項の規定による払込みを受けたときは、領収証書を借受人に交付するものとする。

(借用証書の返付)

**第23条** 支部長は、貸付金の償還が完了したときは、借用証書を借受人に返付しなければならない。

(貸付原票)

**第24条** 支部長は、借受人ごとに、別紙様式第4号による貸付原票（以下「貸付原票」という。）を作成し、整理保管しなければならない。

(借受人の転出)

**第25条** 支部長は、借受人が他の支部へ転出したときは、貸付原票の写し及び借用証書その他理事長が定める書類を転出先の支部長に送付しなければならない。

(資金の回送)

**第26条** 理事長は、貸付けに要する資金を毎事業年度の事業計画及び予算で定める範囲内において支部長の申請に基づき回送するものとする。

- 2 支部長は、災害救助法（昭和22年法律第118号）第2条に規定する災害及び理事長がこれに準ずると認められた災害のため、前項の規定により回送を受けた資金のほかに災害貸付資金を必要とする場合は、資金の回送を受けることができる。

(特別貸付けの適用除外)

**第26条の2** 特別貸付けについては、第16条第3項及び第6項の規定は適用しない。

(高額医療貸付け及び出産貸付けの適用除外)

**第26条の3** 高額医療貸付け及び出産貸付けについては、第5条、第6条、第8条第6項、第16条、第18条第1号、第19条及び第25条の規定は適用しない。

(様式の特例)

**第27条** 支部長は、特別の事情により別紙様式各号に定める書類について当該様式により難しいと認めるときは、その記載内容、形式等が当該様式と著しく均衡を失することがない限りにおいて、これと異なる様式によることができる。

- 2 支部長は、前項の規定により様式を定めたときは、その写しを理事長に送付しなければならない。

(細則の制定)

**第28条** この規程に定めるもののほか、支部の貸付事業の処理に関し必要な細則は、支部長が定める。

2 支部長は、前項の規定により細則を定めたときは、その写しを理事長に送付しなければならない。

#### 附 則

1 この規程は、昭和38年3月1日から実施する。

2 公立学校共済組合貸付規程（昭和34年9月1日制定。以下次項において「旧規程」という。）は、廃止する。

3 この規程の実施の際、現に旧規程により貸付けを受けている者の貸付金の取扱いについては、なお従前の例による。

4 平成17年11月10日から地方公務員等共済組合法施行規程（昭和37年総理府・文部省・自治省令第1号）附則第3条の2に規定する特例期間が終了した日の属する月の翌月の末日までの間における高額医療貸付け及び出産貸付け以外の貸付けに係る貸付金の利率は、第9条第1項及び第2項並びに第16条第7項の規定にかかわらず、当該貸付金に係る償還期限の日の属する月の前々月の末日における附則別表に掲げる財政融資資金法（昭和26年法律第100号）第7条第3項の規定により財務大臣が定める利率のうち預託期間が10年の預託金に係るもの（以下「財政融資資金利率」という。）の区分に応じ、同表に定める利率とする。

5 前項に規定する利率により第16条第2項及び第5項の規定を適用する場合については、同条第2項中「別に定める賦金率表」とあるのは「附則別表に掲げる利率ごとに別に定める賦金率表（毎月償還）」と、同条第5項中「別に定める賦金率表」とあるのは「附則別表に掲げる利率ごとに別に定める賦金率表（ボーナス償還）」とする。

附則別表（附則第4項関係）

財政融資資金利率	年2.4%以下	年2.4%を超え年4.2%未満
一般・特別・住宅・教育・医療・結婚及び葬祭貸付に係る貸付金の利率	財政融資資金利率が改定された場合においては、当該改定された日以後3月以内の日で理事長が定める日（以下この表において「理事長が定める日」という。）から、月0.2216%	毎年1月1日及び7月1日から、1月1日にあつては直近の10月1日、7月1日にあつては直近の4月1日（以下この表において「基準日」という。）における財政融資資金利率に0.26%を加えた利率を12で除して得た利率（当該利率に小数点以下第4位未満の数があるときは、これを切り捨てた利率）
住宅災害及び災害貸付に係る貸付金の利率	理事長が定める日から、月0.1850%	基準日における財政融資資金利率に0.26%を加えた利率に12分の10を乗じて得た利率（当該利率に小数点以下第2位未満の数があるときは、これを四捨五入した利率）を12で除して得た利率（当該利率に小数点以下第4位未満の数があるときは、これを切り捨てた利率）
介護構造部分の額に係る貸付金の利率	理事長が定める日から、月0.2000%	基準日における財政融資資金利率を12で除して得た利率（当該利率に小数点以下第4位未満の数があるときは、これを切り捨てた利率）
第16条第7項に規定する元金猶予期間中の住宅災害貸付に係る貸付金の利率	月0.1433%	

(注) 住宅貸付及び住宅災害貸付に係る貸付金の利率は、当該貸付金の金額から介護構造部分の額を除いた額に係る利率とする。

# 阪神・淡路大震災に伴う住宅災害貸付けに係る貸付金の利率等の 特例に関する規程

(平成7年4月24日制定)

改正	平成7年8月29日	平成10年3月27日
	平成12年9月22日	平成13年3月29日
	平成18年6月29日	

(趣旨)

**第1条** この規程は、公立学校共済組合貸付規程（昭和38年3月1日制定。以下「貸付規程」という。）第16条第7項に規定する激甚災害による住宅災害貸付けのうち阪神・淡路大震災に係るもの（以下「特例住宅災害貸付け」という。）及び平成7年1月17日において貸付規程に基づく住宅貸付け又は住宅災害貸付けに係る未償還元利金を有する者のうち、阪神・淡路大震災により同項に規定する地域において、当該住宅貸付け又は住宅災害貸付けに係る住宅又は住宅の敷地が5分の1以上又はこれと同程度の損害を受けた者に係る当該住宅貸付け又は住宅災害貸付け（以下「特例の既住宅貸付け等」という。）に係る貸付金の利率及び償還方法等に関する特例を定めるものとする。

(特例住宅災害貸付けに関する特例)

**第2条** 特例住宅災害貸付けを受けようとする者が申出をしたときは、当該貸付けに係る貸付金を交付した日の属する月の翌月から60月に達するまでを限度として、当該貸付金の元金の償還を猶予する。この場合において、当該猶予した期間に係る利息は、当該貸付金を交付した日の属する月の翌月から毎月償還するものとする。

2 前項の規定により貸付金の元金の償還を猶予した者に係る特例住宅災害貸付けの償還回数は、当該貸付金を交付した日の属する月の翌月から420回以内とする。ただし、当該貸付金の元金の償還を猶予した期間（次条において「償還猶予期間」という。）が終了した月の翌月以後の償還回数は、360回以内とする。

**第3条** 特例住宅災害貸付けに係る貸付金の利率は、1月につき、次の各号に掲げる期間ごとに当該各号に定める年利率を1月あたりに換算した率とする。

- (1) 償還猶予期間 1.88パーセント
- (2) 償還猶予期間が終了した月（償還猶予期間がないものにあつては、貸付金を交付した日の属する月の翌月から60月に達するまでの期間） 1.88パーセント
- (3) 前号の期間が終了した月の翌月から償還が完了する月までの期間貸付規程に基づく住宅災害貸付けに係る年利率から1.0パーセントを減じた利率

**第4条** 支部長は、特例の既住宅貸付け等の借受人に対して、特例住宅災害貸付けを行う場合には、当該特

例の既住宅貸付け等の未償還元金を当該特例住宅災害貸付けの貸付金の額から差し引かないで行うことができる。

(特例の既住宅貸付け等に関する特例)

**第5条** 特例の既住宅貸付け等の借受人が申出をしたときは、当該申出のあった日の属する月の翌月から60月に達するまでを限度として、当該特例の既住宅貸付け等に係る未償還元金の償還を猶予する。

**第6条** 前条の規定により償還を猶予した者に係る当該猶予の期間が終了した月の翌月以後の償還に係る貸付金の利率は、1月につき、貸付規程に基づく住宅貸付け又は住宅災害貸付けに係る年利率から1.0パーセントを減じた利率を1月当たりに換算した率とする。

2 特例の既住宅貸付け等の借受人で、前条の償還猶予の適用を受けなかった者が申出をしたときは、当該特例の既住宅貸付け等に係る利率については、当該申出のあった日の属する月の翌月分以後、前項に規定する利率を適用する。

(細則の制定)

**第7条** 前条までに定めるもののほか、この規程の実施のために必要な事項については、別に定める。

#### 附 則

- 1 この規程は、平成7年4月24日（以下「実施日」という。）から実施し、同年1月17日から適用する。
- 2 実施日前に貸付規程附則第4項に基づき行われた激甚災害による住宅災害貸付けで、特例住宅災害貸付けに該当するものに係る利率及び償還方法等については、この規程中の相当する規定に基づくものとみなす。
- 3 平成17年11月10日から財政融資資金法（昭和26年法律第100号）第7条第3項の規定により財務大臣が定める利率のうち預託期間が10年の預託金に係るもの（以下「財政融資資金利率」という。）が年3.2パーセント以上となった日の属する月の翌月の末日までの間における第3条第1号及び第2号に定める利率は、これらの規定にかかわらず、次の表に定める利率とする。

第3条第1号に定める利率	第3条第2号に定める利率
年1.43%	年1.72%

- 4 財政融資資金利率が年3.2パーセントを下回っている間における第3条第3号、第6条第1項及び第2項に定める利率については、これらの規定にかかわらず、住宅貸付けにあつては、年2.26パーセント、特例住宅災害貸付け及び住宅災害貸付けにあつては、年1.72パーセントとする。

# 東日本大震災に伴う住宅災害貸付けに係る貸付金の利率等の特例に関する規程

(平成23年6月2日制定)

改正 平成27年9月30日

(趣旨)

**第1条** この規程は、公立学校共済組合貸付規程(昭和38年3月1日制定。以下「貸付規程」という。)第16条第7項に規定する激甚災害による住宅災害貸付けのうち東日本大震災に係るもの(以下「特例住宅災害貸付け」という。)及び平成23年3月11日において貸付規程に基づく住宅貸付け又は住宅災害貸付けに係る未償還元金を有する者のうち、東日本大震災により同項に規定する地域において、当該住宅貸付け又は住宅災害貸付けに係る住宅又は住宅の敷地が5分の1以上又はこれと同程度の損害を受けた者に係る当該住宅貸付け又は住宅災害貸付け(以下「特例の既住宅貸付け等」という。)に係る貸付金の利率及び償還方法等に関する特例を定めるものとする。

(特例住宅災害貸付けに関する特例)

**第2条** 特例住宅災害貸付けを受けようとする者が申出をしたときは、当該貸付けに係る貸付金を交付した日の属する月(以下「貸付月」という。)の翌月から60月に達するまでを限度として、当該貸付金の元金の償還を猶予する。この場合において、当該猶予した期間(以下「償還猶予期間」という。)に係る利息は、貸付月の翌月から毎月償還するものとする。

2 前項の規定により貸付金の元金の償還を猶予した者に係る特例住宅災害貸付けの償還回数は、貸付月の翌月から420回以内とする。ただし、当該貸付金の元金の償還猶予期間が終了した月の翌月以後の償還回数は、360回以内とする。

**第3条** 特例住宅災害貸付けに係る貸付金の利率は、1月につき、次の各号に掲げる期間ごとに当該各号に定める年利率を1月あたりに換算した率とする。

(1) 償還猶予期間 1.42パーセント

(2) 償還猶予期間が終了した月(償還猶予期間がない者にあつては、貸付月)の翌月から償還が完了する月までの期間 2.72パーセント

**第4条** 支部長は、特例の既住宅貸付け等の借受人に対して、特例住宅災害貸付けを行う場合には、当該特例の既住宅貸付け等の未償還元金を当該特例住宅災害貸付けの貸付金の額から差し引かないで行うことができる。

(特例の既住宅貸付け等に関する特例)

**第5条** 特例の既住宅貸付け等の借受人が申出をしたときは、当該申出のあった日の属する月(以下「申出月」という。)の翌月から60月に達するまでを限度として、当該特例の既住宅貸付け等に係る未償還元金の償還を猶予する。この場合において、当該償還猶予期間に係る利息は、申出月の翌月から毎月償還するものとする。

**第6条** 前条の申出をした場合における特例の既住宅貸付け等に係る貸付金の利率は、1月につき、次の各号に掲げる貸付種別ごとに当該各号に定める年利率を1月当たりに換算した率とする。

- (1) 住宅貸付け 3.46パーセント
- (2) 住宅災害貸付け 2.72パーセント

2 特例の既住宅貸付け等の借受人で、前条の償還猶予の適用を受けなかった者が申出をしたときは、当該貸付金の利率は、前項各号に定める年利率を1月当たりに換算した率とする。

(細則の制定)

**第7条** 前条までに定めるもののほか、この規程の実施のために必要な事項については、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成23年6月2日（以下「実施日」という。）から実施し、同年3月11日（以下「適用日」という。）から適用する。
- 2 実施日前に貸付規程第16条第7項に基づき行われた激甚災害による住宅災害貸付けで、特例住宅災害貸付けに該当するものに係る利率及び償還方法等については、この規程中の相当する規定に基づくものとみなす。
- 3 適用日から財政融資資金法（昭和26年法律第100号）第7条第3項の規定により財務大臣が定める利率のうち預託期間が10年の預託金に係るもの（以下「財政融資資金利率」という。）が年4.2パーセントを下回っている間における第3条各号及び第6条第1項各号に定める利率は、これらの規定にかかわらず、附則別表に定める利率とする。

**附則別表**（附則第3項関係）

区 分	財政融資資金利率	
	年2.4%以下	年2.4%を超え年4.2%未満
第3条第1号に定める利率	年1.0%	年1.0%
第3条第2号及び第6条第1項第2号に定める利率	財政融資資金利率が改定された場合においては、当該改定された日以後3月以内の日で理事長が定める日（以下この表において「理事長が定める日」という。）から、年1.22%	毎年1月1日及び7月1日から、1月1日にあつては直近の10月1日、7月1日にあつては直近の4月1日（以下この表において「基準日」という。）における財政融資資金利率に0.26を加えて12分の10を乗じて得た利率（当該利率に小数点以下第2位未満の端数があるときは、これを四捨五入した利率）から1.0%を控除して得た利率
第6条第1項第1号に定める利率	理事長が定める日から、年1.66%	基準日における財政融資資金利率に0.26を加えた利率から1.0%を控除して得た利率

附 則（平成27年9月30日）

この改正は、平成27年10月1日から実施する。

## 公立学校共済組合貸付規程広島支部施行細則

(昭和38年3月1日制定)

- 1 改正 昭和44年 7月26日
- 2 改正 昭和48年 5月 8日
- 3 改正 昭和50年 3月10日
- 4 改正 昭和51年10月12日
- 5 改正 昭和52年12月20日
- 6 改正 昭和53年 3月22日
- 7 改正 昭和55年 1月30日
- 8 改正 昭和57年 3月19日
- 9 改正 昭和59年12月 5日
- 10 改正 昭和62年 5月19日
- 11 改正 平成 元年 2月20日
- 12 改正 平成11年 3月18日
- 13 改正 平成11年10月27日
- 14 改正 平成13年 2月16日
- 15 改正 平成13年 5月22日
- 16 改正 平成14年 5月22日
- 17 改正 平成16年 3月24日
- 18 改正 平成16年 7月15日
- 19 改正 平成18年 5月31日

(趣旨)

**第一条** この細則は、公立学校共済組合貸付規程（昭和38年3月1日制定。以下「規程」という。）第二十八条の規定に基づき、公立学校共済組合広島支部が行う貸付事務の処理に関して必要な事項を定めるものとする。

(貸付申込書の提出)

**第二条** 規程第十条に規定する貸付申込書（細則様式第一号（一）、（二）又は規程様式第一号（三））（以下「申込書」という。）の提出期限は、次の各号に掲げるものを除き、毎月20日（その月の20日が県の休日のときは、その翌日）とする。

一 入学による教育貸付け

入進学時期である1月、2月及び3月は、各月の初日（その月の初日が県の休日のときは、その翌日）を提出期限とする。

二 水震火災その他の非常災害による貸付け

状況に応じて、締切日を変更

三 医療貸付け

状況に応じて、締切日を変更

四 高額医療貸付け

随時

五 出産貸付け

随時

六 他の共済組合から貸付けを受けている者への貸付け、及び規程第二十条の二に規定する退職派遣者の採用に伴う借替の貸付け（以下「派遣借替貸付け」という。）

毎月5日（その月の5日が県の休日のときは、その翌日）を提出期限とする。

2 申込書の提出できる時期は、原則として次の各号に掲げるとおりとする。

一 一般貸付け 随時

二 特別貸付け 随時

三 住宅貸付け 物件の完成又は購入予定日の6月前から

四 住宅災害貸付け 災害が発生した日から1年以内

五 在宅介護対応住宅 物件の完成又は購入予定日の6月前からの新築等に係る住宅貸付け（以下「介護住宅貸付け」という。）

六 教育貸付け 随時

七 災害貸付け 災害が発生した日から3月以内

八 医療貸付け 治療を開始した日から治癒した日の後1月以内

九 結婚貸付け 結婚予定日の6月前又は婚姻の届出をした日から6月以内

十 葬祭貸付け 葬儀又は法事等の行事が行われた日から1月以内とし、墓地の取得及び墓石の建立等については購入前

十一 高額医療貸付け 随時

十二 出産貸付け 随時

十三 派遣借替貸付け 再び採用された日から3月以内

（申込書の添付書類）

**第三条** 規程第十条に規定する書類の様式及び事実を証明することのできる書類は、次の各号に掲げるものとする。

一 一般貸付け

必要額が確認できる書類。ただし、貸付金額が100万円以上の場合に限る。

二 特別貸付け

一般貸付けの場合に準ずるものとする。

三 住宅貸付け

イ 工事承諾書（細則様式第二号）の写し

ロ 住宅新築工事に係る誓約書（細則様式第三号）

ハ 確認済証によらない地域にあっては、工事届の写し又はこれに代わる書類

ニ 敷地の地目が農地の場合は、農地転用許可書の写し又は受理証明書の写し

ホ この貸付けで、同一物件について同時に2人以上で申込みをする場合、いずれか1人以外の者に係る書類は、省略することができる。

四 住宅災害貸付け

イ 被災の事実を証明する市区町村、警察署長又は消防署長の発行する証明書

ロ 前号のイ及びハに掲げる書類

ハ 前号のホの規定は、この貸付けにも適用する。

五 介護住宅貸付け

- イ 在宅介護対応住宅の新築等に係る申立書（細則様式第四号）
- ロ 介護構造部分の個所の分かる住宅の平面図又は写真
- ハ 介護構造部分の工事費用見積書又はこれに相当する書類
- ニ 第一号ホの規定は、この貸付けについて準用する。

#### 六 教育貸付け

- イ 入学の場合、合格証明書、入学証明書又は合格通知書の写し若しくは入学許可書の写し
- ロ 修学中の場合、在学証明書
- ハ 外国の教育機関に入学（修学又は受講）の場合、許可書等の写し
- ニ 正規の教育課程の修業年限が1年以上で、入学（修学又は受講）する課程の修業年限が3月以上であることを証する、外国の教育機関の証明書（細則様式第五号）
- ホ 必要額が確認できる書類

#### 七 災害貸付け

被災の事実を証明する市区町村長、警察署長又は消防署長の発行する証明書

#### 八 医療貸付け

医師の診断書

#### 九 結婚貸付け

- イ 結婚式場の挙式申込受理書の写し若しくは仲人の証明書又は婚姻の事実を証明する書類
- ロ 必要額が確認できる書類

#### 十 葬祭貸付け

- イ 葬儀等の場合、葬儀又は法事等の行事を明らかにする書類
- ロ 墓地の取得及び墓石の建立等の場合、購入費用及び購入日を確認できる見積書の写し
- ハ 必要額が確認できる書類

#### 十一 高額医療貸付け

- イ 保険医療機関等の請求書又は領収書の写し
- ロ 規程第十六条の二の規定により償還する額が貸付金の相当額に満たず、その差額に相当する金額を当該医療貸付けの対象となった高額療養費に係る一部負担金払戻金又は家族療養費附加金から控除するときは、高額医療貸付金控除依頼書（細則様式第六号）

#### 十二 出産貸付け

- イ 母子健康手帳の写し
- ロ 医師等の証明書（細則様式第六号の二）
- ハ 申込事由が妊娠4か月以上の異常分娩等の場合は、医療機関等からの請求書又は領収書の写し
- ニ 規程第十六条の二の規定により償還する額が貸付金の相当額に満たず、その差額に相当する金額を当該出産貸付けの対象となった出産費附加金又は家族出産費附加金から控除するときは、出産貸付金控除依頼書（細則様式第六号の三）

（貸付けの審査の基準等）

**第四条** 規程第十一条に規定する貸付けの審査は、おおむね、次の基準によって行うものとする。

- 一 申込書を受理した順によるものとする。ただし、第二条第一項各号に係る申込書については、この限りでない。
- 二 住宅貸付けに係る貸付金の額は、工事請負契約書、売買契約書又は賃貸借契約書（以下「工事

請負契約書等」という。)の契約額の金額を限度とする。ただし、その額が規程第八条第一項第二号に定める貸付金の最高限度額を超える場合は、当該最高限度額とする。

三 住宅災害貸付けに係る貸付金の額は、工事請負契約書等の金額を限度とする。ただし、その額が規程第八条第一項第二号に定める貸付金の最高限度額を超える場合は、当該最高限度額とする。

四 介護住宅貸付けの額は、住宅の工事請負契約書等の金額のうち、介護構造部分に相当する額を限度とする。ただし、その額が規程第八条第四項に定める加算額を超える場合は、当該加算額を最高限度額とし、住宅の普通構造部分に係る貸付け及び申込時における要介護者の有無にかかわらず貸し付けるものとする。

なお、介護構造部分に相当する額としての介護対応構造工事とは、別表第一に掲げる工事をいう。

2 貸付けの審査は、貸付申込書及びその添付書類について行うほか、必要に応じ現地の確認又は支部長が必要と認める書類を提出させることをもって行うものとする。

3 規程第十一条第一項に規定する借用証書(細則様式第七号(一)、(二)又は規程様式第三号(二)、(五))は申込書と同時に提出するものとする。この場合、貸付けをしないことが決定したときは、理由を付して当該借用証書及び申込書を所属所長を経て申込人に返戻するものとする。

(貸付けの資格証明)

**第四条の二** 貸付けの申込みをした者又はしようとする者で、貸付けを受けることができることの証明を必要とする者は、貸付予定資格証明願(細則様式第八号)を支部長に提出することにより、貸付資格証明書(細則様式第八号の二)を交付するものとする。

(貸付けの制限)

**第四条の三** 規程第五条第一項第二号に規定する「支部長が償還の確実性がないと認める者」とは、次の各号の一に該当する者をいう。

一 現に給与の差押えを受けているとき。

二 懲戒を事由とする停職等の処分を受け、給与の支給が見込めないとき。

三 破産の申立てから破産宣告までの間にあるとき、又は破産宣告後10年を経過していないとき。

四 貸付保険事故者。ただし、保険会社に移された債務を完済している場合を除く。

五 民事再生手続の申立てから再生計画認可決定までの間にあるとき、又は再生計画認可決定後10年を経過していないとき。

六 前各号に掲げるほか、債務不履行に至る恐れのある事由があると支部長が認めたとき。

2 規程第五条第一項第三号に規定する「支部長が定める者」とは、第九条の二第五項の規定により定期償還を現に行う者をいう。

(貸付決定通知書の交付等)

**第五条** 規程第十一条第一号に規定する貸付決定通知書(細則様式第九号又は規程様式第二号(二)及び償還表(細則様式第十号)は、審査後速やかに所属所長を経由し、申込人に交付するものとする。

(非常災害による住宅貸付け等)

**第六条** 規程第八条第一項第二号の二の規定による住宅災害貸付け又は同条第三項の規定による住宅貸付けは、被災の事実があった日から1年以内に貸付資金を必要とする場合とする。ただし、支部長が事情やむを得ないと認めたときは、この限りでない。

(貸付金の交付等)

**第七条** 貸付金の交付（高額医療貸付金及び出産貸付金を除く。）は、毎月22日とする。ただし、その月の22日が金融機関等の休業日に当たるときは、翌日以降の最初の営業日とする。

2 高額医療貸付金及び出産貸付金の交付は、速やかに行うものとする。

3 貸付金は、申込人が指定する申込人本人の金融機関の口座に振り込み交付するものとする。

（定期償還）

**第七条之二** 県費負担教職員に係る、規程第十六条第一項に規定する償還金額は毎月支給される給与から、同条第三項に規定する償還金額は6月及び12月の期末・勤勉手当から、原則として給与支給機関によって控除するものとする。

（繰上償還）

**第八条** 規程第十六条第七項の規定による繰上償還は、次の各号に掲げる時期に行うものとする。

一 全額繰上償還 毎月。ただし、11月（10月申出）について、規程第十六条第三項に規定する償還（以下「ボーナス償還」という。）を併用の場合は、これを行わない。

二 一部繰上償還 1月、7月

2 借受人は、前項の繰上償還を希望するときは、前項第一号の場合にあっては全額繰上償還申出書（細則様式第十一号）を、同項第二号の場合にあっては一部繰上償還申出書（細則様式第十二号）を、それぞれ繰上償還しようとする月の前月の20日（12月の繰上償還申出にあっては、13日）までに支部長に提出しなければならない。

3 支部長は、前項の申出書を受理し、審査の上適当と認めたときは、償還金納付通知書（細則様式第十三号（一））を当該借受人に送付するものとする。

4 前項の償還金納付通知書の送付を受けた者は、指定の期日までにその償還金を支部長に払い込まなければならない。

（償還の猶予）

**第九条** 規程第十六条第六項の規定により償還の猶予を希望する旨の申出をしようとする者は、償還猶予申出書（細則様式第十四号）を所属所長を経て支部長に提出しなければならない。

2 償還猶予の期間は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める期間の範囲内とする。

一 規程第十六条第六項第一号に該当するとき

申出のあった日の属する月の翌月から12月の範囲内

二 規程第十六条第六項第二号に該当するとき

育児休業の期間の範囲内

三 規程第十六条第六項第三号に該当するとき

介護休暇の期間の範囲内。ただし、1か月未満の介護休暇の場合を除く。

四 規程第十六条第六項第四号に該当するとき

疾病による無給休職の範囲内。ただし、傷病手当金及び傷病手当金附加金の支給を受けている期間を除く。

3 償還猶予期間中の償還金は、償還猶予期間が満了した月の翌月（ボーナス償還にあっては、直後の6月又は12月）から、定期償還と併せて、猶予された償還回数により、均等額で給与支給日（ボーナス償還にあっては、6月又は12月のボーナス支給日）に返済するものとする。ただし、支部長がやむを得ないと認めたときは、猶予された償還金を1回又は2回で、償還金納付通知書兼領収書（細則様式第十三号（二））（以下「納付通知書兼領収書」という。）によって、返済することができる。この場合における返済は、均等額により返済することとした場合の期間内に行わなければならない。

ない。

- 4 規程第十六条第六項第二号の規定に該当し、毎月償還及びボーナス償還の猶予を希望しないときは、毎月償還申出書（細則様式第十五号）を支部長に提出するものとし、この場合、納付通知書兼領収書により毎月納付しなければならない。

（即時償還）

**第九条之二** 借受人が、規程第十八条の各号に該当した場合、借受人は未償還元利金の全額を即時に償還しなければならない。

- 2 借受人が、規程第十八条第一号の規定に該当した場合において、退職手当が支給される時、又は同条第二号の規定に該当するときは、貸付未償還元利金を退職手当から控除するものとする。この場合、組合員の死亡に伴うときは、退職手当の受給権者である遺族からの退職手当からの未償還元利金の控除に関する承諾書（細則様式第十六号）により行うものとする。ただし、借受人が公立学校共済組合団体信用生命保険制度（以下「団信」という。）に加入し、団信の適用を受ける場合は、団体信用生命保険普通保険約款によるものとする。
- 3 前項において、退職手当の支給額から貸付未償還元利金を控除してなお控除額が不足するときは、別に通知するところにより納付するものとする。
- 4 前三項において、貸付未償還元利金の償還がない場合、公立学校共済組合貸付保険制度の適用を受けるものとする。
- 5 借受人が、規程第十八条第三号から同条第五号のいずれかに該当した場合において、組合員として定期償還を続けることができるときは、第一項の規定にかかわらず、定期償還させるものとする。

（完了報告等）

**第十条** 規程第四条第二号に規定する住宅貸付け、同条第二号の二に規定する住宅災害貸付け又は理事長が別に定める介護住宅貸付けに係る貸付金の借受人は、当該貸付けの対象となった物件の工事、購入等について貸付金の交付を受けた日から起算して、6月以内に完了しなければならない。

- 2 前項の事項が完了したときは、速やかに完了報告書（細則様式第十七号）を、支部長に提出しなければならない。
- 3 第一項に規定する物件の工事又は購入等がやむを得ない理由により当該期間内に完了しないときは、速やかに完了遅延報告書（細則様式第十八号）を支部長に提出しなければならない。
- 4 第一項に規定する完了報告書若しくは前項に規定する完了遅延報告書の提出がないとき、又は当該報告書の提出があってもその内容が不相当と支部長が判断するときは、規程第十八条の規定により即時償還しなければならない。

（住宅建築義務）

**第十条之二** 規程第十三条に規定する住宅の敷地のみを購入又は借入れするための住宅貸付け又は住宅災害貸付けの借受人は、貸付けの申込時に、5年以内に住宅を建築する旨の住宅新築工事に係る誓約書（細則様式第三号）を支部長に提出しなければならない。

- 2 借受人が当該敷地に住宅を新築したときは、建築完了報告書（細則様式第十九号）に家屋登記簿謄本を添付の上提出しなければならない。
- 3 借受人は、貸付金の交付の日から5年以内に住宅の建築が完了できないときは、住宅建築猶予申出書（細則様式第二十号）を提出し、完了期限の猶予を受けることができる。
- 4 第二項に規定する建築完了報告書若しくは前項に規定する住宅建築猶予申出書の提出がないとき、又は当該報告書の提出があってもその内容が不相当と支部長が判断するときは、規程第十八条の規

定により即時償還しなければならない。

(市町村費職員等の償還金の取扱い)

**第十一条** 支部長は、県費負担教職員以外の者に対して貸付金を交付したときは、速やかに借受人の給与支給機関の長にその旨を通知するものとする。

2 支部長は、毎月、貸付償還金内訳書(細則様式第二十一号)を給与支給機関の長に送付するものとする。

3 給与支給機関の長は、前項の内訳書に基づき、規程第十六条第一項に規定する償還(以下「毎月償還」という。)に係る償還額にあつては給与支給日に、ボーナス償還に係る償還額にあつては6月又は12月のボーナス支給日に、それぞれ借受人の給与又はボーナスから控除して、償還金納付通知書兼領収書(細則様式第十三号(二))により支部長に納付するものとする。

4 給与支給機関の長は、規程第十八条に規定する即時償還を依頼された場合は、その都度前項に準じて納付するものとする。

5 給与支給機関の長は、借受人が退職その他の理由によりその者の給与から当該償還金を控除することができなくなったときは、速やかにその旨を支部長に通知するものとする。

(他の共済組合から貸付けを受けている者への貸付け)

**第十二条** 他の共済組合から貸付けを受けている者が、当該貸付金を返済するため規程第二十条の規定による貸付けを受けようとするときは、申込書に他の共済組合から貸付けを受けている事実及び貸付けの未償還元金を証明する書類を添付しなければならない。

2 貸付金は、他の共済組合の貸付金残高及び経過利息の合計額とし、かつ、規程第八条に定める貸付限度額の範囲内で1円単位とする。

3 第一項により住宅貸付け、住宅災害貸付け又は介護住宅貸付けを受けた場合は、他の共済組合へ償還後速やかに完了報告書(細則様式第十七号)に償還した領収書の写しを添付して、支部長に提出しなければならない。

(派遣借替貸付け)

**第十二条の二** 派遣借替貸付けを受けようとする者は、第五項による貸付けを受ける場合を除き、申込書に金融機関等が発行する残高証明書及び貸付種別に応じ第三条各号(第九号及び第十号を除く。)に規定する書類を添付しなければならない。

2 貸付金は、規程第八条に定める貸付金の最高限度額と金融機関等の借入残高(派遣期間中の借入金に限る。)及び経過利息の合計額のうち、いずれか低い方の額とし、1円単位とする。

3 第一項により貸付けを受けた場合は、金融機関等へ借入金の償還後、速やかに金融機関等が発行する当該償還に係る領収書の写しを支部長に提出しなければならない。

4 第一項による派遣借替貸付けに係る工事等の完了期限及び住宅建築猶予申出書の提出については、第十条第一項及び第十条の二第三項中「貸付金の交付」とあるのは「金融機関等から資金の交付」と読み替えてこれを適用する。

5 住宅貸付け、住宅災害貸付け又は介護住宅貸付けに係る派遣借替貸付けを受けようとする際、既に住宅の新築等が完成している者は、申込書に第一項の残高証明書、完了報告書(細則様式第十七号の二)及び支部長が必要と認める書類を添付しなければならない。この場合における貸付け金額の算定及び償還に係る領収書の写しの提出については、第二項及び第三項の規定を準用する。

6 前項による派遣借替貸付けに係る住宅建築義務の確認については、第十条の二第一項中「住宅新築工事に係る誓約書」とあるのは「家屋登記簿謄本」と読み替えてこれを適用する。

7 第五項による派遣借替貸付けに係る完了報告書の提出及び建築完了報告書の提出については、第十条第二項及び第十条の二第二項の規定はこれを適用しない。

(借入金の残高証明書)

**第十三条** 借受人において、借入金の残高の証明を必要とする場合（規程第十八条第一号に該当し即時償還を行う者が、他の共済組合から貸付けを受けるときを含む。）は、貸付金残高証明願（細則様式第二十二号）を支部長に提出することにより、貸付金残高証明書（細則様式第二十二号の二）を交付するものとする。

(住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書)

**第十四条** 租税特別措置法に基づく住宅取得等特別控除を受けるときは、住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明申請書（細則様式第二十三号）を支部長に提出することにより、住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書（細則様式第二十三号の二）を交付するものとする。

(雑則)

**第十五条** この細則の実施に関し必要な事項は、支部長が定める。

附 則

- 1 この細則は、昭和38年3月1日から実施する。
- 2 公立学校共済組合貸付規程広島支部施行細則（昭和34年10月16日施行。以下「旧細則」という。）は、廃止する。
- 3 この細則の実施の際、現に旧細則により貸付けを受けている者の貸付金の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則（昭和44年7月26日）

- 1 この細則は、昭和38年3月1日から実施する。
- 2 この細則の実施の際、現にこの細則改正前の細則により手続きを行っている者については、なお従前の例による。

附 則（昭和48年5月8日）

この細則は、公布の日から施行し、昭和48年5月1日から適用する。

附 則（昭和50年3月10日）

この細則は、昭和50年4月1日から実施する。

附 則（昭和51年10月12日）

この細則は、昭和51年11月1日から実施する。

附 則（昭和52年12月20日）

この細則は、昭和52年1月1日から実施する。

附 則（昭和53年3月22日）

この細則は、昭和53年4月1日から実施する。

附 則（昭和55年1月30日）

- 1 この細則は、昭和55年4月1日から実施する。ただし、入学貸付けに係る改正は、昭和55年2月1日から実施する。
- 2 この細則の実施の際、現にこの細則改正前の細則により手続きを行っている者については、なお従前の例による。

附 則（昭和57年3月19日）

- 1 この細則は、昭和57年4月1日から実施する。
- 2 この細則の実施の際、現にこの細則改正前の細則により手続きを行っている者については、なお従前の例による。

附 則（昭和59年12月5日）

- 1 この細則は、昭和59年10月1日から実施する。
- 2 この細則の実施の際、現に高額医療貸付金の交付を受けている者については、この改正後の細則により手続きを行ったものとみなす。

附 則（昭和63年5月19日）

この細則は、昭和62年5月19日から実施する。

附 則（平成元年2月20日）

この細則は、平成元年9月1日から実施する。

附 則（平成11年3月18日）

この細則は、平成11年4月1日から実施する。

附 則（平成11年10月27日）

この細則は、平成11年10月1日から実施する。

附 則

- 1 この改正は、平成13年2月16日から実施し、平成12年9月1日（以下「適用日」という。）から適用する。
- 2 適用日において現に存する改正前の公立学校共済組合貸付規程広島支部施行細則による細則様式第七号（一）及び細則様式第七号（二）の用紙は、当分の間、これを補正して使用することができる。

附 則

- 1 この細則は、平成13年5月22日から実施し、平成13年4月1日（以下「適用日」という。）から適用する。
- 2 適用日において現に存する改正前の公立学校共済組合貸付規程広島支部施行細則による細則様式第一号（一）、細則様式第七号（一）、細則様式第十二号及び細則様式第十四号の用紙は、当分の間、これを補正して使用することができる。

附 則

- 1 この細則は、平成14年5月22日から実施し、平成14年4月1日（以下「適用日」という。）から適用する。ただし、第三条第一項第四号ホの改正規定は、平成14年10月1日から適用する。
- 2 適用日において現に存する改正前の公立学校共済組合貸付規程広島支部施行細則による細則様式第十六号の用紙は、当分の間、これを補正して使用することができる。

附 則

- 1 この細則は、平成16年4月1日から実施する。
- 2 公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第二条第一項の規定により公益法人等へ派遣された組合員が、平成16年4月1日前に改正前の規程第二十条の二の規定による借替制度の対象となる資金を金融機関等から借り入れ、その者が職務に復帰し、又は引き続き派遣職員である場合において、当該借入金を返済するために資金を必要とするときは、なお従前の例による。

附 則

この細則は、平成16年10月1日から実施する。

#### 附 則

- 1 この細則は、平成18年5月31日から実施し、同年4月1日（以下「適用日」という。）から適用する。
- 2 適用日において、現に存する改正前の公立学校共済組合貸付規程広島支部施行細則による細則様式第七号（一）及び細則様式第七号（二）の用紙は、当分の間、これを補正して使用することができる。

別表一（第四条関係）

介護対応構造工事

要介護者の生活の利便性を現在又は将来において確保するためには、平面計画上の配慮を行うとともに、床の仕上材を滑りにくいものにし、床の段差を解消し、浴室、便所、階段等に手すりを設置する等の次のような工事を行うことが考えられる。

玄 関	<ul style="list-style-type: none"> <li>・すわって靴を履き替えることなどを考え、余裕のある広さにする。</li> <li>・手すりを設けるか又は手すりの設置に備えて壁を補強する。</li> <li>・床は滑りにくい仕上材を使用する。</li> </ul>
要介護者の部屋 ・居間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・寝室スペースと居間のスペースに分けられることが望ましい。</li> <li>・寝室スペースは昼間ベッド利用のために、また、居間スペースは昼間の活動や友人とのつき合い、病気になったときの看護者の就寝などのために確保したい。</li> <li>・できれば1階とし、直接戸外に出られるとよい。階段の昇降の困難、庭いじりを好むこと、非常時の避難を考慮して。</li> <li>・敷居等の段差を解消し、床は滑りにくい仕上材を使用する。</li> <li>・手すりを設けるか又は手すりの設置に備えて壁を補強する。</li> </ul>
寝 室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ベッドの配置がしやすいよう計画する。</li> <li>・枕元近くにスイッチを設け、電気を一括して消せるようにする。また、ブザーやインターホンなどを設置するとよい。</li> <li>・枕元に物を置けるように配慮する。</li> <li>・敷居等の段差を解消し、床は滑りにくい仕上材を使用する。</li> <li>・手すりを設けるか又は手すりの設置に備えて壁を補強する。</li> </ul>
食 事 室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食事は大きな楽しみとなるので、ゆったりと落ち着いて食事できるよう配慮する。人数を考慮した広さとすること。</li> <li>・イス座とユカ座を足腰の状態や好みで選べるとよい。座ったままで手の届く範囲に、食器や調味料などが置ける収納があるとよい。</li> <li>・敷居等の段差を解消し、床は滑りにくい仕上材を使用する。</li> <li>・手すりを設けるか又は手すりの設置に備えて壁を補強する。</li> </ul>
廊 下	<ul style="list-style-type: none"> <li>・床は段差を解消し、滑りにくい仕上材を使用する。</li> <li>・手すりを設けるか又は手すりの設置に備えて壁を補強する。</li> <li>・常夜灯をつけるとよい。とくに寝室と便所の間に必要。</li> <li>・3路スイッチを活用する。</li> </ul>
階 段	<ul style="list-style-type: none"> <li>・路面18cm以上、蹴上げ22cm以下とし勾配をゆるくする。</li> <li>・路面は、滑りにくい仕上材を使用する。</li> <li>・手すりを連続的につける。できるだけ両側に。</li> <li>・段鼻が出ているとつまずきやすい。蹴込み板がないと滑ったり不安感を持つので避けたい。</li> <li>・踊場のある階段がよく、まわり階段やらせん階段は望ましくない。</li> <li>・2以上の照明器具を設け、各階で点灯できるものとする。</li> <li>・足元が暗がりにならないよう、フットライトを設ける。</li> </ul>

便 所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 寝室の近くに設ける。</li> <li>・ 腰かけ式便器とする。</li> <li>・ 動作のしやすさや介助が必要なときを考え、広めのスペースをとりたい。</li> <li>・ 手すりを設けるか又は手すりの設置に備えて壁を補強する。</li> <li>・ 暖房が必要である。</li> <li>・ コンセントを設ける。</li> <li>・ 窓は外開きか引戸とし、外から開錠できるようにしておく。</li> <li>・ 非常用のブザーをつける。</li> <li>・ 床は段差を解消し、滑りにくい仕上材を使用する。</li> </ul>
浴 衣・脱 衣 室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 介助が必要なときを考え、広めにしたい。</li> <li>・ 浴槽は埋め込み型とする。また、浴槽の縁を広くしたり、浴槽に連続する台を設けて腰かけてから入れるようにするとよい。</li> <li>・ 床面から浴槽の縁までの高さは、30cm以上50cm以下とする。</li> <li>・ 浴槽の出入りのための立ち上がり棒や、浴槽壁面に手すりを付ける。</li> <li>・ 床は滑りにくい仕上材を使用する。</li> <li>・ ハンドシャワーをつけるとよい。</li> <li>・ 転倒したときに危険な突出部、鋭角部のないようにする。</li> <li>・ 窓は外開きか引戸とし、転倒したときにガラスで怪我をしないように少なくとも腰高までは普通ガラスを避け、強化ガラス、アクリル板等の使用が望ましい。</li> <li>・ 非常用のブザーをつけることが望ましい。</li> <li>・ 脱衣室は、いすに座って脱ぎ着できるよう十分なスペースをとっておく。</li> <li>・ 浴室との急激な温度差を避けるため、脱衣室も暖房する。</li> </ul>
洗 面 所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 洗面器は、体を支えても大丈夫なように堅固に取り付ける。</li> <li>・ 水栓コックは操作しやすいもの（レバー式）がよい。</li> <li>・ 手すりを設けるか又は手すりの設置に備えて壁を補強する。</li> <li>・ 床は段差を解消し、滑りにくい仕上材を使用する。</li> <li>・ コンセントを設ける。</li> </ul>